

第1章 計画の策定にあたって	4
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	60
第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策	65
第5章 計画期間における重点的取組	140
第6章 各種計画の量の見込みと確保方策	
第1節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	173
第2節 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策	216
第3節 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進	219
第7章 計画の推進に向けて	247

第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の背景・趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 これまでの取組状況等

1 策定の背景・趣旨

本市では、急速な少子高齢化の進行や都市化の進展、核家族世帯の増加や地域における人と人との関わりの希薄化などが生じており、社会・経済環境が大きく変化する中、こどもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増している状況にあります。社会の中で相対的に低い所得の水準で暮らすこどもの割合を意味する「こどもの貧困率」は、直近の国の調査ではやや改善したものの、依然として我が国では約9人に1人が貧困状態にあり、とりわけひとり親家庭の貧困率の高さは突出した状態にあります。

また、子育ての不安感や地域社会における子育て家庭の孤立などを背景に、児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、また、不登校やいじめ、若者のひきこもりも深刻化しています。

こうしたこども・若者や子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、こども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市では、平成30(2018)年3月に、「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」、「子どもの未来応援プラン」、「川崎市子ども・若者ビジョン」を一体化するとともに、子どもの貧困対策の推進に関する法律(現「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」)に基づく子どもの貧困対策推進計画を包含した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を策定し、こども・若者や子育て家庭への支援を推進してきました。

令和2(2020)年2月には、国の動向や、本市の要保護児童及び家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、さまざまな事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整えるため、「川崎市社会的養育推進計画」を策定し、社会的養育の推進に取り組んできました。

各計画に基づく取組を推進する一方、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会の到来など、社会状況が急激に変化し、価値観が多様化する中で、こども・若者が抱える課題への対応を確実に実施するとともに、国の「新・放課後子ども総合プラン」などの国の動向等を踏まえるほか、教育・福祉・保健・雇用等、多分野に展開するこども・若者及び子育て支援を効果的に推進するため、多くの同一事業の進行管理を行っている「川崎市社会的養育推進計画」と統合した「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和4(2022)年3月に策定しました。

こうした中、令和4(2022)年6月には、すべてのこども・若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会の実現をめざした「こども基本法」が制定され、令和5(2023)年4月には、こども家庭庁が発足するとともに、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が同年12月に決定されました。こども基本法第10条では、こども大綱を勘案した「市町村こども計画」策定の努力義務が規定され、こうした社会的な情勢も踏まえ、本市においても、令和8(2026)年度以降に取り組むべきこども施策をより一体的に推進するため、「市町村こども計画」の位置づけも加えた「第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

本計画に基づき、未来を担うこども・若者が、夢や希望を抱き、一人ひとりが持つ力を活かして、社会の中で自立し主体的な人生を送ることで幸せが実感できるよう、ライフステージを通した切れ目のないこども・若者及び子育て支援を総合的に進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 本計画が包含する計画の位置づけ

本計画は、さまざまな分野にわたるこども・若者及び子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、こども施策に関わる複数の個別計画を一体化して策定しており、本市のこども施策全体が把握できる計画となっています。本計画が包含する計画の概要及び根拠となる法令等は以下のとおりです。

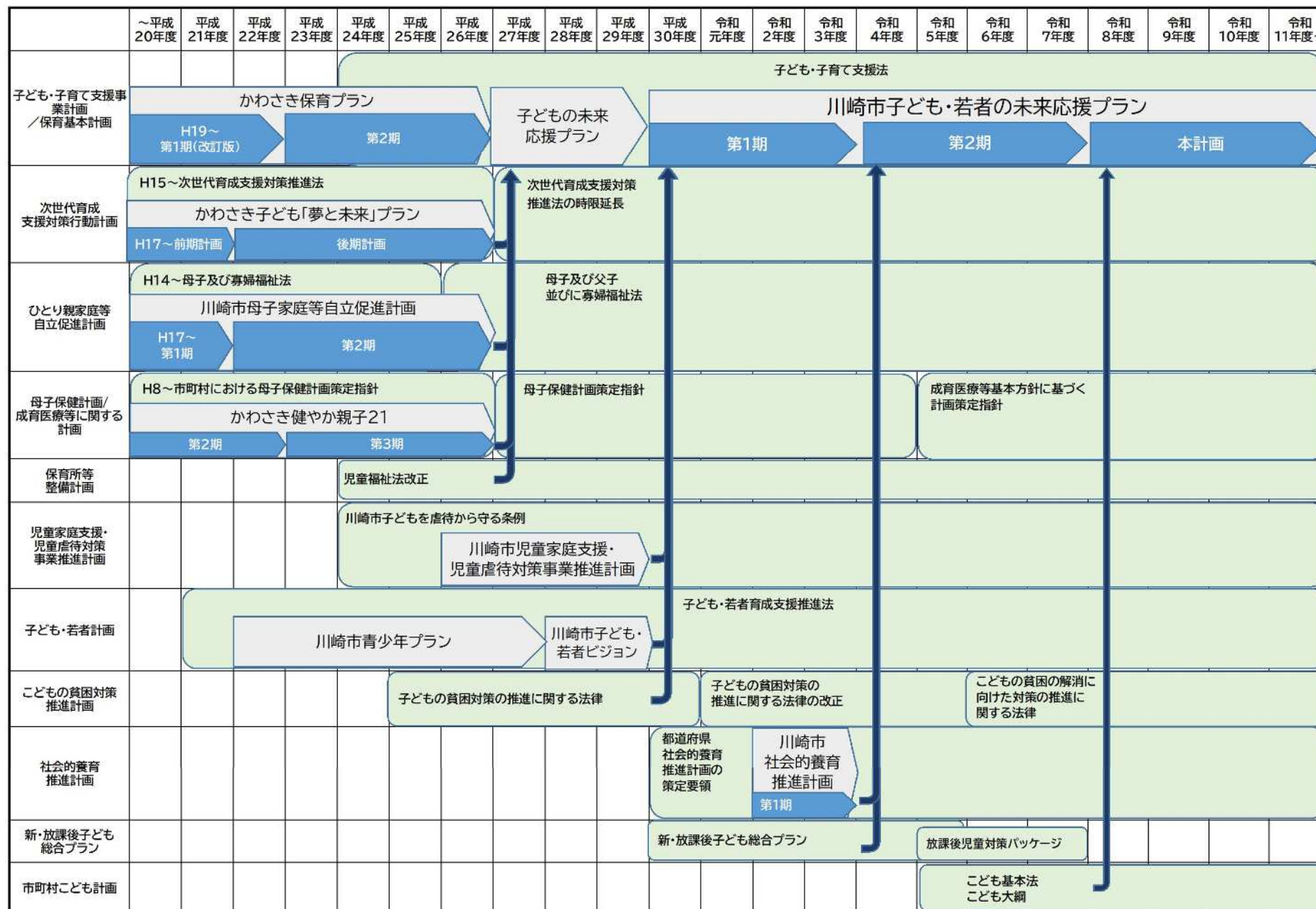
なお、本計画から、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。

包含する計画の名称	計画の概要	計画の根拠等
市町村こども計画【本計画から包含】	こども施策を総合的に推進するための計画	こども基本法第10条第2項
子ども・若者計画	総合的な子ども・若者育成支援施策を推進するための計画	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
次世代育成支援対策行動計画	次世代育成支援対策を総合的に推進するための計画	次世代育成支援対策推進法第8条第1項
こどもの貧困対策推進計画	こどもの貧困対策を総合的に推進するための計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的に 行うための計画	子ども・子育て支援法第61条第1項
ひとり親家庭等自立促進計画	ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策を総合的に推進する ための計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項
保育所等整備計画	乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するための保育所等の整備計画	児童福祉法第56条の4の2
成育医療等に関する計画	妊産婦を含めた成育過程にある者等への成育医療等の提供について 横断的な視点での総合的な取組を推進するための計画	成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定 指針について(令和5年3月31日付厚生労働省通知、 子発0331第18号)
児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画	児童家庭支援・児童虐待対策を強化充実し、「虐待のないまちづくり」 を推進するための計画	川崎市子どもを虐待から守る条例
社会的養育推進計画	こどもの最善の利益の実現に向けた、社会的養育を推進するための 計画	「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成 30年7月6日付厚生労働省通知、子発0706第1号)
新・放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推 進するための計画	「新・放課後子ども総合プラン」について(平成30年9 月14日付文部科学省・厚生労働省通知、30文科生第 396号・子発0914第1号)

第1章 計画の策定にあたって

2 計画の位置づけ

(2)本計画が包含する計画の統合経過



第1章 計画の策定にあたって

2 計画の位置づけ

(3)本計画と他の行政計画との関係

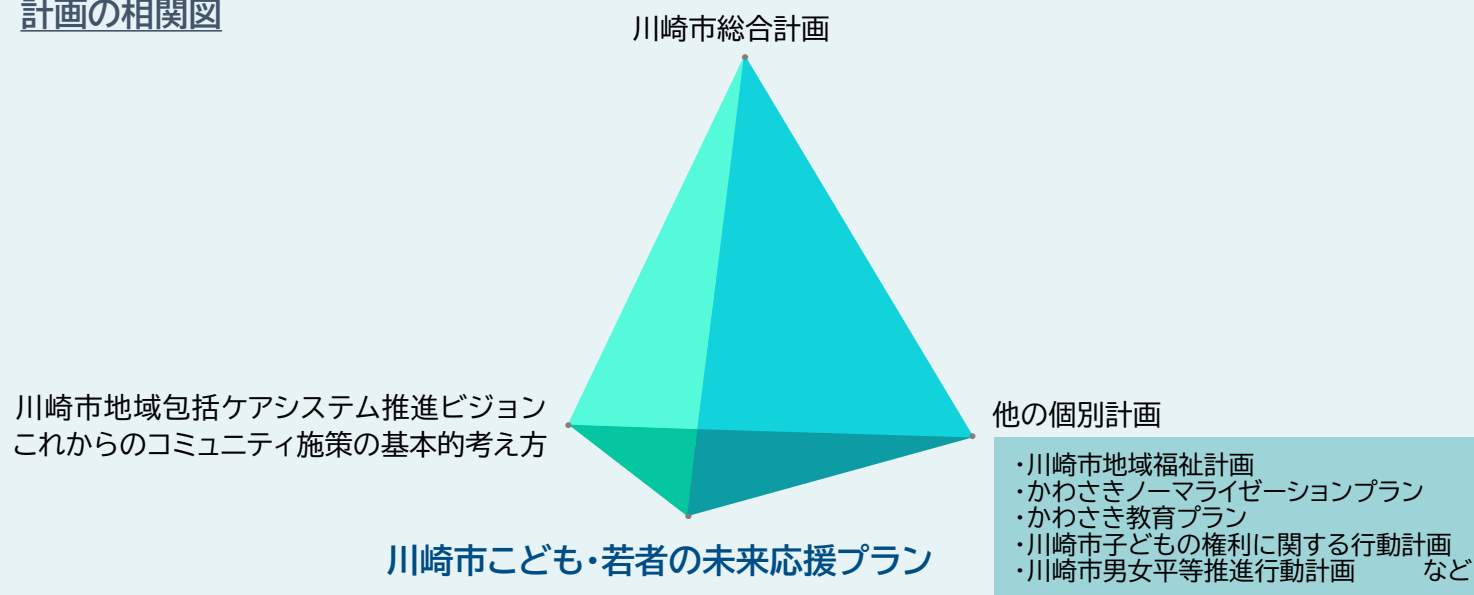
本市では、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成26(2014)年度に策定し、高齢者をはじめ、障害者やこども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めたすべての地域住民を対象として、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざし、地域包括ケアシステムの構築を進めています。

また、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成30(2018)年度に策定し、多様な主体の連携により、「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域の実現に向け、地域の居場所である「まちのひろば」の創出等の取組を進めています。

本計画の策定にあたっては、こども・若者に関する行政計画として、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえながらとりまとめ、地域包括ケアシステムの構築につなげていきます。

また、「第3次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」に掲げる教育の指針となる考え方は、本計画における、特に学齢期以降の施策の推進と非常に関連が大きいものであり、かわさき教育プランと連携するとともに、こどもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるため、子どもの権利条例前文に掲げる基本理念を踏まえて、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」と連携するなど、関連する他の個別計画との横断的連携を図りながら、施策を推進します。

計画の相関図



第1章 計画の策定にあたって

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

4 計画の対象

本計画では、「こども・若者」「子育て家庭(妊娠・出産期を含む)」を対象とします。

こども基本法では、「こども」とは心身の発達の過程にある者とされていますが、本計画では対象に若者が含まれることをわかりやすく示すという観点から「こども・若者」の語を用います。

「こども」の表記は、こども基本法に倣い、原則として「子ども」ではなく、「こども」を用いています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の予算事業名や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

本計画の対象となる「こども・若者」

区分	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
対象	義務教育年齢に達するまで	小学生年代	中学生～概ね18歳まで	概ね18歳以降～ 概ね30歳未満
主な年齢	0～5歳	6～12歳	13～18歳	18～29歳
こども・若者				
				

※図はこども家庭庁「こども大綱」より本市作成

※青年期については、施策によってはポスト青年期の者も対象

5 これまでの取組状況等(1/6)

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

<9つの施策の主な取組状況>

方向性	施策	内容
I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	■主な取組状況 ○こどもの意見を聴くしくみとして、令和5(2023)年9月から「子ども・若者の“声”募集箱」を本格実施しました。寄せられた声は、市政運営の参考にするとともに、市長メッセージや市の考え方を市ホームページに掲載し、フィードバックしました。 ○小児医療費助成事業について、令和5(2023)年9月に、通院医療費助成の対象年齢を中学校3年生まで拡大し所得制限を撤廃することにより制度拡充を図りました。 ■子ども・子育て会議※からの意見・評価 ○「子ども・若者の“声”募集箱」については、本格実施によりこどもたちの意見表明・参加の機会の一つとして制度化したことを評価するとともに、寄せられた意見の内容をしっかりと確認し適切なフィードバックを行い、効果的な制度運用が図られることを期待します。 ○小児医療費助成事業については、制度拡充により、令和5(2023)年9月から通院医療費助成対象年齢の中学校3年生までの拡大及び所得制限を撤廃したことを評価します。
	2 子どものすこやかな成長の促進	■主な取組状況 ○産婦健康診査や1か月児健康診査の一部費用助成を開始することにより、医療機関と連携し、支援を必要とする方の早期発見が可能になり、産後うつや相談支援につなげることができました。また、妊娠期からの伴走型相談支援や両親学級等を通じ、正しい情報発信を行うことで、産後のサービス利用につながり、産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用者増となりました。 ■子ども・子育て会議からの意見・評価 ○妊婦・乳幼児健康診査事業について、令和7(2025)年1月から1か月児健康診査の費用の一部助成を開始し、疾病の早期発見早期支援となるよう関係機関と連携したことや、5歳児健康診査について、就学前最後の健診として発達障害等の支援を充実させたことを高く評価します。今後も、医療機関や関係団体等と連携し、市民に適切にサービスの提供を行い、要支援者等については、確実にその後の支援が受けられるよう、切れ目のない支援を行うことを期待します。 ○母子保健指導・相談事業について、産後ケア事業で市民の利用料金に減免制度を導入し、利用しやすい料金体制にしたことや、令和6(2024)年10月から日帰りロング型を導入し、訪問型の対象年齢を1歳まで拡充したことを高く評価します。今後は、健全な子育ての環境づくりに向けた母子保健指導・相談事業の手法の工夫や、産後ケア事業における安全なサービス提供に向けた手厚い人材の確保のための取組を期待します。

第1章 計画の策定にあたって

5 これまでの取組状況等(2/6)

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

<9つの施策の主な取組状況>

方向性	施策	内容
I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	■主な取組状況
		○既存寺子屋の運営支援や新たな寺子屋の開講、地域人材の育成、新たな寺子屋開講に向けた準備や調整を進め、多世代での交流の場を新たに創出することにより、確実に地域の大人と子どもとのつながりを育むことができました。また、外国につながる子ども向け寺子屋を市内5か所で実施し、日本語学習の支援を進めました。
		■子ども・子育て会議からの意見・評価
		○地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進めたことを評価します。引き続き、未開講エリアについて地域と調整を行い、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代による、子どもたちの学習や体験を支える取組が推進されることを望みます。子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、さまざまな経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代と連携・協力しながら、学校・家庭・地域における教育力の向上のための取組が推進されることを望みます。
	4 子育てしやすい居住環境づくり	■主な取組状況
		○子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした「川崎市すまい・いかすプロジェクト」において、既存住宅の活用に関するセミナーなどを民間事業者と連携して実施しました。 ○安全・安心な公園・緑地の整備に向け、富士見公園において、民間事業手法等を活用し、公園施設の機能のあり方についての検討や再編整備事業を進めました。
		■子ども・子育て会議からの意見・評価
		○「川崎市すまい・いかすプロジェクト」により、既存住宅の活用に関するセミナーなどを民間事業者と連携して実施し、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を推進したことを評価します。今後も、子育て世帯が安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進することを期待します。 ○富士見公園をはじめとする公園の再整備については、細部に十分に配慮しながら着実に再整備を進め、計画に沿った進捗管理が行われることを望みます。引き続き、公園施設の適切な維持管理の継続と、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化が推進されることを望みます。

第1章 計画の策定にあたって

5 これまでの取組状況等(3/6)

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

<9つの施策の主な取組状況>

方向性	施策	内容
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	■主な取組状況 ○就学前児童数は減少する一方で、保育所等の利用児童数が増加する中、保育所等の新規整備のほか、定員変更、認可外保育施設の認可化など、保育受入枠を確保するとともに、一時預かりなど幼稚園における受入れを推進したほか、認可外保育施設の積極的な活用を図るため、持続可能な支援策として、川崎認定保育園に対する助成を実施した結果、5年連続で待機児童ゼロを達成するとともに、高止まりする保育ニーズへの対応を図ることができました。 ○公立保育所運営事業について、川崎区、中原区、宮前区に続き市内に4か所目となる多摩区保育・子育て総合支援センターを令和6(2024)年度に開設し、センターを利用する保護者からの多様な相談に対し保育士や栄養士等の専門性を活かした支援の実施や、研修の場と実践の場を同じとする質の高い研修を実施する等の取組により、地域に密着した総合的な子育て支援の充実を図りました。 ■子ども・子育て会議からの意見・評価 ○待機児童対策事業について、認可保育所の整備に限らず、既存保育施設を有効活用しながら保育受入枠を確保するとともに、幼稚園の一時預かり事業を実施したほか、川崎認定保育園に対する助成を実施したことを評価します。引き続き、安定的かつ継続的な保育の実施を確保するようさまざまな工夫により効果的な整備を進め、保育受入枠の確保に向けた取組を推進することを望みます。 ○公立保育所運営事業について、市内4か所目となる多摩区保育・子育て総合支援センターを開設し、保護者からの多様な相談に対し、専門性を活かした支援の実施や、研修と実践の場が同じである強みを活かした質の高い研修を実施することにより、地域に密着した総合的な子育て支援を充実させたことを評価します。
	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	■主な取組状況 ○令和5(2023)年度に作成した「キャリア在り方生き方ノート」に加えた「市制100周年」に関するページを活用した活動案から各学校で実際に授業を実施しました。また、「キャリア・パスポート」の活用について担当者会を通して周知するとともに、新たに職員研修用動画を作成し、教職員の理解を深めました。それにより児童生徒の将来の社会的自立に向けた教育活動を行う学校体制づくりとともに、本市のブランドメッセージや市制100周年、かわさきパラムーブメント、SDGs推進方針等についての教職員への啓発を図り、児童生徒の将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てることに寄与できました。 ■子ども・子育て会議からの意見・評価 ○キャリア在り方生き方教育推進事業について、「キャリア在り方生き方ノート」の内容を充実させ授業で活用したこと、また、「キャリア・パスポート」の活用について担当者会を通して周知するとともに、新たに職員研修用動画を作成し、教職員の理解を深める取組を行ったことについて評価します。

第1章 計画の策定にあたって

5 これまでの取組状況等(4/6)

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

<9つの施策の主な取組状況>

方向性	施策	内容
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	■主な取組状況 ○区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけるとともに、令和7(2025)年度から試行実施することとし、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目のない支援のため、区役所における相談支援体制を整備しました。児童福祉司等の増員を行い児童相談所の体制を強化したほか、一時保護施設に入所中の学齢児を対象に意見表明等支援事業を実施し、こどもが意見を表明する機会を確保するとともに、こどもの権利擁護を推進しました。また、一時保護施設における生活環境の改善や定員の拡大を図るため、中部児童相談所一時保護施設の施設整備を進めました。 ○ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、令和6(2024)年度は、養育費確保支援として実施する補助金の対象経費を拡充するとともに、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生のこどもの高校受験に向けた模擬試験受験料の補助を新たに開始しました。
		■子ども・子育て会議からの意見・評価 ○すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの切れ目のない支援を行うため、試行実施として、区役所地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけ、区役所における相談支援体制の整備に取り組んだことを評価します。試行実施の状況を踏まえながら、児童福祉機能と母子保健機能を一体的に運用した、更なる相談支援体制の構築に向けた取組に期待します。 ○ひとり親家庭等の安定した生活の維持と親子の将来の自立を目的として、既存の取組を継続するほか、新たに、高校受験に向けた模擬試験受験料の補助や、養育費確保に係る補助金の対象経費の拡充に取り組んだことを評価します。引き続き、ひとり親家庭等の総合的な支援施策を推進し、日常生活にさまざまな課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援が実施されることを望みます。
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	■主な取組状況 ○生活保護自立支援対策事業について、令和4(2022)年度は、生活保護受給世帯に対する学習支援・居場所づくり事業を新たに2か所拡充し市内17か所で実施しました。
		■子ども・子育て会議からの意見・評価 ○生活保護自立支援対策事業について、生活保護受給世帯に対する学習支援・居場所づくり事業を新たに2か所拡充し市内17か所で実施したことや、全教室で対象学年を小学3年生から中学3年生までに拡大したことを評価します。引き続き、学習支援の更なる拡充に向けた取組を望みます。

第1章 計画の策定にあたって

5 これまでの取組状況等(5/6)

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

<9つの施策の主な取組状況>

方向性	施策	内容
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	9 障害福祉サービスの充実	■主な取組状況
		○発達に心配のあるこどもを対象として、相談や発達支援を行う「子ども発達・相談センター」については、令和5(2023)年度までに設置した川崎区・幸区・宮前区・多摩区・麻生区の運営を行うとともに、令和6(2024)年10月に新たに中原区・高津区に開設し、地域の関係機関との連携体制の構築に向けた取組を推進しました。また、障害者手帳の取得が見込まれるなど、より専門的な支援が必要なこどもを対象とした「地域療育センター」(市内4か所)においては、専門的・総合的な相談支援及び療育や、地域の関係機関に向けた障害児支援に関する助言及び情報提供を実施しました。
		■子ども・子育て会議からの意見・評価
		○「地域療育センター」において、専門的・総合的な療育及び相談支援や、地域の関係機関に向けた障害児支援に関する専門的な技術援助及び情報提供が実施されたことを評価します。また、「子ども発達・相談センター」について、新たに中原区・高津区の2か所を開設したことで全区に「子ども発達・相談センター」が設置され、発達に心配のあるこどもに対する相談や発達支援の体制が進められたことを評価します。引き続き、関係機関及び両センターが連携し、地域に根ざした包括的な支援体制が構築されることを期待します。

※ 子ども・子育て会議…子ども・子育て支援法に基づき設置される審議会で、「有識者」、「事業者代表」、「労働者代表」、「子育て支援従事者」や「市民委員」等で構成され、計画の策定や進捗管理、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等について、調査・審議します。

第1章 計画の策定にあたって

5 これまでの取組状況等(6/6)

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン

計画期間 の評価

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プランは令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間を計画期間としており、令和6(2024)年度までの各年度について、年度評価を行いました。3つの施策の方向性に基づく9つの施策・81の事業について、一部で目標を達成できない事業があったものの、概ね目標を達成できたものと考えており、こどもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実やこどもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実等を推進することができました。

◎推進項目の達成状況(推進項目数)

※事務事業名は2及び4のみを掲載

達成状況区分	R4	R5	R6	事務事業名
1 目標を大きく上回って達成	0	0	0	
2 目標を上回って達成	3	2	1	2(2)母子保健指導・相談事業(R5)(R6) 6(12)共生・共育推進事業(R4) / 7(3)里親制度推進事業(R4) 8(8)障害者就労支援事業(R4) / 8(10)ひきこもり地域支援事業(R5)
3 ほぼ目標どおり	70	71	72	
4 目標を下回った	8	8	8	2(6)わくわくプラザ事業(R4)(R5)(R6) / 2(7)青少年教育施設の管理運営事業(R4)(R5)(R6) 2(8)いこいの家・いきいきセンターの運営(R5)(R6) 3(4)家庭教育支援事業(R4) / 3(6)地域の寺子屋事業(R4)(R5)(R6) 5(2)認可保育所等整備事業(R4)(R5)(R6) 6(9)魅力ある高校教育の推進事業(R4) / 6(13)児童生徒支援・相談事業(R4) 8(3)生活困窮者自立支援事業(R5) / 8(5)民生委員児童委員活動育成等事業(R4)(R5)(R6) 8(9)障害者社会参加促進事業(R5)(R6) 9(2)障害児施設事業(R6)
5 目標を大きく下回った	0	0	0	

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

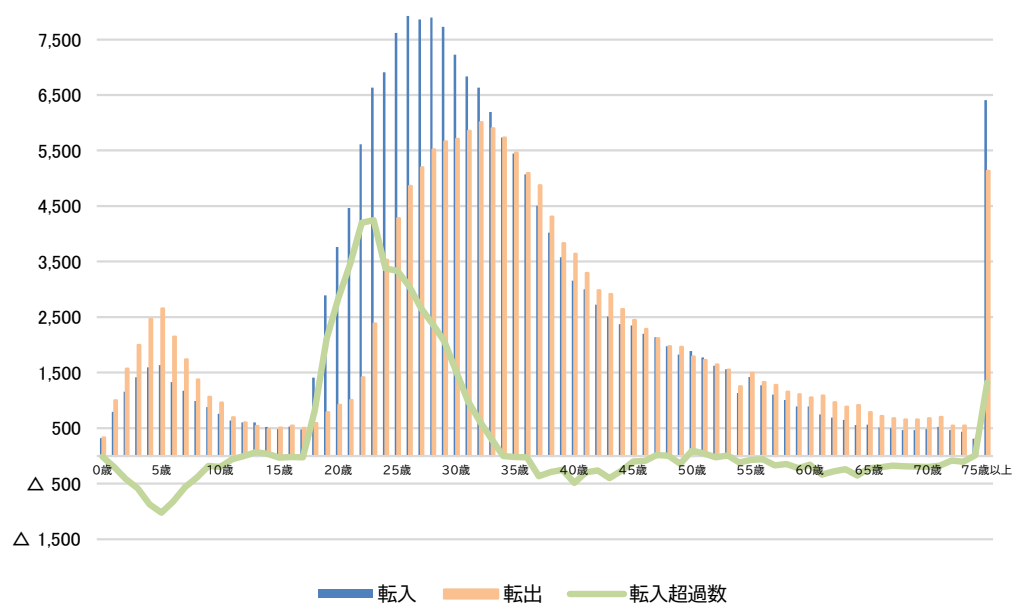
- 1 本市の社会状況
- 2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況
- 3 こども・若者の成長・発達段階における状況
- 4 こども・若者の“声”を聴く取組

1 本市の社会状況(1/9)

(1)人口の推移

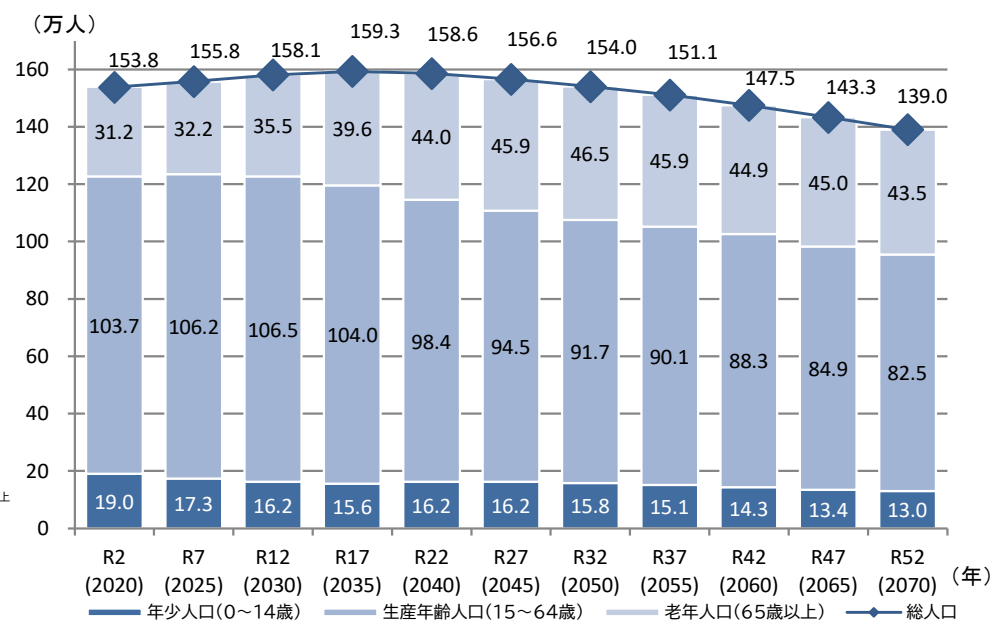
本市の人口は、若年世代の転入超過等を背景に令和2(2020)年4月に153.8万人となり、令和17(2035)年まで増加を続けることが想定されています。一方で、年少人口については令和2(2020)年にピークを迎え、高齢化の急速な進展も見込まれていることから、本市の人口構成が大きく変化していくことが想定されます。

図表1 年齢各歳別転入・転出人口及び転入超過数(市)



※転入人口・・・5年前の常住地が市外で現住地が市内の人口
 ※転出人口・・・5年前の常住地が市内で現住地が市外の人口
 資料：総務省 国勢調査

図表2 将来人口推計(市)



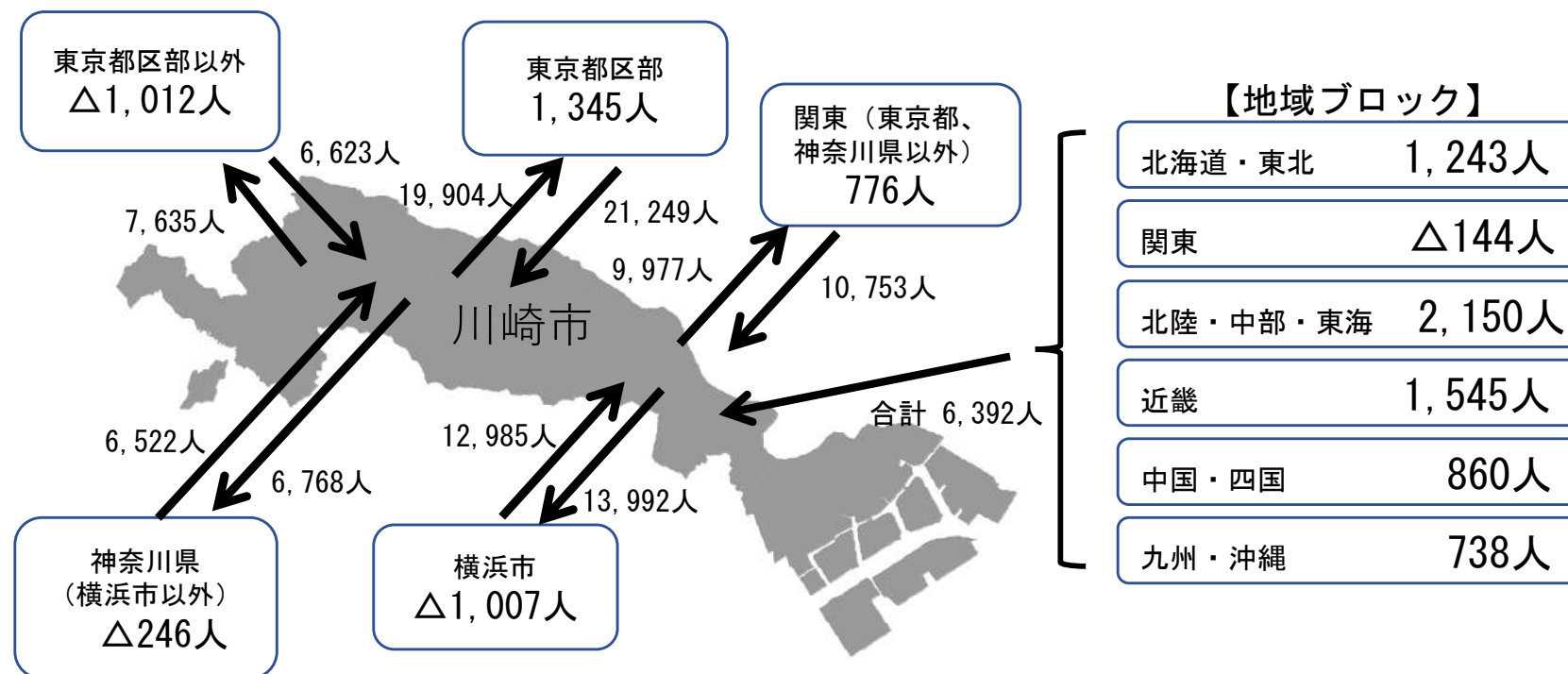
資料：総務省 国勢調査、川崎市総合計画改定に向けた将来人口推計(令和7(2025)年5月)

1 本市の社会状況(2/9)

(1)人口の推移

転入前・転出後の住所地を地域ブロック別に見ると、関東以外のすべての地域ブロックに対して、転入超過となりました。関東のうち東京都及び神奈川県について見ると、東京都区部との関係では1,345人の転入超過、東京都区部以外との関係では1,012人の転出超過となり、その差引きとして、東京都に対しては、333人の転入超過となりました。また、横浜市との関係では1,007人、神奈川県(横浜市以外)との関係では246人の転出超過となり、その結果として、神奈川県に対しては、1,253人の転出超過となりました。東京都、神奈川県以外の関東に対しては、776人の転入超過となりました。

図表3 地域ブロック及び東京都、神奈川県との人口動態(令和6(2024)年)



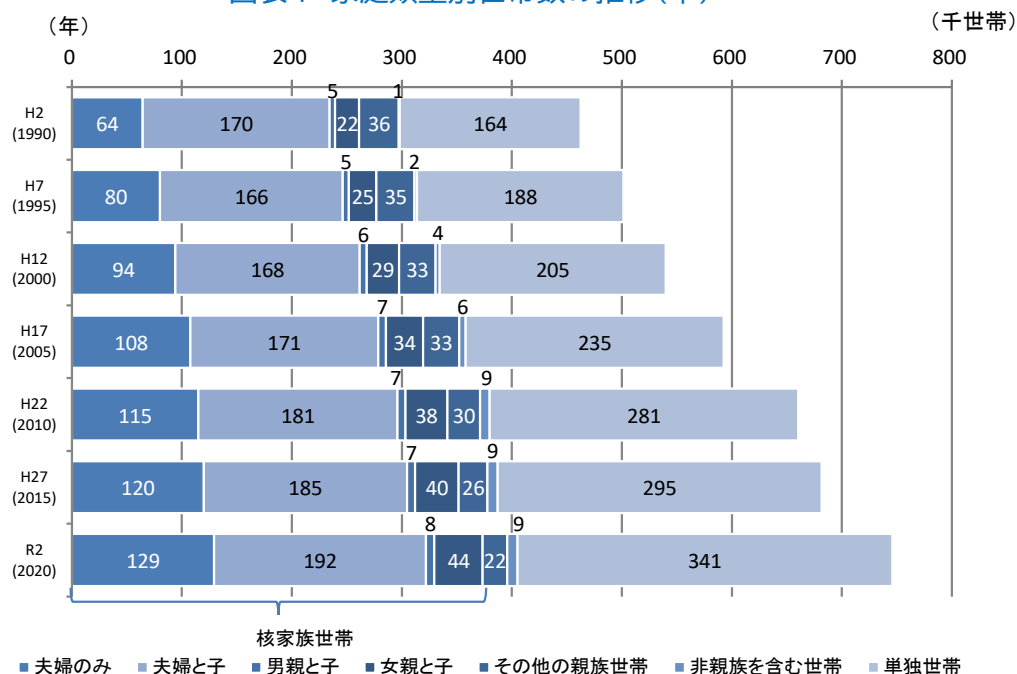
資料:川崎市の人口動態(令和6(2024)年)報告書

1 本市の社会状況(3/9)

(2)核家族化

平成2(1990)年から、30年間の核家族世帯(夫婦のみ、夫婦と子、男親と子、女親と子)の変化を見ると、平成2(1990)年の約26万世帯から令和2(2020)年には約37万世帯に増えています。また、単独世帯も一貫して増加しており、令和2(2020)年には約34万世帯となっています。

図表4 家庭類型別世帯数の推移(市)

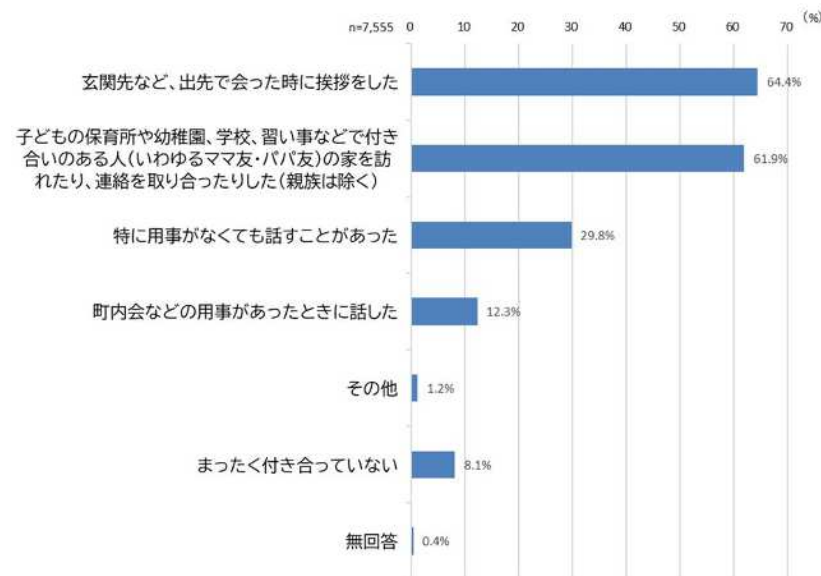


資料:総務省 国勢調査

(3)地域との関係の希薄化

川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)によると、この1か月間での近所の人との交流の程度は、「玄関先など、出先で会った時に挨拶をした」が64.4%で最も高くなっています。一方、8.1%は「まったく付き合っていない」と回答しており、一部の人は近所付き合いの程度が低い状況となっています。

図表5 近所付き合いの程度(市)



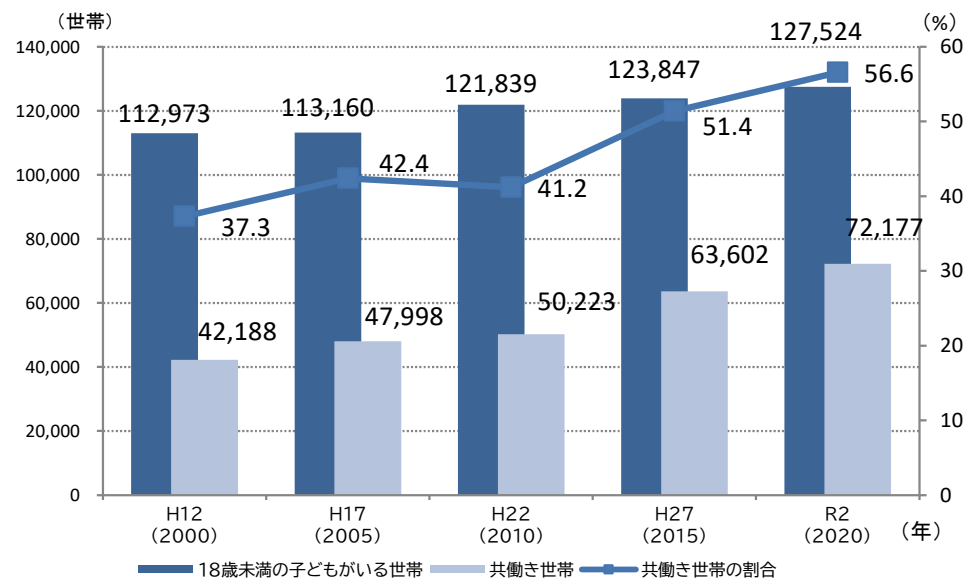
1 本市の社会状況(4/9)

(4)共働き世帯の増加

本市の18歳未満のこどもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯の令和2(2020)年の構成比は56.6%で、半数以上となっています。

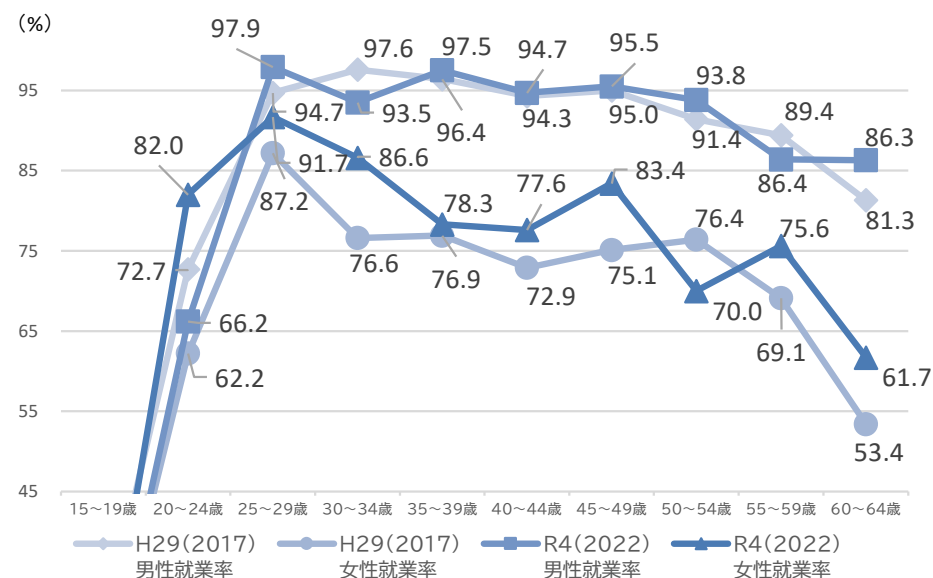
本市の年齢階級別就業率は、多くの年齢層において平成29(2017)年から令和4(2022)年にかけて上昇していますが、依然として男性に比べ、女性の就業率が低い傾向にあります。

図表6 総世帯数(こどもが18歳未満)と共働き世帯数の推移と割合(市)



資料:総務省 国勢調査

図表7 年齢階級別就業率(市)



資料:川崎市統計書

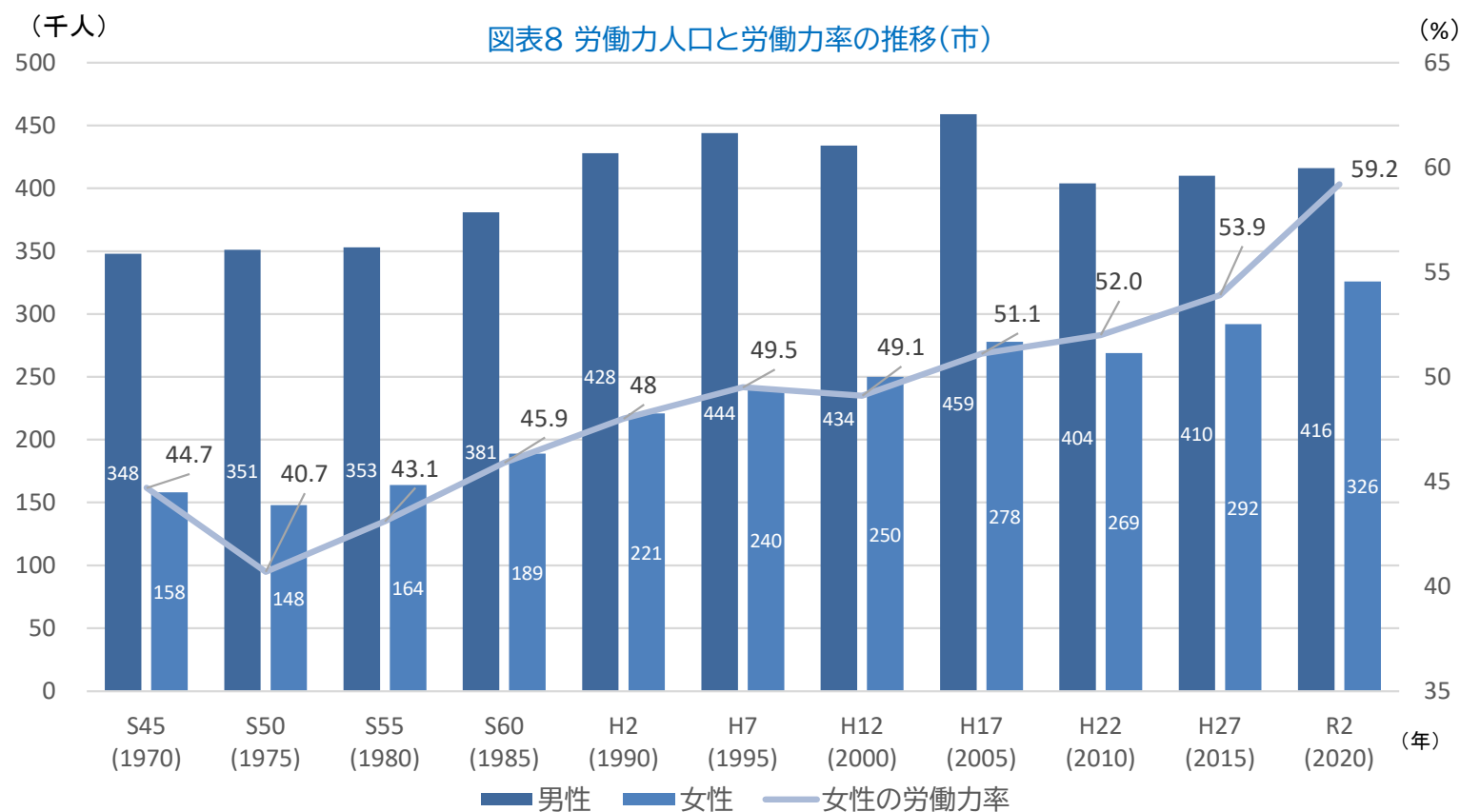
1 本市の社会状況(5/9)

(4)共働き世帯の増加

女性の労働力人口※1 は平成17(2005)年から平成22(2010)年にわずかながら減少しましたが、平成27(2015)年以降は再び増加しました。女性の労働力率※2 は上昇傾向にあり、令和2(2020)年には59.2%となりました。

※1)15 歳以上の就業者(従業者と休業者を合わせたもの)と完全失業者(就業できず、求職活動の実績がある者)を合わせたもの

※2)15 歳以上の人口に占める労働力人口の割合

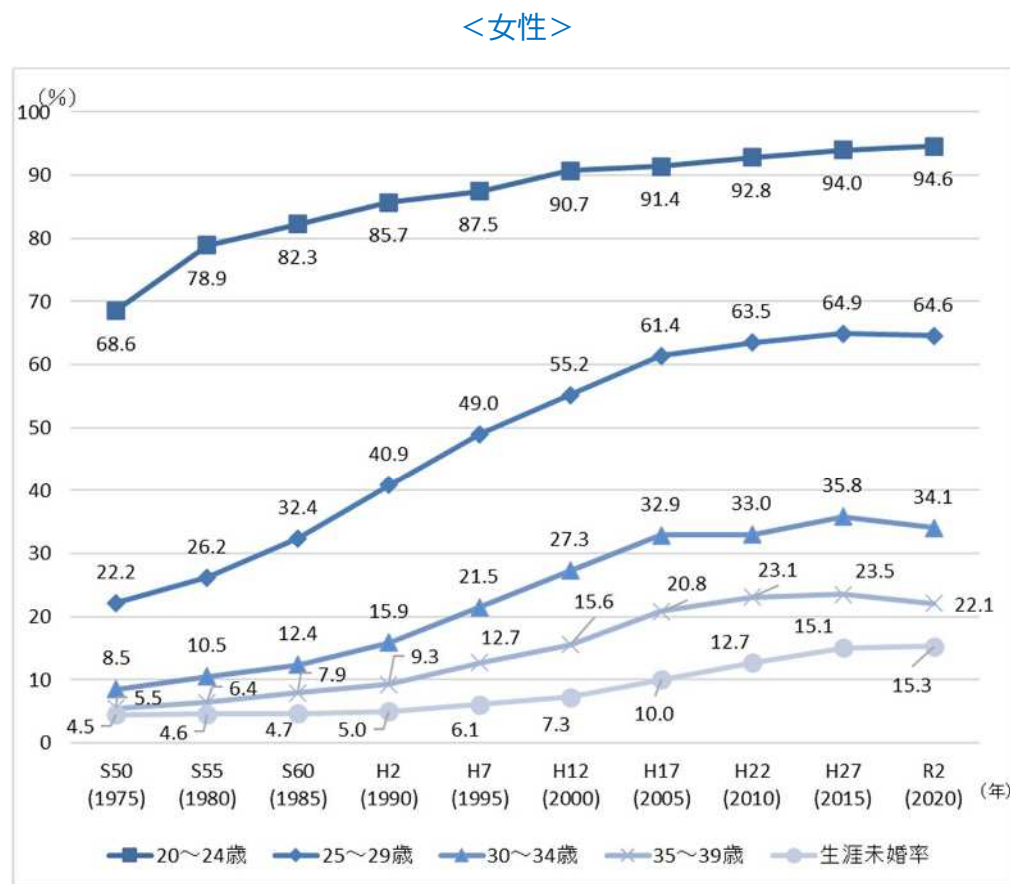
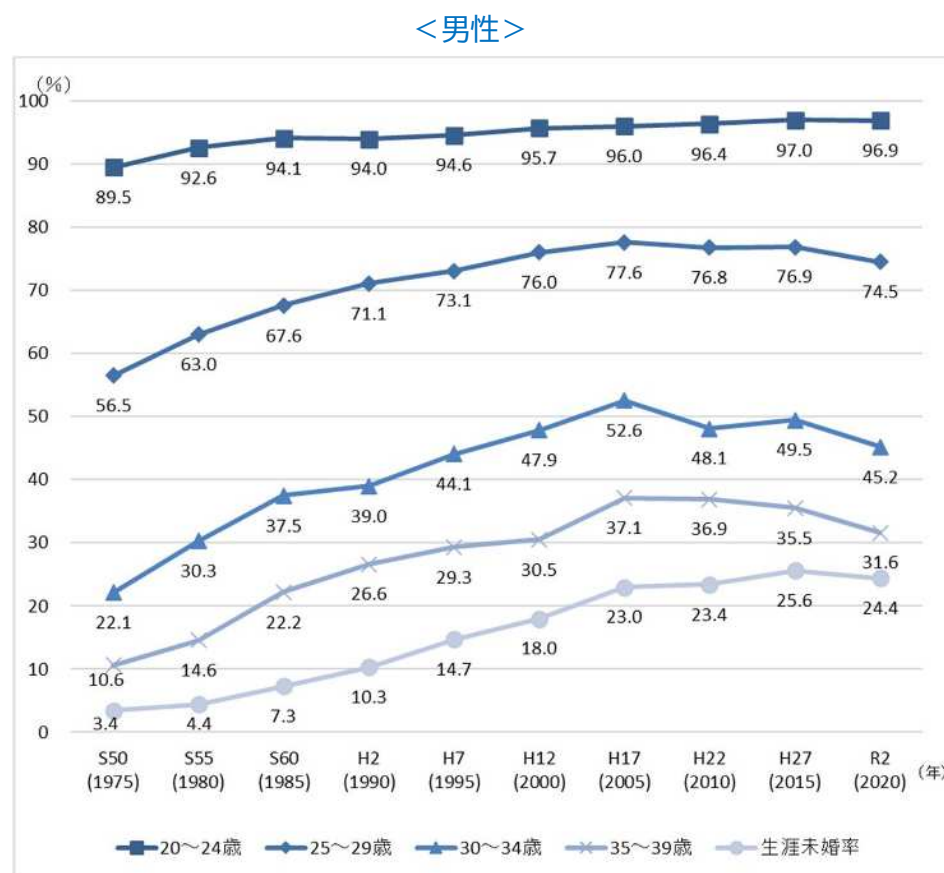


1 本市の社会状況(6/9)

(5)未婚化・晩婚化

本市の未婚率は、すべての年齢層において昭和50(1975)年から令和2(2020)年にかけて概ね上昇傾向にあります。一部の年齢層では横ばい・下降傾向が見られます。

図表9 未婚率の推移(市)



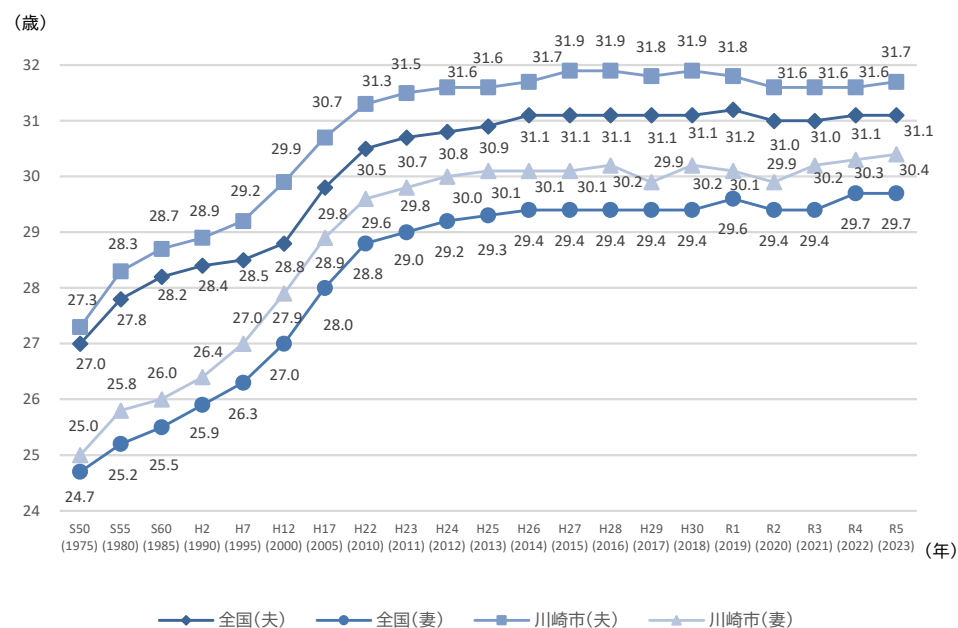
資料:総務省 国勢調査

1 本市の社会状況(7/9)

(5)未婚化・晩婚化

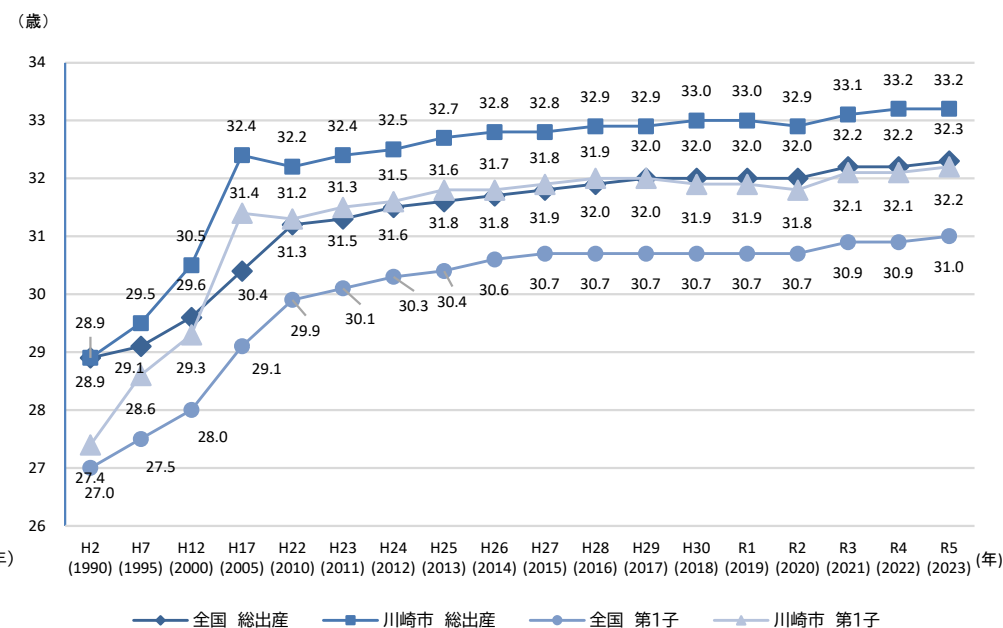
本市の平均初婚年齢は令和5(2023)年に夫が31.7歳、妻が30.4歳となり、全国の水準と比較して晩婚化が進行している状況にあります。

図表10 平均初婚年齢の推移(国・市)



本市の平均出産年齢は令和5(2023)年に総出産平均年齢が33.2歳、第1子平均出産年齢が32.2歳となり、全国の水準と比較して晩産化が進行している状況にあります。

図表11 平均出産年齢の推移(国・市)



資料:厚生労働省 人口動態調査

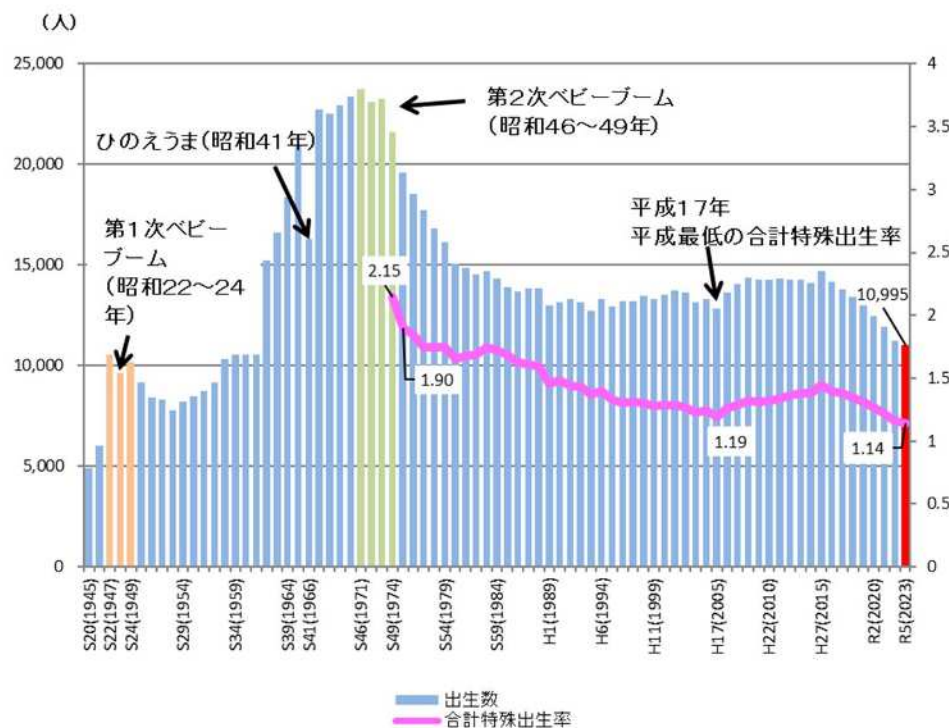
資料:厚生労働省 人口動態調査

1 本市の社会状況(8/9)

(6)少子化

平成19(2007)年以降、本市の出生数は14,000 人台で推移していましたが、平成29(2017)年に14,000 人を下回り、減少傾向にあります。合計特殊出生率は平成17(2005)年に平成最低となり、以降上昇傾向にありましたが、平成27(2015)年以降は減少し、令和5(2023)年には過去最低となりました。

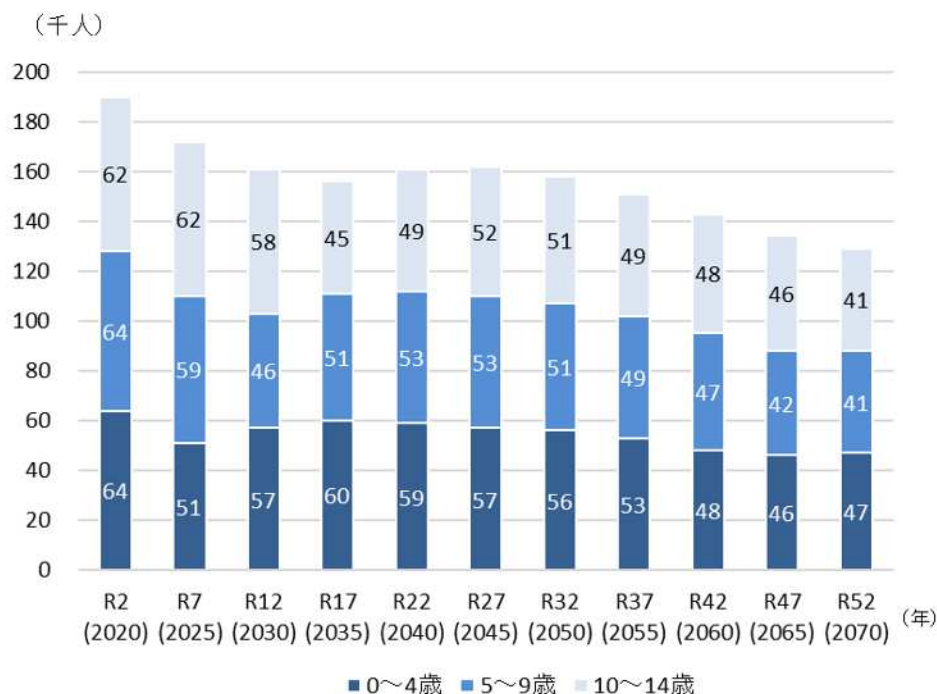
図表12 出生数と合計特殊出生率の推移(市)



資料:厚生労働省 人口動態調査、川崎市健康福祉年報

0～14 歳までのこどもは令和2(2020)年に約19 万人でピークを迎え、以降減少傾向となることが見込まれています。

図表13 0～14 歳までのこどもの推移・推計(市)



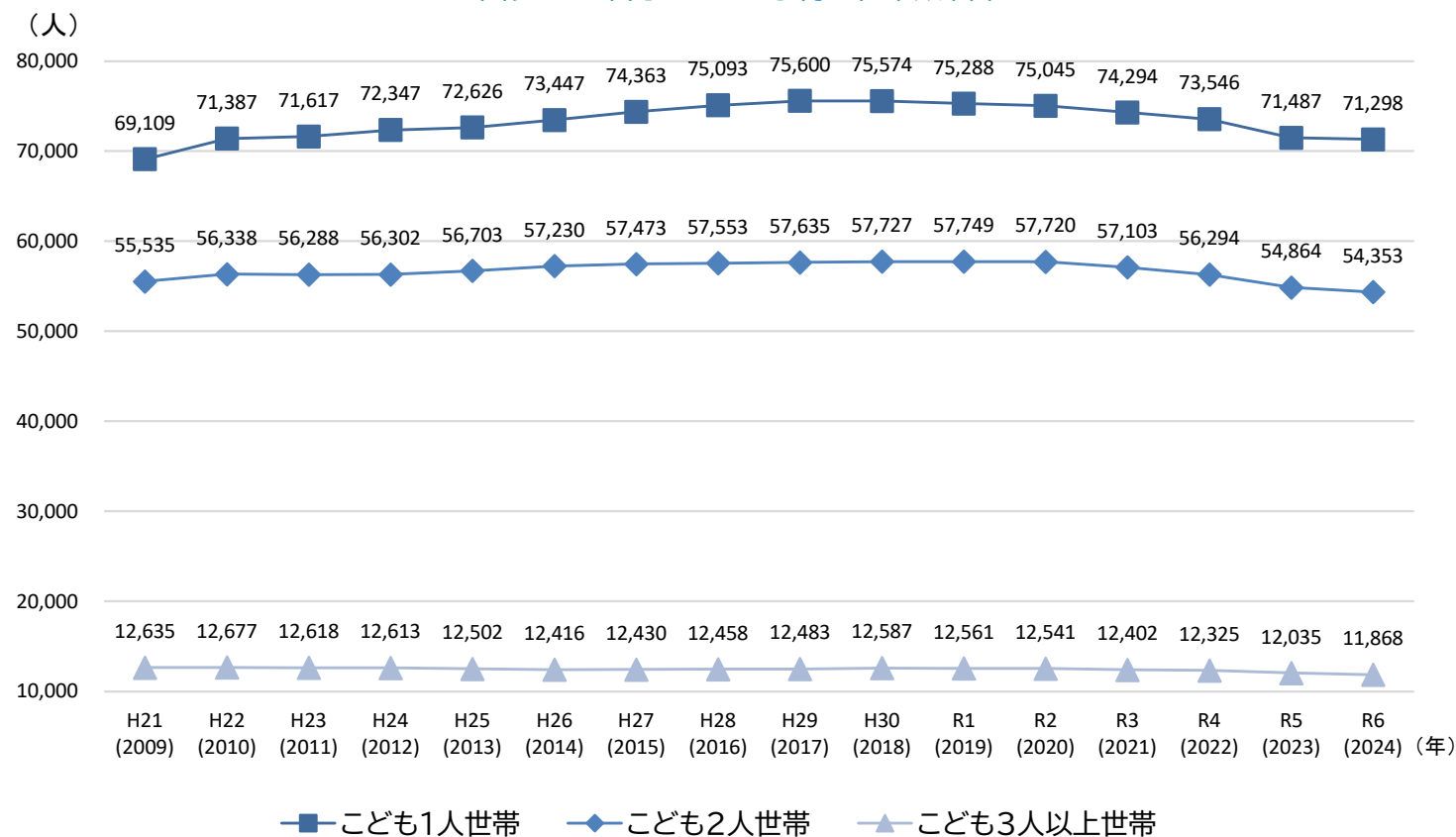
資料:総務省 国勢調査、川崎市総合計画改定に向けた将来人口推計(令和7(2025)年5月)

1 本市の社会状況(9/9)

(6)少子化

こども3人以上世帯は、こども1人世帯、こども2人世帯と比較して大幅に少ない状況が継続しています。

図表14 市内における子育て世帯数(市)



資料:こども未来局調べ

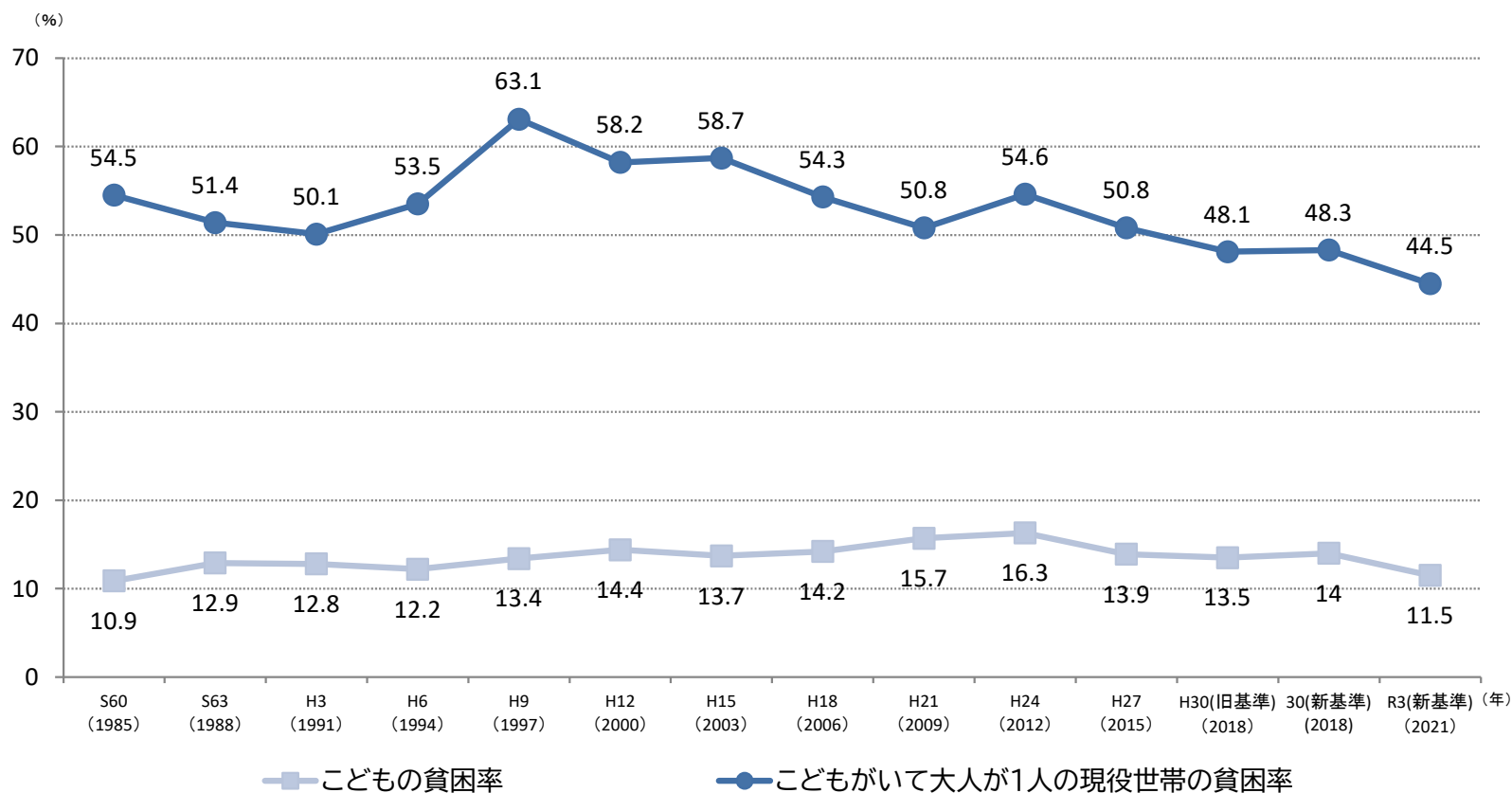
2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(1/15)

(1)こどもの貧困に関する状況

平成30(2018)年時点の我が国の「こどもの貧困率」は13.5%で、約7人に1人のこどもが相対的貧困の状態にあるとされた中で、令和3(2021)年時点は、11.5%と改善したものの、依然として約9人に1人のこどもが相対的に貧困の状態にあります。

特に、大人一人でこどもを育てる世帯の貧困率は44.5%と極めて高い状況となっています。

図表15 こどもの貧困率(国)



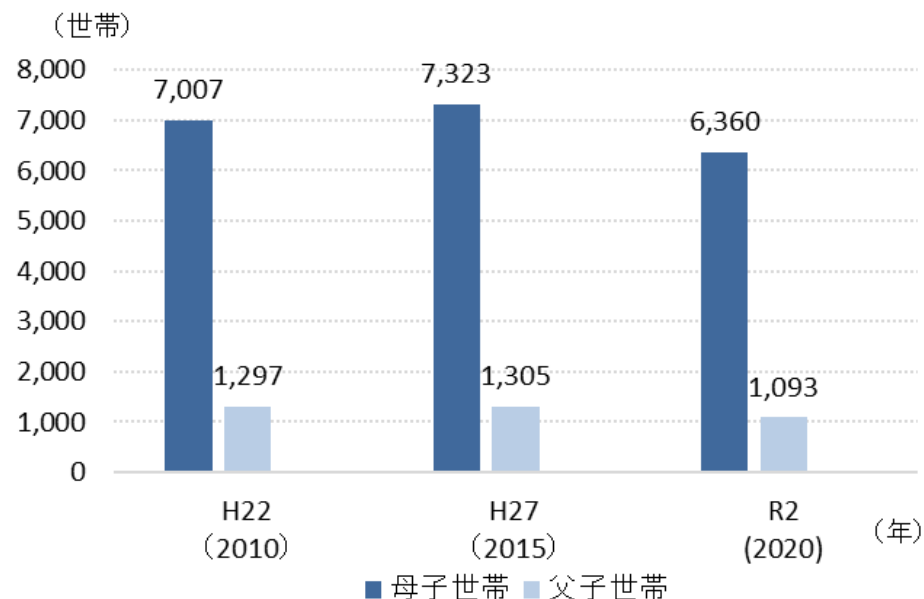
資料:厚生労働省 国民生活基礎調査

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(2/15)

(2)ひとり親家庭を取り巻く状況

本市における母子世帯及び父子世帯の世帯数の推移を見ると、令和2(2020)年に母子世帯数は6,360世帯、父子世帯数は1,093世帯となりました。

図表16 母子世帯数・父子世帯数(市)

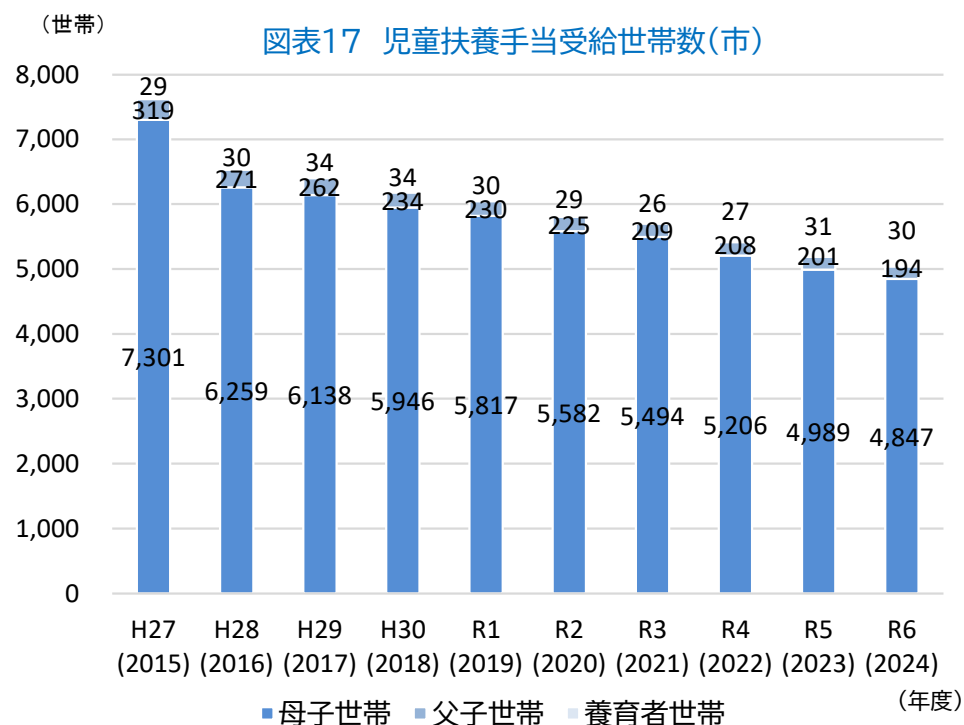


※他の世帯員(20歳以上のこどもを除く。)がいる母子・父子世帯を含む。

資料:総務省 国勢調査

本市における児童扶養手当受給世帯数の推移を見ると、令和7(2025)年3月末の受給世帯数は5,071世帯(母子世帯4,847世帯、父子世帯194世帯、養育者世帯30世帯)となりました。

図表17 児童扶養手当受給世帯数(市)



資料:こども未来局調べ

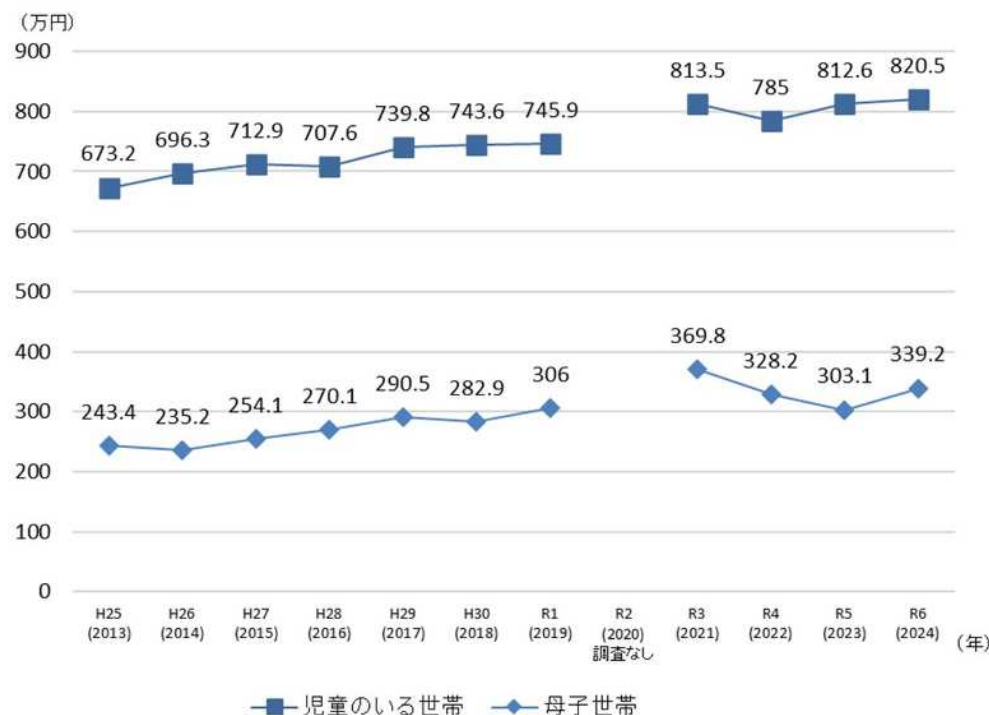
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(3/15)

(2)ひとり親家庭を取り巻く状況

国民生活基礎調査における我が国の所得状況を見ると、令和6(2024)年の児童のいる世帯の平均所得は820.5万円ですが、母子世帯では339.2万円となっており、母子世帯の平均所得は児童のいる世帯の平均所得と比較し低い状況が続いています。

図表18 児童のいる世帯・母子世帯の平均所得(国)

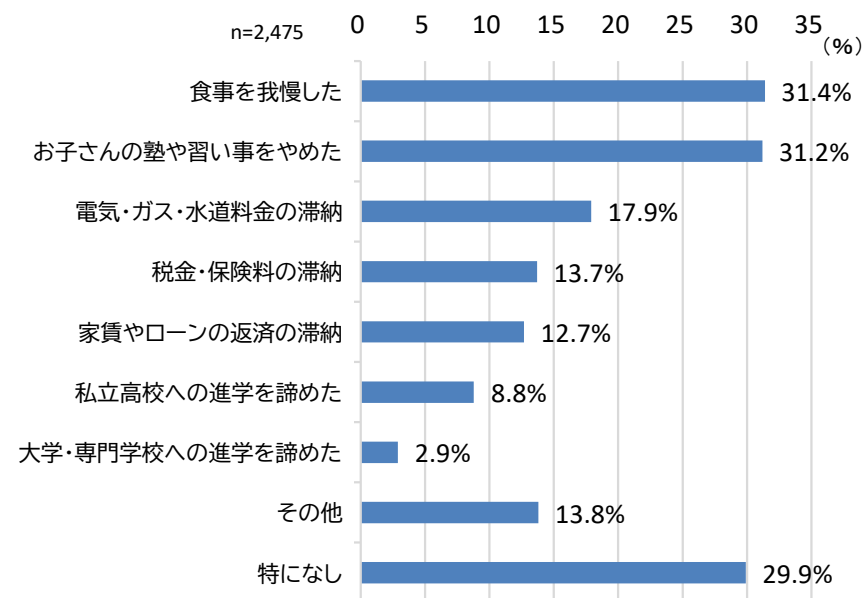


※令和2(2020)年は調査なし。

資料:厚生労働省 国民生活基礎調査

川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査(令和7(2025)年)によると、過去1年間の日常生活における経済的な困りごとでは、「食事を我慢した」、「お子さんの塾や習い事をやめた」が30%を超える状況となっています。

図表19 過去1年間の経済的な困りごと(市)



※複数回答

資料:川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査(令和7(2025)年)

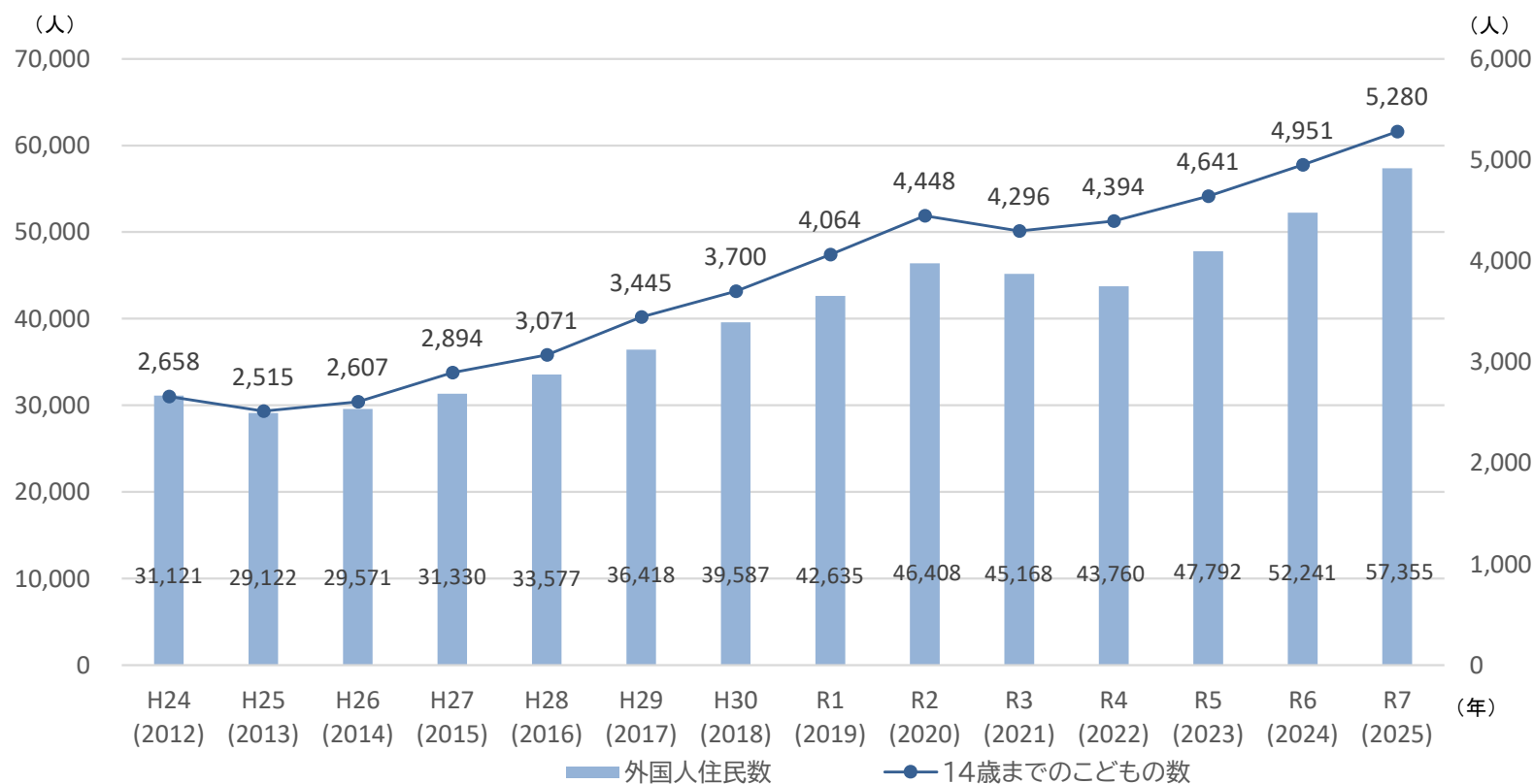
調査対象:児童扶養手当受給資格者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(4/15)

(3)外国人に関する状況

外国人住民数はこの10年で約1.8倍となり、令和7(2025)年で57,355人となっています。うち、0～14歳までのこどもの数も、10年で約1.8倍となっています。

図表20 14歳までの外国人住民数の推移(市)



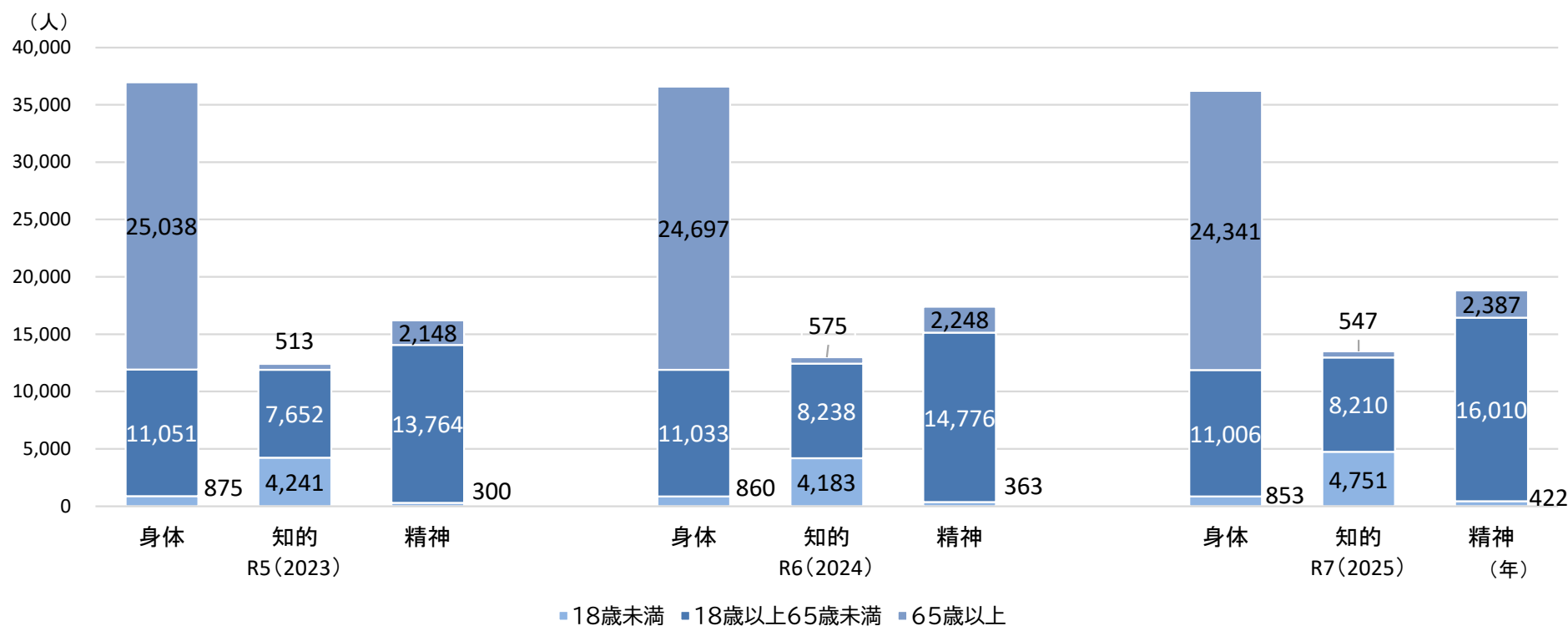
資料:川崎市管区別年齢別外国人住民人口

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(5/15)

(4)障害に関する状況

本市における各障害者手帳所持者数は、身体障害が減少傾向である一方、知的障害と精神障害が増加傾向にあり、令和7(2025)年現在で身体障害は36,200人、知的障害は13,508人、精神障害は18,819人となっています。

図表21 身体・知的・精神障害児・者の推移(市)



※知的障害は、判定のみ受けて療育手帳を所持していない方も含む。

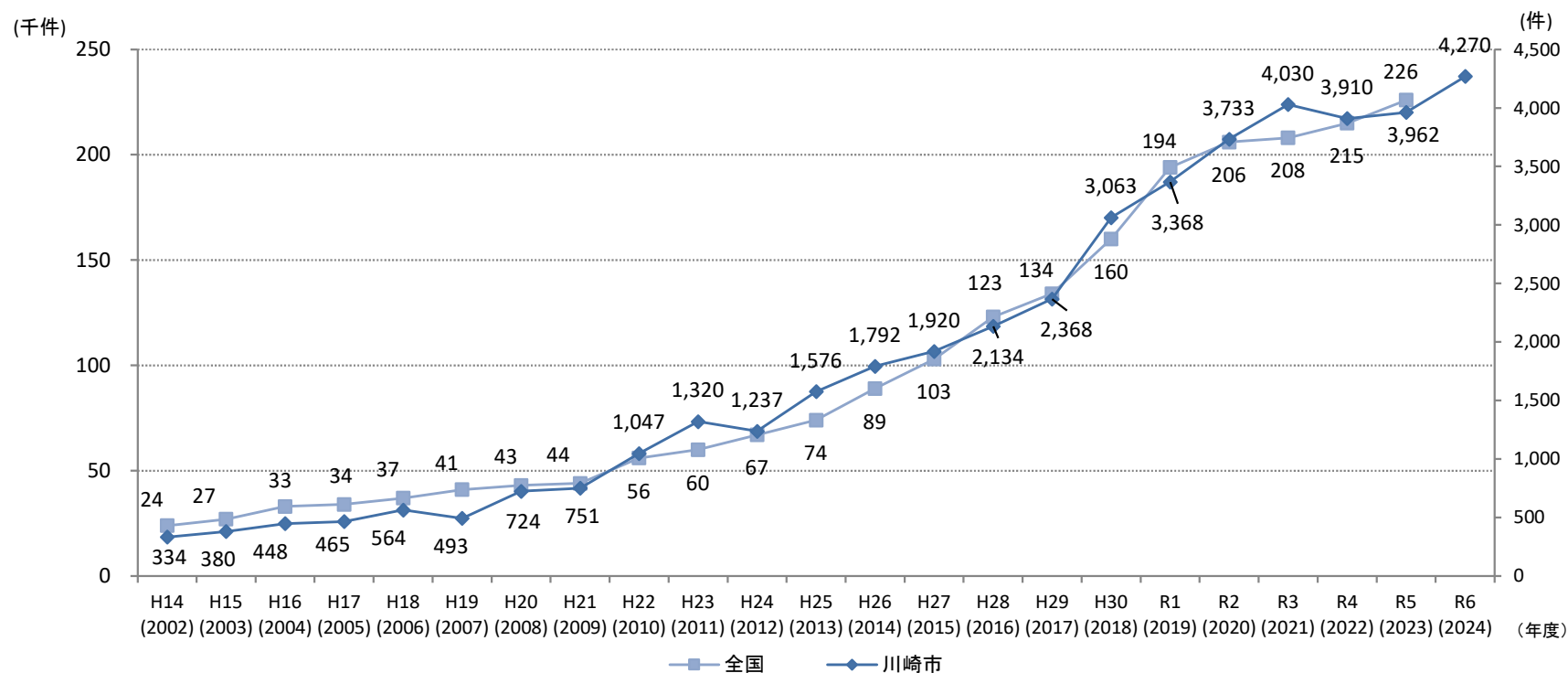
資料：健康福祉局調べ

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(6/15)

(5)児童虐待に関する状況

本市の児童相談所が令和6(2024)年度に受理した児童虐待相談・通告件数は4,270件で、平成12(2000)年に児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以降、最も多い件数となっています。令和6(2024)年度について、虐待種別内訳は、心理的が57.0%で最も高く、次いでネグレクトが22.4%となっています。

図表22 児童虐待相談・通告件数(国・市)



※市の件数については、令和6(2024)年1月にこども家庭庁から示された解釈に基づき、令和4～6年度については、受理後の調査等の結果、明らかに虐待行為がないと判断されたケース(虐待非該当ケース)を、相談・通告件数から除外している。図表23～25も同様。
 ※国の件数については、児童相談所における児童虐待相談対応件数

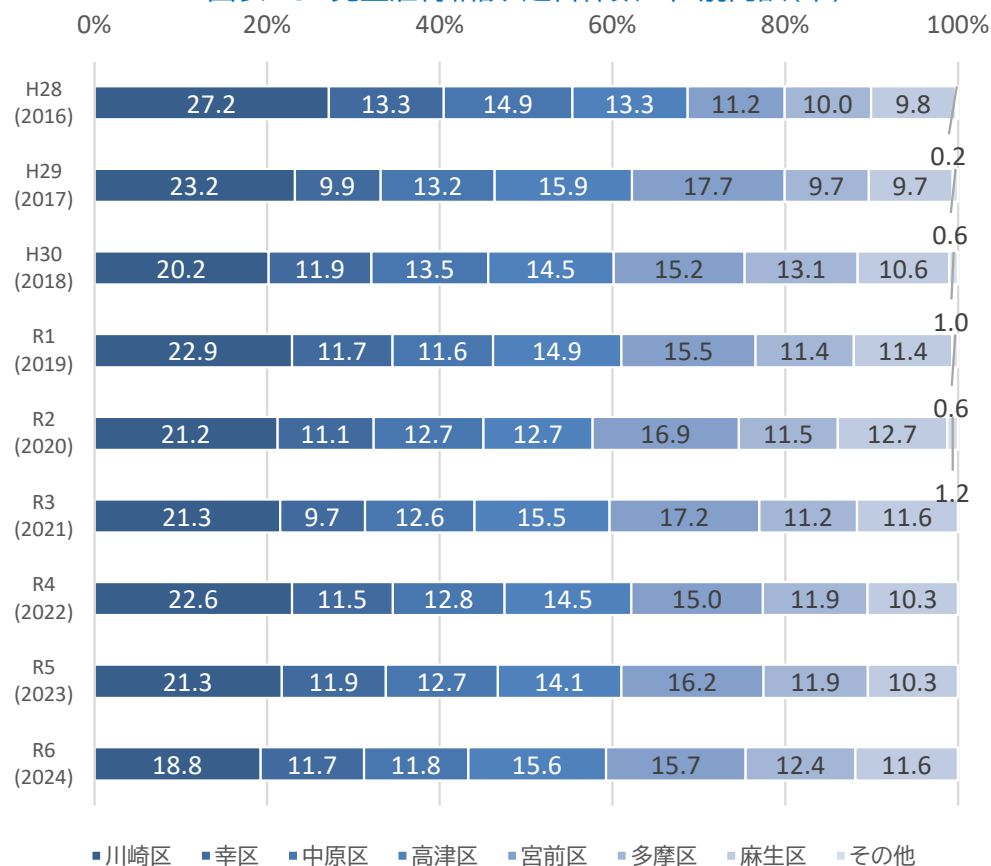
資料:こども未来局調べ(市)、令和5年度児童相談所における児童虐待相談対応件数(国)

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(7/15)

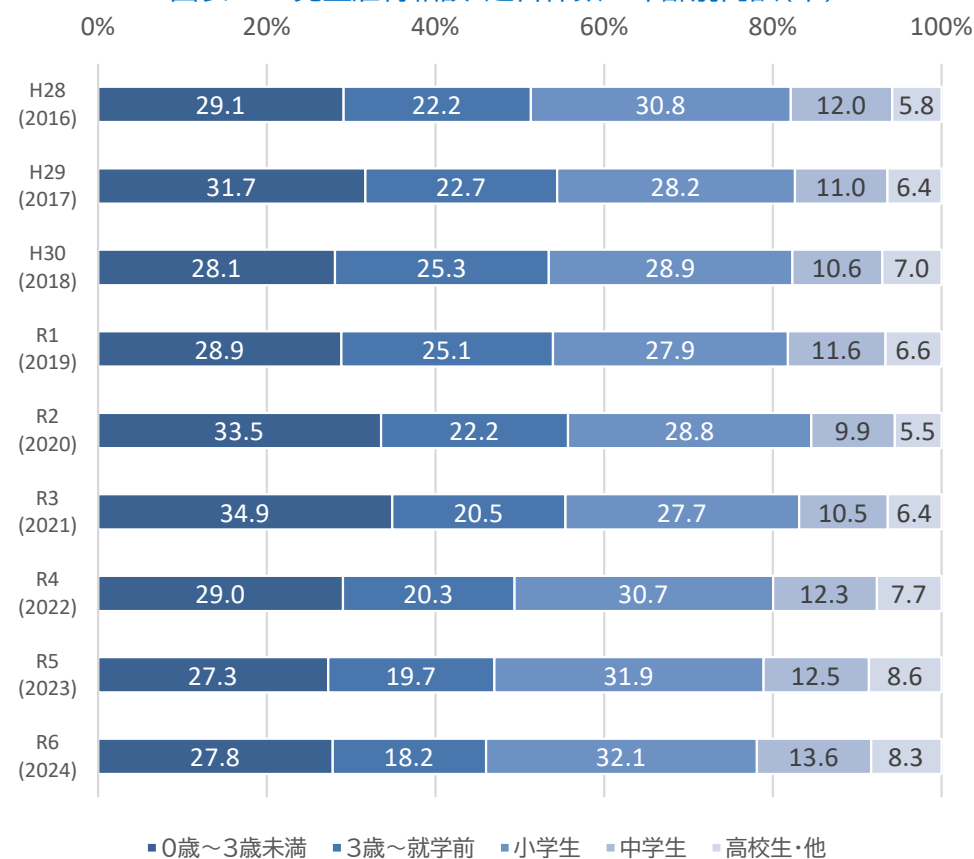
(5)児童虐待に関する状況

図表23 児童虐待相談・通告件数の区別内訳(市)



資料:こども未来局調べ

図表24 児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳(市)

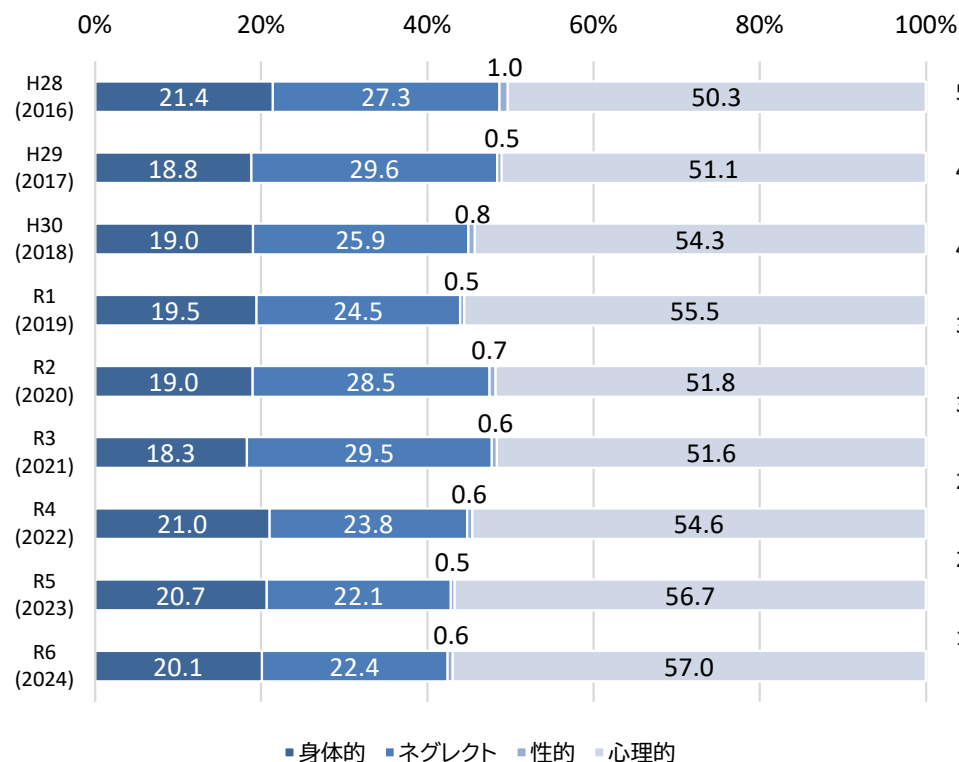


資料:こども未来局調べ

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(8/15)

(5)児童虐待に関する状況

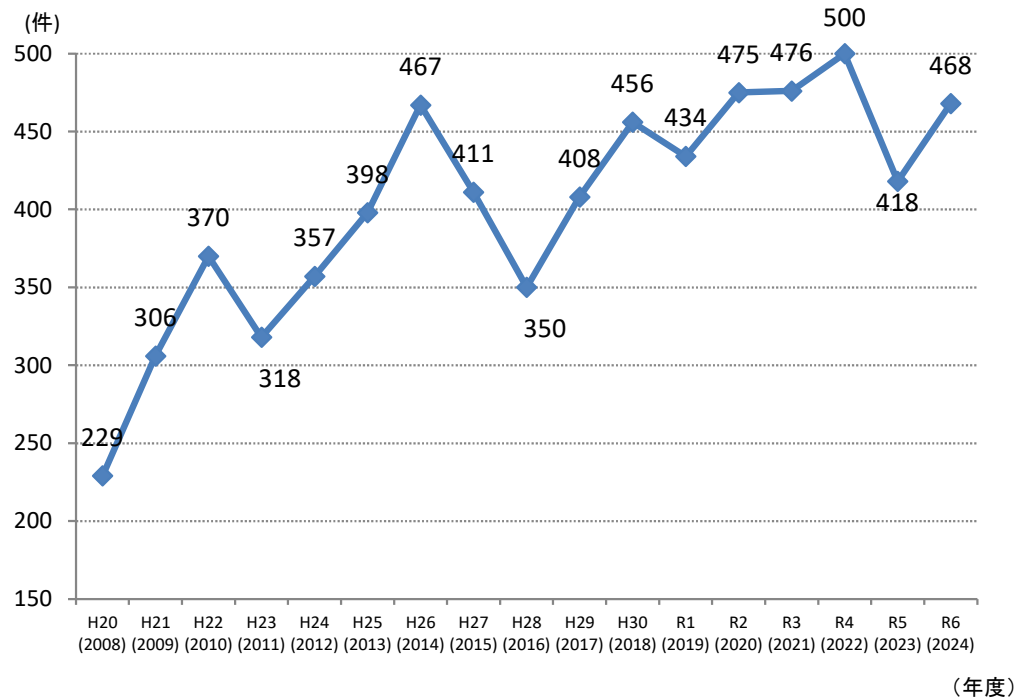
図表25 児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳(市)



資料:こども未来局調べ

一時保護施設における一時保護件数は高止まりの状況が続いており、令和6(2024)年度は468件となっています。

図表26 一時保護施設における一時保護件数の推移(市)



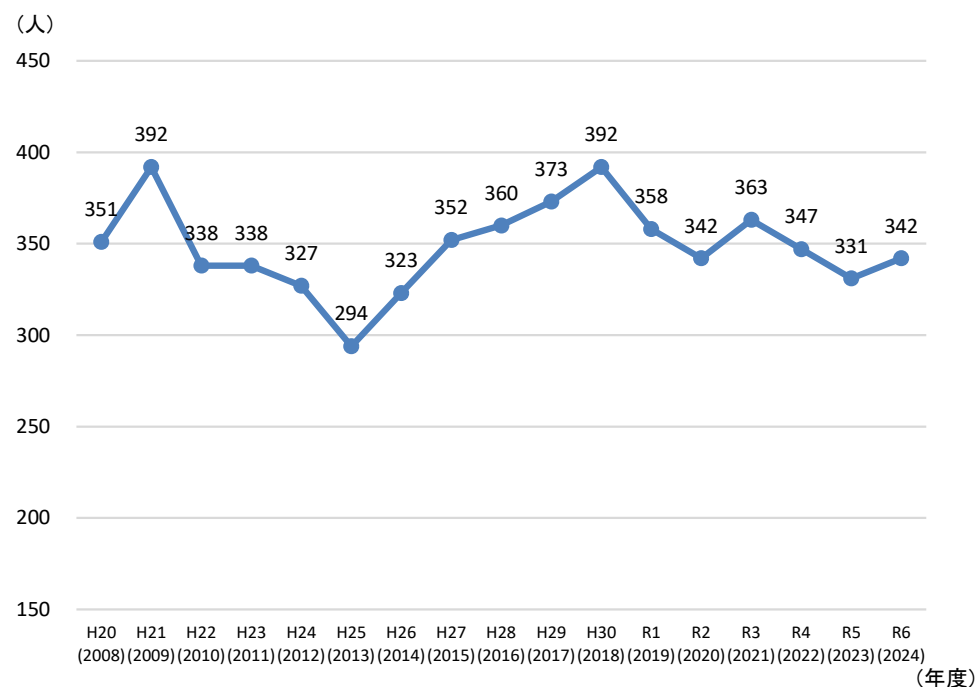
資料:こども未来局調べ

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(9/15)

(5)児童虐待に関する状況

里親や児童養護施設で生活する児童数は、令和6(2024)年度で342 人となっています。

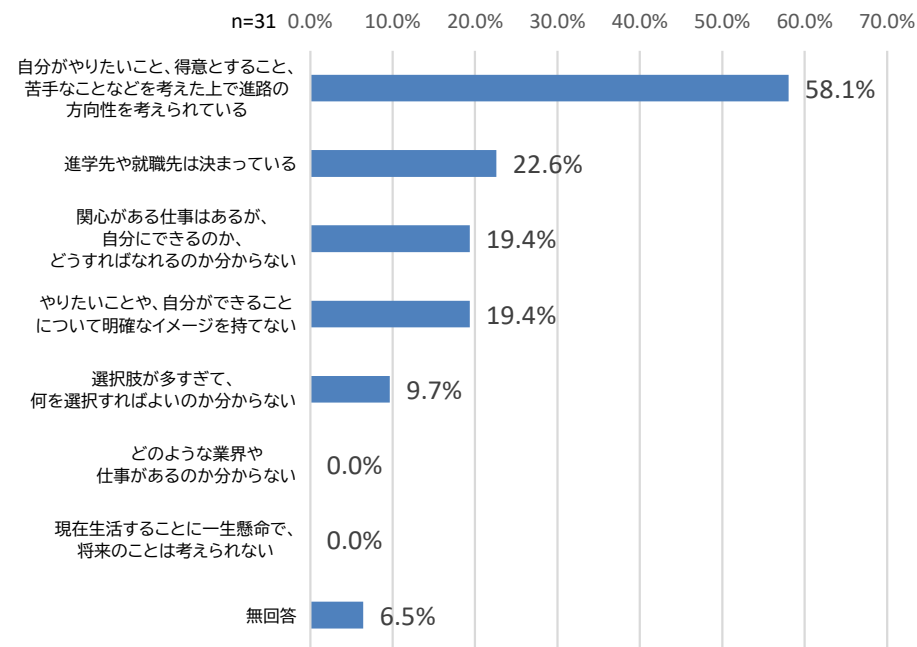
図表27 社会的養護の下にある児童数推移(市)



資料:こども未来局調べ

児童養護施設等に入所している高校生を対象に、将来の進路選択についてアンケートを行ったところ、進路を選ぶことについて、「自分がやりたいこと、得意とすること、苦手なことなどを考えた上で進路の方向性を考えられている」が58.1%、「進学先や就職先は決まっている」が22.6%である一方、「やりたいことや、自分ができることについて明確なイメージを持ってない」が19.4%となっています。

図表28 児童養護施設等で生活する児童等の進路選択(市)



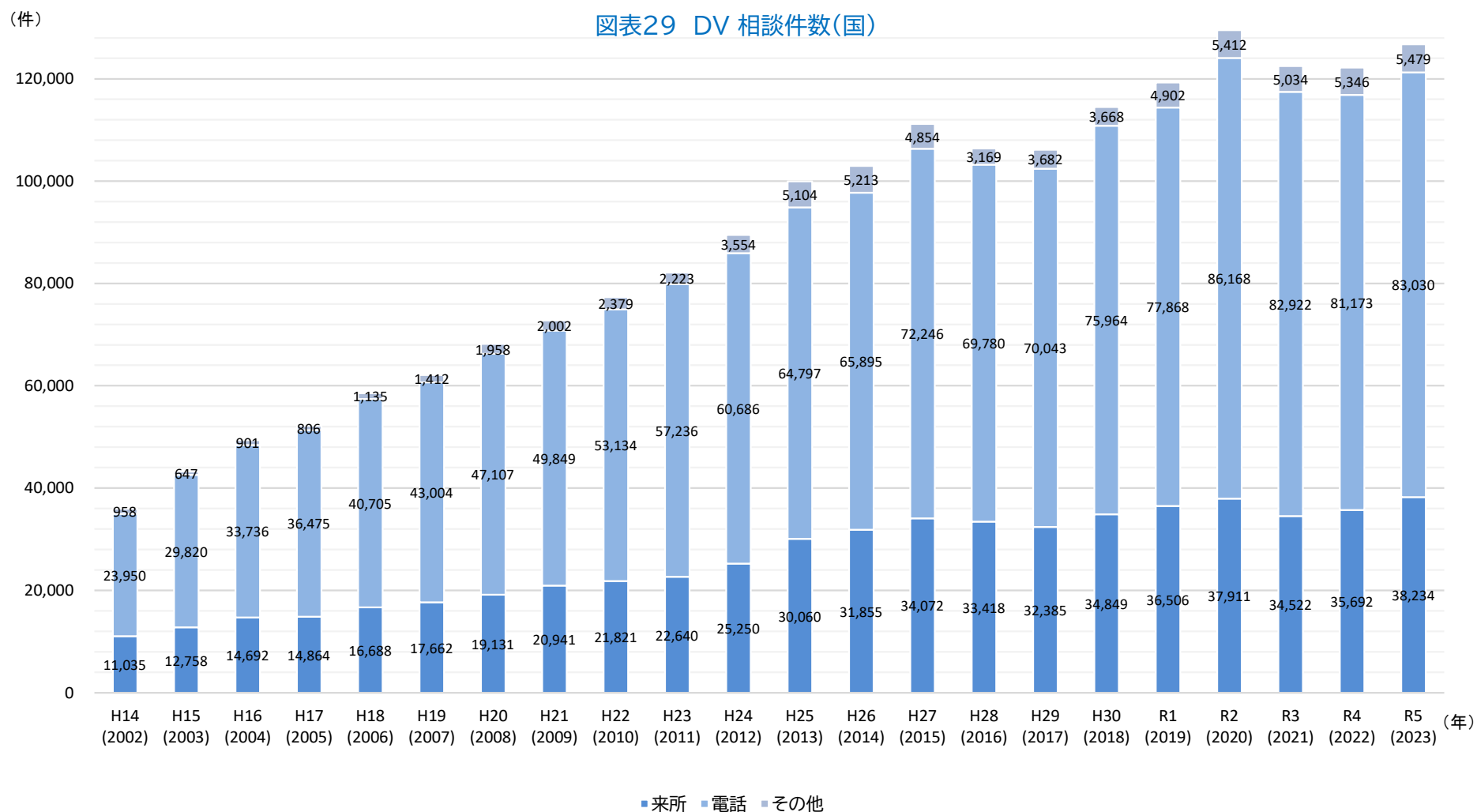
※複数回答

資料:こども未来局調べ

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(10/15)

(6)DV・女性相談等に関する状況

我が国のDV 相談件数は増加傾向にあり、令和5(2023)年で126,743 件となっています。



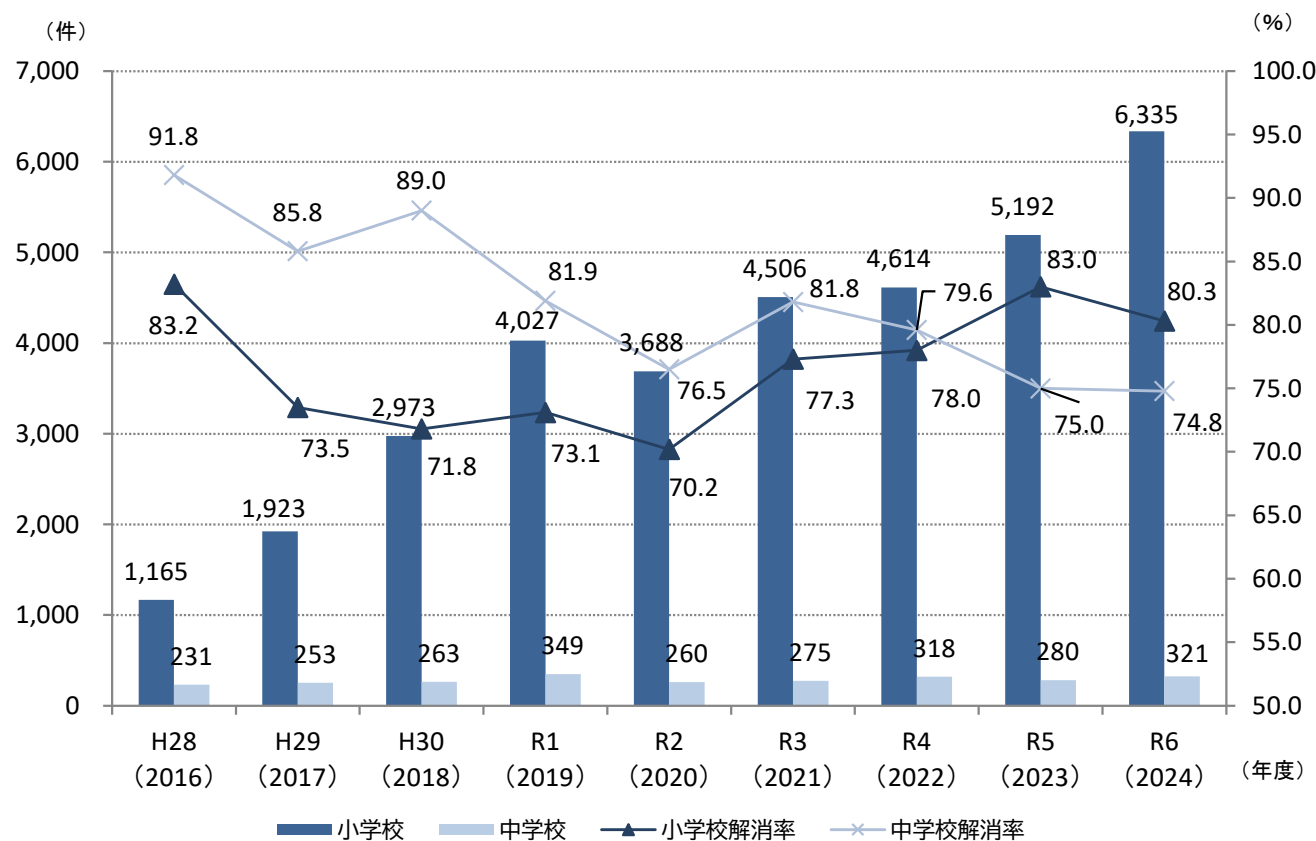
資料:配偶者暴力相談センターにおける相談件数(令和5年度分)(内閣府男女共同参画局)

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(11/15)

(7)いじめ・長期欠席・不登校に関する状況

市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、令和6(2024)年に小学校6,335件、中学校321件となっており、小学校は増加傾向に、中学校は横ばいの状況にあります。また、長期欠席児童生徒数は、令和6(2024)年に小学校で2,388人、中学校で2,072人となっています。

図表30 いじめの認知件数及び解消率(市)



資料:令和6年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果を基に作成

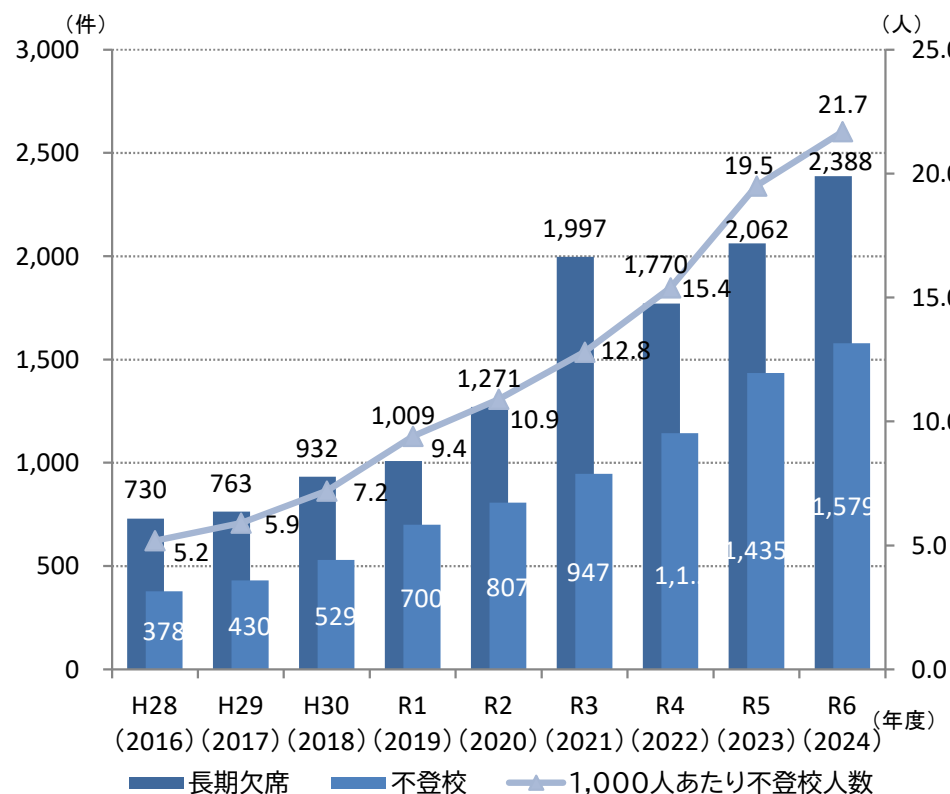
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(12/15)

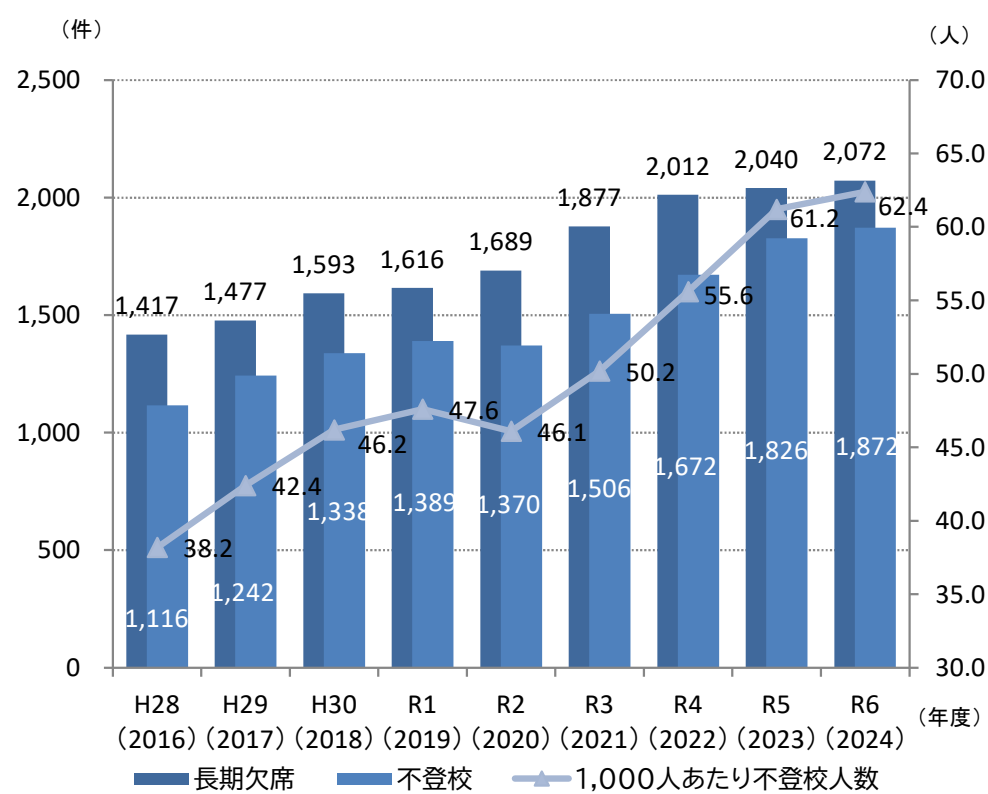
(7)いじめ・長期欠席・不登校に関する状況

図表31 長期欠席児童生徒数の推移(市)

《小学校》



《中学校》



※長期欠席=病欠+不登校+その他

※1,000人あたりの不登校人数(不登校人数÷全児童・生徒数×1,000)

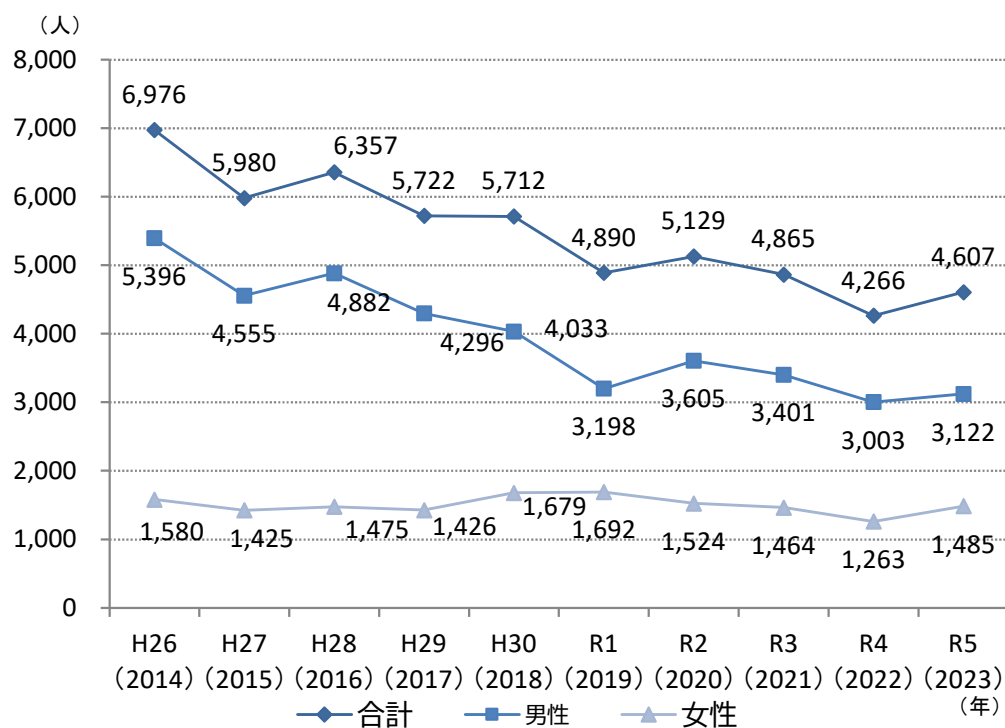
資料:令和6年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果を基に作成

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(13/15)

(8)非行等に関する状況

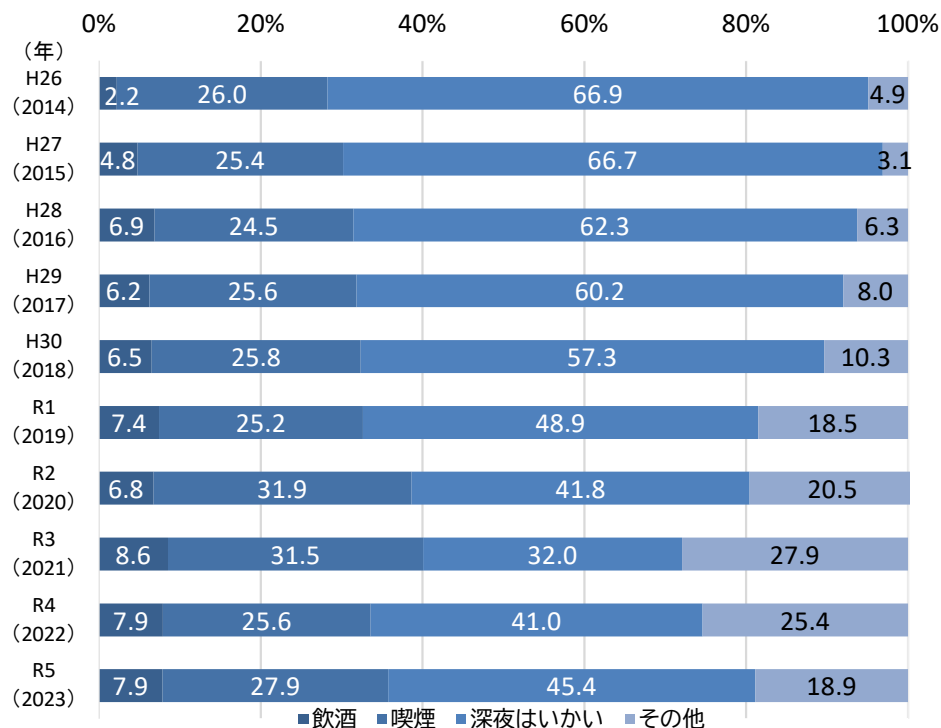
不良行為少年として補導した少年は、男性が減少傾向にあり、令和5(2023)年に男性3,122人、女性1,485人となっています。行為別状況では、深夜はいかいが最も多く令和5(2023)年は45.4%を占めています。

図表32 不良行為少年数の推移(市)



資料:神奈川県警察本部調べ

図表33 不良行為少年の行為別状況(市)



資料:神奈川県警察本部調べ

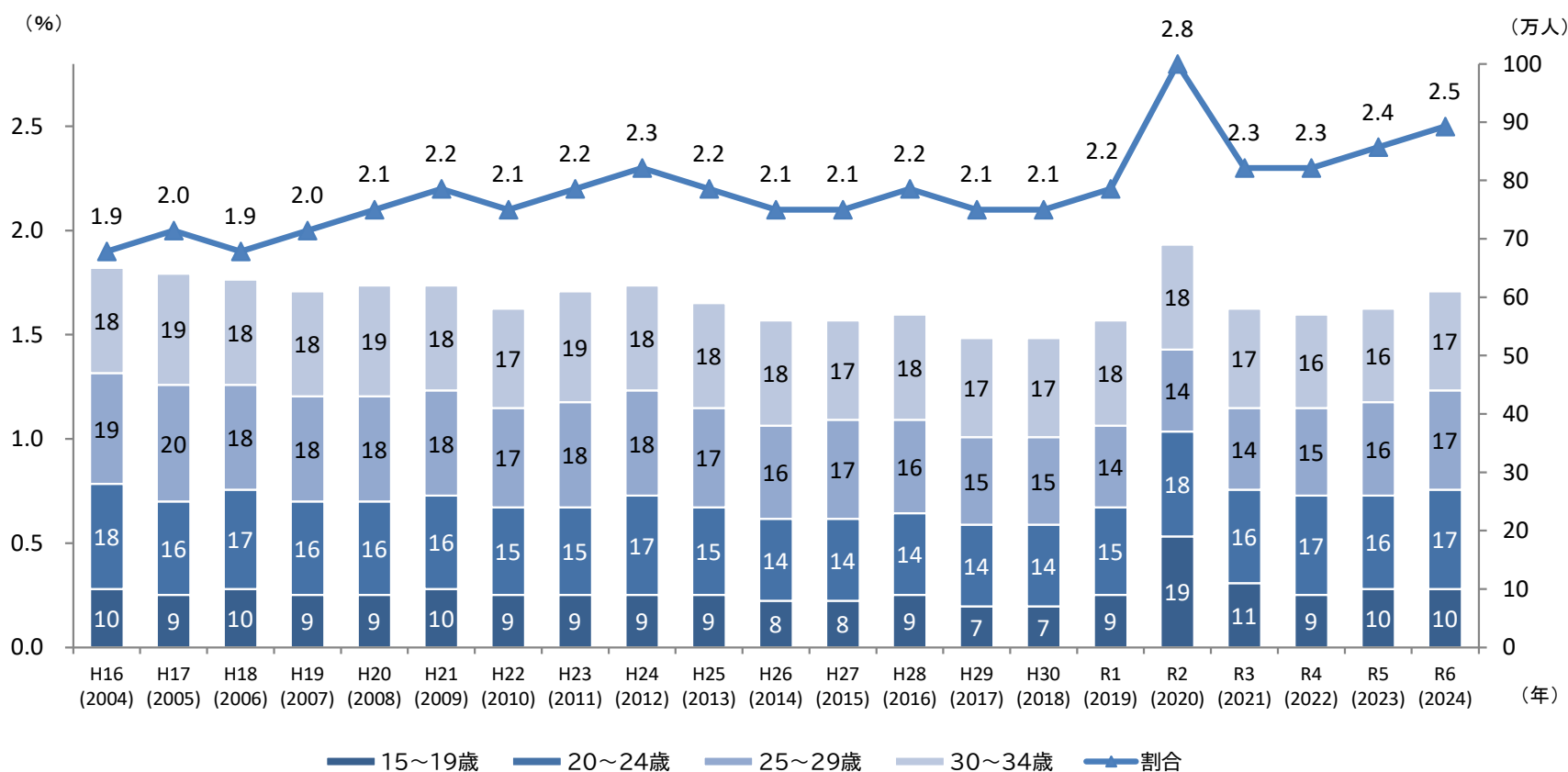
2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(14/15)

(9)若年無業者、ひきこもりに関する状況

我が国の若年無業者※の推移を見ると令和6(2024)年平均で約61万人と、前年に比べて約3万人の増となりました。年齢階級別にみると、20～24歳、25～29歳、30～34歳が、それぞれ約17万人と最も多くなっています。

※若年無業者:15歳から34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

図表34 若年無業者及び人口に占める割合(国)



資料:総務省 労働力調査

2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況(15/15)

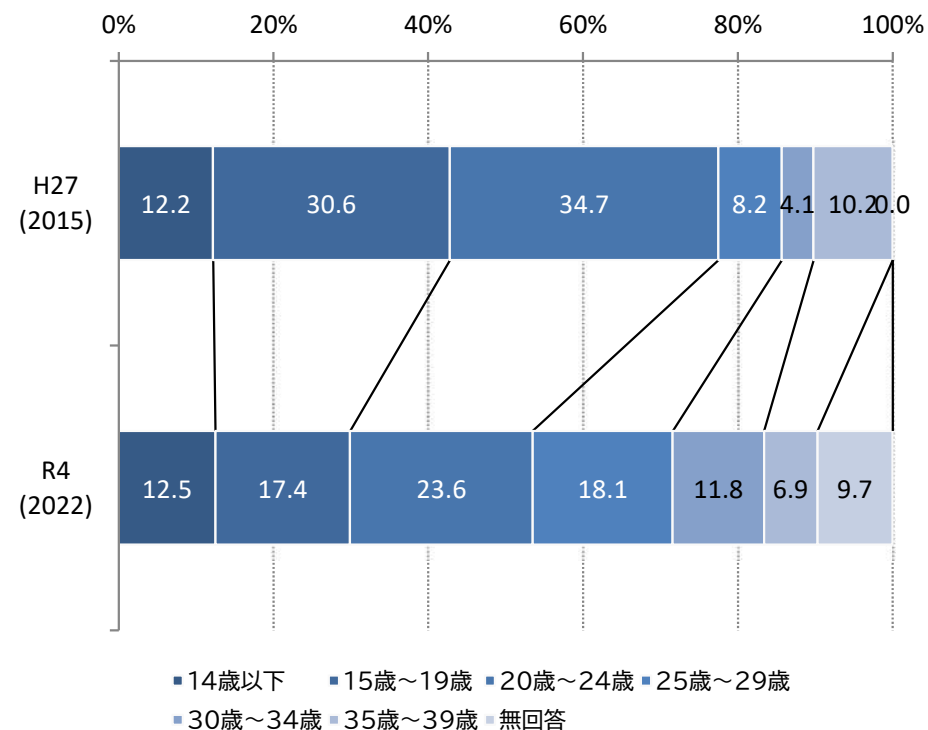
(9)若年無業者、ひきこもりに関する状況

我が国の令和4(2022)年の広義のひきこもりの推計数は約65.3 万人とされており、平成27(2015)年から増加しています。また、ひきこもりの状態になった年齢は、20歳～24歳の割合が23.6%と最も多くなっています。

図表35 ひきこもり推計数(国)

			有効回収数に占める割合(%)		全国の推計数(万人)	
			H27 (2015)	R4 (2022)	H27 (2015)	R4 (2022)
広義のひきこもり	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.06	0.95	36.5	30.3
	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35	0.74	12.1	23.6
		自室からは出るが、家からは出ない	0.16	0.36	5.5	11.5
		自室からはほとんど出ない				
計			1.57	2.05	54.1	65.3

図表36 ひきこもりの状態になった年齢(国)



※全国の推計数は、四捨五入のため合計と内訳が一致しない場合がある。

資料:平成27(2015)年は内閣府「若者の生活に関する調査報告書」
令和4(2022)年は内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

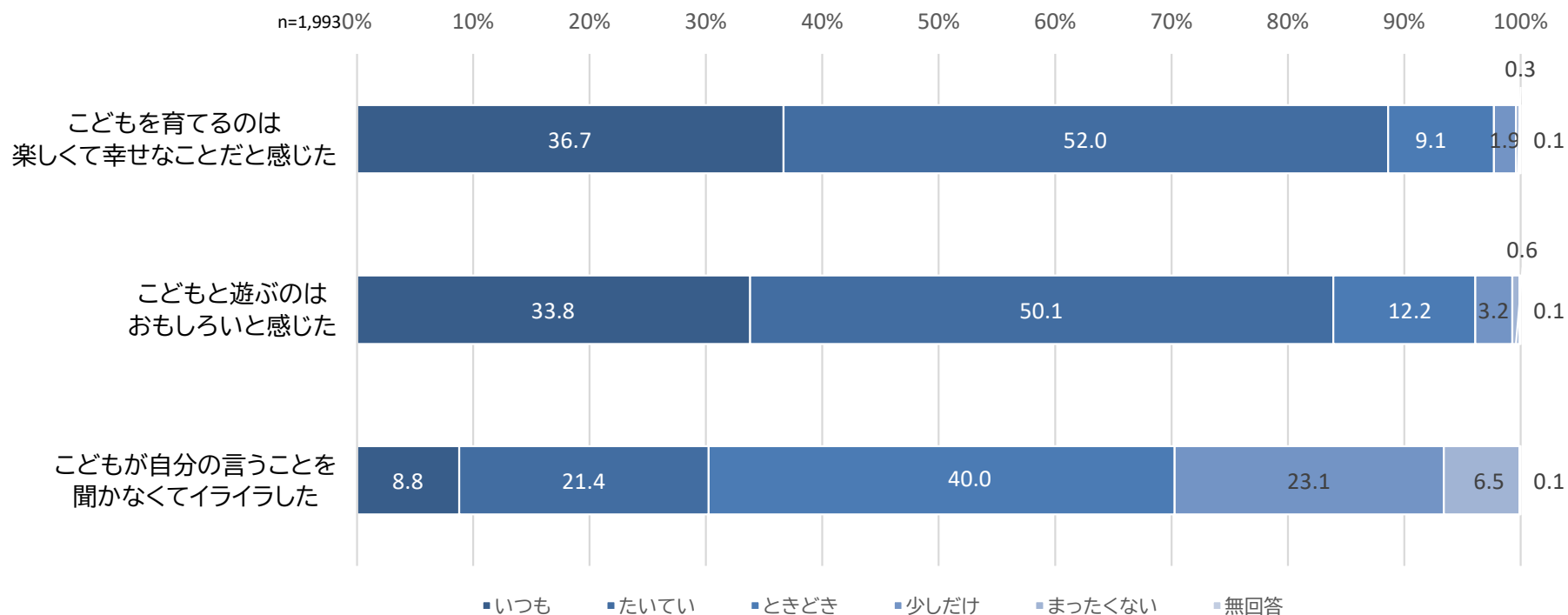
資料:平成27(2015)年は内閣府「若者の生活に関する調査報告書」
令和4(2022)年は内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(1/12)

(1)子育てに関する状況

川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)によると、0～5歳のこどもの保護者では、こどもを育てるのは楽しくて幸せなことだと感じたは、「たいてい」が52.0%で最も高く、次いで、「いつも」が36.7%、こどもと遊ぶのはおもしろいと感じたは、「たいてい」が50.1%で最も高く、次いで、「いつも」が33.8%、こどもが自分の言うことを聞かなくてイライラしたは、「ときどき」が40.0%で最も高く、次いで、「少しだけ」が23.1%となっています。

図表37 子育てをする中で、日ごろ感じていること(市)

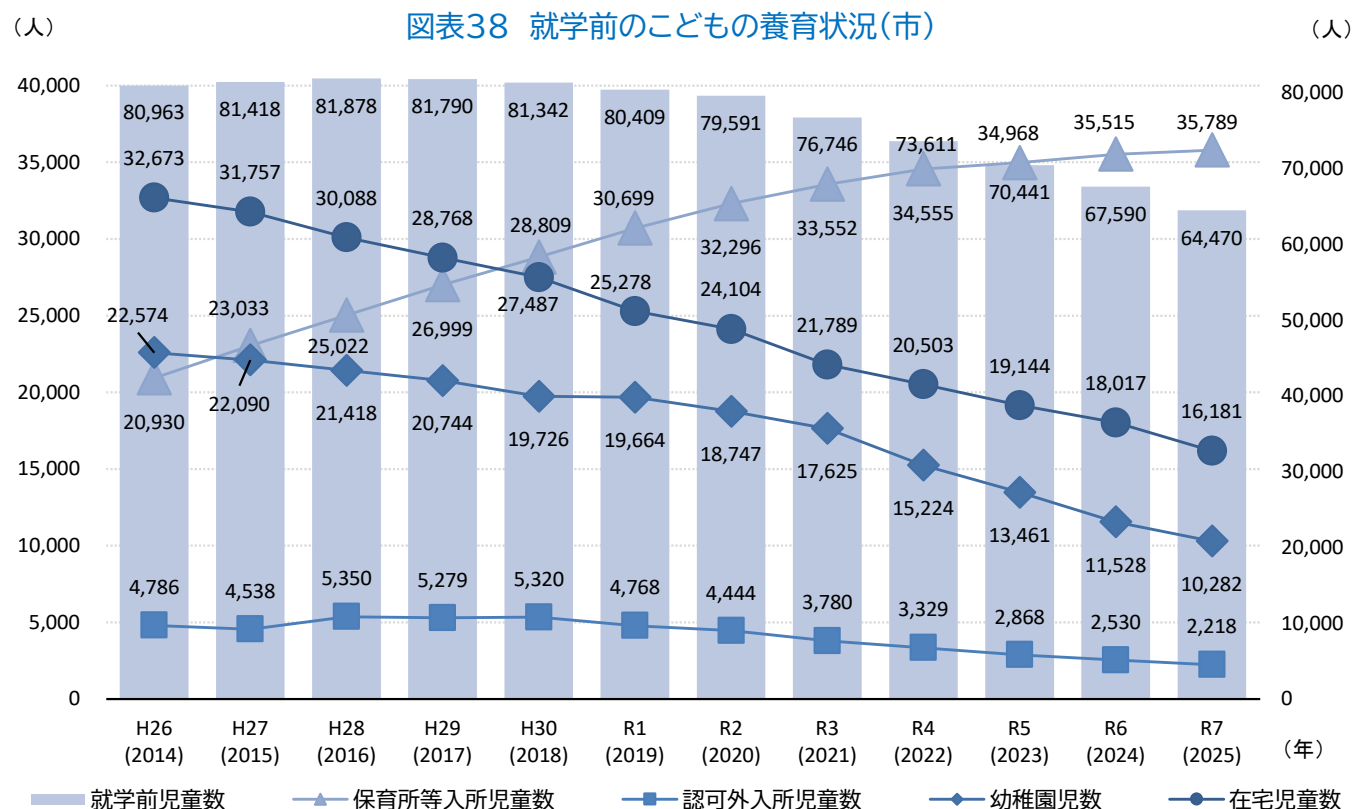


資料:川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(2/12)

(1) 子育てに関する状況

本市の就学前のこどもの養育状況として、就学前児童数が減少する中、保育所等入所児童数は年々増加しており、認可外入所児童数、幼稚園児数、在宅児童数は減少傾向となっています。



※保育所等入所児童数は、各年4月1日現在の市内在住の公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業の入所者数

※認可外入所児童数は、各年4月1日現在の川崎認定保育園、地域保育園等の認可外保育施設の利用者数

※幼稚園児数は、各年5月1日現在の市内在住の幼稚園(施設型給付・私学助成)、認定こども園(幼稚園部分)の園児数

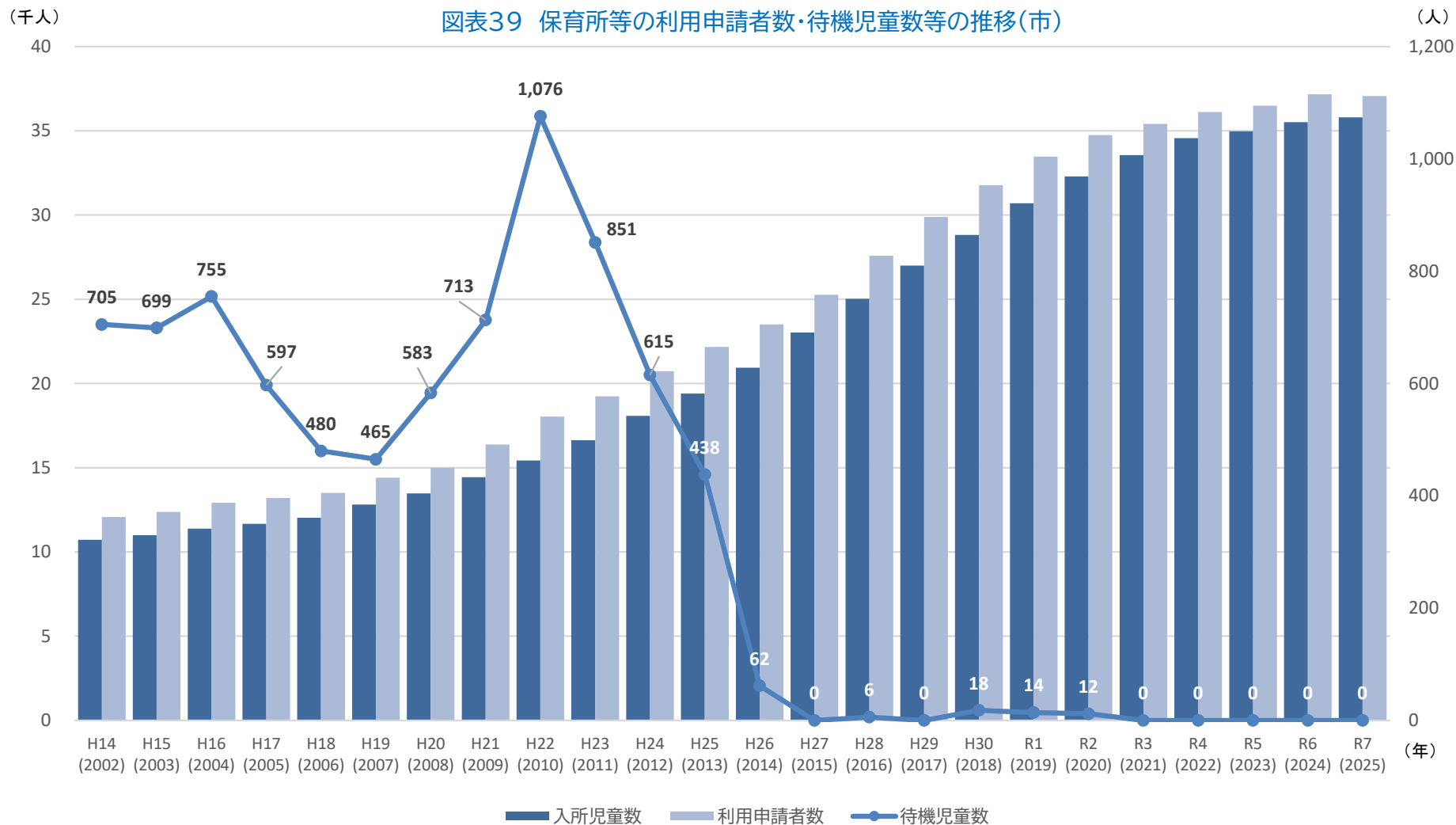
※在宅児童数は、就学前児童数から保育所等入所児童数、認可外入所児童数、幼稚園児数を差し引いた数

資料:こども未来局調べ

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(3/12)

(1)子育てに関する状況

保育所等の利用申請者数は、増加傾向が続いています。また、令和7(2025)年は待機児童数0人となっています。



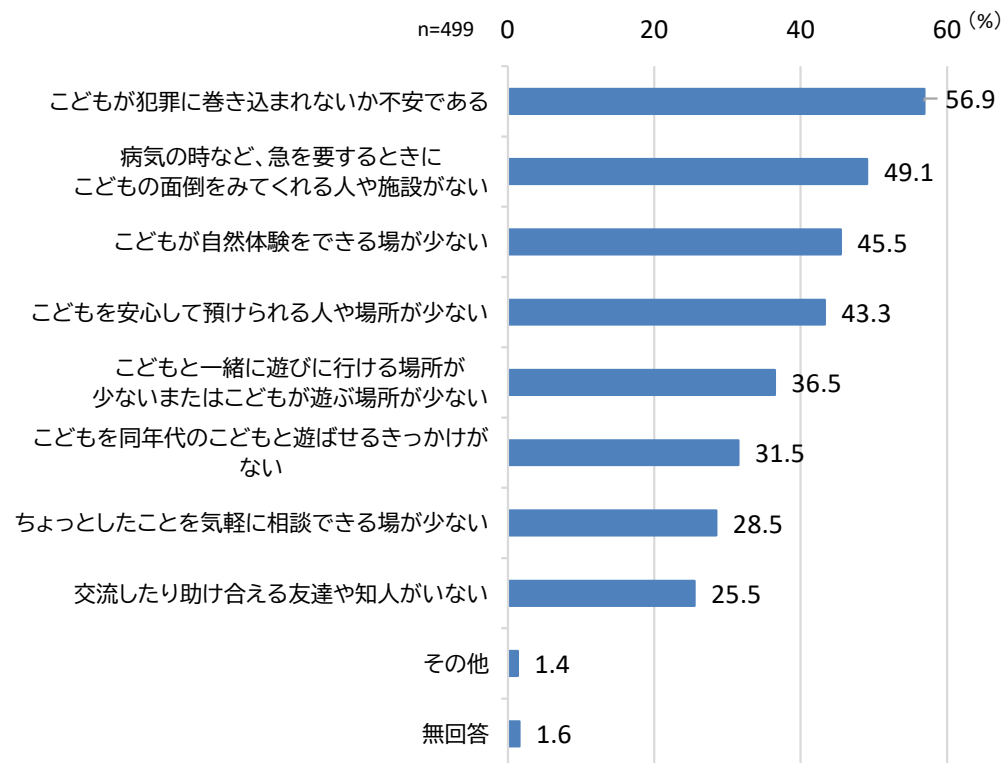
資料:こども未来局調べ(各年4月1日現在)

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(4/12)

(1) 子育てに関する状況

川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)によると、0～5歳のこどもの保護者では、子育て環境の悩みは、「こどもが犯罪に巻き込まれないか不安である」が56.9%で最も高く、次いで、「病気の時など、急を要するときにこどもの面倒をみてくれる人や施設がない」が49.1%となっています。

図表40 子育て環境の悩み(市)

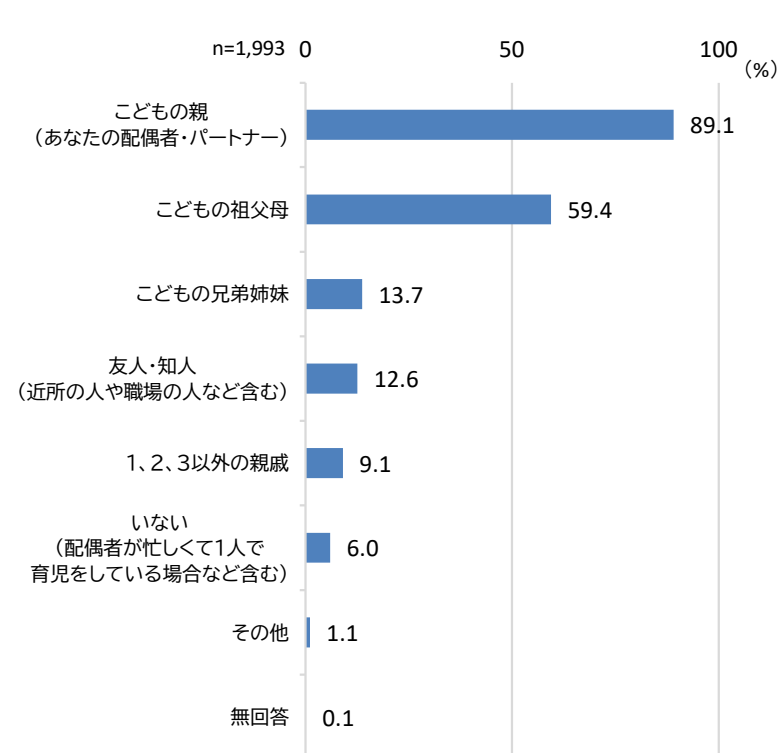


※複数回答

資料:川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)

川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)によると、0～5歳のこどもの保護者では、子育てにおいて普段協力してくれる方はいますかでは、「こどもの親(配偶者・パートナー)」が89.1%で最も高く、次いで、「こどもの祖父母」が59.4%となっています。

図表41 子育ての協力者の有無(市)



※複数回答

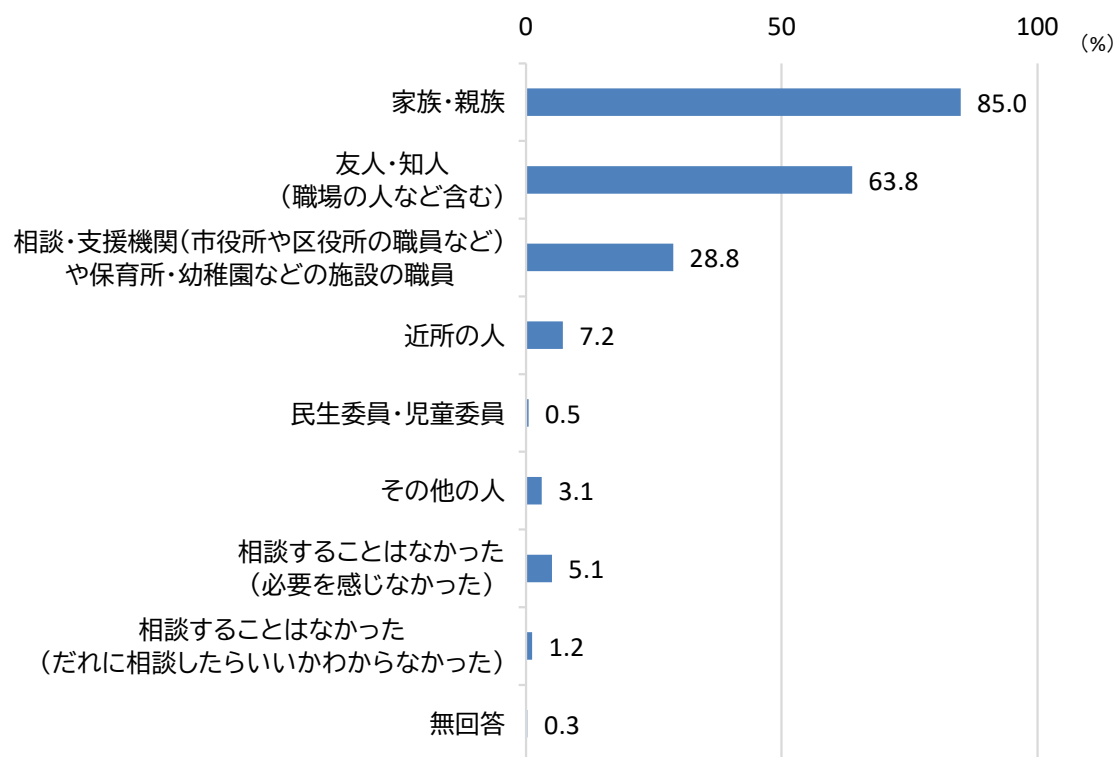
資料:川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(5/12)

(1) 子育てに関する状況

川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)によると、子育てに関する相談をだれに相談しましたかでは、「家族・親族」が85.0%で最も高く、次いで、「友人・知人(職場の人など含む)」が63.8%となっています。

図表42 子育ての相談相手の有無(市)



※複数回答

資料:川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(6/12)

(1)子育てに関する状況

川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)によると、未就学児の親のうち、居住年数が少ない人や保育所等にこどもを預けていない人ほど、近所の人との交流がなく、近所の人との交流がない人ほど、子育てに関する心配ごとや悩みがあると回答した割合が高い状況にあります

図表43 居住年数と近所付き合いの有無等(市)

●居住年数と近所付き合いの有無					●施設の利用状況と近所付き合いの有無				
n=1979					n=1938				
		近所の人との交流					近所の人との交流		
		交流がある	まったく 付き合いがない	合計			交流がある	まったく 付き合いがない	合計
居住年数	1年未満	84.75%	15.25%	100.00%	施設の利用	保育所や幼稚園に預けている	88.70%	11.30%	100.00%
	1年～3年未満	81.25%	18.75%	100.00%		保育所や幼稚園に預けていない	77.43%	22.57%	100.00%
	3年～5年未満	81.79%	18.21%	100.00%		合計	86.13%	13.87%	100.00%
	5年～10年未満	87.72%	12.28%	100.00%					
	10年～20年未満	89.40%	10.60%	100.00%					
	20年以上	87.63%	12.37%	100.00%					
	合計	86.10%	13.90%	100.00%					
●近所付き合いの有無と同年代のこどもと遊ばせるきっかけに関する心配ごとや悩みごと					●近所付き合いの有無と安心して預けられる人や場所の有無に関する心配ごとや悩みごと				
n=499					n=499				
		こどもを同年代のこどもと遊ばせるきっかけに関する 心配ごとや悩みごと					こどもを安心して預けられる人や場所の 有無に関する心配ごとや悩みごと		
		ない	ある	合計			ない	ある	合計
近所の人との交流	交流がある	72.79%	27.21%	100.00%	近所の人との交流	交流がある	57.84%	42.16%	100.00%
	まったく付き合いがない	49.45%	50.55%	100.00%		まったく付き合いがない	51.65%	48.35%	100.00%
合計		68.54%	31.46%	100.00%	合計		56.71%	43.29%	100.00%

資料:川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)

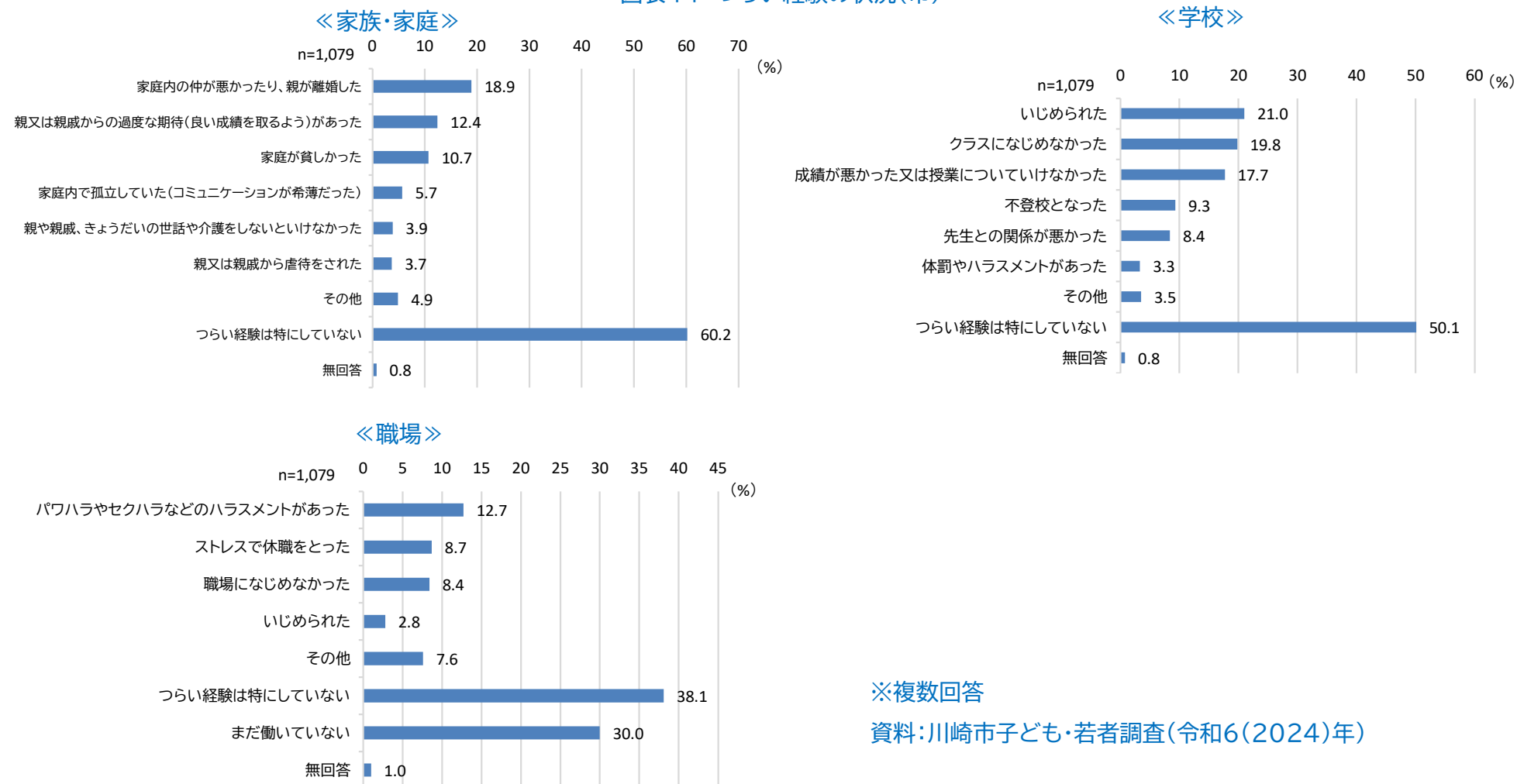
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(7/12)

(2)こども・若者本人に関する状況

川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)によると、過去又は現在つらい経験をしたことはありますかでは、家族・家庭、学校、職場いずれも「つらい経験は特にしていない」が最も多くなっており、つらい経験がなかったこども・若者が多くいる反面、家族・家庭では39.0%、学校では49.1%、職場では30.9%が過去にいずれかのつらい経験があったと回答しています。

図表44 つらい経験の状況(市)



※複数回答

資料:川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(8/12)

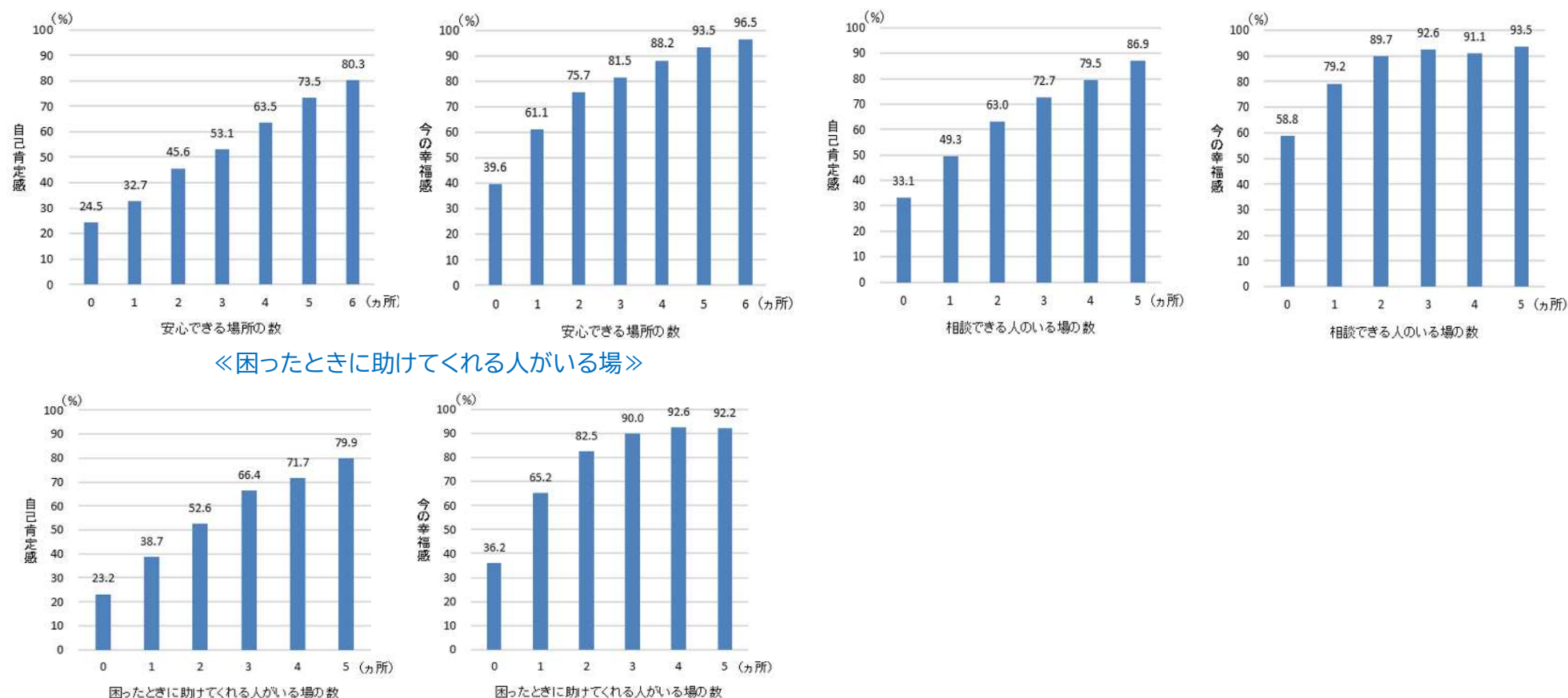
(2)こども・若者本人に関する状況

こども・若者の意識と生活に関する調査(令和4(2022)年度)によると、安心できる場所、相談できる人がいる場所及び困ったときに助けてくれる人がいる場所に関する集計結果では、居場所の数の多さと自己肯定感、今の幸福感の高さに関連が見られました。

図表45 こども・若者の居場所と自己肯定感・幸福感の関係(国)

《安心できる場所》

《相談できる人のいる場》



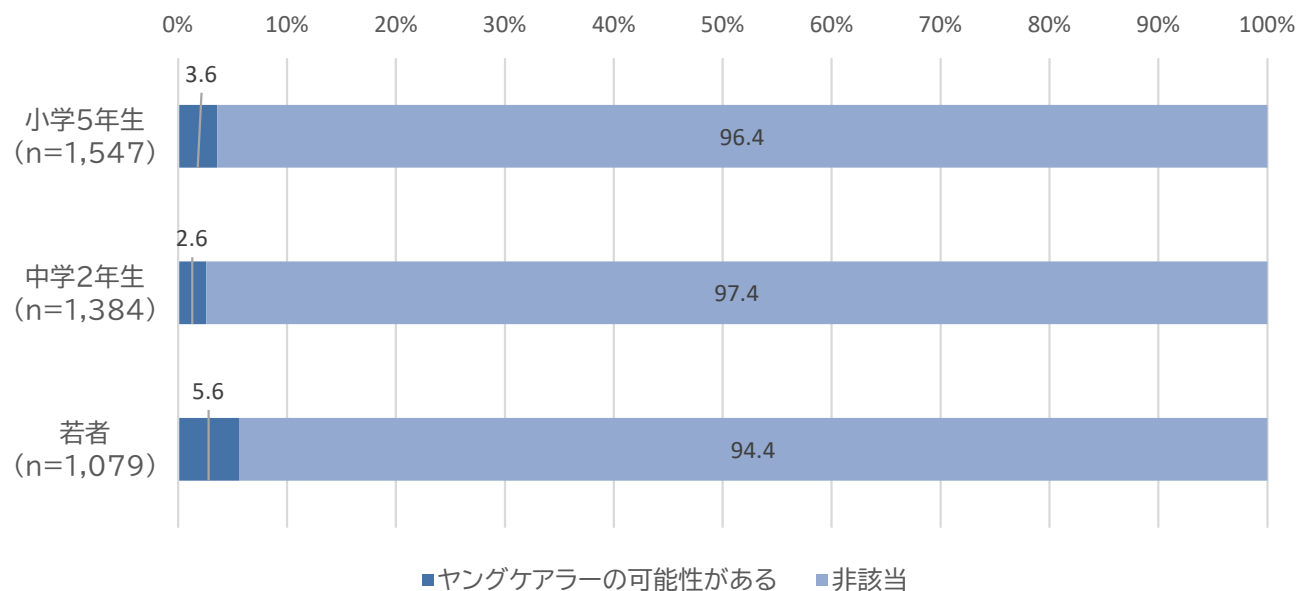
3 こども・若者の成長・発達段階における状況(9/12)

(2)こども・若者本人に関する状況

川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)によると、ヤングケアラーの可能性のあるのは、小学校5年生が3.6%、中学校2年生が2.6%、若者(16~30歳の者)が5.6%となりました。

※「ヤングケアラーの可能性のある」の定義…本調査において、「家で、家族の誰かのために世話や家事等をしている」かつ、「世話や家事等をしていることにより日常生活に何らかの影響がある」と回答した方。

図表46 ヤングケアラーの可能性のある方(市)



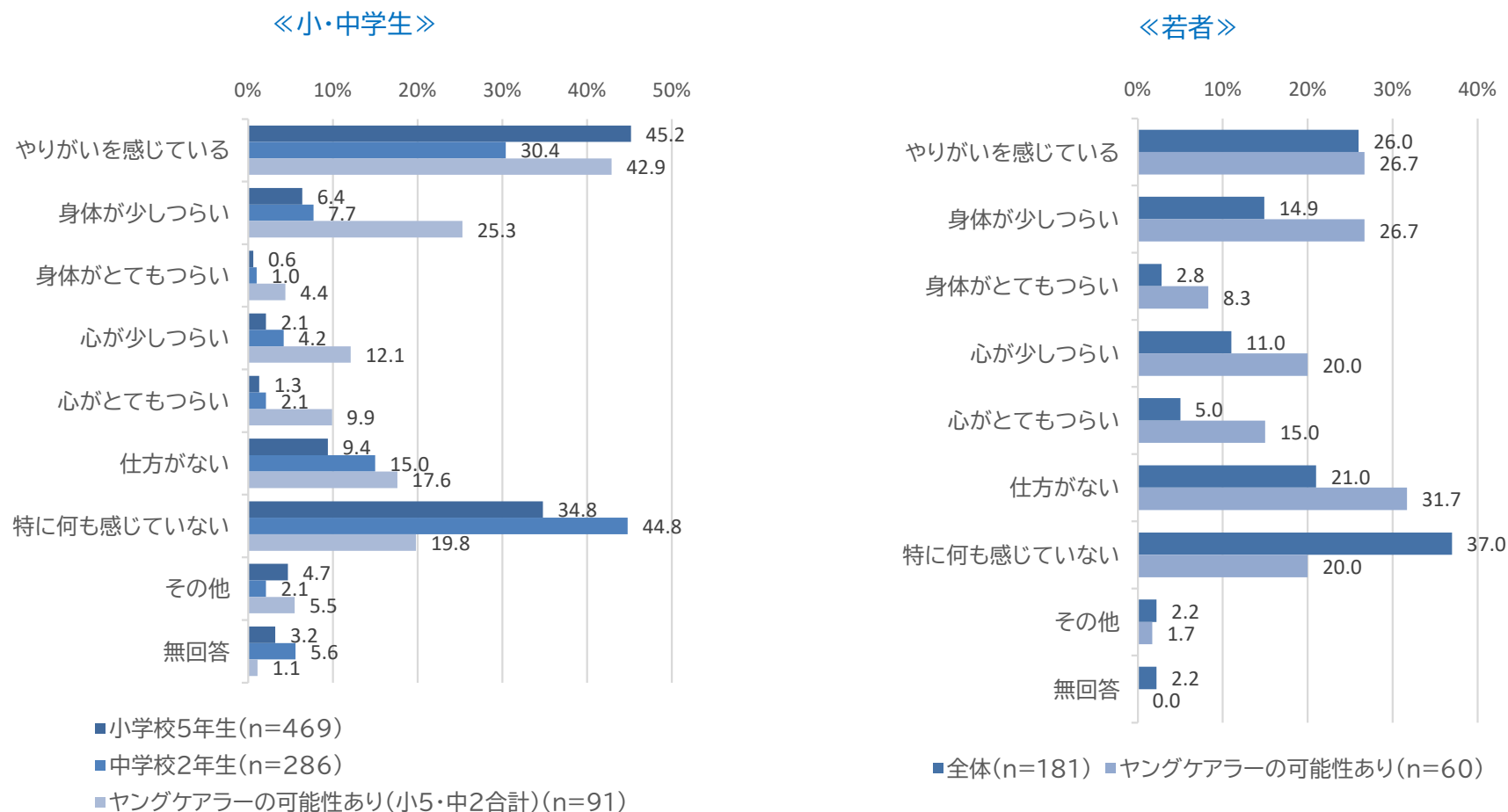
資料:川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(10/12)

(2)こども・若者本人に関する状況

世話や家事等をしていて感じることにについて、ヤングケアラーの可能性のある人のうち、小学校5年生、中学校2年生の合計では「やりがいを感じている」が最も高く、次いで「身体が少しつらい」「特に何も感じていない」が高くなっています。また、若者では、「仕方がない」が最も高く、次いで「やりがいを感じている」「身体が少しつらい」が高くなっています。

図表47 世話や家事等をしていて感じること(市)



※複数回答

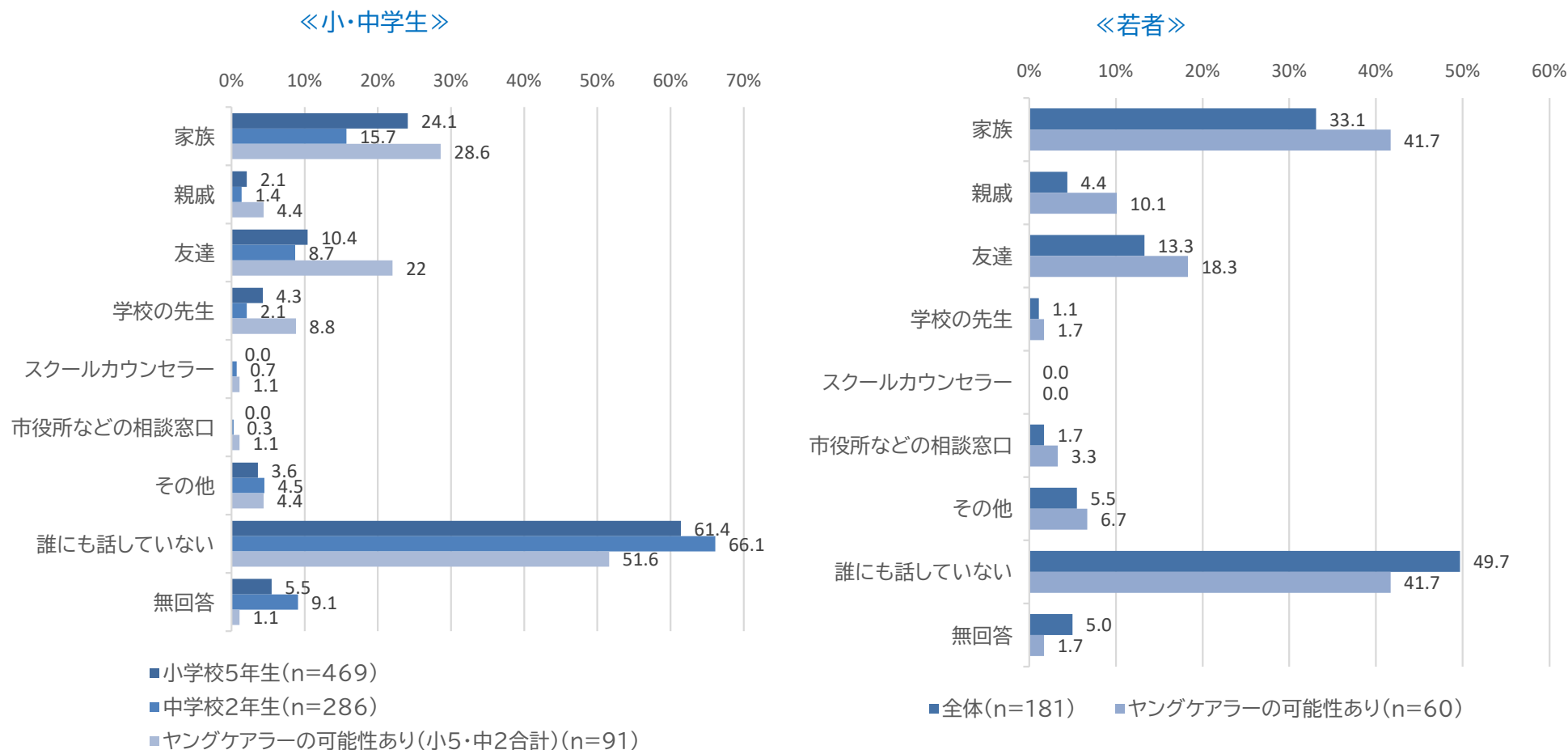
資料:川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(11/12)

(2)こども・若者本人に関する状況

世話や家事等についての相談相手について、ヤングケアラーの可能性のある人のうち、小学校5年生、中学校2年生の合計では「誰にも話していない」が最も高く、次いで「家族」「友達」が高くなっています。また、若者では、「家族」「誰にも話していない」が最も高く、次いで「友達」「親戚」が高くなっています。

図表48 世話や家事等についての相談相手(市)



※複数回答

資料:川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)

3 こども・若者の成長・発達段階における状況(12/12)

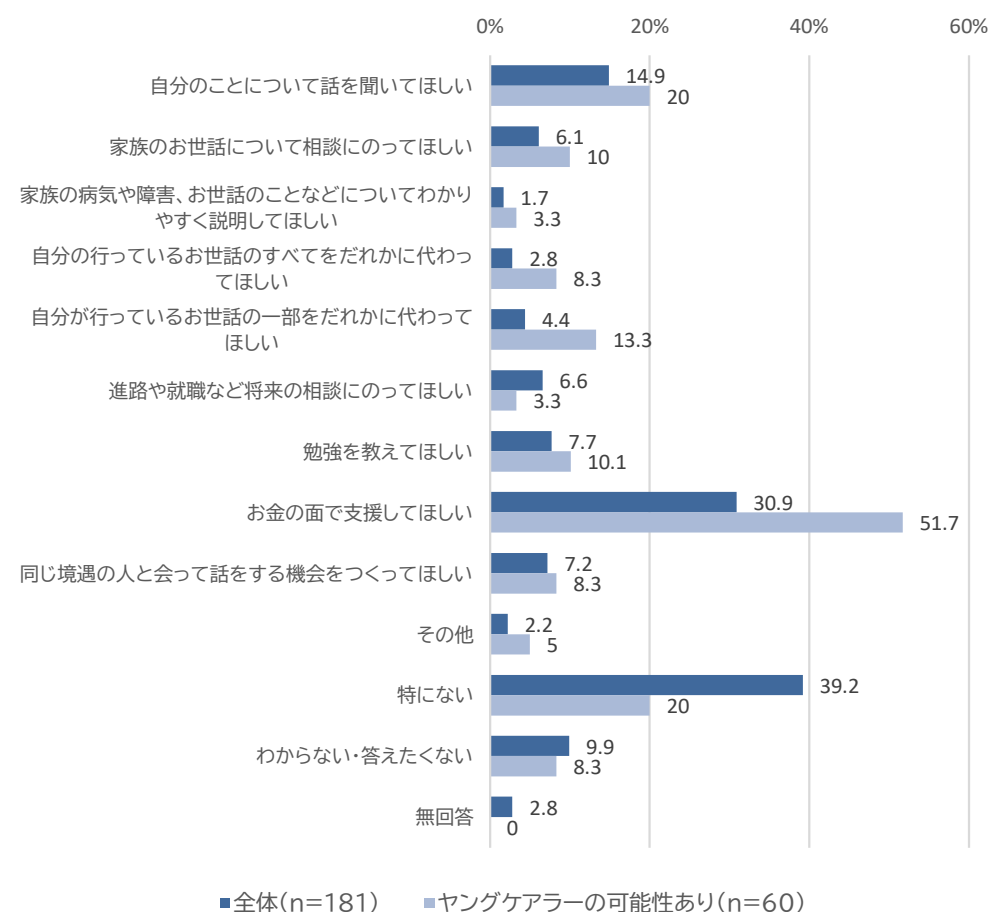
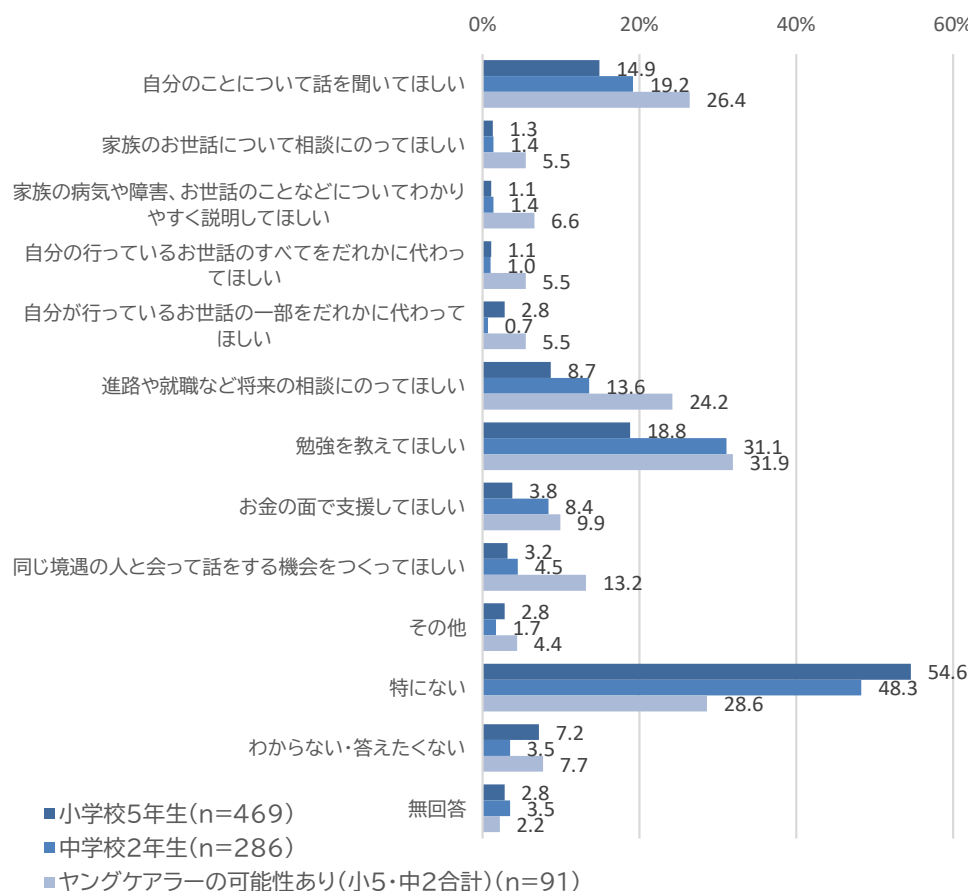
(2)こども・若者本人に関する状況

周りからしてもらいたいことについて、ヤングケアラーの可能性のある人のうち、小学校5年生、中学校2年生の合計では「勉強を教えてほしい」が最も高く、次いで「自分のことについて話を聞いてほしい」「進路や就職など将来の相談にのってほしい」が高い一方で、「特にない」も高くなっています。また、若者では、「お金の面で支援してほしい」が最も高く、次いで「自分のことについて話を聞いてほしい」「自分が行っているお世話の一部をだれかに代わってほしい」が高い一方で、「特にない」も高くなっています。

《小・中学生》

図表49 周りからしてもらいたいこと(市)

《若者》



※複数回答

資料:川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

4 こども・若者の“声”を聴く取組(1/7)

こども基本法では、こどもの意見が尊重されその最善の利益が優先して考慮されることが基本理念の1つされており、こども施策の策定等に当たっては、こども等の意見を聴き、施策に反映するものとされています。こうしたことから、本計画の策定に当たっては、こども・若者の“声”を聴く取組を行っています。



- ・「子ども・若者の“声”募集箱」の活用

令和4(2022)年度から継続している「子ども・若者の“声”募集箱」の意見を分析するとともに、本計画の策定に向けて、募集箱の投稿フォームを活用したアンケートを実施。



- ・「子ども・若者調査」の実施

市内の小学校5年生、中学校2年生と16歳から30歳までの若者を対象に、生活状況や悩みごとなど、幅広い項目について意識調査を実施。



- ・若者世代とのグループトーク

市内の大学やソーシャルデザインセンターに協力をいただき、大学生やソーシャルデザインセンターに所属する若い世代の、結婚、子育て、ライフプランやまちづくりに対する意識を知るため、グループトークを実施。



- ・「第3期川崎市こども・若者の未来応援プランこども版」の作成

こどもからも本計画についての意見を聴かせてもらえるよう、わかりやすい言葉を使った、「第3期川崎市こども・若者の未来応援プランこども版」を作成。



- ・パブリックコメントの実施

「第3期川崎市こども・若者の未来応援プランこども版」などを見ていただき、こども向けのパブリックコメントページや募集フォームを作成して、こども・若者から本計画についての意見を聴取。

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

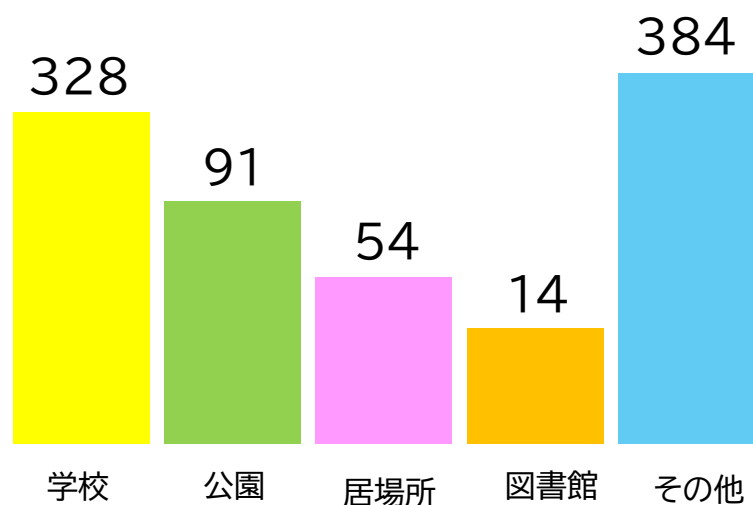
4 こども・若者の“声”を聴く取組(2/7)

(1) 「子ども・若者の“声”募集箱」の活用

市内在住・在学等の小学4年生から18歳までのこども・若者が、本市に対して感じていることなどを把握するしくみとして、「子ども・若者の“声”募集箱」の事業を実施しています。届いた声は、市政運営の参考意見とし、自分たちの声が尊重されていることを実感できる機会となるよう取組を進めてきました。

試行実施を開始した令和4(2022)年12月から1,000件を超える声が届いています。

本格実施した令和5(2023)年度から令和6(2024)年度までに届いた声の中で多く届いた声は、こどもたちにとって身近な「学校に関すること」でした。



※その他: まちの設備や施設や整備に関すること、市の事業に関すること、環境美化に関すること、防犯や治安に関することなど

届いた声の詳細は、「子ども・若者の“声”募集箱」ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kawasaku18/page/0000172067.html>

(子ども・若者の“声”募集箱 これまでに寄せられた声&市の考え)

年度	通数	件数
令和4年度	123	198
令和5年度	347	402
令和6年度	443	469
令和7年度	137	162
合計	1,050	1,231

※通数:届いた声の数 件数:届いた内容の数

届いた声について、具体的な内容としては次のような声が届いています。

学校の体育館に
エアコンを設置してほしい

GIGA端末の規制を
緩めてほしい

公園で思いっきり
ボール遊びがしたい

気軽に行けるような自習
スペースがほしい

放課後に休憩できる
場所がほしい

こどもの話をもっと
聴いてほしい

川崎市のいいところを
もっと広めたい

二ヶ領用水を守りたい
フードロス減らしたい

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

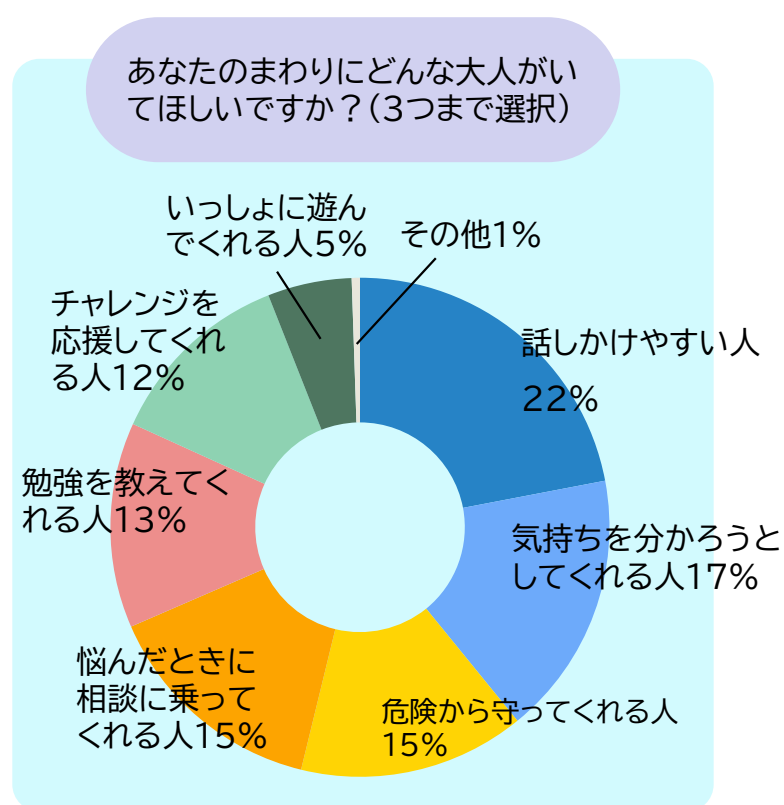
4 こども・若者の“声”を聴く取組(3/7)

(2)「子ども・若者の“声”募集箱」の活用(WEBフォームを活用したアンケート)

本計画の策定に向けて、「子ども・若者の“声”募集箱」の募集フォームにおいて期間限定の設問を設置し、こどもたちの意見の提出を受けました。(計148件※)

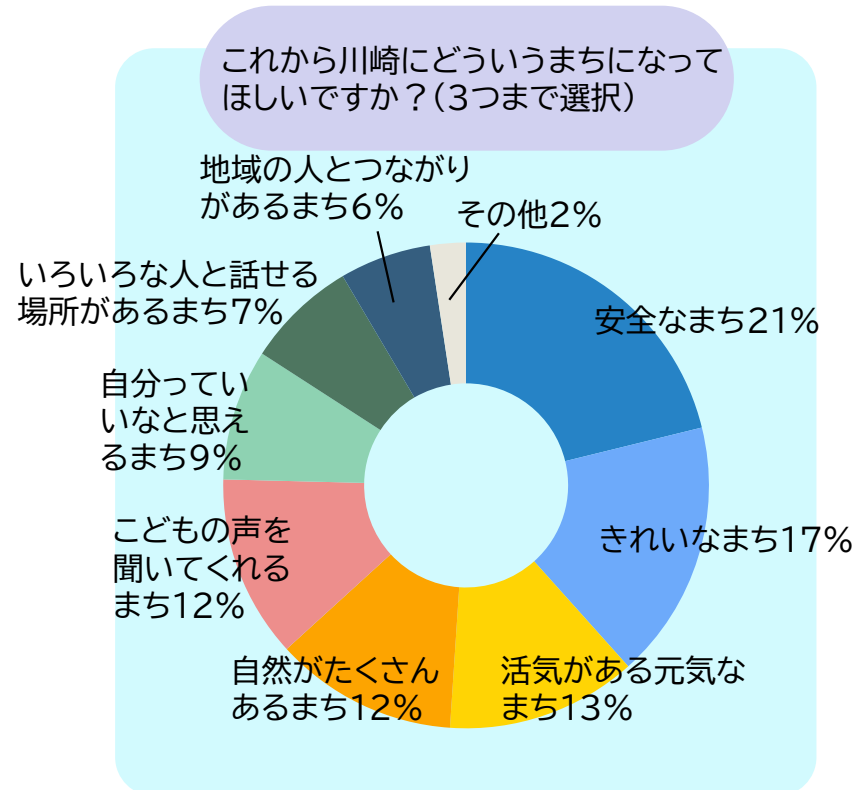
実施期間:令和7(2025)年9月5日～令和7(2025)年12月26日

※令和7(2025)年10月23日時点



話しかけやすい人が一番多く、次いで気持ちを分かろうとしてくれる人、危険から守ってくれる人と続いています。

その他としては、「お母さんと推し」、「毎朝ラジオ体操をしている人」などの意見がありました。



安全なまちが一番多く、次いできれいなまち、活気がある元気なまちが続いています。

その他としては、「綺麗な公共の場所」、「県から独立した日本初の特別市」、「歴史をもっと感じることのできるまち」、「穏やかなまち」などの意見がありました。

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

4 こども・若者の“声”を聴く取組(4/7)

(3) 「子ども・若者調査」の実施

本市のこども・若者や子育て家庭を対象に、生活状況や生活意識、行政に対する意識等についての調査を行いました。

アンケート実施期間:令和6(2024)年11月22日～令和7(2025)年1月7日

① 現在の悩みや心配ごと(上位5位)

小学5年生

1位 自然環境のこと(58.6%)

2位 進学のこと(48.9%)

3位 就職のこと(44.6%)

4位 政治や社会のこと(43.5%)

5位 自分の将来のこと(43.0%)

上記以外の主な選択肢 お金のこと(37.7%) 性格のこと(31.1%)
友人や仲間のこと(28.2%) 容姿のこと(23.4%)

中学2年生

1位 進学のこと(72.4%)

2位 勉強のこと(70.0%)

3位 就職のこと(66.2%)

4位 仕事のこと(63.9%)

5位 自分の将来のこと(63.7%)

上記以外の主な選択肢 お金のこと(43.7%) 性格のこと(37.5%)
容姿のこと(36.9%) 友人や仲間のこと(29.2%)

悩みごとの中で「進学」は小学5年生と中学2年生の両方で上位となっています。小学5年生は「進学」の他には、「自然環境」や「政治や社会」などに関心をもっています。中学2年生は「仕事」や「勉強」など、自分の将来に関わる具体的な内容についての関心が高いことが分かります。

② 困ったことや悩みがあったときの相談相手(上位5位)

小学5年生

1位 父親または母親(58.6%)

2位 学校の友達・先輩・後輩(38.1%)

3位 学校の先生(24.6%)

4位 困ったことや悩みはなかった(19.8%)

5位 きょうだい(14.1%)

中学2年生

1位 父親または母親(52.8%)

2位 学校の友達・先輩・後輩(52.1%)

3位 学校の先生(21.0%)

4位 きょうだい(14.6%)

5位 困ったことや悩みはなかった(14.5%)

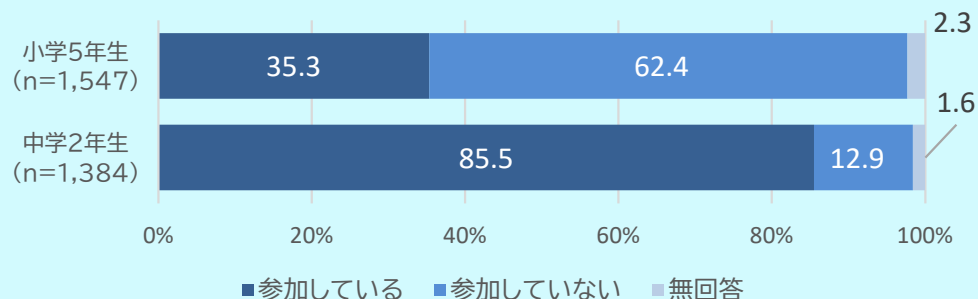
悩みごとの相談相手としては、小学5年生、中学2年生の両方で生活の中で身近である「父親または母親」「学校の友達・先輩・後輩」「学校の先生」の順で高くなっています。

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

4 こども・若者の“声”を聴く取組(5/7)

(3) 「子ども・若者調査」の実施

③ 地域のスポーツクラブ、文化クラブ、学校の部活動、生徒会活動への参加状況



小学5年生では「参加している」が35.3%、「参加していない」が62.4%となっています。

中学2年生では「参加している」が85.5%、「参加していない」が12.9%となっています。

④ スポーツクラブ、部活動等へ参加しない理由(上位5位)

小学5年生

- 1位 入りたいクラブ・部活動がないから(50.2%)
- 2位 塾や習い事が忙しいから(39.1%)
- 3位 その他(19.4%)
- 4位 一緒に入る友達がいらないから(13.6%)
- 5位 費用がかかるから(7.8%)

中学2年生

- 1位 入りたいクラブ・部活動がないから(47.2%)
- 2位 その他(34.3%)
- 3位 塾や習い事が忙しいから(21.3%)
- 4位 費用がかかるから(7.9%)
- 5位 一緒に入る友達がいらないから(6.7%)

③において、スポーツクラブ、部活動等へ参加していない方に、その理由を複数回答で聞いたところ、小学5年生、中学2年生の両方で、「入りたいクラブ・部活動がないから」が最も高くなっています。

小学5年生については、次いで「塾や習い事が忙しいから」が39.1%、「一緒に入る友達がいらないから」が13.6%となっています。

中学2年生については、次いで「その他」34.3%、「塾や習い事が忙しいから」47.2%となっています。

小学5年生の「その他」

「よくわからないから」、「何のクラブがあるかわからない」、「緊張する」、「あることを知らなかった」、「興味がない」、「知らない人が多いから」、「遊ぶ時間が減ってしまうから」、「入り方が分からない」、「一人では行動できない」、「面倒だから」など

中学2年生の「その他」

「(部活動などを)やめたから」、「学校に行っていないから」、「面倒だから」、「面白くないから」など

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

4 こども・若者の“声”を聴く取組(6/7)

(3) 「子ども・若者調査」の実施

⑤ 若者が仕事を選ぶ際に重要だと思うこと

- 1位 就業先の雰囲気・社風・人間関係がよい(97.5%)
- 2位 残業が少ない・休みがとりやすいなどワークライフバランスが取れる(93.7%)
- 3位 福利厚生が充実している(92.3%)
- 4位 安定して長く続けられる(91.2%)
- 5位 高収入である(90.8%)

若者が仕事を選ぶ際に重要だと思うことは、「就業先の雰囲気・社風・人間関係がよい」が97.5%で最も高く、次いで「残業が少ない・休みがとりやすいなどワークライフバランスが取れる」が93.7%、「福利厚生が充実している」が92.3%と続いています。

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

4 こども・若者の“声”を聴く取組(7/7)

(4) 若者世代とのグループトーク

市内の大学やソーシャルデザインセンターに協力いただき、大学生やソーシャルデザインセンターに所属する若い世代の、結婚、子育て、ライフプランやまちづくりに対する意識を知るため、グループトークを令和7(2025)年9月～10月に行いました。

川崎市青少年フェスティバル実行委員会 9月18日(木) 8名、多摩区ソーシャルデザインセンター 9月26日(金) 12名、川崎市「二十歳を祝うつどい」サポーター 10月7日(火) 9名、田園調布大学 10月28日(火) 9名



① 学校や家庭以外で小学生から高校生の時に嬉しかったこと・よかったと感じたことは何ですか？(意見の一部抜粋)

- ・住んでいるマンションで、近所のおじいちゃんが、エレベーター等で「頑張ってるね！」「お帰り！」って帰りの度に声をかけてくれたのがすごく嬉しかったな～
- ・小学生のとき、地域のスポーツチームに所属していて、自治会等のお祭りに参加して楽しかった。今でも街で自治会の人を見かけるとホッとする！
- ・子ども会では年齢の違う子どもたちとの交流があって、中学生・高校生と一緒にあって小学生の面倒を見るというところがよかったと思う。
- ・小学生のとき、公園で大人数で鬼ごっこをして遊んだりして、ずっとこの関係が続けばいいのにな。
- ・習い事でダンスをやっていて、こども文化センターの集会室を使っていたんだけど、始まる前とかに友達とセンターで遊んで楽しかった！
- ・塾が1つの居場所となっていて、勉強が辛いとは思わなかった。塾の先生に進路の相談をしたときに、先生の実体験を色々教えてもらった。自分の意見を否定をせずに肯定してくれる先生で、出会えて本当に良かった。

② 結婚・こどもを持つことについてどんなイメージを持っていますか？

- ・結婚はお互いを認め合えるパートナーというイメージ。
- ・小さいころからお母さんになりたいと思っていた。兄弟にも囲まれて育てて楽しかったから、早く結婚したい！結婚式をしてみたい！ウエディングドレスを着てみたい！
- ・仕事やキャリアなどを考えると不安…。出産のタイミングも大切なのかな…
- ・結婚について誰かから話を聞くチャンスもないからイメージが沸かないし、結婚願望がそもそもない。今の時代、結婚しないという選択肢もあると思う。縁があったらしたいくらいの認識。
- ・他人のこどもはかわいいと思うし、こどもは好きだけど、自分がいざ子育てするとすると不安。大変そう。
- ・こどもは、自分にお金と時間など余裕があるときがいい。
- ・スーパーやバイト、ボランティアなどでこどもたち、親子、家族を見かけたり、関わる中で、家庭を持つのがいいな～と思う。
- ・だれかと一緒にいたいけど、結婚をしなくてもシェアハウスとか別の方法が増えている。友達と老後でもいいかなと思う。



③ ②でのイメージを持ったうえでどういうまちだったら結婚やこどもを持つことについてチャレンジできそうですか？

- ・実際、家事や育児への労力がかかると思うから、状況に応じて両方手伝ってほしい。
- ・周りの人たちの見守りとか応援の雰囲気とか環境も大事だと思う。
- ・地域交流イベントがたくさんあるといいんじゃないかな。地域の人との関係深めたい。



子育てのやりかた教室とかあるといいと思う。

・こどもにとって、頼れる、相談できる身近な大人がいるといいよね。こども文化センターとか夢パークとか、職員の人がいる施設の方が安心する。

・子どもの権利の普及啓発をもっとしたらいいと思う。みんなが知っている状態がいいよね。

- ・自分と家族構成等共通点がある人に相談したり、家の近くに日頃から気軽に相談できる場所がたくさんあるといい。
- ・子育てについては、ネットで調べた知識が中心になっちゃう。こどもを持つ前に、子育てについて深く知ったり、集まれる機会があると不安が減ると思う。
- ・親に対してというより、こどものためにやれることをやってほしい。こどもたちにやさしい取り組み。
- ・育児に逃げ道があるといい。一週間くらいこどもを預けることができるとか。子育てから離れる時間があるといいと思う。
- ・親子で参加できるプログラムがあると良い。そういうプログラムを行政がやってくれると安心感がある。
- ・もう少し里親制度のことを知ってもらった方がいいかも。自分は出産はしたくないけどこどもは好きなので里親の選択肢もあるかもしれない。



第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 施策の方向性

1 基本理念

本市のこども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたり、本計画でめざす基本理念を次のとおり掲げます。

未来を担うこども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき

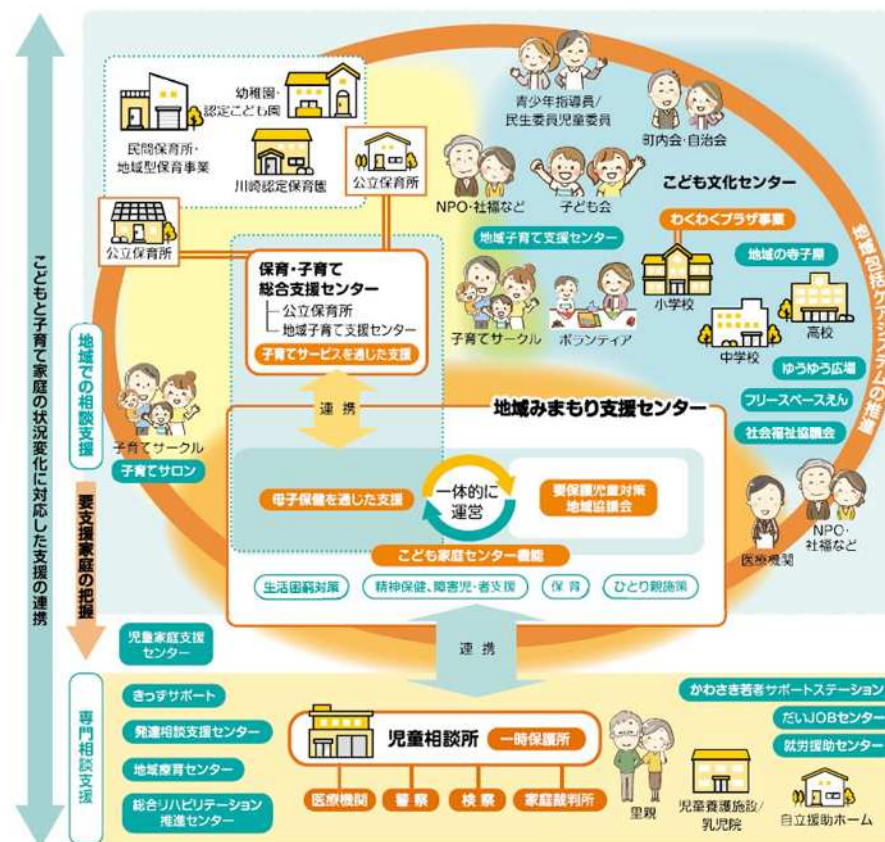
こども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。

すべてのこどもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

そのためには、一人ひとりのこども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。

また、安心してこどもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、こどもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。

こども・若者がすこやかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。



2 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つを基本的な視点とします。

視点1 子どもの権利を尊重する

すべてのこどもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かなこども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

こども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、国の「こども大綱」や本市「子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、こども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めるとともに、こども・若者の視点を尊重し、意見を聴きながら取組を進めます。

視点2 地域社会全体でこども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、こども・若者や子育て家庭を温かく見守り、こども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会をめざします。

視点3 こども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりのこども・若者がすこやかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「こどもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

視点4 すべてのこども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高いこども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべてのこども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

3 施策の方向性

本計画の推進に向けて、次の3つを方向性として示し、総合的に施策を展開します。

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

- ・核家族化や就労・経済状況の変化、地域のつながりの希薄化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、子育てに不安や負担を感じる家庭が増えています。これから結婚や出産を迎える世代や子育て中の世代が、「安心してこどもを産み育てられる」「子育てが楽しい」と思えるよう、切れ目のない総合的な子育て支援を進めます。
- ・身近な場所で支援が受けられる取組を進めるとともに、子育て家庭が「地域に支えられている」という安心感を持てるよう、家庭・学校・地域・行政などが連携・協力して、子育てをする家庭に寄り添い、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりを進めます。
- ・少子化や子育て家庭の就労形態、意識・価値観の多様化などを背景として、保育所等に求められる役割も変化していることから、子育て家庭の多様なニーズを的確に捉えた質の高い保育・幼児教育の提供に向けた取組を推進します。
- ・子育てに関するさまざまな手続きは、時間的な余裕がない子育て家庭にとっては大きな負担となっています。子育て支援のDX化により利便性を高める取組を進めるとともに、子育て世代が安心して楽しく住み続けられるまちづくりを進めます。

〔施策〕

- 1 子育てを社会全体で支える取組の推進
- 2 質の高い保育・幼児教育の推進
- 3 子育てしやすい居住環境づくり

方向性Ⅱ こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

- ・こどもは成長する過程で、人への愛着心や信頼感、生活習慣などを身に付け、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育み、多様な価値観に触れ、積極的に社会に関わることで成長を続け、やがては社会で自立した大人へと成長していきます。
- ・自分の居場所がないことは、孤独・孤立の問題と深く関係しており、こどもが生きていくうえで居場所があることは不可欠な要素であると言えます。こどもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、自分らしく安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長していける環境づくりを進めていきます。
- ・学齢期においては、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、生きがいのある人生を自分らしく送ることができるよう、主体的に学ぶ意欲を大切にしながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、きめ細かな相談・指導・支援に取り組み、将来の社会的自立に向けて必要となる資質・能力を培う取組を推進します。
- ・こどもにとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、また変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、こどもの主体性を高めることにつながります。そのため、表明や参加の取組を推進します。

〔施策〕

- 4 こどものすこやかな成長の促進
- 5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

3 施策の方向性

方向性Ⅲ 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

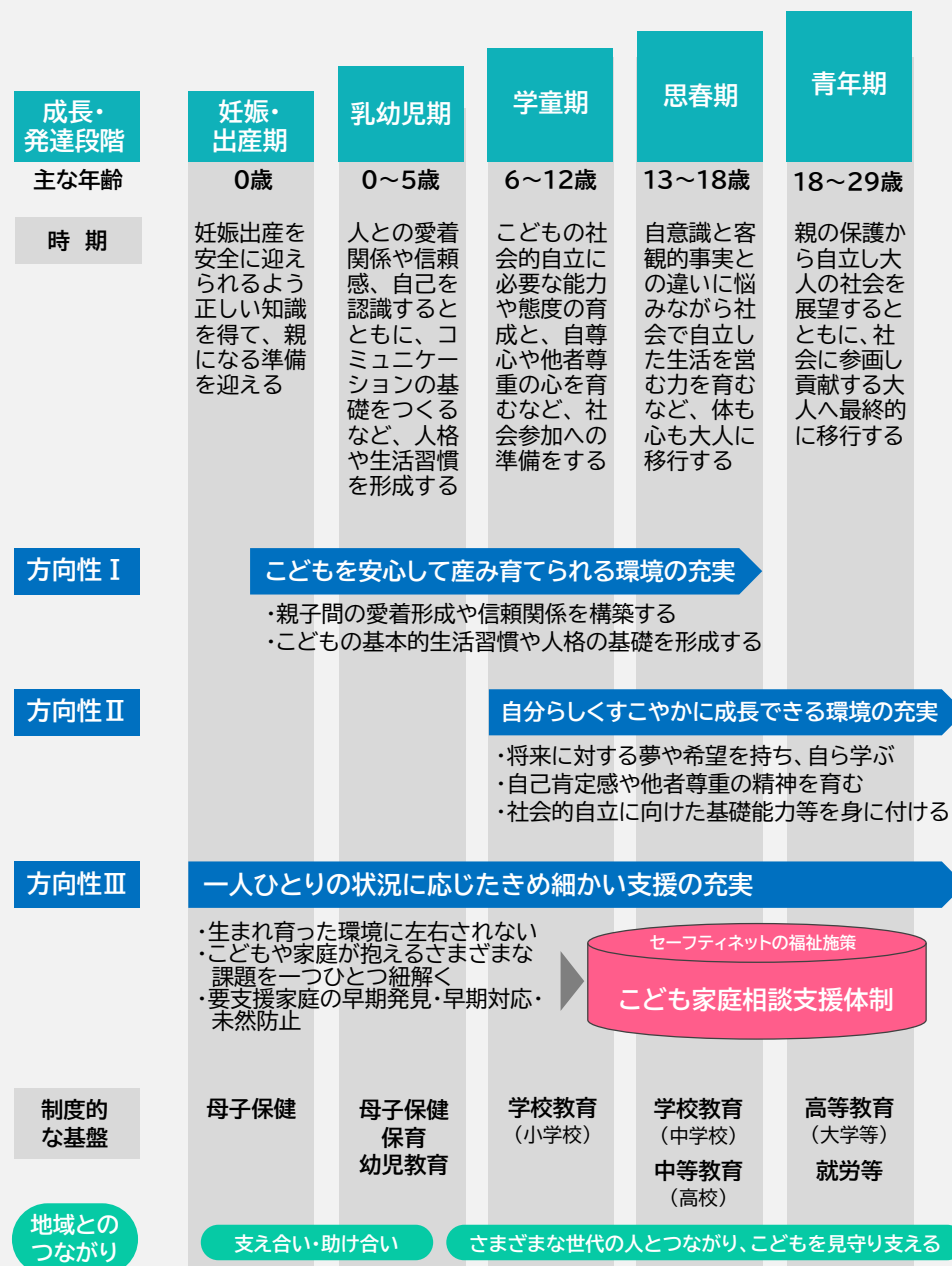
- ・ 児童虐待の相談・通告件数やこどもの発達状況などに不安を抱える家庭は増加傾向にあり、経済的な困窮や地域との関係の希薄化などから、社会的孤立が深刻化し、複雑困難な課題が生じています。
- ・ こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、こどもの成長段階や家庭の状況に応じて切れ目なく支援をつなげ、行政はもとより、家庭・学校・地域が一体となって、社会生活を営む上で困難を抱えるこどもや若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。
- ・ 困難な状況にあるこども・若者やその家庭の中には、困っていてもSOSを出すことができないケースや、必要な情報が届きにくいケースがあることから、こどもや子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応・重篤化への未然防止等に向けて、児童相談所や区役所のほか、学校・医療・司法等の関係機関などと連携し、総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、保健師や社会福祉職、心理職などの専門的な知識を有する多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。
- ・ 障害のあるこどもや発達の気になるこどもなど、専門的な支援を必要とするこどもが増加しています。障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。
- ・ 就学や就労など、社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対しては、個々の状況に寄り添いながら、自立に向けた支援を行っていきます。

〔施策〕

6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

こども・若者の成長・発達段階と施策の方向性との関係



第4章 こども・若者及び子育て支援に関する施策

- 1 計画の施策体系図
- 2 記載内容の見方
- 3 施策及び事務事業

かわさき子育て応援パッケージ

2 記載内容の見方

各施策には成果や進捗状況を把握するための成果指標を設定し、施策を構成する事務事業には具体的な取組内容として「主なアウトプット」を記載しています。

成果指標の見方

成果指標		
名称(指標の出典)	現状	目標値
ふれあい子育てサポート事業の延べ利用者数(こども未来局調べ)	11,894人 (R6年度)	12,448人以上 (R11年度)
	★1	★2

★1

本計画策定時点での直近の成果指標に係る実績値を記載しています。この数値は、本市の調査や統計情報等を基礎としていますが、数年に一度実施する調査データを活用するなど指標によりデータの取得年度が異なる場合があるため、実績値の年度を記載しています。

★2

目標値については、取組の推進により数値が上昇・下降するもののほか、一定水準を維持すべきものなど、個々の指標の特性に応じた目標値を設定しています。

目標達成を判断する時期は、基本的には計画期間の終期(令和11(2029)年度)としていますが、数年に一度実施する調査データを活用する場合などは目標達成を判断する時期がその調査によるため、目標達成を判断する年度等を記載しています。

「主なアウトプット」の見方

主なアウトプット
・保育・子育て総合支援センターの整備(R9年度:高津区、R12年度:幸区、R13年度以降:麻生区) ・公立保育所における医療的ケアの類型拡充(R8年度～) ・保育士宿舎借り上げ支援の実施(毎年度) ・保育体制強化事業実施率(R7年度:49.1%→R11年度:60%) ・民間保育所等のICT化推進支援の実施(毎年度) ・就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の実施(毎年度)
★1
★2
★3

★1

計画期間中の各取組のうち、時期を目標として設定するものについては、取組ごとに括弧書きで時期を記載しています。

★2

計画期間中の各取組のうち、数値目標を設定するものについては、取組ごとに括弧書きで目標値を記載しています。

★3

計画期間中の各取組のうち、市民サービス等で毎年度実施するものについては、取組ごとに括弧書きで「毎年度」と記載しています。なお、本計画策定時点で数値による実績把握を行っている取組については実績値を記載しています。

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

施策の目標

地域・団体・企業・行政などの多様な主体の連携・協働による子育て家庭への支援を推進するとともに、男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めます。

取組の方向性(1/2)

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 地域子育て支援センターや地域における子育てボランティア活動、保育・子育て総合支援センターを活用し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を地域全体で連携・協働して推進し、子育て家庭を社会全体で支える体制の構築に向けた取組を推進するとともに、男女共同参画社会の形成促進に関する普及啓発等の取組を進めます。
- ◆ 小児医療費助成制度については、令和8年9月から助成対象年齢を高校生年代まで拡大し一部負担金を廃止する制度拡充を行った上で、今後も引き続き、着実に運営するとともに、本市の子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえた上で、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを進めていきます。

現状と課題(1/2)

《子育てを社会全体で支える》

- ◆ 地域や社会が親子に寄り添い、こどものすこやかな育ちを支えていくため、親子で交流できる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めています。今後も核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育て家庭の養育力低下や、社会からの孤立が危惧される中、子育てに不安や負担を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域におけるこども・子育て支援の取組をさらに推進する必要があります。また、男女共同参画の取組を推進し、男女がともに子育てを担う意識を啓発することが重要となっています。
- ◆ 令和5(2023)年度に小児医療費助成制度における通院医療費助成について、助成対象年齢を中学校3年生までに拡大し所得制限を廃止する制度拡充を行うなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組みました。子育てに経済的負担を感じる家庭は多く、子育て家庭を取り巻く状況を踏まえながら、安心して医療機関を受診できる環境整備を進める必要があります。

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

取組の方向性(2/2)

《多様な主体と連携した地域社会の構築》

- ◆ 各区では、地域の課題の解決に向け、地域の特性を生かした取組を進めてきており、今後も、地域の実情や課題に対応した取組を推進することを通じて、多世代のつながりを育み、支える取組を進めていきます。
- ◆ 地域の活動の担い手づくりとして、引き続き、民生委員法等に位置づけられた民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。

現状と課題(2/2)

《多様な主体と連携した地域社会の構築》

- ◆ 子育て支援の推進にあたっては、地域の実情に応じた柔軟できめ細かな対応が求められており、地域ごとに異なる課題に対して、地域の力を活かした対応が必要です。各区地域課題対応事業の中では、区民の参加と協働により、子育て支援も含め、地域の課題の解決に向け、地域の特性を生かした取組を進めてきました。
- ◆ 地域福祉推進の中核的な活動主体である民生委員児童委員は、さまざまな相談支援、子育て支援、行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施等を通し、地域福祉の向上を図っています。中でも、主任児童委員は、関係機関と児童委員とのつなぎ役として、児童委員と連携・協力して活動に取り組み、さらに学校や児童家庭支援センター等との関係機関と連携を図りつつ、こどもが安心して豊かに暮らせる地域づくりをめざして活動しており、地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりを行う必要があります。

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
子育てについて気軽に相談できる人(場所)が身近にいる(ある)保護者の割合(こども未来局調べ)	99.3% (R7年度)	100% (R11年度)	1	地域子育て支援事業
ふれあい子育てサポート事業の延べ利用者数(こども未来局調べ)	11,894人 (R6年度)	12,448人以上 (R11年度)	2	子ども・子育てDX推進事業
ふれあい子育てサポート事業のヘルパー会員登録数(こども未来局調べ)	796人 (R6年度)	900人以上 (R11年度)	3	小児医療費助成事業
地域子育て支援センター利用者の満足度(こども未来局調べ)	9.3点 (R7年度)	9.3点以上 (R11年度)	4	児童手当支給事業
			5	地域課題対応事業(各区役所)
			6	男女共同参画事業
			7	人権オンブズパーソン運営事業
			8	民生委員児童委員活動育成等事業
			9	地域医療対策事業
			10	救急医療対策事業
			11	国民健康保険制度運営事業

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	取組内容
1	地域子育て支援事業 (こども未来局保育・子育て推進部)	地域子育て支援センター等を活用し、地域の中で親子が気軽に立ち寄り、保護者同士の交流や子育ての不安、悩みを気軽に相談ができる身近な場の提供、会員同士で育児援助活動を行う「ふれあい子育てサポート事業」の更なる充実など、地域全体で子育て世帯を支援する体制づくりを進めます。

主なアウトプット

- ・ふれあい子育てサポート事業のリニューアル(R8年度)
- ・乳児等通園支援事業の実施(毎年度)
- ・地域子育て支援センターの延べ利用人数(R6年度:160,795人)
- ・地域子育て支援センターの適切な配置に向けた検討

「地域子育て支援事業」で実施する乳児等支援給付

事業名	事業概要	量の見込み ・確保方策 掲載ページ
乳児等通園支援事業	保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。	P194

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

「地域子育て支援事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み・確保方策 掲載ページ
利用者支援事業(基本型)	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。 利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離に整備されている地域子育て支援センターの特性を生かし、地域子育て相談機関として子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増やし、行政機関であるこども家庭センターの機能を補完していきます。	P196
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。本市においては、地域子育て支援センターの名称で運営しています。	P210
ファミリー・サポート・センター事業(ふれあい子育てサポート事業)	育児の援助をしたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅や地域子育て支援センター等での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。	P214

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	子ども・子育てDX推進事業 (こども未来局企画課ほか)	こども・子育てに関する各種申請手続きのオンライン化を推進するとともに、国の子ども・子育てDXの取組とも連携しながら、かわさき子育てアプリ等を活用した、出産・子育てに関する各種手続きのオンライン化や情報発信の充実に取り組むことにより、妊婦・子育て世帯の利便性の向上を推進します。

主なアウトプット

- ・かわさき子育てアプリの新規登録者数(R6年度:7,511件→R11年度:9,400件以上)
- ・一時保育システムの運用(毎年度)
- ・乳幼児健診(集団健診)に係る問診票のオンライン提出率(R11年度:90%以上)

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	小児医療費助成事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	小児に係る医療費の一部を助成することにより、誰もが経済的負担がなく、安心して医療機関を受診できる環境を整え、小児保健の向上に寄与するとともに、小児の健全育成と福祉の増進を図ります。

主なアウトプット

・助成対象年齢の引き上げ(高校生年代まで)及び一部負担金の廃止(R8年9月～)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	児童手当支給事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	高校生年代までのこどもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、こどものすこやかな成長と発達を図ります。

主なアウトプット

・児童手当の支給(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	地域課題対応事業(各区役所) (市民文化局区政推進課)	各区役所が主体となって、区民の参加と協働により地域の身近な課題解決や地域特性を活かした魅力あるまちづくりに向けた事業を実施します。

主なアウトプット

・地域の身近な課題解決に向けた事業の企画・実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	男女共同参画事業 (市民文化局人権・男女共同参画室)	男女共同参画社会の形成促進に関する普及啓発や「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業への女性活躍推進の取組を進めます。

主なアウトプット

・第7期男女平等推進行動計画の策定(R11年度)
・「かわさき☆えるぼし」認証企業累計数(R6年度:146社→R11年度:200社)

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	人権オンブズパーソン運営事業 (市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当)	安心して気軽に相談できるようさまざまな広報媒体を活用して、人権オンブズパーソン制度を広報・啓発するとともに、関係機関等と連携して、子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害についての相談及び救済を行います。

主なアウトプット

- ・救済申立てに関する調査等の実施(毎年度)
- ・こどもに関する相談の実施(毎年度)
- ・男女平等に関する相談の実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
8	民生委員児童委員活動育成等事業 (健康福祉局地域包括ケア推進室)	地域での身近な相談・支援の担い手である民生委員児童委員について、新たな担い手の確保に向けた取組等を進め、活動の重点化や負担軽減を図りながら、地域で活動しやすい環境づくりを推進します。また、適正配置や育成・支援を実施します。

主なアウトプット

- ・民生委員児童委員の充足率(R7年度:81.3%→R11年度:82.0%)
- ・民生委員児童委員の活動支援(毎年度)
- ・活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
9	地域医療対策事業 (健康福祉局地域医療課、市立看護大学事務局)	紹介受診重点医療機関と地域の医療機関等との相互の機能分担・連携を進める「地域医療連携」を推進するとともに、関係機関とかかりつけ医の普及・啓発を進めます。また、看護人材の確保・定着に取り組むとともに、市立看護大学・大学院において、地域医療などを担う看護職等の養成を進めます。

主なアウトプット

- ・紹介受診重点医療機関等における(地域の医療機関からの)紹介率(平均値)(毎年度:64.1%以上)
- ・紹介受診重点医療機関等からの(地域医療機関への)逆紹介率(平均値)(毎年度:76.8%以上)
- ・人口10万人に対する看護職員数(R4年度:910人→R10年度:951人)
- ・看護大学卒業生市内就職率(毎年度:75%以上)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
10	救急医療対策事業 (健康福祉局地域医療課)	安心して医療を受けられる体制の確保に向け、救急、周産期、小児医療機関等への運営支援を行います。また、必要な方を適切な医療につなげ、かつ、救急医療の適時適切な利用を促進できるよう、医療情報ネット(ナビイ)や救急医療電話相談事業(#7119)の周知等を進めます。

主なアウトプット

- ・#7119の年間利用件数(毎年度:33,000件以上)
- ・小児病院群輪番制の病院確保数(毎年度:2施設)
- ・市内での周産期母子医療センター及び救急救命センターの確保数(毎年度:各3施設以上)

3 施策及び事務事業

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
11	国民健康保険制度運営事業 (健康福祉局医療保険課)	国民健康保険制度を安定的に運営します。
主なアウトプット		
・国民健康保険出産育児一時金の支給(毎年度)		

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策の目標

地域や年齢ごとの保育ニーズに応じた保育・幼児教育の適切な提供体制を確保するとともに、保育人材の確保・育成の取組や医療的ケア児など多様なニーズに応じた取組により質の高い保育・幼児教育を推進します。

取組の方向性(1/2)

《保育・幼児教育の適切な提供体制の確保》

◆ 定員変更や川崎認定保育園の認可化、認定こども園への移行など、既存の保育資源の活用を前提としつつ、認可保育所の整備等にあたっては需要と供給を見極めながら柔軟に対応するなど、適切な提供体制の確保に取り組むとともに、保育士確保や一時保育の需給調整の取組等により、安心してこどもを預けられる環境づくりを進めます。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

◆ 区役所において、申請前から入所保留後の対応まで、蓄積されたノウハウを活用し、保護者に寄り添ったきめ細やかな相談・支援を行います。

《保育の質の維持・向上》

◆ 保育・子育て総合支援センターを拠点に、在宅子育て家庭への支援や緊急保育の実施、保育技術の共有による人材育成を通じて、地域全体の保育の質の向上に取り組めます。

現状と課題(1/2)

《保育・幼児教育の適切な提供体制の確保》

◆ 就学前児童数は、平成29(2017)年以降、減少傾向にあり、令和7(2025)年4月時点の保育所等利用申請者数は、統計開始以降初めて前年度比で減少しました。教育・保育の量の見込みのうち、2・3号認定については、令和6(2024)年度をピークとしてその後は横ばいで推移するものとして推計していますが、今後も保育ニーズの傾向を注視しながら、長期的に持続可能な保育・幼児教育の提供体制を構築する必要があります。今後の保育受入枠の確保にあたっては、地域や年齢によっては定員に空きが生じている保育所等があることから、子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所等の整備を基本としつつも、既存の保育資源の活用を前提として、需要と供給を見極めながら柔軟に対応する必要があります。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

◆ 各区役所では、申請前の説明会や時間外の相談、入所保留者への丁寧な対応を通じて、保護者の多様な保育ニーズに応じた施設やサービスとの適切なマッチングを図り、きめ細やかな相談・支援を継続していく必要があります。

《保育の質の維持・向上》

◆ 公立保育所を保育・子育て総合支援センターとして整備し、専門職による地域支援を展開するとともに、関係機関と連携し在宅子育て家庭への支援の充実が重要となっています。また、各種連携会議や研修を通じて民間保育所等への支援や人材育成を推進し、保育の質の維持・向上に取り組む必要があります。

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

取組の方向性(2/2)

- 《特別な支援を必要とするこどもへの対応の充実》
- ◆ 特別な支援が必要なこどもに対し、専門職による相談・支援や関係機関との連携を通じて、小学校への円滑な接続と医療的ケア児の受入体制の充実を図ります。
- 《幼児教育の質の維持・向上と教育・保育の一体的な推進》
- ◆ 教職員の確保や教職員研修等への支援の他、幼児教育相談の実施等により、幼稚園・認定こども園における幼児教育の質の維持・向上を図ります。
 - ◆ 「幼稚園型一時預かり事業」を実施する園の増加に加え、預かり保育を11時間以上行う園の増加を図ることで、幼稚園における就労家庭児等の受入れを推進します。
 - ◆ 幼稚園や保育所から認定こども園への移行が円滑に進むよう、施設の状態等を踏まえた適切な支援を行います。

現状と課題(2/2)

- 《特別な支援を必要とするこどもへの対応の充実》
- ◆ 障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもも集団保育が可能と判断された場合に受け入れ、巡回相談や専門職による支援を通じて保育体制の充実を図っています。特別な支援を必要とするこどもが増加傾向にあることから、保護者との連携や小学校への円滑な接続を視野に入れた支援を進める必要があり、地域で安定的に通える受入体制の確保が課題となっています。
- 《幼児教育の質の維持・向上と教育・保育の一体的な推進》
- ◆ 幼児期の教育は、次代を担うこどもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っていることから、引き続き幼稚園・認定こども園における幼児教育の質の維持・向上を図る必要があります。
 - ◆ 幼稚園の預かり保育について、平日及び土曜日における長時間化や長期休業期間中の通年化の実施に対応した「幼稚園型一時預かり事業」を推進し、保護者の多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応していく必要があります。
 - ◆ 保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず、柔軟にこどもを受け入れられる認定こども園の設置を進め、教育・保育の一体的な推進に取り組む必要があります。

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
保育・幼児教育施設利用者の満足度(10点満点)(こども未来局調べ)	8.2点 (R7年度)	8.2点以上 (R11年度)	1	保育・幼児教育の質の維持・向上事業
待機児童数(こども未来局調べ)	0人 (R6年度)	0人 (R11年度)	2	保育・幼児教育の提供体制確保事業

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	保育・幼児教育の質の維持・向上事業 (こども未来局保育・子育て推進部、保育・幼児教育部)	保育の仕事に関する魅力発信や就職・復職・就労継続支援などの取組により、保育人材の確保対策や定着支援を推進するとともに、民間への支援・指導、医療的ケア児など多様なニーズに応じた取組の推進、公民保育所の人材育成、幼保小連携の充実等により、保育・幼児教育の質の維持・向上を図ります。

主なアウトプット

- ・保育・子育て総合支援センターの整備(R9年度:高津区、R12年度:幸区、R13年度以降:麻生区)
- ・公立保育所における医療的ケアの類型拡充(R8年度～)
- ・保育士宿舍借り上げ支援の実施(毎年度)
- ・保育体制強化事業実施率(R7年度:49.1%→R11年度:60%)
- ・民間保育所等のICT化推進支援の実施(毎年度)
- ・就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の実施(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

「保育・幼児教育の質の維持・向上事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み・確保方策 掲載ページ
実費徴収に係る補足給付を行う事業 (教材費・行事費等補助)	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。	P202
実費徴収に係る補足給付を行う事業 (給食費(副食費)補助)	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費(副食費)を補助する事業です。	P202
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (新規参入施設等への巡回支援)	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。	P203
多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援)	幼稚園類似施設(無認可幼児教育施設等)に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。	P203
病児・病後児保育事業	0歳5か月から小学校3年生までの児童が病気やその回復期のため集団保育等が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育等を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。	P213

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	保育・幼児教育の提供体制確保事業 (こども未来局保育・幼児教育部)	既存の保育資源の活用を前提とし、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく認可保育所等の整備や認定こども園への移行、一時預かり事業の推進等により、適切な提供体制の確保に取り組み、安心してこどもを預けられる環境づくりを進めます。

主なアウトプット

- ・保育所等の入所率(R7年4月:97.2%→R11年4月:98%)
- ・保育所からの認定こども園への移行開始(R9年度～)
- ・認可保育所の整備における保育受入枠の確保
- ・保護者への保育料補助の助成の実施(毎年度)
- ・病児・病後児保育事業の実施(毎年度)
- ・幼稚園型一時預かり事業の11時間以上開所園数(毎年度:2園増)
- ・幼稚園から認定こども園への移行園数(毎年度:2園増)

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

「保育・幼児教育の提供体制確保事業」で実施する教育・保育給付

給付対象施設・事業名	施設・事業概要	量の見込み・確保方策 掲載ページ
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。 幼保連携型：幼稚園と保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。 幼稚園型：幼稚園が保育所の機能を備えて運営する教育・保育施設です。 保育所型：保育所が幼稚園の機能を備えて運営する教育・保育施設です。 地方裁量型：幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。	P182～ P190
幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児のすこやかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした「学校」です。	
保育所	保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。	
地域型保育事業 (家庭的保育事業)	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。	
地域型保育事業 (小規模保育事業)	0～2歳児の少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。	
地域型保育事業 (満3歳以上限定小規模保育事業)	満3歳以上児の少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。	
地域型保育事業 (事業所内保育事業)	事業所内の保育施設等で従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。	
地域型保育事業 (居宅訪問型保育事業)	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	

3 施策及び事務事業

施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

「保育・幼児教育の提供体制確保事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み・確保方策掲載ページ
利用者支援事業(特定型)	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。	P198
延長保育事業	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。	P201
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園で通常のエデュケーション時間を延長して幼児を保育する事業(就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む)です。	P211
一時預かり事業（保育所における一時預かり）	保護者などが週3日以内又は月64時間に満たない就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、こどもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。	P212

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ こどもを安心して産み育てられる環境の充実

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

施策の目標

交通安全対策や防犯対策、魅力ある公園緑地づくり、子育て世代の定住・転入促進等を通じて、子育て家庭が安心して暮らせる安全で快適な居住環境づくりを推進します。

取組の方向性

《こどもの交通安全の確保》

- ◆ 事故構成率の高い自転車利用者を含めた各世代に対する、交通事故防止に向けた交通安全教育の推進に向けて、交通安全関係団体、警察等と協働・連携した交通安全運動や自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施をはじめとする、自転車利用者へのルール等の周知を行い、こどもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。

《良好で快適な居住環境の整備》

- ◆ 多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化に向け、防犯カメラの設置補助や防犯灯の設置などを行い、安全・安心なまちづくりに向けて取組を進めていきます。また、立地特性や地域ニーズ等を踏まえ、都市の価値を高める、魅力ある公園緑地づくりやグリーンコミュニティの形成を推進し、こどもたちの遊びや体験の場として活用できる公園や緑地づくりを推進します。

《子育て世代が暮らしやすい住宅・居住環境の整備》

- ◆ 子育て世代の定住・転入促進に向けた取組を推進するとともに、市営住宅や民間賃貸住宅の活用等による重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

現状と課題

《こどもの交通安全の確保》

- ◆ 交通事故発生件数は横ばいで推移していますが、自転車関係事故の割合が県平均を上回っている状況です。自転車利用者等が安全・安心に通行できる道路環境の整備と、交通事故防止に向けた対策が求められています。また、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に向けて、従来の地域に密着した啓発活動を継続しながら、幅広い手法を取り入れていくことが求められています。

《良好で快適な居住環境の整備》

- ◆ 他都市と比べ、人口千人あたりの刑法犯認知件数は低いものの、コロナ禍の回復に伴う社会・経済活動活性化に伴い全国的に増加傾向にあり、市民アンケート(令和5(2023)年度)の「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位が「防犯対策」と関心が高くなっています。また、公園緑地は、災害時の避難場所や、地域コミュニティの形成の場として活用されるなど、貴重なオープンスペースとして価値が再認識されていることから、引き続き利用価値を高めながら、誰もが利用しやすく、快適で、居心地がよく、地域の特色を活かした公園緑地づくりを進めていく必要があります。

《子育て世代が暮らしやすい住宅・居住環境の整備》

- ◆ 住まい・住まい方に対するニーズの多様化等を背景に、子育て世代の市外転出超過が続いている状況を踏まえ、子育て世代をはじめ、さまざまな世代を対象に人と住まいを循環させることなどにより、子育て世代の定住や転入を促進する必要があります。また、市営住宅については、厳しい財政状況の中、社会環境の変化に合わせたストックの最適化を推進するとともに、より公平・的確な入居機会の提供等に取り組み、持続可能な管理運営を進める必要があります。

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
交通事故発生件数 (神奈川県警察交通年鑑)	2,817件 (R6年)	2,817件以下 (R11年)	1	交通安全推進事業
市内刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	8,146件 (R6年)	8,146件以下 (R11年)	2	防犯対策事業
住宅確保要配慮者への物件紹介率 (まちづくり局調べ)	84% (R6年度)	90%以上 (R11年度)	3	住み替え等促進事業
			4	安定居住推進事業
			5	市営住宅等整備・管理活用事業
			6	公園緑地整備等事業
			7	グリーンコミュニティ推進事業
公園緑地の利用頻度(市民アンケート)	65.7% (R7年度)	66.5%以上 (R11年度)		

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	交通安全推進事業 (市民文化局地域安全推進課)	交通安全関係団体、警察等と協働・連携した交通安全運動や自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施をはじめとする、自転車利用者へのルール等の周知、高齢者等に交通安全教室を実施します。

主なアウトプット

- ・複数の交通安全団体で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動(毎年度)
- ・交通安全教室の開催(毎年度)
- ・路面及び電柱巻付表示の実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	防犯対策事業 (市民文化局地域安全推進課)	防犯カメラの普及に向けて、町内会・自治会等への設置補助や、犯罪発生状況等のデータに基づく整備と周知に取り組みます。また、地域の防犯関連団体や警察等と連携した活動を推進し、防犯灯の適正な維持管理や住宅の防犯診断の実施等により、犯罪の未然防止や抑止を図ります。

主なアウトプット

- ・防犯カメラの設置補助(毎年度)
- ・重点地区防犯カメラの整備(R8年度以降順次)
- ・防犯灯の管理灯数(R6年度:約7万灯→R11年度:約7万7千灯)
- ・防犯診断の実施(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	住み替え等促進事業 (まちづくり局住宅整備推進課)	若年層や子育て世代、高齢者等が、居住ニーズやライフステージの変化に応じて円滑に住み替えができるように、事業者等と連携しながら、既存住宅ストック等の活用による人と住まいを循環させるしくみを構築するなど、子育て世代の定住・転入促進等に向けた取組を段階的に進めます。

主なアウトプット

- ・子育て世代への住宅供給に向けた推進体制づくり(R8年度～)
- ・市ホームページやハウジングサロン等を活用した子育て世代に向けた情報提供(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	安定居住推進事業 (まちづくり局住宅整備推進課)	地域包括ケアシステムとの連携による高齢者等の多様な居住ニーズへの対応や、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者に対する居住支援などを推進するとともに、新たな支援のしくみを検討します。

主なアウトプット

- ・住宅確保要配慮者の住み替え等の相談受付(毎年度)
- ・住宅確保要配慮者の入居機会の確保や安定居住に向けた居住支援協議会の開催(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	市営住宅等整備・管理活用事業 (まちづくり局市営住宅管理課、市営住宅建替推進課)	市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、計画的な建替えや改善、維持管理等を推進するとともに、公平・的確な入居機会の提供や財産の有効活用に取り組むなど、市営住宅等の適切な管理運営・活用を図ります。

主なアウトプット

- ・建替工事完了団地数(R8～R11年度:6団地)
- ・長寿命化改善工事完了団地数(R8～R11年度:8団地)
- ・子育て世帯や若年世帯等を対象とした入居者募集(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	公園緑地整備等事業 (建設緑政局みどりの保全整備課)	地域特性を活かした魅力ある施設の整備や、老朽化の進んだ公園の再整備、バリアフリー化、民間活力導入の検討などの取組により、都市の価値を高めるよう魅力的な公園の整備を進めます。多摩川河川敷のトイレや水飲み場等について、誰もが安心して使えるよう、快適性の向上に取り組めます。

主なアウトプット

- ・生田緑地東地区・ばら苑等整備推進(R8年度～)
- ・夢見ヶ崎動物公園再整備推進(R8年度～)
- ・稲田公園再整備に向けた取組推進(R8年度～)
- ・多摩川河川敷トイレの更新(～R11年度:28棟)
- ・全天候型のこどもの遊び場づくり(R8年度～)

3 施策及び事務事業

施策3 子育てしやすい居住環境づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	グリーンコミュニティ推進事業 (建設緑政局グリーンコミュニティ推進室)	公園等における持続的な協働の取組を推進するため、みどりに関わる人材の育成や発掘、活動団体への支援などを行うとともに、多様な主体のつながりを活かし、協働・共創の取組を進めることで、一層のグリーンコミュニティの形成を図り、地域の魅力向上や活性化をめざします。
主なアウトプット		
・市民に親しまれる、特色ある公園づくりに向けたモデル事業の推進(各区：R8年度～) ・公園を活用する方法等を掲載した「公園使いこなしスターターブック」の更新(隔年)		

3 施策及び事務事業

方向性Ⅱ こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

施策4 こどものすこやかな成長の促進

施策の目標

多様な価値観が尊重されるように子どもの権利の啓発を進めるとともに、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働して児童の健全育成と安全・安心なこどもの居場所づくりに向けた取組を推進します。

取組の方向性

《子どもの権利》

- ◆ こども一人ひとりの権利を尊重し、すべてのこどもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して、「第8次子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利の尊重、子どもの意見表明・参加の推進、子どもの最善の利益の確保の取組を進めます。

《こどものすこやかな成長》

- ◆ こどもが多くの人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながらすこやかに成長していけるよう、さまざまな体験や経験ができる機会の創出に向け、地域や関係機関等と連携を図りながら、こども文化センターを活用し、こどもたちの意見や地域の特性等を踏まえたこどもの居場所づくりに取り組みます。
- ◆ わくわくプラザ事業については、利用者のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流の充実に向けた取組を進め、放課後等にこどもが安全・安心に過ごせる場づくりを進めていきます。

現状と課題

《子どもの権利》

- ◆ 「子どもの権利条例」に基づき、これまで、7次にわたって「川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進してきました。子どもの権利施策を取り巻く状況が大きく変化する中、多様な主体との協働の下、子ども一人一人の権利が尊重され、全てのこどもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指す必要があります。

《こどものすこやかな成長》

- ◆ 市内に58館ある「こども文化センター」においては、老人いこいの家利用者をはじめとした、多様な世代との地域交流事業に取り組むなどこどもの多様な体験や活動を通じた児童の健全な育成に取り組むとともに、市民活動の拠点として活用が図られるよう施設の運営を行いました。核家族化や地域との関係の希薄化などにより、こどもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われているとともに、こどもを取り巻く問題が複雑・深刻化する中、こどもを孤立から守り、すこやかに育てるためのこどもの居場所づくりがより一層重要となっています。
- ◆ すべての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校施設等を利用した「わくわくプラザ事業」を実施し、居場所の提供や遊び・体験活動を通じた仲間づくりを支援するとともに、学校の長期休業期間等において平日朝の開設時間を30分前倒して8時からに変更することや、入退室管理システムの導入、長期休業期間中の昼食提供サービスの実施など事業の充実に取り組んできました。共働き世帯の増加や核家族世帯の増加に伴い、子育て家庭のニーズも多様化しており、更なる事業の充実が求められています。

3 施策及び事務事業

施策4 こどものすこやかな成長の促進

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
困ったとき、なやんだときは、身近な大人が話を聞いてくれると感じている子どもの割合 (川崎市学習状況調査)	79.3% (R6年度)	85.8%以上 (R11年度)	1	子どもの居場所づくり推進事業
地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所があると感じているこどもの割合 (川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査)	78.9% (R6年度)	80.9%以上 (R11年度)	2	子どもの権利関連事業
			3	子ども・若者未来応援事業
			4	青少年活動推進事業
			5	青少年教育施設の管理運営事業
子どもの権利に関する条例のこどもの認知度(こども未来局調べ)	49.0% (R6年度)	53.0%以上 (R11年度)		
子どもの権利に関する条例の大人の認知度(こども未来局調べ)	33.1% (R6年度)	37.1%以上 (R11年度)		

3 施策及び事務事業

施策4 こどものすこやかな成長の促進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	子どもの居場所づくり推進事業 (こども未来局青少年支援室)	安全・安心な居場所としてのこども文化センター・わくわくプラザの着実な運営とともに、こどもの主体性や価値観を大切にし、発達段階に応じた居場所づくりの取組を進めます。

主なアウトプット

- ・わくわくプラザにおける区分制の段階的实施(R8年度～)
- ・思春期の居場所づくりの推進(R8年度～)
- ・こども文化センター・わくわくプラザの運営(毎年度)

「子どもの居場所づくり推進事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み ・確保方策 掲載ページ
放課後児童健全育成事業	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。 本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。 ※ 放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。	P204

3 施策及び事務事業

施策4 こどものすこやかな成長の促進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	子どもの権利関連事業 (こども未来局青少年支援室)	条例に基づき、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するため、「第8次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利の尊重や子どもの意見表明・参加の推進、子どもの最善の利益の確保の取組を推進します。
主なアウトプット		
・子どもの権利に関する広報資料の配布(毎年度) ・講師派遣事業の実施(毎年度)		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	子ども・若者未来応援事業 (こども未来局企画課)	こども・若者がさまざまな分野で活躍する人材となれるよう「子ども・若者応援基金」を活用した各事業を進めるとともに、こども・若者の市に対する意見等を表明する「子ども・若者の“声”募集箱」の活用を推進します。
主なアウトプット		
・グローバル人財育成事業の実施(毎年度) ・子ども・若者の“声”募集箱における意見表明件数(R6年度:469件→R11年度:500件以上) ・「子ども・若者応援基金」活用事業の拡充(R9年度) ・ライフデザインセミナーの開催(毎年度)		

3 施策及び事務事業

施策4 こどものすこやかな成長の促進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	青少年活動推進事業 (こども未来局青少年支援室)	地域社会全体で、こども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で健全な育成を図るため、育成・指導する関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、各種イベントを通じた積極的な社会参加を促進します。

主なアウトプット

- ・「二十歳を祝うつどい」の企画や運営等に携わったボランティアの人数(R6年度:134人→R11年度:134人以上)
- ・「青少年フェスティバル」協力運営ボランティアの募集(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	青少年教育施設の管理運営事業 (こども未来局青少年支援室)	安心して利用できる多様な体験や遊び、活動等の場として、宿泊施設・野外活動施設・こどもの活動の拠点等の施設を運営し、青少年の健全育成を推進します。

主なアウトプット

- ・ハケ岳少年自然の家の利用人数(R6年度:89,669人)
- ・黒川青少年野外活動センターの利用人数(R6年度:19,464人)
- ・子ども夢パークの利用人数(R6年度:69,654人)
- ・青少年の家の利用人数(R6年度:35,981人)

3 施策及び事務事業

方向性Ⅱ こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

施策の目標

こどもたちが社会的自立に必要な資質・能力を培い、豊かな心とすこやかな体を育むための取組を推進します。また、個に応じた支援により安心して学べる環境を整えとともに、地域と学校が連携・協働しこどもの学びを支える環境づくりを推進します。

取組の方向性(1/3)

《こども主体の学びの推進》

- ◆ 地域・社会への参画を通した「探究的な学び」の充実を図るとともに、引き続き計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」を実践していきます。
- ◆ 「確かな学力」の育成に向けて、すべてのこどもが「わかる」授業をめざした「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。
- ◆ GIGA端末の更なる活用や学校における教育データの利活用など、教育DXを推進していきます。

《豊かな心とすこやかな体の育成》

- ◆ 人権尊重を基盤とした教育活動と豊かな心を育む体験活動の更なる推進に取り組めます。
- ◆ 生涯にわたってすこやかに生き抜くための健康な体の育成と持続可能な部活動とするための取組を推進します。

現状と課題(1/3)

《こども主体の学びの推進》

- ◆ 社会の不確実性が高まり、将来を見通すことが困難な時代において、これからのこどもたちが社会で生き抜いていくためには、これまで以上に「自分たちで考え、解決していく学び」が重要になっていきます。また、社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性や持ち味を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことが重要となっています。
- ◆ 時代の変化に伴い学習方法も多様化しており、こどもが主語となる多様な学びの形に対応するためには、各学校がこどもの実態等を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善や指導体制を推進する必要があります。
- ◆ すべてのこどもたちの力を最大限に引き出すことに資するよう、一人ひとりの理解度等に合わせた学習改善やエビデンスベースによる教員の指導改善に向けた取組を進めていく必要があります。

《豊かな心とすこやかな体の育成》

- ◆ 本市では、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置付けており、一人ひとりが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、人権尊重教育の更なる充実が求められています。
- ◆ こどもたちが生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培い、体力の向上に資するため、運動習慣の定着や生活習慣の改善について、こどもが主体的に活動するための取組が重要です。また、部活動については、持続可能な運営体制の整備が必要です。

3 施策及び事務事業

方向性Ⅱ こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

取組の方向性(2/3)

- 「豊かな心とすこやかな体の育成」
 - ◆ 学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の充実及び「健康給食」の推進に取り組みます。
- 「一人ひとりの教育的ニーズへの対応」
 - ◆ 障害の有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムを構築します。
 - ◆ 不登校や外国につながるのあるこどもなどを含む、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした学習環境を整備します。
 - ◆ いじめの未然防止や早期発見・早期解消に向けた体制を構築します。

現状と課題(2/3)

- 「豊かな心とすこやかな体の育成」
 - ◆ 学校給食における食育の取組については、児童生徒が生涯にわたり健康な生活を送ることができるよう、引き続き「健康給食」を提供し、体系的・計画的に推進する必要があります。
- 「一人ひとりの教育的ニーズへの対応」
 - ◆ 本市では、障害のある児童生徒数が増加しており、その障害も重複化・多様化していることから、医療的ケア児への支援や特別支援学校における環境整備など、一人ひとりの自立や社会参加を見据えた支援の充実が求められています。
 - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を後押しするため、個の状況に応じた多様な学びの保障など、早急に支援体制の強化が求められています。また、多様な背景をもつ外国につながるのあるこどもが地域で学校生活を送ることができるよう取り組むことが求められています。
 - ◆ いじめの認知件数については、過去10年間で小学校では増加傾向、中学校では横ばいになっています。いじめはどの学校、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、教職員一人ひとりが「いじめを許さない」姿勢を明確に示すとともに、未然防止・早期発見・迅速な対応が組織的に実施できる学校体制の構築が必要です。

3 施策及び事務事業

方向性Ⅱ こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

取組の方向性(3/3)

《学びを支える教育環境の充実》

- ◆ 快適な学習環境の確保に向けた環境改善として、学校施設における空調設備の整備等を進めます。

《地域と学校の連携・協働》

- ◆ コミュニティ・スクールを通じてこどもたちが身に付ける資質・能力を地域社会と共有し、地域と一体となつてこどもたちを育成する取組を推進します。
- ◆ 地域の多様な人材やさまざまな物的資源等を活かした、地域の教育力の向上を図る持続可能なしくみを構築するとともに、朝の居場所づくりを推進します。また、「もっと使ってもらう」「使いやすくする」「みんなで使う」の3つを基本コンセプトとした地域における学校施設の更なる有効活用に向けた取組を推進します。

《家庭教育の推進》

- ◆ 家庭教育の推進に向け、家庭や子育てに関する学級・講座等を実施し、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。

現状と課題(3/3)

《学びを支える教育環境の充実》

- ◆ 学校施設については、昨今の気候変動による熱中症対策の必要性に伴う体育館等の空調設備の整備等を着実に進めていく必要があります。

《地域と学校の連携・協働》

- ◆ 変化の激しい今の時代、幅広い市民が、それぞれの強みを活かしてこどもの学びに参画することが重要視されています。そのため、地域住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールなど、幅広い市民の強みを活かせる環境を整えることが必要です。
- ◆ 市民の力によって、学校では得られない多様な体験機会や学びの場が提供されています。意欲のある幅広い人材やさまざまな物的資源等を活動とつなげるしくみづくりとともに、特色ある教育活動を一層充実させながら、活動の持続性を高めていくことが重要です。また、共働き世帯の増加などにより、朝の時間帯における安全・安心な児童の居場所づくりが求められています。

《家庭教育の推進》

- ◆ 核家族化の進行や、働き方の多様化、地域のつながりの希薄化等により、地域社会全体で子育て家庭を支えながら、家庭教育の推進を図る取組づくりが必要となっています。

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

成果指標(1/2)			事務事業(1/2)	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
課題の解決に向けて、自ら考え、取り組む児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	84.3% (R7年度)	86.2%以上 (R11年度)	1	探究的な学び推進事業
自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	86.1% (R7年度)	89.1%以上 (R11年度)	2	キャリア在り方生き方教育推進事業
中1時の「授業理解度」を100とした際の中3の割合 (川崎市学習状況調査)	92.3 (R7年度)	93.5以上 (R11年度)	3	きめ細かな指導推進事業
自分と違う意見も尊重している児童生徒の割合(川崎市学習状況調査)	91.1% (R7年度)	91.1%以上 (R11年度)	4	教育DX推進事業
運動やスポーツをすることは好き・やや好きと回答した児童生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	85.5% (R6年度)	86.7%以上 (R11年度)	5	高校改革推進事業
体力テストの結果(政令指定都市の平均値)を100とした際の本市の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	99.0 (R6年度)	100.0以上 (R11年度)	6	人権尊重・多文化共生教育推進事業
			7	豊かな心を育む体験活動推進事業
			8	体力向上・部活動支援事業
			9	学校安全推進事業
			10	健康給食推進事業
			11	健康教育推進事業

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

成果指標(2/2)			事務事業(2/2)	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
小・中・高等学校の通常の学級に在籍する教育的ニーズの高い児童生徒における個別の指導計画作成率(教育委員会調べ)	81.9% (R6年度)	84.0%以上 (R11年度)	12	特別支援教育推進事業
			13	不登校対策推進事業
			14	共生・共育推進事業
			15	児童生徒支援・相談事業
学校内外において相談・指導等を受けている不登校児童生徒の割合(川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査)	93.2% (R6年度)	93.2%以上 (R10年度)	16	帰国・外国人児童生徒等支援事業
			17	就学等支援事業
			18	学校施設環境改善・維持管理事業
			19	教職員の人材育成事業
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	96.6% (R7年度)	96.6%以上 (R11年度)	20	地域とともにある学校づくり推進事業
			21	地域の寺子屋事業
体育館の空調設備設置率(教育委員会調べ)	3.9% (R7年度)	100% (R11年度)	22	地域教育活動等の推進事業
			23	朝の居場所づくり推進事業
地域住民や保護者との協働による活動が行われた学校の割合(全国学力・学習状況調査)	79.9% (R7年度)	84.7%以上 (R11年度)	24	学校施設有効活用事業
			25	家庭教育支援事業
地域住民と一緒に学ぶ寺子屋に参加して「良かった・ためになった」と思う子どもの割合(教育委員会調べ)	89.7% (R6年度)	90.0%以上 (R11年度)		
地域と学校が連携して子どもの学びの場がつくられていると思う地域住民の割合(教育委員会調べ)	89.3% (R7年度)	90.0%以上 (R11年度)		

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	探究的な学び推進事業 (教育委員会事務局総合教育センター)	自分たちで考え、解決する学びに向けて、こどもたちが地域・社会への参画を通してさまざまな資質・能力を育めるように、これまでの本市の取組をさらに発展させた「かわさき探究2.0」を、すべての市立学校で実施します。

主なアウトプット

- ・モデル校での「かわさき探究2.0」の実施(小学校・中学校各2校)(R8年度、R9年度)
- ・「かわさき探究2.0」の全校展開(R10年度～)
- ・教員向けガイドブックの配布(R9年度～)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	キャリア在り方生き方教育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育む教育を全校でより効果的に実践するため、啓発資料の周知や研修により、「キャリア在り方生き方教育」の充実を図るとともに、学校と家庭や地域との連携を進めます。

主なアウトプット

- ・「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を活用した取組の推進(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	きめ細かな指導推進事業 (教育委員会事務局総合教育センター)	「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、川崎市学習状況調査による学習状況の把握・分析を進めるとともに、指導形態や指導方法の研究実践、外部人材を活用した指導などを進めていきます。
主なアウトプット		
・川崎市学習状況調査の実施(毎年度小4～中3) ・川崎市学習状況調査のCBT化(R9年度～) ・ALT(全小・中・高・特別支援学校)や理科支援員(全小学校)の配置(毎年度)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	教育DX推進事業 (教育委員会事務局総合教育センター)	児童生徒の理解度等に合わせた学習改善やエビデンスベースによる指導改善ができるよう、GIGA端末の更なる活用や学校における教育データの利活用を推進するとともに、児童生徒と教職員を支援するICT環境の整備を進めます。
主なアウトプット		
・ダッシュボードの運用(毎年度) ・端末及びネットワーク統合に向けた環境整備(R8年度～) ・クラウド型校務支援システムの設計及び構築(R9年度～)		

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	高校改革推進事業 (教育委員会事務局指導課)	少子化が進む中、生徒から選ばれる特色ある高校づくりに取り組むとともに、学校配置・規模の最適化に向けた検討を進めます。また、高等専門学校の設立も含め、高度な産業が集積する本市の地域特性を踏まえた次代の産業を担う人材を育成するための取組を推進します。

主なアウトプット

- ・市立高校改革等の推進に向けた新たな計画の策定(R8年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	人権尊重・多文化共生教育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	人権や多文化共生に関する正しい理解の促進を図るとともに、自他のよさを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成を図り、一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を築くことができるよう総合的に人権尊重教育を推進します。

主なアウトプット

- ・人権研修の実施(毎年度)
- ・子どもの権利学習の実施(毎年度)
- ・「多文化共生ふれあい事業」の実施(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	豊かな心を育む体験活動推進事業 (教育委員会事務局指導課)	こどもたちの豊かな感性を育むため、学校図書館の充実に向けた取組や、豊かな自然の中で、さまざまな体験活動等を行う「自然教室」、音楽のすばらしさを味わい、体験する「子どものためのオーケストラ鑑賞」などの体験活動等を行います。

主なアウトプット

- ・中学校等への学校司書配置に向けた取組の実施(R8年度～)
- ・学校ごとに複数の施設から選べる自然教室の実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
8	体力向上・部活動支援事業 (教育委員会事務局健康教育課)	児童生徒の運動習慣の定着や生活習慣の改善に向けて、体力や生活習慣等に関するデータを学校での指導や家庭での取組に活用するなど、意識醸成につながる取組等を進めます。また、地域との連携や外部人材の活用を図りながら、持続的に部活動が実施できるしくみづくりを進めます。

主なアウトプット

- ・データを活用した学校体育活動等の実施、かわさきキラキラチャレンジの充実(R8年度～)
- ・水泳授業での外部施設活用の拡充(～R11年度)
- ・「かわさき部活動ガイドライン」を踏まえた取組の推進(R8年度～)

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
9	学校安全推進事業 (教育委員会事務局健康教育課)	こどもたちが危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実に向けて、実践的な交通安全・防災教育の実施等、学校での取組を支援するとともに、登下校時の見守り人材の配置、教職員による安全点検の実施など、こどもたちの安全な学校生活を守る取組を推進します。

主なアウトプット

- ・スクールガード・リーダー及び地域交通安全員の適切な配置(毎年度)
- ・通学路における危険個所の改善の推進(毎年度)
- ・各学校の実態に応じた防災教育の推進(毎年度)
- ・学校施設の安全点検の実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
10	健康給食推進事業 (教育委員会事務局健康給食推進室)	児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全・安心で栄養バランスのとれた美味しい学校給食の提供を行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。

主なアウトプット

- ・SDGs×健康給食の推進(毎年度)
- ・給食回数の見直し(R8年度)

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
11	健康教育推進事業 (教育委員会事務局健康教育課)	すこやかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止、歯科保健教育の推進等、健康教育の充実を図ります。

主なアウトプット

- ・禁煙・飲酒・薬物乱用防止等教室の実施(毎年度)
- ・スクールヘルスリーダーの派遣(毎年度)
- ・小学校における歯科保健教育の推進(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
12	特別支援教育推進事業 (教育委員会事務局支援教育課)	一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保や関係機関との連携による切れ目のない支援等を進めるとともに、支援が必要な児童生徒の増加等に対応した特別支援学校等の環境整備や医ケア拠点校としての取組を進め、本市におけるインクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。

主なアウトプット

- ・中央支援学校高等部分教室の学校化及び田島支援学校桜校の本校化(R10年度)
- ・市立学校における医療的ケア児の受入れ(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
13	不登校対策推進事業 (教育委員会事務局支援教育課)	多様な学びの機会や場を確保するため、「不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、「(仮称)校内教育支援センター」や「ゆうゆう広場」、ICTを活用した学習支援など、校内・校外での取組を進め、不登校児童生徒及びその保護者への支援を総合的に推進します。
主なアウトプット		
・全小・中学校への設置に向けた「(仮称)校内教育支援センター」の段階的整備(R8年度～) ・保護者支援の拡充(R8年度～)		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
14	共生・共育推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	こどもたちの社会性や豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、こどもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。
主なアウトプット		
・プログラムの「効果測定」を活用した授業の実施(毎年度)		

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
15	児童生徒支援・相談事業 (教育委員会事務局総合教育センター)	不登校やいじめへの対応のため、スクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、こどもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。
主なアウトプット		
・スクールカウンセラーによる専門的相談支援の実施（毎年度） ・スクールソーシャルワーカーの要請訪問及び巡回派遣（毎年度）		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
16	帰国・外国人児童生徒等支援事業 (教育委員会事務局教育政策室)	外国につながるのある児童生徒の自己実現を支えるため、一人ひとりのアイデンティティを大切にしながら、特別の教育課程による日本語指導等の充実を図るとともに、民間事業者のノウハウを活かした効率的かつ効果的な支援を総合的に推進します。
主なアウトプット		
・日本語指導初期支援員の配置（毎年度） ・国際教室の設置及び巡回日本語指導の実施（毎年度） ・通訳者の派遣、通訳機の配置（毎年度）		

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
17	就学等支援事業 (教育委員会事務局学事課)	児童生徒の保護者や高校生・大学生の経済的な支援のため、援助費や奨学金の支給等を行うとともに、義務教育の円滑な実施のため、適正な就学事務を行います。また、さまざまな事情で学べないまま学齢期を経過した人等に教育機会を提供します。

主なアウトプット

- ・就学援助費・特別支援教育就学奨励費の支給及び高校奨学金及び大学奨学金の実施(毎年度)
- ・就学事務システムの「標準準拠システム」への移行に向けた取組(R8～11年度)
- ・夜間学級の運営(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
18	学校施設環境改善・維持管理事業 (教育委員会事務局教育環境整備推進室)	教育環境の向上をめざし、バリアフリー化や普通教室・特別教室の空調設備の更新、体育館等への空調設備の整備等を進めるほか、民間活力の活用により学校施設の維持管理水準の向上を図ります。また、非構造部材の耐震化等、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。

主なアウトプット

- ・普通教室等の空調設備の更新(毎年度)
- ・体育館等における空調設備の整備(R11年度:全校設置)
- ・包括管理の全市展開に向けた取組(R8年度～)
- ・エレベータ全校設置(R9年度)

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
19	教職員の人材育成事業 (教育委員会事務局教職員人事課)	こどもたちと共に学び続ける教職員であるために、育成指標に基づき、教職員研修を推進します。
主なアウトプット		
・教職員の資質・能力の向上をめざした研修の実施(毎年度)		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
20	地域とともにある学校づくり推進事業 (教育委員会事務局教育政策室)	「地域とともにある学校づくり」に向けて、コミュニティ・スクールの運営支援や、地域資源を活かした教育活動の実施など、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。
主なアウトプット		
・全市立学校で学校運営協議会の実施(毎年度) ・コミュニティ・スクール連絡会の実施(毎年度) ・保護者・地域住民等が参画する学校評価の実施(毎年度)		

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
21	地域の寺子屋事業 (教育委員会事務局地域教育推進課)	地域ぐるみでこどもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、すべての市立小・中学校での実施をめざして、地域が主体となった放課後の学習支援と、土曜日等の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。

主なアウトプット

- ・地域の寺子屋事業の実施(毎年度)
- ・寺子屋先生養成講座の開催(毎年度)
- ・地域の寺子屋推進フォーラムの開催(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
22	地域教育活動等の推進事業 (教育委員会事務局地域教育推進課)	地域教育コーディネーターの委嘱等により、こどもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力と学校の教育活動をマッチングし、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「川崎市子ども会議」等の充実によるこどもの育ちや意見表明を促進します。

主なアウトプット

- ・地域教育会議の実施(毎年度)
- ・川崎市地域教育ネットワーク推進会議の開催(毎年度)
- ・川崎市子ども会議の開催(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
23	朝の居場所づくり推進事業 (教育委員会事務局地域教育推進課)	保護者の安心とこどもの安全を守るため、地域の人材を活用し、小学校の始業前から児童を受け入れる「朝の居場所」づくりを進めます。

主なアウトプット

- ・朝の居場所の開設(R8年度～全校設置に向け順次拡大)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
24	学校施設有効活用事業 (教育委員会事務局地域教育推進課)	特別教室等の開放拡大に向けた調整等を行うとともに、予約システムやスマートロック等を活用した利便性の向上、資産マネジメントの視点による新たな活用に向けた検討、施設開放の地域による持続可能な運営体制への移行支援など、学校施設の更なる有効活用を推進します。

主なアウトプット

- ・特別教室等の開放拡大(毎年度)
- ・みんなの校庭プロジェクトの実施(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
25	家庭教育支援事業 (教育委員会事務局生涯学習推進課)	地域全体で家庭教育を支える環境づくりを進めるため、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施するとともに、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。
主なアウトプット		
・市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供（毎年度） ・PTAによる家庭教育学級への講師派遣と開催支援（毎年度）		

3 施策及び事務事業

方向性Ⅲ 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

施策の目標

妊娠・出産期から乳幼児期、学齢期までの支援を充実させるとともに、課題を抱える家庭への相談援助や個別支援を実施し、こどもの健全な成長と自立を地域で支える取組を推進します。

取組の方向性

《安心してこどもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 妊娠・出産・育児に関する支援を充実させ、母子手帳交付時から切れ目のない支援を実施するとともに、地域と連携し、孤立を防ぎ安心して子育てできる環境づくりを進めます。

《こども家庭相談(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進》

- ◆ 児童虐待や子育て家庭の課題に対し、区役所等との連携による早期対応と専門的支援を強化します。また、児童相談所の体制整備や里親制度の拡充、退所後の支援、奨学金制度などを通じて、社会的養護の充実を図ります。

《こども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ 困難を抱えるこども・若者や女性への支援を強化し、地域全体で見守り・支えるしくみづくりを進めます。また、団体の育成や居場所づくりを通じて、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

《障害児・者の地域生活支援の充実》

- ◆ 障害児・者や、障害の疑いや発達に心配のある児童等の初期相談機能の充実や、専門的助言及び情報提供等を通じた関係機関・事業所の対応力向上を図ることで、本人や家族のニーズ等に応じた支援やサービスの提供を推進します。

現状と課題

《安心してこどもを産み育てることのできる環境づくり》

- ◆ 妊娠期から乳幼児期まで、健康診査や相談支援を充実させ、孤立感や負担感の軽減、児童虐待予防に向けて、地域と連携した切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

《こども家庭相談(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進》

- ◆ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援により児童虐待の未然防止を図り、複雑化する課題に対しては専門的支援体制を強化する必要があります。また、児童相談所の機能充実、里親制度の普及、施設養護の支援体制整備を進めるとともに、代替養育児童の自立支援や措置解除後の継続的な相談支援に取り組む必要があります。

《こども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ◆ こども・若者の健全な成長と自立に向け、地域全体で見守り支える体制を構築し、多様な価値観に触れられる居場所づくりがより一層重要となっています。また、困難を抱える女性への人権尊重と自立支援を強化するとともに、DVなど潜在化しやすい課題への迅速な対応が必要となっています。

《障害児・者の地域生活支援の充実》

- ◆ 障害児・者の支援ニーズの増加・多様化に対応する相談支援の充実や障害特性や程度に応じたサービス・支援の提供が求められています。また、育ちの段階(ライフステージ)等を踏まえ、適切な支援を切れ目なく提供できるよう、障害福祉のほか、保健・医療・保育・教育等の関係者が連携しながら、包括的な支援体制を構築することが必要です。

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
乳幼児健診の未受診者率 (こども未来局調べ)	2.6% (R6年度)	2.2%以下 (R11年度)	1	児童福祉施設等の指導・監査
			2	母子保健指導・相談事業
			3	児童虐待等対策事業
地域の関係機関の見守りにより支援に繋がった件数(こども未来局調べ)	1,508件 (R6年度)	2,033件 (R11年度)	4	社会的養育推進事業
			5	ひとり親家庭等支援事業
家庭に近い環境で社会的養育を受けている子どもの割合 (こども未来局調べ)	83.1% (R6年度)	97.2%以上 (R11年度)	6	女性支援推進事業
			7	子ども・若者支援推進事業
里親登録数(こども未来局調べ)	210家庭 (R6年度)	320家庭 (R11年度)	8	小児慢性特定疾病医療等給付事業
			9	災害遺児等援護事業
ひとり親家庭が各種支援の利用後に就労の継続や就職につながった割合(こども未来局調べ)	85.0% (R6年度)	87.0%以上 (R11年度)	10	健康づくり事業
			11	食育推進事業
予防接種(就学前までに接種すべき定期接種)の接種率(健康福祉局調べ)	83.3% (R6年度)	83.3%以上 (R11年度)	12	歯と口の健康づくり事業
			13	予防接種事業
			14	アレルギー疾患対策事業
			15	がん・難病等支援事業
			16	障害児等総合相談・生活支援事業
			17	障害者等総合相談・支援事業
			18	障害者等手当・医療費助成事業
			19	障害福祉の基盤確保・運営支援等事業

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	児童福祉施設等の指導・監査 (こども未来局総務部監査担当)	児童福祉関連法令等に基づき、指導監査等を実施することで、施設等の適正な運営の確保と利用者保護への寄与を図ります。
主なアウトプット		
・監査実施計画に基づいた指導監査の実施率(R6年度:100%→R11年度:100%) ・社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の執行(毎年度) ・会計研修の開催回数(R6年度:5件→R11年度:5件以上)		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	母子保健指導・相談事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	乳幼児の発育状況等を早期に把握し必要な治療・療育へつなげるなどすこやかな成長発達を支えます。また、妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させるとともに、母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図るなど妊娠期から子育て期に対応した支援を切れ目なく提供します。
主なアウトプット		
・乳児家庭全戸訪問事業の実施率(R6年度:99%→R11年度:99%) ・プレコンサポーターの養成(R8年度～) ・産後ケアの利用延べ件数(R6年度:5,554件→R11年度:6,225件) ・妊婦健康診査の助成件数(R6年度:135,911件→R11年度:114,875件) ・産婦健康診査の助成の実施(R6年度:13,933件) ・乳幼児健診の平均受診率(R6年度:97.4%→R11年度:97.8%以上) ・思春期の心と身体健康教育の参加人数(R6年度:8,964人→R11年度:15,000人) ・両親学級事業におけるパートナーの出席率(R6年度:93.9%→R11年度:95%) ・養育支援訪問(乳幼児訪問指導)の実施(R6年度:2,868人) ・母子健康手帳の交付(毎年度) ・未熟児養育医療の給付(毎年度) ・各区役所で行う乳幼児健診等におけるボランティア活動の実施(R6年度:1,563人(延べ数))		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

「母子保健指導・相談事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み・確保方策 掲載ページ
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。	P199
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。 ➤ 第1回目面談:妊娠届出時に実施 ➤ 第2回目面談:妊娠8か月前後のアンケート回収後に実施 ➤ 第3回目面談:乳児家庭全戸訪問時に実施	P200
妊婦健康診査	安心・安全に出産を迎えられるよう、妊婦が受診した妊婦健康診査の健診情報等を相談支援や保健指導に活用することや、健診費用の一部を公費負担することで、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図る事業です。	P215
産後ケア事業	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族がすこやかな育児ができるよう支援を行う事業です。	P215
乳児家庭全戸訪問事業	「新生児訪問」や「こんにちは赤ちゃん訪問」等により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ➤ 新生児訪問 原則生後60日までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員(保健師・助産師・看護師)が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ➤ こんにちは赤ちゃん訪問 概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける事業です。	P206
養育支援訪問事業 (専門的相談支援)	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。	P207

トピック ～プレコンセプションケアの推進とライフデザイン支援～

●プレコンセプションケアとは

「プレコンセプションケア」とは、妊娠前からの健康管理を意味する言葉です。性別を問わず、思春期から成人期にかけて、将来の妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や健康を考え、適切な知識を身につけて健康管理を行うことが目的です。このケアは、妊娠を希望する方だけでなく、すべての世代の方々にとって重要な取り組みとされています。

●背景と目的

若年女性の「やせ」の傾向(20～30代女性の約20%)、高齢出産や基礎疾患による妊娠リスクの増加、予期せぬ妊娠による妊産婦の自殺や児童虐待の懸念、若い世代の性や妊娠に関する知識不足や相談先の認知不足等の課題に対応するため、こども家庭庁は令和7(2025)年5月に「プレコンセプションケア推進5か年計画」を策定しました。

●こども家庭庁が示す主な取り組み

1. 性や健康に関する正しい知識の普及

⇒SNS等を活用した情報発信、講演会やセミナーの開催支援、「プレコンサポーター」(支援人材)の育成

2. 一般的な相談支援体制の充実

⇒地域における相談窓口の整備と認知度向上と利便性に配慮した運営体制の構築

3. 専門的な相談支援体制の強化

⇒医療機関等における専門相談体制の整備、医療者向け相談対応マニュアルの作成・周知

●ライフデザイン支援とプレコンセプションケア

プレコンセプションケアは、単なる医療支援ではなく、人生設計(ライフデザイン)を支える社会的支援でもあります。結婚や出産を含めた将来の選択肢を広げる働き方やキャリア形成と両立できる環境づくり、健康管理を通じた経済的・精神的な安定の促進など、個人の生き方を尊重しながら、社会全体で支えるしくみとして位置づけられています。

本市でも、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち健康管理ができるよう、広く正しい知識の普及啓発を関係機関等と進めていき、日常的な悩みや疑問に対応する一般的な相談や専門的な相談の窓口を充実させる等のプレコンセプションケアの取組を推進していきます。

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ 方向性Ⅱ 方向性Ⅲ

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	児童虐待等対策事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	支援が必要な子育て家庭の早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、こども家庭相談における支援体制強化を図ります。また、児童虐待に的確に対応し専門性を活かした相談援助を行うため、必要な体制を確保するとともに、家庭環境に課題を抱える児童の一時保護や適切な措置等を行います。

主なアウトプット

- ・児童虐待防止普及啓発活動の実施(毎年度)
- ・児童育成支援拠点事業の実施(R8年度～)
- ・親子関係形成支援事業の実施(R9年度～)
- ・各区要保護児童対策地域協議会(個別ケース検討会議)の実施回数(R6年度:965回→R11年度:1,000回以上)
- ・区役所及び児童相談所における相談の受付(毎年度)
- ・一時保護施設における保護及び一時保護委託の実施(毎年度)
- ・児童相談所におけるこどもの意見聴取等措置の実施(毎年度)

3 施策及び事務事業

方向性Ⅰ 方向性Ⅱ 方向性Ⅲ

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

「児童虐待等対策事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み・確保方策掲載ページ
利用者支援事業 (こども家庭センター型)【再掲】	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。	P199
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。	P209
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的にこどもの育児が困難な場合に、原則7日以内でこどもを預かる事業です。	P205
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。	P207
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所がなく、孤立や困難を抱える児童を対象に、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成支援、学習支援、進路相談、食事提供などを通じて、児童の健全な育成と家庭環境の改善を図る事業です。	P208
親子関係形成支援事業	育児に不安や悩みを抱える保護者を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じてこどもとの関わり方を学ぶ機会を提供する「親子関係形成支援事業」を開始し、親子間の信頼関係の構築と育児不安の軽減を図る事業です。	P208

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	社会的養育推進事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	家庭での養育が困難であり、社会的養護を必要とする児童に対して、里親及び児童養護施設等の生活環境を確保し、日々の養育の質の向上や、自立支援に向けた取組を進めます。

主なアウトプット

- ・里親支援センターの設置(R11年度)
- ・自立援助ホームの定員(R6年度:12人→R11年度:36人)
- ・地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアユニットの定員数(R6年度:48人→R11年度:82人)
- ・里親養育技術向上のための研修会の開催回数(R6年度:12回→R11年度:15回)
- ・ふるさと里親登録数(R6年度:79家庭→R11年度:84家庭)

社会的養育推進計画(第6章第3節)について

「社会的養育推進事業」においては、国通知「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(令和6年3月12日子支課第125号こども家庭庁支援局長)」を踏まえて策定する「川崎市社会的養育推進計画」(第6章第3節)により、他の事務事業と併せて、さまざまな事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を推進します。

同計画では、「専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実」、「代替養育を必要とする児童への支援の充実」及び「本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進」を基本的な考え方として施策を展開することとしています。

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	ひとり親家庭等支援事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	ひとり親家庭等に対し、経済的支援、養育費確保支援、生活・子育て支援・就業支援など、多方面からの総合的な支援を実施することで、こどもの心身のすこやかな成長を促進し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。
主なアウトプット		
・離婚前後に必要な情報を提供する講座の受講者数(R6年度:69名 →R11年度:120名) ・児童扶養手当の支給(毎年度) ・ひとり親家庭等医療費助成の実施(毎年度) ・高等職業訓練促進給付金の支給(毎年度)		

ひとり親家庭等の自立の促進

(1)現状と課題

令和7(2025)年度に実施した「川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査」においては、経済的な困りごとがあったとの回答が約70%あり、物価高の影響やこどもの学校や進学に関する費用が負担となっている傾向が見られました。また、約74%が離婚時において養育費の取り決めをしているものの、そのうち公正証書等の公的文書で取り決めたのは約56%でした。受け取り状況については、離婚された家庭の約半数が養育費を受け取れていない状況にあり、多くの方が離婚前に「あればよかった」と思う機会として、取り決めておくべきこと等を知る機会を挙げています。さらに、約90%のひとり親等が就労しているものの、そのうち約半数が非正規就労となっており、ひとり親家庭等は、経済的な困窮やさまざまな生活課題を抱えていることが多い状況にあります。

ひとり親家庭等が抱えるさまざまな生活課題を受けとめ、ひとり親家庭等を総合的に支援するため、より実用的な内容の情報を適切なタイミングで発信するとともに、相談支援の充実を図り、さまざまな支援機関につなぐことができるしくみづくりが必要です。

(2)基本的な方向性

ひとり親家庭等にとって最も重要な「経済的支援」を中心として、「子育て・生活支援」や「養育費確保支援」を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。また、離婚前の子育て世帯に対して、必要な情報提供や個別相談等の機会を提供し、離婚前後から親子の心身・生活の安定のための支援を実施します。

(3)計画期間における方向性(各施策の基本目標)

ひとり親家庭等の生活状況は、親の就労状況やこどもの成長などに応じて変化していくことから、ひとり親家庭等の複合的な生活課題への対応に向け、より実用的な内容の情報を適切なタイミングで発信するとともに、関係機関と連携しながら必要な方に支援が届くよう、相談窓口においては個々の家庭の状況やニーズを受け止め、支援施策に的確につなげるなど相談支援を強化していきます。

経済的支援については、ひとり親家庭等の安定した生活基盤の確保に向け、児童扶養手当の支給や通勤、通学交通費助成、医療費助成等を行うとともに、学費や資格取得のための資金、転居に伴う費用等の貸付を実施し、経済的な自立の促進につなげます。

子育て・生活支援については、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業が両立できるよう、母子・父子福祉センターにおける生活相談・法律相談や、家庭生活支援員の派遣による支援の実施のほか、ひとり親家庭等のこどもに対する学習支援及び模試受験料補助を行うことに加え、新たに大学等の進学に向けた支援の充実を進めます。また、支援の必要な母子が生活できる母子生活支援施設において、自立促進に向けた支援を行います。

養育費確保支援については、離婚前後の家庭に必要な情報や相談を行う機会を提供するとともに、ひとり親家庭が養育費を確実に確保できるよう、関係機関と連携しながら支援の充実を図るとともに、公正証書等の作成費用や保証会社との契約に要する費用等の助成を行います。

就業支援については、ひとり親家庭等が十分な収入を確保し、安定した就業ができるよう、母子・父子福祉センターにおいて就業に関する講座や相談支援の実施、自立支援プログラムの策定を行うとともに、資格取得をめざす際に利用できる給付金事業等を実施し、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた支援を強化します。

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	女性支援推進事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。
主なアウトプット		
・女性相談の実施(毎年度) ・DV相談支援センターの相談の実施(毎年度)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	子ども・若者支援推進事業 (こども未来局企画課)	さまざまな課題を抱えるこどもや子育て家庭を早期発見し、適切な支援につなぐことができるよう、地域の関係団体・機関等と連携しながら、地域社会全体で見守り支える環境づくりを推進します。
主なアウトプット		
・ひきこもり等児童福祉対策における個別支援活動及び集団支援活動の実施(毎年度)		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
8	小児慢性特定疾病医療等給付事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療費を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。
主なアウトプット		
・小児慢性特定疾病の助成の実施(毎年度)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
9	災害遺児等援護事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。
主なアウトプット		
・災害遺児等福祉手当の支給(毎年度)		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
10	健康づくり事業 (健康福祉局健康増進課、保健医療政策課)	市民の自発的な健康づくり・習慣化の促進に向け、民間企業、保険者、関係団体と協働・連携しながら、各世代の生活環境や健康に関するデータを分析し、より効果的な普及啓発やセルフケアの実践・継続の支援等を推進します。

主なアウトプット

- ・かわさきTEKTEKの参加者数(R7年度:約6万人→R11年度:10万人)
- ・主観的に健康だと思う市民の割合
(【男性】R4年度:76.2%→R10年度:77.4%)
(【女性】R4年度:79.6%→R10年度:81.0%)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
11	食育推進事業 (健康福祉局健康増進課)	課題の多い若い世代を中心に、各世代の特性に対応しながら、朝食摂取、バランスの良い食事、低栄養の防止など、望ましい食生活の普及啓発や生活習慣を見直すきっかけとなる機会を提供するとともに、民間企業や各関係団体等と連携し、食の多様化に対応した食環境づくりなどを推進します。

主なアウトプット

- ・栄養成分表示を活用している者の割合(R4年度:8.9%→R10年度:13.8%)
- ・主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる若い世代の割合(R4年度:46.0%→R10年度:51.9%)

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
12	歯と口の健康づくり事業 (健康福祉局健康増進課)	歯や口腔の健康を保つことによる全身の健康状態や生活の質の維持・向上、また、こども・若者のすこやかな成長等につなげるため、地域の歯科医療機関や関係団体等と連携し、ライフステージ等を踏まえながら、歯科疾患(むし歯や歯周病)を予防する取組や、歯の喪失を防ぎ、口腔機能の獲得・向上を図る取組などを推進します。

主なアウトプット

- ・スマイル歯みがき教室の実施(毎年度)
- ・歯っぴーファミリー健診の実施(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
13	予防接種事業 (健康福祉局保健医療政策部(予防接種担当))	予防接種(定期接種)について、感染症の発生、重症化及びまん延防止等に向け、円滑な実施や接種率の維持・向上等を図るため、効果や安全性等の周知、接種勧奨等を行います。また、予診票や勧奨通知の電子化、接種記録のデータベース化・連携等、令和8(2026)年度以降のデジタル化に対応します。

主なアウトプット

- ・予防接種(麻しん・風しん)接種率(毎年度:95%以上)
- ・予防接種(HPV)接種率(R6年度:49.5%→R11年度:55%以上)

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
14	アレルギー疾患対策事業 (健康福祉局環境保健・アレルギー疾患対策課)	「アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえ、発症・重症化予防等の観点から、アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発等を実施します。

主なアウトプット

- ・乳幼児向けパンフレットの配布(毎年度)
- ・市民向け知識普及講演会の開催(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
15	がん・難病等支援事業 (健康福祉局地域包括ケア推進室、国民年金・福祉医療課)	指定難病の医療費助成、アピアランスケアに対する助成、制度対象外の若年がん患者等に対する介護費用の助成等を実施することで、がん・難病患者等の療養生活を支援します。

主なアウトプット

- ・指定難病の医療費助成(毎年度)
- ・アピアランスケアに対する助成(毎年度)
- ・若年がん患者等に対する介護費用の助成(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
16	障害児等総合相談・生活支援事業 (健康福祉局障害計画課)	障害児、障害の疑いや発達に心配のある児童等の初期相談機能の充実を図るとともに、専門的な相談支援・療育を実施します。また、本人や家族のニーズ等に応じた、支援やサービス提供に向け、専門的助言及び情報提供等を通じ、関係機関・事業所の対応力向上を図ります。
主なアウトプット		
・療育センター及び子ども発達・相談センター初回相談までの待機期間(毎年度:最長30営業日) ・子ども発達・相談センターによる相談を通じた支援方針の決定(毎年度)		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
17	障害者等総合相談・支援事業 (健康福祉局障害計画課、精神保健課、地域包括ケア推進室)	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、サービス事業者との調整等を行うとともに、地域の関係機関と連携し、相談支援機能の充実を図ります。また、計画相談支援の利用促進や障害者相談支援センター等の運営を通じ、障害者の地域生活を支えるためのネットワーク形成を推進します。
主なアウトプット		
・障害者相談支援センターと地域の相談機関等との連携(毎年度) ・ひきこもり地域支援センターによる支援(毎年度)		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
18	障害者等手当・医療費助成事業 (健康福祉局障害福祉課、国民年金・福祉医療課)	障害のある方やその家族に対し、経済的な支援を行うため、各種手当を支給するとともに、重度障害のある方等の保険医療費の自己負担額の全部または一部を助成します。

主なアウトプット

- ・特別児童扶養手当の支給(毎年度)
- ・障害児福祉手当の支給(毎年度)
- ・自立支援医療、重度障害者医療における医療費助成(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
19	障害福祉の基盤確保・運営支援等事業 (健康福祉局障害者施設指導課)	障害のある方の支援ニーズの増加・多様化を踏まえた障害福祉サービス事業所等の整備等を進めるとともに、人材の確保・定着・育成に係る取組や、運営支援や指導の取組を通じ、支援の質の向上を図ります。

主なアウトプット

- ・グループホームの定員数(R6年度:1,798人→R11年度:2,246人)
- ・障害(児)福祉サービス事業所に対する年間の運営指導実施率(R6年度:6.8%→R11年度:16.6%(事業所指定の有効期間内に1回以上))

3 施策及び事務事業

方向性Ⅲ 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

施策の目標

日常生活にさまざまな課題を抱え、生活に困窮した世帯に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱えるこども・若者が、孤立せず、社会の一員として地域で自立した生活を送れるよう、個別の相談や支援、社会参加を促す取組など、きめ細かな支援を実施します。

取組の方向性

《困難を抱えるこども・若者の支援》

- ◆ 困難を抱えるこども・若者が孤立せず、社会の一員として自立した生活を送れるよう、多様な主体と連携し、相談・支援等を実施します。

《生活に困窮した世帯の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給世帯の自立に向け、意欲や能力に応じた就労支援を実施するとともに、貧困の連鎖の防止に向け、生活保護受給世帯等のこどもの高校進学などを支援します。また、生活保護に至る前の生活困窮世帯の自立に向け、就労・生活支援等を推進します。

《求職者の就業支援と企業の人材確保支援》

- ◆ 若者、女性等多様な人材の就業支援として、キャリアサポートかわさきによる丁寧な相談対応等を実施するとともに、市内企業の人材確保支援として、採用支援セミナーを実施します。また、合同企業説明会等のマッチングイベントを通じて多様な人材(求職者)と市内企業とのマッチング機会を創出します。

《障害者の社会参加の促進》

- ◆ 障害者等の状態像等に応じた就労・定着支援や雇用支援、移動支援を実施することで、障害者の経済的自立や社会参加を促進します。

現状と課題

《困難を抱えるこども・若者の支援》

- ◆ こども・若者のこころの健康の保持増進やこども・若者が自殺に追い込まれないようにすることが重要となっています。また、犯罪や非行の防止に向けて、犯罪等をしたこども・若者に対し、保護司等による相談や指導等を通じた再犯防止等の取組が必要です。

《生活に困窮した世帯の自立に向けた取組の推進》

- ◆ 生活保護受給世帯や生活困窮世帯においては、生活上の課題が複雑・複合化していることから、個々の状況に寄り添った、きめ細かな支援による自立の促進等が必要です。また、生活保護に至る前の早い段階で生活困窮から脱却できるよう、「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」にて、仕事・住まい・家計など生活全般に係る相談・支援を継続していくことが重要です。

- ◆ 生活保護受給世帯や生活困窮世帯のこども・若者の健全な育成を図り、貧困の連鎖を防止するため、学習支援や居場所づくりなどの継続的な取組が求められています。

《求職者の就業支援と企業の人材確保支援》

- ◆ 少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が見込まれており、今後の更なる人手不足に対応するためには、求職者の希望や置かれた状況に応じた就業支援を行い、就職につなげるとともに、求職者と企業とのマッチングの場を提供することが求められています。

《障害者の社会参加の促進》

- ◆ 法定雇用率の引き上げ等により、障害者雇用が拡大傾向にある中、就労・定着支援や企業への雇用支援が重要となっています。また、社会参加等の促進に向け、状態像やニーズに応じた移動支援が必要です。

3 施策及び事務事業

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
福祉施設及び就労援助センターからの一般就労への移行者数 (健康福祉局調べ)	648人 (R6年度)	692人以上 (R11年度)	1	メンタルヘルス・自殺対策事業
			2	再犯防止事業
			3	障害者社会参加・就労支援事業
			4	生活保護事業
			5	生活保護自立支援対策事業
			6	生活困窮者等自立支援対策事業
			7	雇用労働対策・就業支援事業
「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」の支援を通じて状況が改善した割合(健康福祉局調べ)	94.0% (R6年度)	94.0%以上 (R11年度)		
学習支援・居場所づくり事業利用者の進学・就職等による進路決定率 (健康福祉局調べ)	100% (R6年度)	100% (R11年度)		
市の就業支援事業による就職決定者数(経済労働局調べ)	468人 (R4～6年度平均)	504人以上 (R9～11年度平均)		

3 施策及び事務事業

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	メンタルヘルス・自殺対策事業 (健康福祉局精神保健課、総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課)	自殺対策総合推進計画に基づき、市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、安心して暮らせるまちづくりや自殺に追い込まれない社会の実現に向け、地域の多様な主体と協働しながら、普及啓発や相談支援、人材育成等を推進します。

主なアウトプット

・ゲートキーパー講座開催回数(毎年度:6回)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	再犯防止事業 (健康福祉局地域包括ケア推進室)	犯罪をした人等の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。

主なアウトプット

- ・保護司会等、更生保護関係団体への支援の実施(毎年度)
- ・社会を明るくする運動の実施(毎年度)
- ・再犯防止推進計画に基づく取組の推進(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	障害者社会参加・就労支援事業 (健康福祉局障害者社会参加・就労支援課)	障害者の状態像や外出実態などを踏まえた、持続可能な移動手段の確保・移動支援等に取り組みます。また、個々のニーズを踏まえ、支援機関等による就労支援を行うとともに、企業等に対する普及・啓発活動や障害者雇用支援を進め、一般就労や定着の促進を図ります。

主なアウトプット

・就労移行支援事業所等の支援力向上等を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	生活保護事業 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	生活保護が必要な人に対し、適切な制度の周知等を通じ、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また、生活保護受給世帯のこどもが、高等学校等に進学する際の入学料等のための高等学校等就学費を支給するとともに、高等学校等卒業後の大学等進学や就職時の新生活の立ち上げ費用として進学・就職準備給付金を支給する等、自立に向けた支援を実施します。

主なアウトプット

・進学・就職準備給付金の支給(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	生活保護自立支援対策事業 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	就労可能な生活保護受給者等に対し、個々の課題も踏まえながら、社会的・経済的自立の促進に向けた「各種就労支援事業」等を実施します。また、生活保護受給世帯等の小・中学生に対し、高校への進学などを支援し、貧困の連鎖の防止に向けた「学習支援・居場所づくり事業」を実施します。
主なアウトプット		
・就労支援事業等参加者数(毎年度:1,500人以上)		

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	生活困窮者等自立支援対策事業 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」において、仕事・住まい・家計等の生活全般についての相談・支援を行うことにより、自立を促します。
主なアウトプット		
・だいJOBセンターへの新規相談者数(R6年度:1,454人→R11年度:1,500人以上)		

3 施策及び事務事業

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	雇用労働対策・就業支援事業 (経済労働局労働雇用部)	就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者のニーズに応じた丁寧な就業支援等を実施するとともに、地域産業を支える多様な人材の活躍を促進するため、外国人を含む人材の確保・活用に向けた企業支援を実施します。
主なアウトプット		
・年間を通じたマッチングイベントの実施（毎年度）		

トピック ～かわさき子育てアプリ～

～ちょっとしたストレスを減らして、子育てをもっと楽しく～

川崎市での妊娠、出産、育児までをフルサポートする「かわさき子育てアプリ」が、令和8(2026)年1月にリニューアルし、地域の子育て情報を簡単に検索したり、妊娠届や妊婦支援給付金、小児医療費助成などの手続きやイベントの申し込みなどがアプリからオンラインで行えるようになります。

アプリの活用で、面倒な手続きに要していた時間が節約できて、ちょっとしたストレスが軽減し、子育てがもっと楽しくなる。川崎で出産・子育てするすべての人に使っていただけるアプリをめざしています。ぜひ、ダウンロードしてみてくださいね。

かわさき子育てアプリの主な機能

- 川崎の子育て情報をプッシュ機能でお届け
 - ・お住まいや年齢などの状況に合わせて、地域の子育て情報が届く
 - ・アプリ内のポータル画面から、欲しい情報をカンタン検索
- 申請・届出機能
 - ・子育てに関わる手続きをアプリからいつでも申請
- イベント・講座の予約申し込み
 - ・区役所や子育て支援機関の子育てイベント・講座をアプリでカンタン申し込み
- 電子母子手帳機能
 - ・乳幼児健診の間診票の提出、健診結果が閲覧できる
 - ・予防接種のスケジュールを自動作成。受け忘れ防止のお知らせが届く



＼かわさき子育てアプリで検索！／

かわさき子育てアプリ 検索



かわさき子育て応援パッケージ ～ライフステージごとの主な支援 妊娠・出産から子育てまでトータルに・切れ目なく～

結婚前

妊娠・出産期

乳児期(0～2歳)

幼児期(3～6歳)

学童期・思春期以降
(小学生～高校生)

【方向性Ⅰ・Ⅲ】 **拡** 小児医療費助成 高校3年生まで無料(R8.9から)

児童手当 3歳まで1.5万円/月 3歳から高校3年生まで1万円 ※第3子以降は3万円/月
児童扶養手当(ひとり親家庭※所得制限があります)

拡 かわさき子育てアプリリニューアル

地域の子育て情報、各種申請がアプリからカンタンに。電子母子手帳機能も搭載

【方向性Ⅲ】

未来の子育て世代を応援
新 プレコンセプションケア

妊娠前からのヘルスケアと
ライフプランニングを応援

【方向性Ⅰ・Ⅲ】

赤ちゃんを迎えるママパパを応援

妊娠時・出産後に
5万円ずつ

妊婦健診(検査14回分13.5万円を助成)
伴走型支援と妊婦のための支援給付
歯ぐっぴーファミリー健診
両親学級・父子手帳
出産育児一時金(50万円・国制度)

パパも一緒に！

【方向性Ⅲ】

産前・産後の不安や負担を軽減

ランチ付きの
日帰りロング型も！

産後ケア(宿泊型/日帰り型/訪問型)
産前・産後家庭支援ヘルパー(産後6か月まで延べ20回)
産婦健診(産後2週間と1か月 5000円/回の助成)

【方向性Ⅰ・Ⅲ】

子育ての困ったをサポート！安心な保育と相談支援

預ける・遊べる・相談できる

拡 保育・子育て総合支援センター(川崎市・中原区・宮前区・多摩区)※R9年度に高津区、R12年度に幸区、R13年度以降に麻生区に整備予定)

拡 地域子育て支援センター(市内53か所)
地域みまもり支援センター(各区)

WEB・アプリから
空きの確認・予約ができる

拡

保育所・待機児童ゼロの推進
一時保育
医療的ケア児の保育
保育所等手ぶらで保育スタートアップ支援(紙おむつサブスクや連絡帳DXなど)

病児・病後児保育(小学校3年生まで)

就労してなくても利用できる

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
※6か月から満3歳まで

オンライン化を推進

拡

ふれあい子育てサポート
ショートステイ・デイスティ(子育て短期支援事業) (7日以内満12歳まで)

育児疲れや冠婚葬祭など

【方向性Ⅰ・Ⅱ】

地域の力とまちづくりで「子育てが楽しい」を応援

子ども食堂や
学習支援など

地域子ども・子育て活動支援助成事業

新 子育て世代の定住・住み替えの促進

民生委員児童委員による子育て支援活動

協働による都市緑化や魅力ある公園緑地づくり

拡 川崎市子ども・若者応援基金

新 全天候型のこどもの遊び場づくり

みどりでつながろう！

新メニュー開始！
(スポーツ・文化)

幼・保・小連携の
推進

【方向性Ⅱ】

こどもの学びや体験を応援

わくわくプラザ事業
みんなの校庭プロジェクト
地域教育会議
地域の寺子屋
新 朝の居場所づくり
新 放課後等のこどもの居場所づくり
こども文化センター

入学後も安心に

新 =新規 **拡** =拡充

第5章 計画期間における重点的取組

- 1 重点的取組の考え方
- 2 3つの重点課題と推進項目
- 3 重点的な推進項目における取組内容

第5章 計画期間における重点的取組

1 重点的取組の考え方

(1)これまでの経過

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(以下「前期計画」という。)では、第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」において、こどもの貧困対策の推進、児童家庭支援・児童虐待対策の推進、困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進の3つの社会的課題を取組の柱として位置づけ、それぞれの角度から横断的に捉えつつ、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を推進してきました。

前期計画策定後、国においては、「こども基本法」が令和5(2023)年4月に施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、国としてこども施策の基本方針や重要事項等が定められるとともに、従来の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「こどもの貧困対策大綱」が「こども大綱」に統合されました。

「こども大綱」では、すべての子ども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしくすこやかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活をおくることができる社会「こどもまんなか社会」をめざすこととされ、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援することや、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること等が基本的な方針として示されました。

(2)本計画における重点的取組の考え方

核家族化の増加や地域における人との関わりの希薄化など、社会・経済環境が大きく変化する中、こどもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増している状況にあります。

本計画は「こども大綱」を踏まえた「市町村こども計画」として、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していくため、第4章においては、基本理念をめざした施策体系を記載していますが、本章では、前期計画第5章の内容も継承しながら、本計画期間における重点的取組の内容を記載しています。

これらの取組を部局横断的に推進することで、すべてのこどもや若者がすこやかに成長し社会的に自立できるよう、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体でこども・若者や子育て家庭を見守り・支える環境づくりを進めていきます。

2 3つの重点課題と推進項目

前期計画では、第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」において、こどもの貧困対策の推進、児童家庭支援・児童虐待対策の推進、困難な課題を抱えるこども・若者への支援の推進の3つの社会的課題を取組の柱として位置づけ、それぞれの角度から横断的に捉えつつ、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を推進してきました。

これらの内容を継承しつつ、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していくにあたり、次の3つを本計画期間における重点課題とし、部局横断的に取組を進めていきます。

3つの重点課題と推進項目

重点課題 1 地域子育て支援の充実による「地域の力で子育てが楽しいまちづくり」

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり

重点課題 2 すこやかな成長を応援する「こどもの居場所づくり」

推進項目1 学童期のこどもの居場所づくりの推進

推進項目2 思春期のこどもの居場所づくりの推進

重点課題 3 課題を抱えるこども・家庭への「切れ目のない支援」

推進項目1 課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実

推進項目3 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

重点課題 1 地域子育て支援の充実による「地域の力で子育てが楽しいまちづくり」

(1) 背景と課題

本市は20代～30代といった年齢階級の転出入が多く、子育て世帯は核家族世帯が主となっていることから、子育てに関する不安や悩みを親族や友人等に相談しづらい状況があると考えられ、保護者はこどもの成長や発達、子育て環境などに不安感や負担感を抱えながら子育てをしている状況があります。

本市ではこれまで、平成27(2015)年に「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指してきました。このビジョンは、高齢者だけでなく、こどもや子育て世帯を含む全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を理念としており、医療・介護・福祉・住まい・生活支援などの分野が連携しながら、地域全体で支えるしくみづくりに取り組んでいます。

子育て支援についても、こうした地域包括ケアシステムの構築の方向性に沿って、行政だけでなく地域の関係機関・団体など多様な主体が連携しながら、地域での支え合いや予防的取組を進めていくことが重要であり、子育て世帯が不安感や負担感を家庭のみで抱え込むことなく、地域や相談機関等と繋がりを持ち、困ったときには気軽に相談できる体制づくりや、地域の中で“支えがある”“応援してくれる”ことが実感でき、安心感を持って子育てができる環境づくりが求められています。

(2) 重点的取組の内容

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり

子育てを楽しみと感じられるためには、保護者が不安や悩みを気軽に相談でき、必要な支援を受けられる環境整備が重要です。特に未就学児を育てる家庭では、情報不足や相談できる相手がいないことなどが課題となり、孤立感や不安感を抱え込むことに繋がるおそれがあります。

本市では、こうした課題に対応するため、「保育・子育て総合支援センター」を地域の保育・子育て支援拠点として設置し、「公立保育所」「地域子育て支援センター」と連携した相談支援体制の構築を進めています。

保育・子育て総合支援センターや公立保育所には保育士・看護師・栄養士が常駐し、情報提供や相談対応、親子の遊び場や保護者の交流の場を提供しています。保育・子育て総合支援センターは現在、川崎区・中原区・宮前区・多摩区に設置済みであり、令和9(2027)年度に高津区、令和12(2030)年度に幸区、令和13(2031)年度以降に麻生区へ設置予定であり、今後も保護者が抱える「誰に相談してよいか分からない」「一時的に預かってほしい」など、様々な困りごとに対応できるよう、地域における公民の関係機関の連携を強化し、誰でも気軽に相談できサポートを受けられる子育て支援体制を構築していきます。

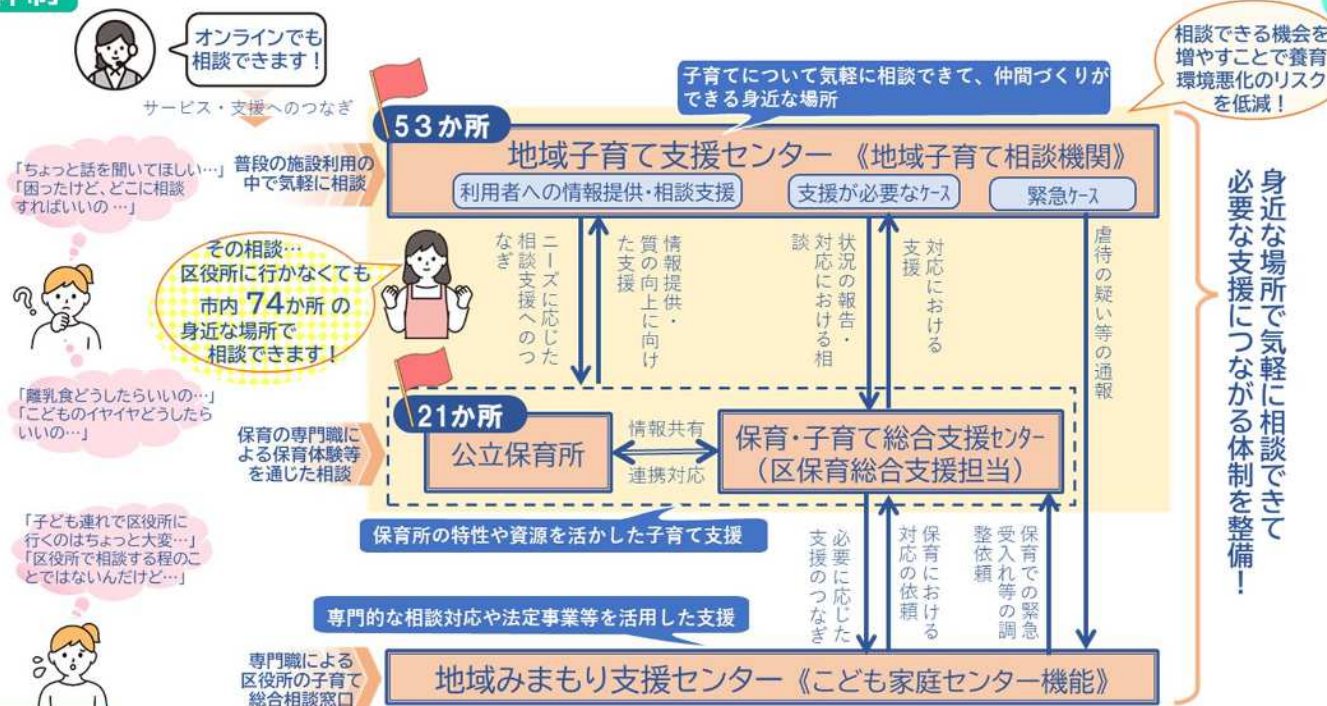
具体的には、オンライン相談や市内74カ所に設置された「地域子育て支援センター」「公立保育所」において、相談事例の蓄積・共有や、地域の子育て支援を行う団体や各種活動との連携により、対応できる相談内容を充実するとともに、子育て支援や保育・幼児教育等によりこどもと関わる中で、専門的な相談支援や法定事業等が必要な場合には、こども家庭センター機能を担う地域みまもり支援センターや子ども発達・相談センター(きっずサポート)、地域療育センターなど関係機関に円滑につなげていきます。

このように、相談ニーズの内容に応じて支援を担う多職種が適切な役割分担のもと連携して切れ目なく対応できる支援体制を構築し、それぞれの専門職による高い専門性を発揮し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりを進めます。

第5章 計画期間における重点的取組

本市がめざす子育て支援体制

重点1 重点2 重点3



子育てを支える身近な相談機関

	地域子育て支援センター（民間）	保育・子育て総合支援センター等			地域みまもり支援センター
		地域子育て支援センター（公立）	区保育総合支援担当	公立保育所	
役割	・ 気軽に行ける身近な相談機関	・ 気軽に行ける身近な相談機関 ・ 民間地子センの支援	・ 地域の子育て支援全般の統括・関係機関との連携	・ 保育所機能を活用した地域子育て支援拠点	・ 母子保健・児童福祉の包括支援の拠点
職員	保育士 又は 子育て支援員	保育士	保育士・看護師・栄養士		保健師・助産師・栄養士・社会福祉職・心理職 など
相談対応	・ 子育てに関する相談対応 ・ ニーズに応じた関係機関へのつなぎ ・ 支援の必要な親子の関係機関へのつなぎ・見守り	・ 子育てに関する相談対応 ・ ニーズに応じた関係機関へのつなぎ ・ 支援の必要な親子の関係機関へのつなぎ・見守り	・ より保育の専門性を活かした相談対応 ・ 支援の必要性に応じた地域みまもり支援センターとの連携対応	・ 保育の専門性と保育所機能を活かした子育てに関する相談対応 ・ 預かりや体験保育等の保育のりソースを活用した支援	・ 乳幼児健診や家庭訪問等母子保健面からの支援 ・ 要対協や制度サービス（ひとり親家庭支援等）の活用によることも家庭相談支援 ・ 関係機関と連携した見守り等の体制づくり
その他機能		・ 乳児等通園支援事業		・ 一時保育事業 ・ 乳児等通園支援事業 ・ 保育所機能を活用した支援事業	

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり(1/2)

取組	取組内容
身近なエリアで遊べる・相談できる環境づくり	53か所(令和8(2026)年4月時点)の地域子育て支援センターで身近な遊びの場を提供するとともに、子育ての不安や悩みを常駐するスタッフに気軽に相談でき、必要な場合には最適な関係機関へ円滑に繋げるしくみづくりを進めます。また、地域子育て支援センター機能を持つ保育・子育て総合支援センターを令和9(2027)年度に高津区、令和12(2030)年度に幸区、令和13(2031)年度以降に麻生区へ設置し、各エリアの子育て支援機能の充実を図ります。 〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業
専門職に気軽に相談できるしくみづくり	オンライン等で相談できる「子育てなんでも聞いてみよう!」の相談方法の拡大や、公立保育所及び保育・子育て総合支援センターでの相談支援など、誰もが気軽に専門職(保育士・看護師・栄養士)に相談できる環境づくりを進めます。 〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業
保育・子育て総合支援センターにおける子育て支援の推進	保育士・看護師・栄養士の専門性を活かした子育てに関する専門的相談に対応するとともに、一時預かりや体験保育等の機会を通じて親子を見守り、支援が必要な場合には地域みまもり支援センターと連携した子育て支援を行います。 〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業
公立保育所における子育て支援の推進	保育士・看護師・栄養士の専門性と保育所機能を活かした子育てに関する専門的相談に対応するとともに、地域交流スペースを活用した交流や園庭開放、親子でランチ、体験保育等の機会を通じて親子を見守り、支援が必要な場合には保育・子育て総合支援センターと連携した子育て支援を行います。 〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業
相談内容の見える化と関係機関が連携した支援体制づくり	子育て支援に関する各窓口で対応できる相談内容や機能等を分かりやすく整理し「かわさき子育てアプリ」等で適切に情報発信するとともに、相談先が分からない場合には地域子育て支援センターで受け止め、必要に応じて関係機関に繋ぎ適切に支援を行うなど、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。 〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり(2/2)

取組	取組内容
子育て支援を支える人材の育成	公開保育や職員交流、実技研修等を通じ、子育て相談を行う保育士等のスキルアップを図るとともに、子育て支援に係る事例検討や支援事例の共有など、保護者のニーズに対応した支援ができるよう人材育成を進めます。 〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業
オンライン化の推進により簡単・便利にサポートを受けられる環境づくり	子育てに関する制度や手続きに関する情報を「かわさき子育てアプリ」を入り口に簡単に確認でき、オンラインから手続や相談に繋がれるよう妊婦・子育て世帯の利便性向上を推進します。 〔事務事業〕 P72 子ども・子育てDX推進事業
保育所等における相談支援の推進	発達や障害など、特別な支援を必要とする児童への保育を担う保育所等を支援するため、小児の臨床心理に関する専門的な知識と経験を有する相談員が施設を訪問し、保育場面や個別場面の観察を通じて、児童の特性や支援の必要性を把握し、職員への具体的な助言や支援を行うとともに、こどもの発達の状況等に応じて、子ども発達・相談センター(きっずサポート)や地域療育センターと連携しながら、保護者やこどもに寄り添った相談支援を行います。 〔事務事業〕 P80 保育・幼児教育の質の維持・向上事業
幼稚園における相談支援の推進	発達や障害など、特別な支援を必要とするこどもを受け入れる幼稚園を支援するため、幼児教育相談員による巡回相談を実施します。 〔事務事業〕 P80 保育・幼児教育の質の維持・向上事業

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり

重点 1 重点 2 重点 3

こどもが成長する過程では、年齢に応じて人への愛着や信頼感、生活習慣を身につけ、人格の基礎を形成しながら、自己肯定感や他者尊重の精神を育むことが重要であり、こうした育ちを支えるためには、家庭だけでなく、地域全体でこどもを見守り、支える環境が必要です。地域で世代を超えてつながり合うことは、こどもにとって多様な価値観やロールモデルに触れる機会となり、地域における多様性への理解の促進や自己肯定感・共生意識の醸成といった、将来社会的自立に必要な力を育むことになります。

また、保護者にとっても、地域の中で安心して子育てができることは、近隣住民との交流等による共生意識の醸成や地域活動への参加等を通じて、その地域に愛着や安心感を持つことにつながり、また、こどもや保護者が困難な状況に陥った際にも、地域の見守りによって早期に気づき、深刻化を防ぐことが可能になります。

こうしたことから、保育・子育て総合支援センターと地域みまもり支援センターなど地域の関係機関・団体が連携し、地域の子育て支援団体の活動情報の集約・発信や、親子が安心して過ごせる交流の場や機会の提供、子育て支援活動の実施など、地域のさまざまな人や活動をつなぎ、子育てを地域で支えるコミュニティ形成を進めるとともに、地域住民による育児の相互援助活動を支える「ふれあい子育てサポート事業」について、オンライン化など使いやすいしくみにリニューアルし、子育て家庭と支援者をつなぐしくみを通じて、地域の助け合いを一層促進します。

また、子育て支援の推進にあたっては、地域の実情に応じた柔軟できめ細かな対応が求められており、地域ごとに異なる課題に対して、地域の力を活かした対応が必要です。各区では、地域みまもり支援センターにおいて、関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉分野における個別的なニーズに的確に対応するとともに、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員など関係団体との顔の見える関係づくり・情報共有や、地域人材への支援と多様な主体間のネットワーク化の推進など、共に支え合う地域づくりを推進してきました。さらに、各区地域課題対応事業の中では、区民の参加と協働により、多様な主体が関わるイベントや交流の場の提供、外国につながるのある家庭への支援など、子育て支援も含め、地域の課題の解決に向け、地域の特性を生かした取組を進めてきました。今後も、地域の実情や課題に対応した取組を推進することを通じて、多世代のつながりを育み、支える取組を進めていきます。

これらの取組を通じ、子育て経験者やさまざまな世代が子育て家庭を温かく見守り支えることを契機に地域でのつながりの輪を広げ、地域全体子育てを応援する環境づくりを進めます。

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり(1/2)

重点 1 重点 2 重点 3

取組	取組内容
保育・子育て総合支援センターによる地域子育て資源のネットワーク化の促進	地域における保育・子育て支援の拠点として各区に「保育・子育て総合支援センター」を順次設置し、地域の社会資源を活用しながら、親子が安心して過ごせる交流の場の提供や保護者同士のつながり促進、地域団体による支援活動の場の提供、情報の集約・発信、ボランティア養成講座の実施や地域での活動の場の提供など、子育てを地域で支えるコミュニティ形成を進めます。 〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業
身近なエリアにおける地域活動の場所・機会の提供	地域子育て支援センターにおいて、ボランティア養成講座の実施や地域で子育て支援活動を行う団体等へ活動の場や機会の提供や、活動の広報や利用案内を行うなど、身近なエリアで子育て支援に関する活動が促進され利用につながる環境づくりを進めます。 〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業
地域で子育てを支え合う取組の推進	地域住民が子育て世帯を見守り、育児に関する相互援助活動を促進する「ふれあい子育てサポート事業」がより積極的に活用されるよう、事業趣旨や活用事例紹介など広報の強化、利用予約や実績報告のオンライン化による利便性の向上等、より利用しやすい制度にリニューアルし、地域住民が子育て世帯を見守り支え合う地域づくりに向けた取組を進めます。 〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業
子育て自主グループへの活動支援	地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。 〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業
各区地域課題対応事業における取組の推進	地域の多様な主体が関わるイベントや交流の場の提供や外国につながる家庭への支援など、区民や地域の関係団体等と連携しながら、地域の実情や課題に対応した取組を推進することを通じて、多世代のつながりを育み、地域全体で子育てを支える子育てしやすい地域づくりを進めます。 〔事務事業〕 P74 地域課題対応事業(こども・子育て分野)
民生委員児童委員による取組の推進	地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある民生委員児童委員を育成・支援するとともに、活動しやすい環境づくりを進めることにより、地域福祉の推進を図ります。 〔事務事業〕 P75 民生委員児童委員活動育成等事業

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり(2/2)

重点 1 重点 2 重点 3

取組	取組内容
多様な主体と連携した地域防犯活動の推進	市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、市民、地域団体、事業者、行政機関等で防犯意識の共有化を図り、多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動を推進します。 〔事務事業〕 P87 防犯対策事業
学校等におけるこどもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進	学校を巡回し、通学路の危険個所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーや、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行う地域交通安全員を配置し、こどもの登下校時等の安全確保を図ります。 〔事務事業〕 P105 学校安全推進事業
地域の教育力の向上	地域教育会議をはじめ、地域社会で生き生きと活動する市民や、こどもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。 〔事務事業〕 P111 地域教育活動等の推進事業
子育てボランティアの活動支援	各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動の支援を進めます。 〔事務事業〕 P117 母子保健指導・相談事業
民間協力者の活動支援	保護司等、民間協力者の活動を促進するため、保護司会等の更生保護関係団体への支援を行うとともに、関係機関等との支援ネットワークづくりに取り組むことにより、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。 〔事務事業〕 P134 再犯防止事業

重点課題 2 すこやかな成長を応援する「こどもの居場所づくり」

(1) 背景と課題

こどもは成長の過程において、人への愛着心や信頼感、基本的な生活習慣を身につけるとともに、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育み、積極的に社会と関わる中で成長を続け、やがては社会の中で自立した大人へと成長していきます。これまで、こどもは家庭を基盤とし、地域や学校などの暮らしの場において、安全・安心な環境の下、保護者や地域の大人、同年齢・異年齢のこどもとの関わりを通じて、心身ともにすこやかに育まれてきました。しかし近年、本市における社会状況やこどもを取り巻く家庭・地域の環境が大きく変化する中で、こどもが多世代との交流を通じて多様な価値観に触れる機会が減少しており、こどもが安心して過ごせる居場所を持つことが難しくなっている状況にあります。

国においては、令和3(2021)年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を策定し、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、さまざまな学びや体験を通じてWell-beingな状態で成長できるよう、家庭・学校・地域等が一体的に取り組むことを基本理念として示しています。さらに、令和5(2023)年12月には「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定され、市町村に対しては地域の状況把握を行いつつ、関係機関と連携しながら、居場所の質と量の両面から計画的に推進することが求められています。

こうした中、本市の令和5(2023)年度「川崎市学習状況調査」によると、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒の自己有用感は90%以上と比較的高い水準にあるものの、学年が上がるにつれて低下する傾向が見られます。また、自己肯定感や将来への希望感、自己有用感と比べて各学年とも低い水準にあり、特に高学年になるほど低下傾向が顕著です。社会参加に関する数値も同様に学年が上がるにつれて低下しており、「人の役に立ちたい」と思っているにもかかわらず、実際に参加する機会が得られていないこどもが多い状況にあります。

さらに、市立小・中学校における不登校児童・生徒数は、平成25(2013)年から令和4(2022)年にかけて、小学生では238人から1144人に、中学生では1048人から1672人に増加しており、要保護児童対策地域協議会における取扱件数も令和3(2021)年の582件から令和5(2023)年には627件に増加しています。これらの状況から、課題を抱えるこどもの数は増加傾向にあり、その背景には孤立・孤独状態にあるこどもの増加があると考えられます。

一方で、本市の人口は令和6(2024)年10月1日現在で約155.2万人と増加を続けていますが、令和12(2030)年頃をピークに減少過程に移行することが想定されています。特に年少人口(15歳未満)については、令和2(2020)年頃を境にすでに減少過程に入っていると推計されており、こどもの数が減少する一方で、支援を必要とするこどもの割合は増加している状況です。

このような社会状況の中で、こどもが孤立・孤独から守られ、すこやかに育つためには、家庭・学校・地域・行政が連携・協力し、地域社会全体で「Well-beingで成長するための居場所」を整備・充実させていくことが必要です。こどもが安心して過ごせる居場所を持ち、さまざまな人との関わりや体験を通じて、自分らしく成長できる環境づくりを、今後一層推進していくことが求められています。

(2) 重点的取組の内容

重点 1 重点 2 重点 3

こどもを取り巻くさまざまな状況がある中でも、こどもが幸せな状態(Well-being)で、積極的に社会と関わりながら、やがては社会の中で自立した大人へと成長していけるよう支援していくことが重要です。こうしたこどもにとって望ましい姿を実現するためには、こどもの意見を丁寧に聴き取り、こどもが「行ってみたい」「やりたいことができる」「居心地が良い」と感じられるような居場所づくりを進める必要があります。また、その居場所がこどもにとって安心できる空間となるよう、地域の大人が理解し、見守り、支える姿勢を持つことが求められます。

このような考え方にに基づき、本市では「こどもの声・主体性・価値観を大切にする居場所づくり」を念頭に、こどもを孤独から守り、すこやかに育てるための居場所づくりを推進します。庁内の関係部署をはじめ、家庭・学校・地域などと連携・協力し、地域社会全体で取り組みを進めていきます。

学童期のこどもについては、こども自身の自由な遊びや活動へのニーズと、保護者にとっての安全・安心な居場所としてのニーズの両方をバランスよく配慮した居場所づくりを進める必要があります。一方、思春期のこどもについては、誰もが自由に気兼ねなく立ち寄ることができ、特定の目的に縛られず、自分のやりたいことができる、居心地の良い空間が求められます。そうした居場所において、地域の大人が温かく見守り、時には支えることで、こどもが孤独な状態に陥ることを防ぎ、深刻な状況に至る前に健全な成長を促すことが可能となります。

このように、こどもの発達段階に応じて、必要とされる居場所の目的や空間のあり方は異なることから、「こどもの発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり」を基本的な視点として、今後も地域全体で取り組みを推進していきます。



第5章 計画期間における重点的取組

推進項目1 学童期のこどもの居場所づくりの推進

重点 1 重点 2 重点 3

学童期のこどもは、仲間づくりや集団的活動を通じて、他者との関わりの中で自律性や社会性を育み、主体的にさまざまなことを学んでいく時期です。こうした成長を支えるためには、こどもが安心して自由に遊び、活動できる環境を整えるとともに、大人による一定の関わりや見守りの中で、体験的な学びを得られるような居場所づくりが重要です。

これまでも、こどもへのアンケート・ワークショップや、「子ども・若者の“声”募集箱」では、「一人で静かに、またはみんなとのんびり過ごしたい」「室内で、『ドッジボール』『バスケットボール』『バドミントン』等で体を動かしたり、ゲーム・SNS、おしゃべり、友達と一緒に勉強をしたい。」など、さまざまな声が寄せられており、こうしたこどもの声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要です。

一方で、こうした居場所は保護者にとっても、こどもがケガやトラブルなどから守られ、安全・安心に過ごせる場所となる必要があります。

こどもが一日の多くの時間を過ごす小学校内では、「わくわくプラザ」「みんなの校庭プロジェクト」「地域の寺子屋」などの放課後等施策が実施されていますが、「わくわくプラザ」については、市の独自基準により、全てのこどもに同基準での職員配置・面積確保による活動を提供しており、ニーズの異なるこどもに対し、同一基準で対応しているという現状があります。

こうしたことから、こども・保護者の利用ニーズに応じた居場所づくりを行うため、わくわくプラザ事業の再構築を進めます。併せて、わくわくプラザ事業はこども文化センターの事業の一つとして一体的に実施されていることから、その再構築の内容を踏まえ、こども文化センターについて、取組を評価・検証した上で、今後のあり方についても検討を進めていきます。

推進項目1 学童期のこどもの居場所づくりの推進

取組	取組内容
朝の居場所づくり	保護者の安心とこどもの安全を守るため、全小学校を対象に、小学校始業前にこどもが安全・安心に過ごすことができる朝の居場所づくりを進めます。 〔事務事業〕 P112 朝の居場所づくり推進事業
わくわくプラザ事業の再構築	現在一体となっている「放課後児童健全育成事業」(生活の場)と、「全児童対策」(自由な遊び・体験活動の場)を区分する「区分制」を段階的に実施しながら、こども・保護者の利用ニーズに合ったわくわくプラザ事業の再構築を全てのわくわくプラザで進めます。 〔事務事業〕 P93 子どもの居場所づくり推進事業

推進項目2 思春期のこどもの居場所づくりの推進

重点 1 重点 2 重点 3

思春期のこどもは、自立に向けて自己を模索し、他者との関係性の中で価値観や主体性を形成していく時期です。この時期のこどもは、家庭や学校だけでは十分に支えきれない悩みや不安を抱えることもあり、孤独感や社会的な孤立に陥るリスクが高まる傾向があります。こうした成長過程にあるこどもたちが、安心して過ごせる居場所を地域の中に確保することは、すこやかな成長を支えるうえで極めて重要です。

思春期の居場所は、こどもが自由に訪れ、決まった目的がなくても過ごすことができる、誰もが利用できる空間であることが求められます。自分のやりたいことができる、居心地の良い空間であることに加え、地域の大人が適度な距離感で関わり、時には悩みに寄り添い、必要に応じて関係機関につなげるような支援のしくみも必要です。こうした居場所は、こどもの孤独化や状況の深刻化を未然に防ぐ予防的な役割も果たします。

推進項目2 思春期のこどもの居場所づくりの推進

取組	取組内容
思春期のこどもの居場所づくり	地域によってこどもの状況や既存の資源のあり方が異なることから、思春期の居場所づくりは中学校区程度の小地域単位で進めていく必要があります。地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とするため、「Step1:居場所の可視化」、「Step2:課題・対策の確認」、「Step3:居場所づくりの実施」の3つのステップに基づき、地域と連携した居場所づくりを段階的に推進します。 〔事務事業〕 P93 子どもの居場所づくり推進事業

重点課題 3 課題を抱えるこども・家庭への「切れ目のない支援」

(1) 背景と課題

すべてのこども・若者がすこやかに成長し社会的に自立するためには、一人ひとりの成長・発達段階に応じた情緒の形成や能力の獲得が必要であり、そのためには、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体でこどもや子育て家庭を見守り・支える必要があります。

「こどもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」については、特にこども・若者のすこやかな成長と社会的自立の阻害要因となる社会的課題です。これらの課題は、例えば、こどもの貧困とはその家庭が経済的に困窮しているという「状態」であり、その状態の解消に向けたさまざまな取組が必要であると同時に、それが「原因」で、児童虐待や、ひきこもり等の困難な状況に陥るといった「事象」が発生するなど、1つの課題からその家庭の背景にある要因を紐解くと、抱える課題は複雑・多様で、かつ複合的で場合によっては重複していることから、さまざまな個別課題を取り除く支援を1人ひとりきめ細かに行っていくことが必要です。

こうしたことから、前期計画では、第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」において、こどもの貧困対策の推進、児童家庭支援・児童虐待対策の推進、困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進の3つの社会的課題を取組の柱として位置づけ、取組を推進してきました。

(1)-1 こどもの貧困対策

本市では平成29(2017)年11月に「こどもの貧困対策の基本的な考え方」をまとめ、すべてのこども・若者が次代を担う市民として成長・自立していくためには、経済的な問題のみならず、個々の多様な課題を一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が重要であるとして、幅広い分野にまたがるこどもの貧困対策について、平成30(2018)年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に位置づけ、必要な取組を総合的に進めてきました。

その後、国においては令和元(2019)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されるとともに、同年11月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、子育てや貧困を家庭だけの責任とせず、地域や社会全体で課題を共有し、こどもを第一に考えた包括的かつ早期の支援が必要であることや、特に妊娠・出産期から社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築が求められており、困窮する家庭の背景が多様であること、支援が届いていない、又は届きにくいこどもや家庭に配慮して対策を推進する必要があることなどが大綱に盛り込まれました。

こうした状況を踏まえ、令和4(2022)年3月に策定した前期計画においても基本的考え方及び取組の方向性を継承し、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたるこどもの貧困対策に資する取組を総合的に推進してきました。

(1)-2 児童家庭支援・児童虐待対策

重点1 重点2 重点3

本市では、児童虐待の相談・通告件数の増加と痛ましい事例の発生を踏まえて、こどもを虐待から守る取組の推進と、こどもの安全とすこやかな成長が守られる社会の形成を目的として、平成24(2012)年10月に「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定しました。

また、児童家庭支援・児童虐待対策を強化し、「虐待のないまちづくり」を推進するため、平成25(2013)年3月に「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」を、平成26(2014)年2月には「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画」を策定し、平成30(2018)年3月に策定した「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」においては、「こどもの貧困」、「困難な課題を持つ子ども・若者」とともに、こども・若者のすこやかな成長と社会的自立の阻害要因となる3つの社会的な課題として位置づけ、課題に応じた対応策について、総合的に取組を推進してきました。

その後、平成28(2016)年および令和元(2019)年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等の改正により、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の強化、児童の権利擁護、児童相談所の体制整備、関係機関の連携強化等が示されました。

こうした状況を踏まえ、令和4(2022)年3月に策定した前期計画においては、これまで推進してきた児童相談所の体制強化をさらに進めるとともに、「虐待につながる恐れのあるケース」について、重篤化を未然に防止していくためにも、地域生活に身近な子育て支援の充実・強化、区役所における専門的な支援体制の構築・強化など、未然防止の取組を併せて推進し、児童家庭支援(予防)と児童虐待対策(介入)を両輪で推進してきました。

川崎市子どもを虐待から守る条例(平成25年4月施行)



(1)-3 困難な課題を抱えるこども・若者への支援の推進

重点 1 重点 2 重点 3

「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」として、平成28(2016)年3月に策定した「川崎市子ども・若者ビジョン」では、平成27(2015)年2月20日、多摩川河川敷で発生した中学生死亡事件を受け、事件の再発防止・未然防止に向けて、特に児童虐待・不登校・いじめ・非行対策に重点を置いた「重点アクションプラン」を位置づけ、取組を進めてきました。

こども・若者がさまざまな生きづらさを抱え、居場所を失い、社会的な絆を断ち切れ、悩み、傷つき、生命が危険な状態に追い込まれる状況においては、こども・若者の声なき声に耳を傾け、僅かなシグナルに気づき、SOS をしっかりと受け止めることが大切であることから、平成30(2018)年3月策定の「子ども・若者の未来応援プラン」において、引き続き「重点アクションプラン」の取組を継承し、地域の見守り体制を強化し、児童虐待や非行・いじめ防止の啓発に取り組むとともに、複雑・困難な課題を抱えるこども・若者とその家庭に対しては、専門的な児童支援の充実と、要保護児童対策地域協議会等のネットワークを活用した関係機関の連携強化により、適切な支援体制の構築を進めてきました。

その後、令和3(2021)年4月に策定された「子供・若者育成支援推進大綱」では、すべてのこども・若者が居場所を得て成長・活躍できる社会の実現をめざし、意見表明や社会参画の促進しつつ、社会総掛かりで健全育成に取り組んでいくことが掲げられました。

こうした状況を踏まえ、令和4(2022)年3月に策定した前期計画においては、基本的考え方は継承しつつ、これまで重点的に取り組んできた児童虐待・不登校・いじめ・非行の問題に加え、ひきこもりや発達に課題のあるこども・若者、ヤングケアラーなど、新たに表出した困難な課題等に、より注力するため、取組の方向性及び紐付ける推進項目については見直し、次の考え方にに基づき、困難な課題を抱えるこども・若者への支援を総合的に取り組んできました。

(1)-4 これまでの経過を踏まえた今後の取組の考え方

これまで「こどもの貧困」「児童虐待」「困難な課題を抱える子ども・若者」といった個別課題への対応を進めてきましたが、児童虐待やヤングケアラー、いじめ、不登校、ひきこもりといった「事象」は、依然としてこども・若者を取り巻く深刻な課題として存在しており、これらは経済的困窮、保護者の疾病や障害、保護者自身の複雑な成育歴など、生活の基盤に関わる困難な「状態」が長期的・複合的に積み重なった結果として現れることが考えられます。これらの状態が放置されてしまうことでこどもや保護者が孤立し、結果としてこどもの成長を阻害する「事象」が顕在化するおそれがあります。

こうした困難な状況にあるこどもや家庭は、経済的な問題だけでなく、生活全体にわたる多様な課題を抱えており、支援が必要であるにもかかわらず、支援の網から漏れてしまうことも少なくありません。また、こうした環境におかれたこどもは、自分らしく成長し、社会の中で自立していくための土台となる安心できる大人との愛着関係の構築、他者との信頼関係の形成や日々の生活習慣の獲得など、年齢相応に身に付けることが難しいことも考えられます。

そのため、地域の中でこどもや家庭の変化に気づき、課題を抱えるこどもや家庭をできる限り早期に把握し、それぞれの状態に応じた支援へと繋げていくためのしくみづくりを進めることが重要であり、教育・福祉等の関係機関がそれぞれの強みを活かしながら連携し、適切に情報共有を図りながら、こどもや家庭の状況を丁寧に確認し、個別のニーズに応じて多面的な支援を組み合わせる継続的に見守り支えることが必要です。

こうした考えのもと、重点的取組1及び2に加え、重点的取組3として、課題を抱えるこどもや家庭ができる限り早期に適切な支援につながり、必要な支援を受けることができるよう、教育・福祉等の関係機関の連携を一層促進し、年齢や分野によって途切れることのない、切れ目のない相談支援体制の強化を進めていきます。

(1)-5 課題を抱えるこども・家庭を取り巻く状況等

重点 1 重点 2 重点 3

近年、こどもの出生数が減少する一方で、支援を必要とする妊産婦や児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあり、地域とのつながりが希薄な中で出産・子育てに孤立感や負担感を抱えている保護者が多い状況にあります。

妊娠期から出産・子育て期にかけては、地域の関係機関が連携しながら家庭に寄り添い、切れ目なく支援を行う中で、各家庭の状況を把握し、必要な場合には、適切な支援に繋げていくことが重要です。

学齢期については、学校や地域へこどもの生活の活動の場が広がり、基礎学力とともに、自己肯定感を育み、社会的自立に向けた基礎能力等を身に付ける大切な時期となっていますが、中には、本来、家庭等で身に付ける愛着関係や基本的信頼感、基本的な生活習慣などが身についていないこどももあり、そうした課題が年齢を重ねて表出し、家庭関係不調和や集団生活の中での生きづらさを感じてしまうこともあります。家庭環境や人間関係、学習への不安などから学校に行きづらくなるこどもの増加や、ヤングケアラーや児童虐待など、家族が抱える課題が原因となり、こどものすこやかな成長が阻害される状況も生じています。

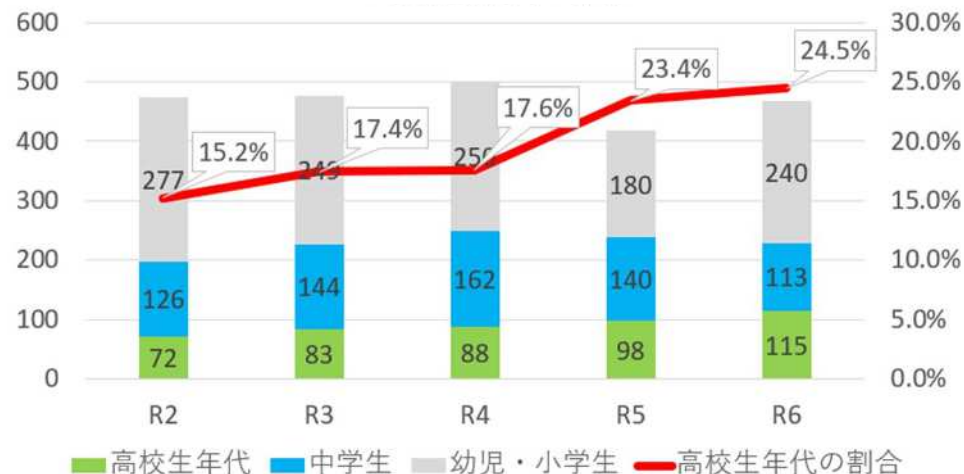
このような課題を抱えるこども・家庭においては、保護者の病気や障害、育児への不安、経済的な困難など複合的な要因が重なっている状況も考えられ、課題の深刻化を防ぐためには、地域の関係機関の大人が日常的なかかわりの中でこどもが発信するSOSに気づき、福祉的な支援が必要なこどもをできるだけ早期に把握し、適切な支援につなげるとともに、関係機関の連携や多職種協働によるチームアプローチを通じて家庭の状況を丁寧に確認し、適切な支援につなげる支援体制の強化や、活用できる福祉サービスの充実が求められています。

また、こどもの人口が減少する中、児童相談所による一時保護の対象となるこどもの状況は変化しており、近年は一時保護される年齢は小学生以上が多く、約半数が中高生となっています。特に高校生年代のこどもは、一時保護開始から自立が求められるまでの期間が限られていることから、家庭に戻ることが難しい場合には、進学や就職を見据えた準備を含め、一人ひとりの状況に応じ、安定した生活基盤を築くための支援を早期かつ継続的に行うことが必要です。里親家庭や児童養護施設、自立援助ホームなど社会的養護の受け皿の充実とともに、関係機関が連携した里親への支援体制の強化や施設等の専門性向上、自立支援策の充実を図ることが必要です。

■市内児童数に対する通告件数の推移



■児童相談所による一時保護件数の推移



(2) 重点的取組の内容

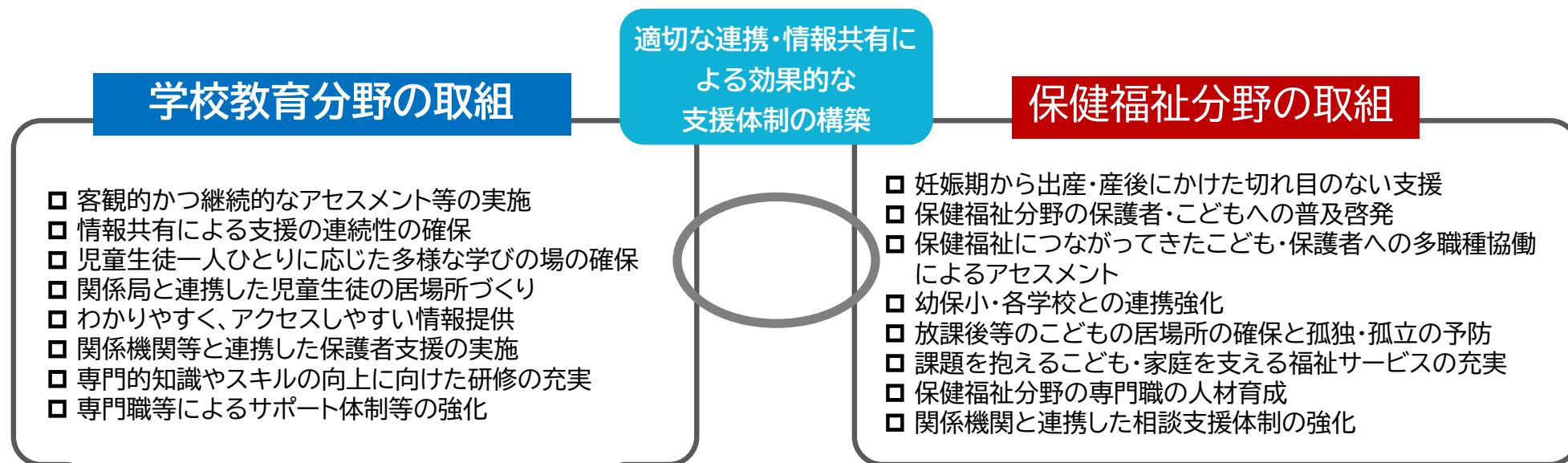
重点 1 重点 2 重点 3

推進項目1 課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり

支援が必要なこどもや家庭の早期発見と対応に向けて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所などの専門機関が連携し、こどもの安全確保と健全な育成を支える体制づくりを進めます。児童福祉法に基づく「こども家庭センター」機能を地域みまもり支援センターに位置づけ、母子保健と児童福祉を一体的に推進することや、関係機関との連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を推進します。

また、学齢期になるとこどもの活動範囲が広がり、一人ひとりのこどもへの福祉的関わりの場面が少なくなることから、こども自らが困ったときや相談したいときにSOSを発信しやすい環境づくりを進めるとともに、こどもが多く時間を過ごす学校をはじめとする関係機関や地域の大人がこどもを見守り、日常的な関わりの中でこどもが発信するSOSに気づき、必要な支援に繋ぐことができる環境づくりを進めます。

具体的には、教育・福祉・保健・医療等を担う関係機関が連携し、双方の専門性を活かした的確なアセスメントに基づく計画的な支援の推進や、課題を抱えるこども・家庭に関する情報共有のしくみの構築など、特に学齢期のこども・家庭への相談支援体制を強化し、支援が必要なこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくりを進めます。



第5章 計画期間における重点的取組

推進項目1 課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり(1/4)

重点1 重点2 重点3

取組	取組内容
幼保小連携の推進	幼稚園、保育所、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえたこどもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換やこども・教職員の交流等を実施するとともに、支援の連続性の確保等を含め、幼保小連携に向けた関係団体、関係局等との連携強化を進めます。 〔事務事業〕 P80 保育・幼児教育の質の維持・向上事業
習熟の程度に応じた取組の推進	各学校においては、すべてのこどもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、こどもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。 〔事務事業〕 P102 きめ細かな指導推進事業
定時制生徒の自立支援の推進	さまざまな課題をもつ定時制生徒に対し、相談・個別サポートに加え、進路や将来について相談アドバイスができるキャリアサポートや生徒同士の学び合い等、学びの場を提供する学習サポートの充実を図り、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。 〔事務事業〕 P103 高校改革推進事業
児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化	「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。 〔事務事業〕 P104 豊かな心を育む体験活動推進事業
教育活動に対する支援体制の充実	教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。 〔事務事業〕 P104 豊かな心を育む体験活動推進事業

推進項目1 課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり(2/4)

重点1 重点2 重点3

取組	取組内容
安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進	児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。 〔事務事業〕 P105 健康給食推進事業
健康教育によるすこやかな学校生活の促進	すこやかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。 〔事務事業〕 P106 健康教育推進事業
関係機関が連携した児童生徒への支援体制等の整備	学校等で使用するアセスメントシートや個別の教育支援計画の共通化・電子化、医療や福祉等の関係局、関係機関と連携した児童生徒のアセスメント及び支援に向けた検討、支援の連続性の確保に向けた情報共有のルールの明確化の検討など、関係機関が連携した支援体制等の整備に向けた取組を進めます。 〔事務事業〕 P106 特別支援教育推進事業
保護者の安心につながる支援等の充実	保護者向けパンフレットやSNSを活用した特別支援教育・不登校対策に係る情報発信や、医療や福祉等の関係局の支援に関する情報も含めたポータルサイトの整備に向けた検討、不登校対策に係る民間団体と連携した保護者支援事業の実施など、保護者の安心につながる支援等の充実に向けた取組を進めます。 〔事務事業〕 P106 特別支援教育推進事業・P107 不登校対策推進事業
いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発	豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、SOSの出し方・受け止め方教育の推進や共に学び、協力し合う力の育成等により、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。 〔事務事業〕 P107 共生・共育推進事業

推進項目1 課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり(3/4)

重点1 重点2 重点3

取組	取組内容
不登校対策の推進	「川崎市不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、「(仮称)校内教育支援センター」など校内での支援を充実させるとともに、ゆうゆう広場やICTを活用した学習支援等の多様な学びの場の確保を図るなど、不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立に向けて、本市の不登校児童生徒への支援を総合的に推進します。 〔事務事業〕 P107 不登校対策推進事業
課題を抱える学齢期のこどもへの支援推進	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、支援教育コーディネーターを配置し、いじめ・不登校等の課題を抱えるこどもへの相談対応を充実させるとともに、長期欠席傾向のある児童生徒の情報共有と関係機関との連携により、福祉制度や生活支援への早期連携を推進します。 〔事務事業〕 P108 児童生徒支援・相談事業
教職員やスクールカウンセラー等の人材育成の推進	教職員の役割や経験に応じた対応力の向上等、研修の見直しを進めるとともに、医療や福祉等の関係局と連携したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職の人材育成の取組など、専門的知識やスキルの向上に向けた取組を進めます。 〔事務事業〕 P108 児童生徒支援・相談事業
教育分野におけるSOSが発信しやすい環境づくりと相談・支援の実施	いじめや不登校、こどもの発達などの相談窓口や、ネットトラブルにあっているこどもたちや保護者からの電話やメールでの相談窓口を設置し、多様な相談機能により、こども・若者のSOSに気づき、SOSが発信しやすい取組や、総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。 また、総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。 〔事務事業〕 P108 児童生徒支援・相談事業

推進項目1 課題を抱えるこどもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり(4/4)

重点1 重点2 重点3

取組	取組内容
妊娠期から出産・産後にかけた切れ目のない支援の推進	令和7(2025)年度から受診券方式を導入した妊婦健康診査を通じた医療機関や助産所との連携や、母子健康手帳の交付時や出産前後の面談、両親学級、産後ケア事業などを通じて、正しい情報の発信とともに、育児不安の解消や産後うつ等の疾病の予防や早期発見のため、疾病の予防や早期発見、生活習慣の改善、相談支援などを行い、妊娠期から産後にかけた切れ目のない支援を推進します。 〔事務事業〕 P117 母子保健指導・相談事業
すべての乳幼児家庭との関わりによる早期発見・対応と関係機関と連携した支援推進	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問、新生児訪問等)や乳幼児健康診査を通じ、養育支援が必要な家庭の早期発見・対応を図るとともに、委託医療機関との連携を強化し、健診結果に基づくフォローアップや、発達相談支援事業を通じた継続的支援を実施します。 〔事務事業〕 P117 母子保健指導・相談事業
児童福祉分野におけるSOSが発信しやすい環境づくりとSOSに気づく体制の構築	児童虐待防止センター、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)、SNS相談等の実施により、虐待の通告や子育て不安への相談に迅速かつ的確に対応するとともに、児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関と連携してSOSに気づく体制を強化します。 また、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンやアニメーション動画等を活用した啓発活動を展開し、社会福祉協議会等と連携した普及啓発を促進することで、社会全体で児童虐待・非行・いじめに取り組む意識の醸成を図り、安心して子育てができる地域づくりを推進します。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業
児童虐待の早期発見・未然防止に向けた関係機関との連携体制の整備	児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会や川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)をはじめとする児童虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、区役所地域みまもり支援センター・児童相談所・保育所・学校・警察・医療機関・司法等の関係機関との連携を強化し、こども家庭相談支援体制の更なる充実を推進します。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業
区役所における相談支援体制の確保	各区地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけ、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を通じて定期的な状況確認や関係機関との情報共有を通じて支援の継続性を確保します。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業
自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組	多様な主体と連携しながら、メンタルヘルスや自殺予防に関する普及啓発、学校出前講座等によるこころの健康づくり、ゲートキーパーの養成等を行い、こども・若者の不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげていきます。 〔事務事業〕 P134 メンタルヘルス・自殺対策事業

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実

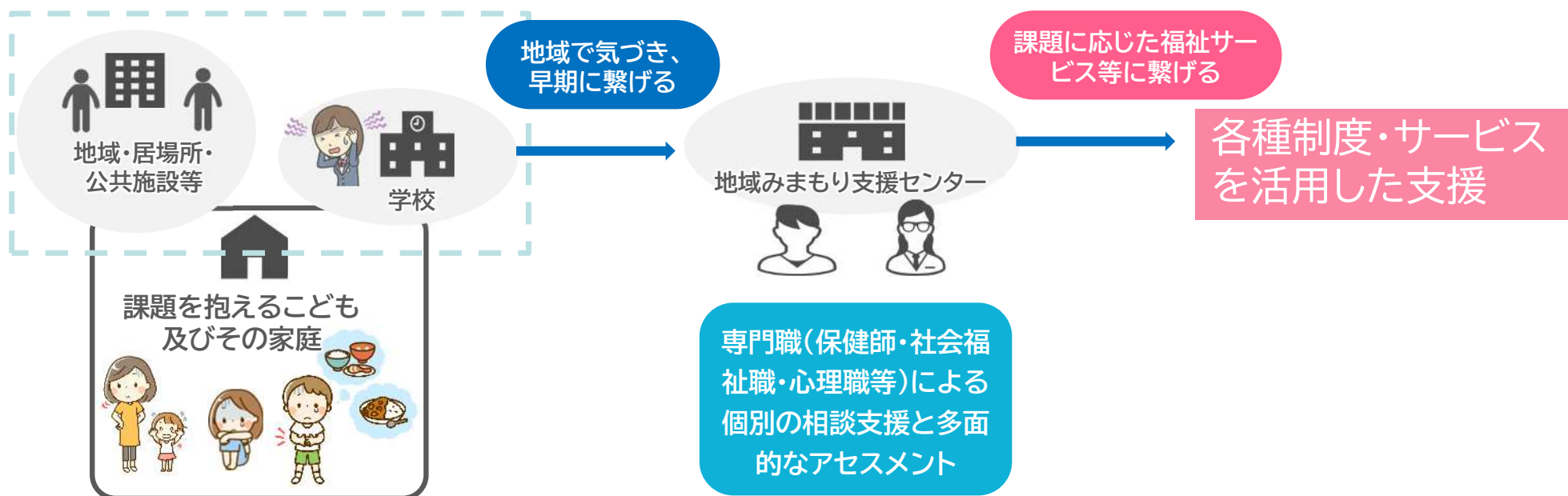
重点1 重点2 重点3

支援が必要な家庭は、複数の要因が絡み合った生活課題を抱えていることが多く、適切な支援を行うためには、保健師、社会福祉職、心理職などの多職種による専門的なアセスメントを通じて、一人ひとりの状況を丁寧に見極めることが重要です。その上で、教育・福祉・医療などの関係機関が連携し、個別のニーズに応じた福祉サービス等を組み合わせながら支援を行うことが求められます。

それらの家庭においては、経済的な問題のみならず、複雑な成育歴や疾病・障害・医療的ケアの必要性など、それぞれ抱えている課題がさまざまです。それらの課題に対応できるよう、利用可能な各分野の取組を充実し、支援に活用できる福祉サービス等の選択肢を広げることが重要です。家事支援や生活環境改善、心理的なケア、発達・障害児支援、医療的ケア、教育分野での支援など、こどもや家庭の状況に応じて各分野で専門的な支援を受けられる環境づくりを進めることで、家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行っていきます。

また、ひとり親家庭等における生活状況は、親の就労状況やこどもの成長などに応じて変化していくことから、ひとり親家庭等の複合的な生活課題への対応に向け、「経済的支援」を中心として、「子育て・生活支援」や「養育費確保支援」を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。また、離婚前の子育て世帯に対して、必要な情報提供や個別相談等の機会を提供し、離婚前後から親子の心身・生活の安定のための支援を実施します。

これらの専門的な支援を担う専門職の人材育成に向けて、児童福祉法に基づく法定研修や専門機能強化研修等(OFF-JT)、職場でのOJTの充実やジョブローテーションのしくみの構築等を通じて、これらの取組を継続的かつ体系的に推進することで、持続可能な支援体制を整備します。



推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(1/6)

取組	取組内容
医療的ケア児への保育受入体制の充実	公立保育所21園で対応している医療的ケアについて、これまでの「たんの吸引」、「経管栄養」及び「導尿」に加え、令和8(2026)年4月から、保育・子育て総合支援センター内に設置している保育所4園において、「血糖測定及びインスリンペン型注入器での注射」及び「酸素管理」への対応を試行実施するとともに、試行実施結果を踏まえ、順次実施園の拡大を検討します。 〔事務事業〕 P80 保育・幼児教育の質の維持・向上事業
市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援	母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けて、期限付き入居制度を推進します。 〔事務事業〕 P89 市営住宅等整備・管理活用事業
不登校等のこどもの居場所づくりの推進	「フリースペースえん」において、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、こどもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。 〔事務事業〕 P95 青少年教育施設の管理運営事業
児童家庭支援センターにおける相談支援の推進	児童家庭支援センターにおいて、児童相談所や区役所、関係機関等と連携を図りながら相談・支援及び心理療法等担当職員が身近な地域での相談支援を実施するとともに、地域の実情や子育て家庭の状況等に応じた事業等の取組を進めることにより、児童虐待の早期発見・早期対応・未然防止に取り組みます。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業
子育て短期支援事業を活用した支援の推進	保護者の疾病・冠婚葬祭その他の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行う「子育て短期支援事業」を行い、育児負担の軽減を図ることで、養育環境の安定化と児童虐待の未然防止につなげます。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業
子育て世帯訪問支援事業を活用した支援の推進	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員が居宅を訪問し、傾聴や家事・育児の実務的支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を実施し、家庭の不安や孤立感を軽減し、養育環境の安定化を図ることで、児童虐待の未然防止や早期対応につなげます。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(2/6)

取組	取組内容
児童育成支援拠点事業を活用した支援の推進	家庭や学校に居場所がなく、孤立や困難を抱える児童を対象に、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成支援、学習支援、進路相談、食事提供などを通じて、児童の健全な育成と家庭環境の改善を図る「児童育成支援拠点事業」を開始し、児童虐待の予防と早期対応につなげます。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業
親子関係形成支援事業を活用した支援の推進	育児に不安や悩みを抱える保護者を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じてこどもとの関わり方を学ぶ機会を提供する「親子関係形成支援事業」を開始し、親子間の信頼関係の構築と育児不安の軽減を図ることで、養育環境の安定化と虐待の未然防止につなげます。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業
こども家庭相談支援における専門職の育成	保健師・社会福祉職・心理職等の専門職に対しては、職場でのOJTや専門機能強化研修等のOFF-JTを活用した能力開発を通じてスキルアップを図るとともに、職員のスキルや経験に応じたジョブローテーションを推進し、これらの取組を継続的かつ体系的に推進することで計画的な人材育成を推進します。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業
多職種連携による総合的アセスメントの実施	福祉・保健・教育等の多職種が連携し、学識経験者等のスーパーバイザーの助言を活用しながら、多面的なアセスメント・評価を通じて、複雑化する支援ニーズに対応したチームアプローチを実践し、母子保健事業等を活用した早期把握と要保護児童対策地域協議会との連携による継続的かつ適切なケース進行管理を推進します。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業
児童相談所と区役所の連携強化	児童相談所と区役所地域みまもり支援センターの間で人事交流を進めながら、両機関の業務理解を深める研修を実施し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を推進します。 〔事務事業〕 P120 児童虐待等対策事業

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(3/6)

取組	取組内容
ひとり親家庭等の経済的支援の推進	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安定した生活基盤を確保するため、こどもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成します。また、学費や資格取得のための資金、転居に伴う費用等の貸付を実施します。 〔事務事業〕 P123 ひとり親家庭等支援事業
ひとり親家庭等の子育て・生活支援の推進	ひとり親の方等が安心して子育てと就業等を両立できるよう、日常生活支援事業により家庭生活支援員を派遣し、家事や育児の支援を行います。また、母子生活支援施設では、母子家庭の保護と自立促進に向けた生活支援を実施します。 小・中学生を対象に、学習支援と居場所の提供を行うことで、生活習慣の習得や高校進学に向けた意欲と学力の向上を図るとともに、中学3年生には模擬試験受験料の補助を行います。また、更なる進学に向けたチャレンジを後押しするため、新たに大学等の進学に向けた支援の充実を進めます。 〔事務事業〕 P123 ひとり親家庭等支援事業
ひとり親家庭等の養育費確保支援の推進	養育費の継続的な確保を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるため、公正証書等の作成費用や保証会社との契約に要する費用等を補助する「養育費確保支援事業」を実施します。また、離婚前後の家庭に必要な情報や相談を行う機会を提供します。 〔事務事業〕 P123 ひとり親家庭等支援事業
ひとり親家庭等の就業支援の推進	ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、個々の家庭の状況に応じた相談支援を行うとともに、必要に応じて自立支援プログラムを策定し、安定した就労につなげる支援を実施します。また、ニーズに沿った各種講座や、資格取得をめざす際に利用できる給付金事業を実施します。 〔事務事業〕 P123 ひとり親家庭等支援事業
女性相談支援の体制強化	経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。また、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議を設置し、関係機関と連携しながら、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行える相談支援体制づくりを進めます。 〔事務事業〕 P125 女性支援推進事業

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(4/6)

取組	取組内容
不登校等のこどもの居場所づくりの推進	「こどもサポート」について、不登校など、さまざまな課題や困難を抱えるこども・若者(不登校児等)及びその保護者に対して、各区地域みまもり支援センターや学校、専門相談支援機関と連携しながら、居場所の提供や学習支援等を行うことにより、不登校児等を孤立から守り、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、不登校児等の社会的な自立に向けて支援します。 また、不登校児等に対する居場所の提供については放課後等のこどもの居場所に関する今後の方向性と、学習支援については教育委員会事務局の不登校対策と整合性を図るとともに、同様の事業についても調整しながら見直しを図ります。 〔事務事業〕 P125 子ども・若者支援推進事業
ボランティア等を活用した不登校等のこども・若者への支援の充実	児童相談所・区役所等において支援を実施している不登校等のこども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。 〔事務事業〕 P125 子ども・若者支援推進事業
ヤングケアラー支援の推進	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行うことで、こどもの年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負っている状況にあるヤングケアラーを早期に発見し、抱える課題に応じた適切な支援に繋げていくため、こどもが迷うことなくSOSを発信できるよう、ヤングケアラーの概念や相談窓口を分かりやすく伝えとともに、こどもに関わる大人が気づき、適切な支援に繋ぐことができるよう、支援機関向け研修や普及啓発を進めます。また、ヤングケアラーを含め、困難な状況にあるこどもや家庭への支援策の充実を進めます。 〔事務事業〕 P125 子ども・若者支援推進事業
障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実	発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者およびその家族からの相談に応じ、関係機関と連携しながら情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を通じて支援体制の充実を図ります。また、地域療育センター及び子ども発達・相談センター(きつずサポート)において、障害児や発達に課題を抱える児童への個別相談や療育支援、地域の関係機関等に対する支援を推進します。 〔事務事業〕 P130 障害児等総合相談・生活支援事業
ひきこもりへの支援の推進	ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら、適切な支援機関へつなげる支援を実施します。さらに、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを構築します。 〔事務事業〕 P130 障害者等総合相談・支援事業

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(5/6)

取組	取組内容
精神的健康の保持・増進	精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。 〔事務事業〕 P130 障害者等総合相談・支援事業
医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実	医療的ケア児(者)とその家族を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を通じて、相談支援体制の充実を図ります。また、「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を開催し、医療的ケア児の現状や課題を共有しながら、今後の支援の方向性やネットワークの強化に向けた協議を進めます。 〔事務事業〕 P130 障害児等総合相談・生活支援事業
児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス等の適切な提供に係る取組	医療的ケア児を含む重症心身障害児の受入れなど、支援ニーズの増加・多様化を踏まえた障害児通所支援サービス事業所等の整備を進めるとともに、運営支援や指導の取組を通じ、支援の質の向上を図ります。 〔事務事業〕 P131 障害福祉の基盤確保・運営支援等事業
障害者の就労支援等に係る取組	法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労及び就労定着に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を実施します。 〔事務事業〕 P135 障害者社会参加・就労支援事業
生活保護による支援の実施	生活保護受給世帯のこどもが、高等学校等に進学する際の入学料等のための高等学校等就学費を支給するとともに、高等学校等卒業後の大学等進学や就職時の新生活立ち上げ費用として進学・就職準備給付金を支給する等、自立に向けた支援を実施します。 〔事務事業〕 P135 生活保護事業
生活保護受給世帯等におけるひきこもり等の若者の居場所づくり等の推進	生活保護受給世帯等の15歳から39歳の社会的ひきこもり状態にある若者等を対象に、居場所支援、就労支援等を実施します。 〔事務事業〕 P136 生活保護自立支援対策事業

推進項目2 課題を抱えるこども・家庭への支援策の充実(6/6)

取組	取組内容
生活保護受給世帯の自立支援の推進	就労可能な生活保護受給者等に対し、「各種就労支援事業」等を実施するとともに、生活保護受給世帯等の小・中学生に対し、高校への進学などを支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。 〔事務事業〕 P136 生活保護自立支援対策事業
だいJOBセンターにおける生活困窮者への支援の推進	失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」を運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立に向けた支援を実施します。 〔事務事業〕 P136 生活困窮者等自立支援対策事業
課題を抱える若者の就業・職業的自立支援の推進	若者等多様な人材の就業支援として、キャリアサポートかわさきによる丁寧な相談対応等を実施するとともに、合同企業説明会等のマッチングイベントを通じて若者等多様な人材(求職者)と市内企業とのマッチング機会を創出します。また、若年無業者等への職業的自立支援として、コネクションズかわさきにおいてキャリアカウンセリングや職場体験等を実施します。 〔事務事業〕 P137 雇用労働対策・就業支援事業

推進項目3 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

重点 1 重点 2 重点 3

さまざまな事情により家庭で生活することができないこどもは、児童福祉法に基づき、可能な限り家庭に近い環境で社会的に養育することが必要です。そのためには、要保護児童の養育を担う里親や乳児院、児童養護施設などの受け皿を確保するとともに、こども一人ひとりの個性や発達段階を踏まえた個別的な支援を行うことが重要です。

社会的養護を受けるこどもは、年齢・成長段階に応じて本来身につけていく愛着関係や他者への信頼感、基本的生活習慣などが十分に習得できていない場合もあることから、こどもの状況を丁寧に把握し、進学や就職といった将来を見据えながら、計画的かつ継続的に支援を行っていく必要があります。こうした支援を通じて、こどもが安心して生活・学習できる環境を整え、将来の自立に向けた基盤を築いていくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、要保護児童の養育を担う里親登録者の確保と、支援体制の充実を図るとともに、より専門的かつ個別的な支援を担う児童養護施設や児童心理治療施設においては、専門性の向上を図りながら、高機能化および地域分散化を推進します。

また、学齢期以降に一時保護される児童が増加している現状を踏まえ、高校生年代等の自立に向けた個別支援を担う自立援助ホームの受入体制の充実を図るとともに、一時保護施設における個別的な生活支援や学習支援など、こどものニーズの変化に対応できるよう、支援体制の強化に取り組みます。

児童養護施設の高機能化・地域分散化

- できる限り家庭に近い環境の確保
- こどもの個性や発達に応じた生活・学習支援
- 支援を担う施設職員の確保・人材育成
- 複数の専門職による一人ひとりの状況に応じた支援の推進
- 地域や学校と連携し、こどもが地域の中で安心して生活できる環境整備

関係機関が連携した里親制度の推進

- 里親支援センターの設置(令和11(2029)年度)
- 制度の普及啓発、リクルート、研修、マッチング、児童委託後の支援まで切れ目なく推進
- できる限り乳幼児期から長期的に 家庭環境で養育できるよう、チーム里親として家庭を見守り
- 養育里親・養子縁組里親の両方登録を促進し、児童の状況や個性に合った里親家庭へ委託できるよう受け皿を充実

推進項目3 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

重点 1 重点 2 重点 3

取組	取組内容
社会的養育の推進	社会的養護を必要とするこどもが家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設等においてはユニット制や地域小規模施設の活用を通じて家庭的な環境での養育を推進します。関係法令に基づく助言・指導、権利擁護の啓発、運営経費の支援等により処遇の向上を図り、すべての児童が安心して生活できる環境の整備を進めます。 〔事務事業〕 P122 社会的養育推進事業
里親制度の推進	里親支援事業の中核機関として「里親支援センター」を設置し、里親制度の普及啓発や里親のリクルート、研修、マッチング、里親への相談支援、委託児童の自立支援などを包括的に実施することで、養育里親・専門里親・養子縁組里親の登録促進するとともに、里親委託の推進と里親とこどもへの支援充実を図ります。 〔事務事業〕 P122 社会的養育推進事業
社会的養護を必要とするこどもの学習・進学支援の推進	社会的養護を必要とするこどもへ川崎市子ども・若者応援基金を活用した学習支援や社会的養護奨学給付金による進学支援を進めることで、こども一人ひとりが個性や希望に応じて進路を選択できる環境を整えます。 〔事務事業〕 P122 社会的養育推進事業
一時保護及び社会的養護を受けるこどもの自立支援の推進	一時保護施設に入所する児童に対し、年齢や発達段階に応じた個別的ケア、生活支援、学習支援を一体的に提供し、一時保護解除後の円滑な自立に向けた支援を推進します。児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の増設を進め、一時保護解除後の円滑な自立に向けた生活支援を推進します。また、増加する中高生の一時保護児童に対しても、年齢や発達段階に応じた個別的ケア、生活支援、学習支援を一体的に提供し、一時保護解除後の円滑な自立に向けた支援を推進します。 〔事務事業〕 P122 社会的養育推進事業

トピック 子ども・若者応援基金を活用した機会格差是正の取組

- ◆ 本市独自の「子ども・若者応援基金」を活用し、機会格差是正の取組として、里親家庭や児童養護施設等に措置されているこどもの個性に応じた学習支援や、大学等に進学する場合の給付型奨学金を支給することにより、こども達が経済的理由により進学をあきらめることなく希望に応じた進路を選択し、挑戦できる環境を整えています。今後も、こうした取組を広く皆様にお伝えし、基金の趣旨に御賛同いただけるよう取り組んでいきます。



機会格差をなくす取組

① 社会的養護奨学給付金

令和6年度実績 決算額：17,820,000円 事業対象者：31人

里親家庭や児童養護施設等の退所者等を対象に、大学等進学時の奨学金や資格取得に要する経費に対し、給付金を支給しました。

大学等進学奨学金	大学等の学資に充てるための給付金 (国公立大学等：月額3万円、私立大学等：月額5万円)
資格取得給付金	一般教育訓練講座の受講経費に対する給付金 (対象講座の修了に必要な入学金、受講料、教材費)

② 学習支援費

令和6年度実績 決算額：19,807,048円 事業対象者：64人

里親家庭や児童養護施設等の児童に対して、児童の個性に応じた学習支援を行うための費用を支給しました。

地域人材・NPO 法人等を活用	団体実施の学習支援を利用する場合や施設等に招いて学習支援を行う場合の経費
教材等を活用	里親や施設で、市販の教材等を活用して学習支援を行う場合の経費
塾及び家庭教師	塾や家庭教師を利用する場合の経費

利用者の方から届いた声

この度は川崎市社会的養護奨学給付金を頂き、誠にありがとうございます。ご支援は、私にとって学業や生活面で大きな支えとなっております。川崎市からの給付金により、経済的な不安が軽減され、看護の学びに専念できる環境が整いました。将来の看護師としての姿を具体的にイメージする機会が増えました。今後も、看護の知識や技術の習得に励み、地域社会に貢献できる看護師を目指して努力してまいります。

中学1年生から塾へ行きはじめ、分からない所を自分が分かるようになるまでゆっくり解説してくれるので、塾に通うことができるようになって良かったです。すごく助かっています。ありがとうございます。

川崎市社会的養護奨学給付金があることで受験の時期のアルバイトも負担なく入れることができたので受験に集中することができました。そのおかげもあり無事に志望する大学、学部に入学することができました。入学してから大学とアルバイトのバランスをうまく組み立てて生活することができています。ありがとうございます。卒業まで頑張ります。

第6章 各種計画の量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第2節 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

第3節 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

1 「子ども・子育て支援新制度」の概要

平成27(2015)年に開始された子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法などの子ども・子育て関連3法に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進する制度です。

令和元(2019)年5月には子ども・子育て支援法の一部改正が行われ、同年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることとなりました。

また、令和2(2020)年4月には子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正が行われ、市町村計画の作成に関する事項として、「新・放課後子ども総合プラン」(平成30(2018)年9月)の策定に伴う対応や、児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う対応などが盛り込まれました。

さらに、令和4(2022)年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が盛り込まれました。

これらに加えて、令和6(2024)年6月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」においては、こども未来戦略(令和5(2023)年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に加え、国において子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することが盛り込まれました。

本市においては、こうした動向を踏まえながら、「川崎市こども・若者の未来応援プラン」に基づき、こども・若者や子育て家庭への支援を総合的に進めています。

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て支援給付」のほか、地域子ども・子育て支援事業を行うこととなっています。この給付制度については、保育所等を給付対象とする「子どものための教育・保育給付」や特定子ども・子育て支援施設等を対象とする「子育てのための施設等利用給付」等があります。

本市においては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、すべてのこどもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭やこどもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

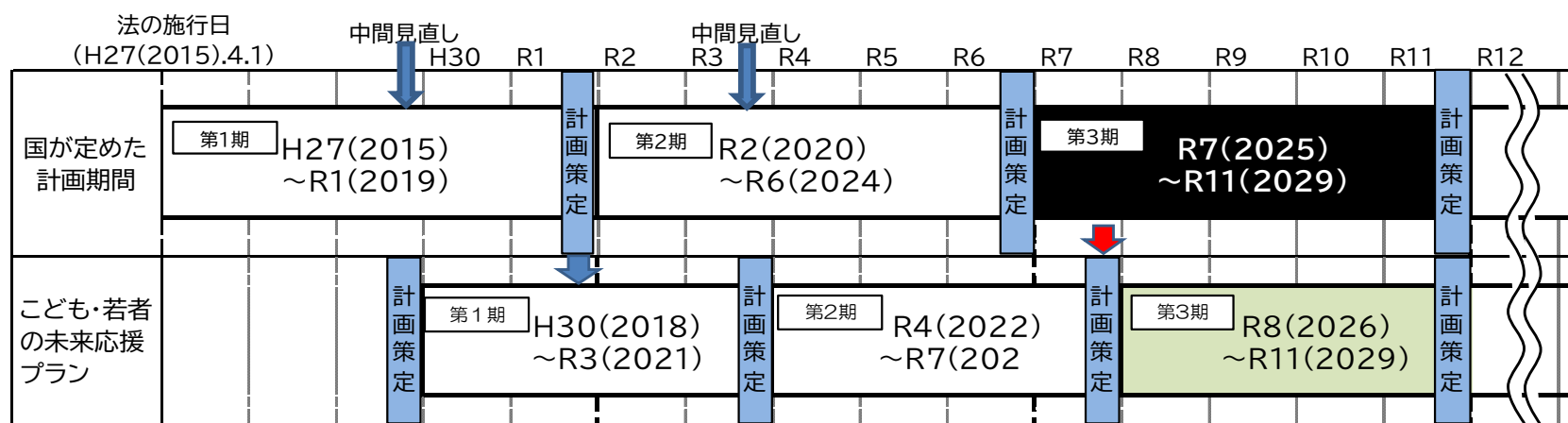
3 「量の見込みと確保方策」について

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、「教育・保育施設、地域型保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」について、5年を一期とする「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期)を定めるものとなっています。

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」では、第6章において第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの量の見込みと確保方策を定めました。

令和7年3月に、国が定めた計画期間を踏まえて、令和7(2025)年度の量の見込みと確保方策の見直しを行うとともに、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度の量の見込みと確保方策の定めた「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン第6章改定版」を策定しましたが、本計画の策定にあたり、乳児等通園支援等の項目の追加や一部事業について見直しを行っています。

【「量の見込みと確保方策」について本市計画期間と国が定めた計画期間との関係】



4 就学前児童の将来人口推計について

(1)就学前児童の将来人口推計について(1/2)

本市においては、人口は増加しているものの、就学前児童数は平成28(2016)年度をピークに減少傾向が続いています。

本計画では、令和7(2025)年3月に策定した「第2期川崎市子ども・若者未来応援プラン第6章改定版」で算定した就学前児童の将来人口推計を使用します。推計にあたっては、コーホート変化率法※により各歳児の年度当初(4月1日)時点での就学前推計児童数を算出しています。なお、0歳児推計人口については、人口動態調査※に基づく出生率、15歳から49歳までの女性の推計人口により算出した推計出生数等により算出しました。

<各認定区分に該当する年齢別の推計児童数>

(単位:人)

	3～5歳 (1号または2号 認定に該当)	0歳 (3号認定 に該当)	1歳 (3号認定 に該当)	2歳 (3号認定 に該当)	合 計
R6年度(実績)	34,584	10,856	10,843	11,307	67,590
R7年度	33,307	10,373	10,672	10,476	64,828
R8年度	31,614	10,079	10,192	10,319	62,204
R9年度	30,638	9,829	9,898	9,853	60,218
R10年度	29,245	9,622	9,650	9,566	58,083
R11年度	28,382	9,432	9,445	9,324	56,583
R12年度	27,427	9,260	9,254	9,123	55,064

※「コーホート」とは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。例えば、令和5(2023)年4月2日～6(2024)年4月1日生まれのコーホートは、令和8(2026)年4月1日時点で満2歳、令和12(2030)年4月1日時点で満6歳となり、令和12(2030)年度の小学1年生となる人々の集団である。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。(厚生労働省「地域行動計画策定の手引き」より)

※厚生労働省による出生・死亡・婚姻・離婚及び死産の人口動態事象を把握するための、統計法に基づく基幹統計『人口動態統計』の作成を目的とする統計調査

4 就学前児童の将来人口推計について

(1)就学前児童の将来人口推計について(2/2)

<参考 就学前児童数実績(年齢別・区別)>
年齢別実績

(単位:人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
0歳児	12,925	11,932	11,760	11,123	10,856
1歳児	13,149	12,727	11,689	11,638	10,843
2歳児	13,270	12,721	12,270	11,260	11,307
3歳児	13,404	12,889	12,292	11,873	11,017
4歳児	13,533	13,141	12,647	12,063	11,674
5歳児	13,310	13,336	12,953	12,484	11,893
合計	79,591	76,746	73,611	70,441	67,590

区別実績

(単位:人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
川崎区	10,444	9,764	9,149	8,793	8,324
幸区	10,027	9,875	9,625	9,286	9,039
中原区	15,441	14,953	14,170	13,457	12,638
高津区	12,360	11,786	11,312	10,680	10,148
宮前区	12,697	12,193	11,669	11,101	10,751
多摩区	10,022	9,898	9,705	9,587	9,439
麻生区	8,600	8,277	7,981	7,537	7,251
合計	79,591	76,746	73,611	70,441	67,590

(2)就学前推計児童数を踏まえた量の見込みの設定について

各事業の量の見込みについては、就学前推計児童数を踏まえて、「川崎市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(令和6(2024)年3月)」を参考に「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方(改訂版)(令和6(2024)年3月11日こども家庭庁)」等に基づき算出した数値や、事業の利用状況等をもとに算出しています。

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(1/16)

(1)教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画においては、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の、量の見込みと確保方策を定めることとしています。

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設の整備状況などを総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとされています(子ども・子育て支援法に基づく基本指針)。この区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、事業ごとに設定することができます。

本市においては、区境に居住する場合や、通勤などの生活動線等によっては、他区の教育・保育施設等を利用する場合もありますが、原則として、行政区ごとに保育の必要性の有無や利用する施設等に応じた給付認定を行っていることから、教育・保育の量の見込みと確保方策の検討にあたっては、各行政区を教育・保育提供区域として設定します。

(2)教育・保育に関する施設及び地域型保育事業

《施設及び事業の連携等に関する推進方策》

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は、こども・子育て支援において地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者と連携し、必要に応じて保育の提供等に関する支援をすることが必要です。

また、原則として0歳～2歳児の保育を必要とするこどもが利用する地域型保育事業について、3歳児以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者との連携が必要です。

本市においては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援や質の高い教育・保育の提供、地域の子育て支援を推進するため、教育・保育施設と地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者相互の連携が円滑に進められるよう取り組みます。

また、幼稚園、保育所、小学校の職員が相互に理解を深め、発達の連続性を踏まえたこどもの育ちを支援することを目的として、関係者間の情報交換や、こども・教職員の交流等を実施し、認定こども園、幼稚園、保育所及び小学校における連携に取り組みます。

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(2/16)

(2)教育・保育に関する施設及び地域型保育事業

(2)-1 教育・保育に関する施設

① 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼保連携型	幼稚園と保育所との両方の機能をあわせ持つ単一の教育・保育施設です。
幼稚園型	幼稚園が保育所の機能を備えて運営する教育・保育施設です。
保育所型	保育所が幼稚園の機能を備えて運営する教育・保育施設です。
地方裁量型	幼稚園・保育所のいずれの認可もない地域の教育・保育施設です。

② 幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児のすこやかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした「学校」です。

③ 保育所

保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う「児童福祉施設」です。養護及び教育を一体的に行い、地域の子育て支援の役割を担います。

(2)-2 地域型保育事業

家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業	0～2歳児の少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
小規模保育事業 (満3歳以上限定小規模保育事業)	満3歳以上児の少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。
事業所内保育事業	事業所内の保育施設等で従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育します。
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(3/16)

(3)子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付

(3)-1 子どものための教育・保育給付と認定区分について

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、市が給付費として施設等に支払います。保育所等とは、公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、地域型保育事業(小規模保育、満三歳以上限定小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)のことをいいます。

給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。保育の量は、本市の保育の必要性の認定基準を踏まえて見込みます。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育の必要量 に応じた区分	給付対象施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園(施設型給付) 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	3歳～5歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園(保育所部分) 満三歳以上限定小規模保育事業
3号認定	0歳～2歳	あり	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育事業

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(4/16)

(3)子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付

(3)-2 子育てのための施設等利用給付と認定区分について

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、特定子ども・子育て支援施設等の利用者は「子育てのための施設等利用給付」が受けられ、当該施設を利用した場合の経費については、市が給付費として施設等に支払います。特定子ども・子育て支援施設等とは、幼稚園(私学助成)、幼稚園や認定こども園で実施する預かり保育事業、川崎認定保育園、地域保育園、一時預かり事業(一時保育、年度限定)、病児保育事業等のうち、幼児教育・保育の無償化の対象施設として、市が確認を行った施設・事業のことをいいます。給付にあたっては、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

多様な保育・教育施設等が対象となる子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、円滑な給付の実施を進めます。また、特定子ども・子育て支援施設等としての確認や公示を行うとともに、指導監督を実施するなど、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

認定区分	年齢	保育の必要性	給付対象施設・事業
新1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園(私学助成)
新2号認定	3歳～5歳 ※1	あり	幼稚園・認定こども園の預かり保育 認可外保育施設等 ※4
新3号認定 ※3	0歳～2歳 ※2	あり	認可外保育施設等 ※4

※1 満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過したこども

※2 満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にあるこども

※3 非課税世帯のみ

※4 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、
病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

(3)-3 保育の必要性の認定基準について

保育の必要性の認定にあたっては、「標準時間」(主にフルタイムの就労を想定し、現行の11時間の開所時間に相当)及び「短時間」(主にパートタイムの就労を想定)の2区分を設けます。「短時間」の認定は、保護者の1か月の就労時間が市町村の定める下限時間以上120時間未満にあたる家庭を対象としており、市町村は月48時間から月64時間の間で下限時間を定めることとなっています。本市では、下限時間を「月64時間」として「量の見込み」を算出するものとします。

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(5/16)

(4)教育・保育の量の見込みと確保方策

(4)-1 教育・保育の量の見込みの考え方について

推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況(育児休業等により保育所の利用に至らなかった場合を含む)等から量を見込みます。

また、幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)を利用する児童のうち、幼稚園・認定こども園の預かり保育(新2号認定)を利用する児童の量の見込みについては、2号認定として集計します。

なお、教育・保育の量の見込みについては、令和11(2029)年度の認可保育所の新設等による受入枠の確保目標値を定めるため、令和12(2030)年4月についても定めます。

(4)-2 教育・保育の量の確保方策の考え方について

認定こども園、幼稚園、公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設(市が一定の施設基準に基づき運営支援等を行っている川崎認定保育園、年度限定型保育事業のほか企業主導型保育事業(地域枠)が対象)により、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

確保方策については、認定区分ごとの各施設の定員構成等により量の見込みを上回る場合があります。

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(6/16)

(4)教育・保育の量の見込みと確保方策

■全市域

(単位:人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	
令和7 (2025) (実績)	確保方策	教育保育施設	8,411	22,404	1,976	5,878	6,412	45,081
		内訳						
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	20,533	1,976	5,878	6,412	34,799
		幼稚園・認定こども園(1号)	4,438	976	-	-	-	5,414
		私学助成を受ける幼稚園	3,973	895	-	-	-	4,868
		地域型保育事業	-	2	108	433	447	990
		認可外保育施設等	-	719	50	315	324	1,408
令和8 (2026)	確保方策	量の見込み	7,184	23,139	2,329	7,368	7,314	47,334
		教育保育施設	7,184	23,654	2,393	5,873	6,408	45,512
		内訳						
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	21,895	2,393	5,873	6,408	36,569
		幼稚園・認定こども園(1号)	4,110	971	-	-	-	5,081
		私学助成を受ける幼稚園	3,074	788	-	-	-	3,862
		地域型保育事業	-	0	250	446	495	1,191
令和9 (2027)	確保方策	認可外保育施設等	-	246	48	1,049	523	1,866
		合計	7,184	23,900	2,691	7,368	7,426	48,569
		量の見込み	6,321	23,259	2,244	7,503	7,314	46,641
		教育保育施設	6,321	23,801	2,398	5,920	6,458	44,898
		内訳						
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	22,133	2,398	5,920	6,458	36,909
		幼稚園・認定こども園(1号)	3,859	1,002	-	-	-	4,861
令和10 (2028)	確保方策	私学助成を受ける幼稚園	2,462	666	-	-	-	3,128
		地域型保育事業	-	0	250	442	474	1,166
		認可外保育施設等	-	360	39	1,141	486	2,026
		合計	6,321	24,161	2,687	7,503	7,418	48,090

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	
令和10 (2028)	確保方策	量の見込み	5,361	23,116	2,169	7,588	7,432	45,666
		教育保育施設	5,361	23,976	2,408	5,982	6,520	44,247
		内訳						
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	22,402	2,408	5,982	6,520	37,312
		幼稚園・認定こども園(1号)	3,420	986	-	-	-	4,406
		私学助成を受ける幼稚園	1,941	588	-	-	-	2,529
		地域型保育事業	-	0	250	442	474	1,166
令和11 (2029)	確保方策	認可外保育施設等	-	296	25	1,164	503	1,988
		合計	5,361	24,272	2,683	7,588	7,497	47,401
		量の見込み	4,621	23,175	2,102	7,581	7,450	44,929
		教育保育施設	4,621	24,161	2,423	6,049	6,587	43,841
		内訳						
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	22,642	2,423	6,049	6,587	37,701
		幼稚園・認定こども園(1号)	3,179	1,066	-	-	-	4,245
令和12 (2030)	確保方策	私学助成を受ける幼稚園	1,442	453	-	-	-	1,895
		地域型保育事業	-	0	250	442	474	1,166
		認可外保育施設等	-	310	17	1,090	434	1,851
		合計	4,621	24,471	2,690	7,581	7,495	46,858
		量の見込み	3,942	23,189	2,042	7,526	7,413	44,112
		教育保育施設	3,942	24,301	2,428	6,090	6,614	43,375
		内訳						
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	22,846	2,428	6,090	6,614	37,978
令和13 (2031)	確保方策	幼稚園・認定こども園(1号)	2,811	1,065	-	-	-	3,876
		私学助成を受ける幼稚園	1,131	390	-	-	-	1,521
		地域型保育事業	-	0	250	442	474	1,166
		認可外保育施設等	-	256	13	994	388	1,651
		合計	3,942	24,557	2,691	7,526	7,476	46,192

(参考)各認定区分のニーズ割合(各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合)(単位:%)

	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0歳)	3号(1歳)	3号(2歳)	3号(合計)※
R8年4月	22.7	73.2	23.1	72.3	70.9	55.6
R9年4月	20.6	75.9	22.8	75.8	74.2	57.7
R10年4月	18.3	79.0	22.5	78.6	77.7	59.6
R11年4月	16.3	81.7	22.3	80.3	79.9	60.8
R12年4月	14.4	84.5	22.1	81.3	81.3	61.4

※3歳未満児の保育利用率

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(7/16)

(4)教育・保育の量の見込みと確保方策

■川崎区

(単位:人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳		
令和7 (2025) (実績)	確保方策	教育保育施設	1,052	2,624	214	640	711	1,565	5,241
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,421	214	640	711	1,565	3,986
		幼稚園・認定こども園(1号)	736	145	-	-	-	-	881
		私学助成を受ける幼稚園	316	58	-	-	-	-	374
		地域型保育事業	-	0	12	55	63	130	130
		認可外保育施設等	-	138	8	29	38	75	213
		合計	1,052	2,762	234	724	812	1,770	5,584
令和8 (2026)	確保方策	量の見込み	870	2,694	229	795	818	1,842	5,406
		教育保育施設	870	2,697	272	665	710	1,647	5,214
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,504	272	665	710	1,647	4,151
		幼稚園・認定こども園(1号)	642	144	-	-	-	-	786
		私学助成を受ける幼稚園	228	49	-	-	-	-	277
		地域型保育事業	-	0	42	68	74	184	184
		認可外保育施設等	-	0	0	62	34	96	96
		合計	870	2,697	314	795	818	1,927	5,494
令和9 (2027)	確保方策	量の見込み	785	2,644	210	786	822	1,818	5,247
		教育保育施設	785	2,734	272	665	710	1,647	5,166
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,564	272	665	710	1,647	4,211
		幼稚園・認定こども園(1号)	579	126	-	-	-	-	705
		私学助成を受ける幼稚園	206	44	-	-	-	-	250
		地域型保育事業	-	0	42	68	74	184	184
		認可外保育施設等	-	0	0	53	38	91	91
		合計	785	2,734	314	786	822	1,922	5,441

年度	4月1日の量の見込みと確保方策		1号	2号	3号			小計	合計
			3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳		
令和10 (2028)	確保方策	量の見込み	671	2,597	193	796	814	1,803	5,071
		教育保育施設	671	2,744	272	665	710	1,647	5,062
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,594	272	665	710	1,647	4,241
		幼稚園・認定こども園(1号)	494	111	-	-	-	-	605
		私学助成を受ける幼稚園	177	39	-	-	-	-	216
		地域型保育事業	-	0	42	68	74	184	184
		認可外保育施設等	-	0	0	63	30	93	93
		合計	671	2,744	314	796	814	1,924	5,339
令和11 (2029)	確保方策	量の見込み	586	2,579	178	808	824	1,810	4,975
		教育保育施設	586	2,730	272	665	710	1,647	4,963
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,594	272	665	710	1,647	4,241
		幼稚園・認定こども園(1号)	431	100	-	-	-	-	531
		私学助成を受ける幼稚園	155	36	-	-	-	-	191
		地域型保育事業	-	0	42	68	74	184	184
		認可外保育施設等	-	0	0	75	40	115	115
		合計	586	2,730	314	808	824	1,946	5,262
令和12 (2030)	確保方策	量の見込み	509	2,571	164	822	836	1,822	4,902
		教育保育施設	509	2,717	272	665	710	1,647	4,873
		内訳							
		保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,594	272	665	710	1,647	4,241
		幼稚園・認定こども園(1号)	374	90	-	-	-	-	464
		私学助成を受ける幼稚園	135	33	-	-	-	-	168
		地域型保育事業	-	0	42	68	74	184	184
		認可外保育施設等	-	0	0	89	52	141	141
		合計	509	2,717	314	822	836	1,972	5,198

(参考)各認定区分のニーズ割合(各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合)(単位:%)

	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0歳)	3号(1歳)	3号(2歳)	3号(合計)※
R8年4月	22.6	70.0	19.5	65.6	67.3	51.2
R9年4月	21.2	71.5	18.6	68.8	70.5	52.8
R10年4月	19.4	75.0	17.6	72.1	73.9	54.6
R11年4月	17.7	77.8	16.7	75.6	77.5	56.7
R12年4月	16.1	81.2	16.0	79.3	81.2	58.9

※3歳未満児の保育利用率

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(8/16)

(4)教育・保育の量の見込みと確保方策

■幸区

(単位:人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号	2号	3号			小計	合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳		
令和7 (2025) (実績)	教育保育施設	1,029	3,129	315	869	922	2,106	6,264
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,898	315	869	922	2,106	5,004
	幼稚園・認定こども園(1号)	483	149	-	-	-	-	632
	私学助成を受ける幼稚園	546	82	-	-	-	-	628
	地域型保育事業	-	0	11	71	78	160	160
	認可外保育施設等	-	77	9	47	39	95	172
	合計	1,029	3,206	335	987	1,039	2,361	6,596
令和8 (2026)	量の見込み	871	3,249	346	1,035	1,051	2,432	6,552
	教育保育施設	871	3,226	358	815	889	2,062	6,159
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,006	358	815	889	2,062	5,068
	幼稚園・認定こども園(1号)	544	141	-	-	-	-	685
	私学助成を受ける幼稚園	327	79	-	-	-	-	406
	地域型保育事業	-	0	40	87	87	214	214
	認可外保育施設等	-	23	0	133	75	208	231
	合計	871	3,249	398	1,035	1,051	2,484	6,604
令和9 (2027)	量の見込み	748	3,265	331	1,063	1,046	2,440	6,453
	教育保育施設	748	3,255	358	831	906	2,095	6,098
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,063	358	831	906	2,095	5,158
	幼稚園・認定こども園(1号)	467	123	-	-	-	-	590
	私学助成を受ける幼稚園	281	69	-	-	-	-	350
	地域型保育事業	-	0	40	87	87	214	214
	認可外保育施設等	-	10	0	145	53	198	208
	合計	748	3,265	398	1,063	1,046	2,507	6,520

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号	2号	3号			小計	合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳		
令和10 (2028)	量の見込み	627	3,245	317	1,057	1,063	2,437	6,309
	教育保育施設	627	3,245	358	837	912	2,107	5,979
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,074	358	837	912	2,107	5,181
	幼稚園・認定こども園(1号)	391	109	-	-	-	-	500
	私学助成を受ける幼稚園	236	62	-	-	-	-	298
	地域型保育事業	-	0	40	87	87	214	214
	認可外保育施設等	-	0	0	133	64	197	197
	合計	627	3,245	398	1,057	1,063	2,518	6,390
令和11 (2029)	量の見込み	528	3,253	304	1,033	1,036	2,373	6,154
	教育保育施設	528	3,269	363	862	939	2,164	5,961
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,116	363	862	939	2,164	5,280
	幼稚園・認定こども園(1号)	386	97	-	-	-	-	483
	私学助成を受ける幼稚園	142	56	-	-	-	-	198
	地域型保育事業	-	0	40	87	87	214	214
	認可外保育施設等	-	0	0	84	10	94	94
	合計	528	3,269	403	1,033	1,036	2,472	6,269
令和12 (2030)	量の見込み	443	3,223	290	1,011	1,013	2,314	5,980
	教育保育施設	443	3,255	363	862	926	2,151	5,849
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,116	363	862	926	2,151	5,267
	幼稚園・認定こども園(1号)	323	88	-	-	-	-	411
	私学助成を受ける幼稚園	120	51	-	-	-	-	171
	地域型保育事業	-	0	40	87	87	214	214
	認可外保育施設等	-	0	0	62	0	62	62
	合計	443	3,255	403	1,011	1,013	2,427	6,125

(参考)各認定区分のニーズ割合(各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合)(単位:%)

	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0歳)	3号(1歳)	3号(2歳)	3号(合計)※
R8年4月	20.4	76.0	26.4	76.8	75.4	60.0
R9年4月	18.1	78.9	25.9	81.0	79.5	62.5
R10年4月	15.9	82.1	25.4	82.6	82.9	63.9
R11年4月	13.9	85.6	24.8	82.6	82.9	63.7
R12年4月	12.1	87.9	24.3	82.5	82.9	63.6

※3歳未満児の保育利用率

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(9/16)

(4)教育・保育の量の見込みと確保方策

■中原区

(単位:人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号			小計	合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳		
令和7 (2025) (実績)	教育保育施設	1,361	4,123	375	1,215	1,339	2,929	8,413
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,860	375	1,215	1,339	2,929	6,789
	幼稚園・認定こども園(1号)	704	122	-	-	-	-	826
	私学助成を受ける幼稚園	657	141	-	-	-	-	798
	地域型保育事業	-	0	6	48	46	100	100
	認可外保育施設等	-	244	18	79	98	195	439
	合計	1,361	4,367	399	1,342	1,483	3,224	8,952
令和8 (2026)	量の見込み	1,188	4,304	417	1,446	1,404	3,267	8,759
	教育保育施設	1,188	4,940	561	1,353	1,449	3,363	9,491
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	4,720	561	1,353	1,449	3,363	8,083
	幼稚園・認定こども園(1号)	653	110	-	-	-	-	763
	私学助成を受ける幼稚園	535	110	-	-	-	-	645
	地域型保育事業	-	0	26	48	65	139	139
	認可外保育施設等	-	0	0	45	2	47	47
	合計	1,188	4,940	587	1,446	1,516	3,549	9,677
令和9 (2027)	量の見込み	1,009	4,209	398	1,488	1,394	3,280	8,498
	教育保育施設	1,009	4,909	561	1,353	1,449	3,363	9,281
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	4,730	561	1,353	1,449	3,363	8,093
	幼稚園・認定こども園(1号)	554	89	-	-	-	-	643
	私学助成を受ける幼稚園	455	90	-	-	-	-	545
	地域型保育事業	-	0	26	48	49	123	123
	認可外保育施設等	-	0	0	87	0	87	87
	合計	1,009	4,909	587	1,488	1,498	3,573	9,491

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号			小計	合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳		
令和10 (2028)	量の見込み	865	4,163	383	1,518	1,433	3,334	8,362
	教育保育施設	865	4,894	561	1,353	1,449	3,363	9,122
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	4,730	561	1,353	1,449	3,363	8,093
	幼稚園・認定こども園(1号)	474	81	-	-	-	-	555
	私学助成を受ける幼稚園	391	83	-	-	-	-	474
	地域型保育事業	-	0	26	48	49	123	123
	認可外保育施設等	-	0	0	117	0	117	117
	合計	865	4,894	587	1,518	1,498	3,603	9,362
令和11 (2029)	量の見込み	743	4,100	369	1,520	1,453	3,342	8,185
	教育保育施設	743	4,938	561	1,353	1,449	3,363	9,044
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	4,790	561	1,353	1,449	3,363	8,153
	幼稚園・認定こども園(1号)	407	73	-	-	-	-	480
	私学助成を受ける幼稚園	336	75	-	-	-	-	411
	地域型保育事業	-	0	26	48	49	123	123
	認可外保育施設等	-	0	0	119	0	119	119
	合計	743	4,938	587	1,520	1,498	3,605	9,286
令和12 (2030)	量の見込み	647	4,153	359	1,504	1,435	3,298	8,098
	教育保育施設	647	4,927	561	1,353	1,449	3,363	8,937
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	4,790	561	1,353	1,449	3,363	8,153
	幼稚園・認定こども園(1号)	410	81	-	-	-	-	491
	私学助成を受ける幼稚園	237	56	-	-	-	-	293
	地域型保育事業	-	0	26	48	49	123	123
	認可外保育施設等	-	0	0	103	0	103	103
	合計	647	4,927	587	1,504	1,498	3,589	9,163

(参考)各認定区分のニーズ割合(各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合)(単位:%)

	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0歳)	3号(1歳)	3号(2歳)	3号(合計)※
R8年4月	21.0	75.9	20.5	75.2	74.4	55.9
R9年4月	18.8	78.2	19.9	78.1	77.1	57.5
R10年4月	16.7	80.5	19.4	81.2	80.1	59.1
R11年4月	14.9	82.3	18.8	82.0	82.7	60.0
R12年4月	13.3	85.4	18.3	81.8	82.4	59.5

※3歳未満児の保育利用率

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(10/16)

(4)教育・保育の量の見込みと確保方策

■高津区

(単位:人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号	2号	3号			小計	合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳		
令和7(2025)(実績)	教育保育施設	1,170	3,532	302	927	1,008	2,237	6,939
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,257	302	927	1,008	2,237	5,494
	幼稚園・認定こども園(1号)	574	142	-	-	-	-	716
	私学助成を受ける幼稚園	596	133	-	-	-	-	729
	地域型保育事業	-	1	28	86	81	195	196
	認可外保育施設等	-	69	2	19	26	47	116
	合計	1,170	3,602	332	1,032	1,115	2,479	7,251
令和8(2026)	量の見込み	1,023	3,510	375	1,128	1,102	2,605	7,138
	教育保育施設	1,023	3,539	325	867	956	2,148	6,710
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,286	325	867	956	2,148	5,434
	幼稚園・認定こども園(1号)	501	130	-	-	-	-	631
	私学助成を受ける幼稚園	522	123	-	-	-	-	645
	地域型保育事業	-	0	52	85	91	228	228
	認可外保育施設等	-	0	0	176	55	231	231
	合計	1,023	3,539	377	1,128	1,102	2,607	7,169
令和9(2027)	量の見込み	906	3,515	363	1,132	1,108	2,603	7,024
	教育保育施設	906	3,515	325	867	956	2,148	6,569
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,286	325	867	956	2,148	5,434
	幼稚園・認定こども園(1号)	552	145	-	-	-	-	697
	私学助成を受ける幼稚園	354	84	-	-	-	-	438
	地域型保育事業	-	0	52	84	89	225	225
	認可外保育施設等	-	0	0	181	63	244	244
	合計	906	3,515	377	1,132	1,108	2,617	7,038

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号	2号	3号			小計	合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳		
令和10(2028)	量の見込み	766	3,458	352	1,151	1,111	2,614	6,838
	教育保育施設	766	3,560	325	877	967	2,169	6,495
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,355	325	877	967	2,169	5,524
	幼稚園・認定こども園(1号)	603	166	-	-	-	-	769
	私学助成を受ける幼稚園	163	39	-	-	-	-	202
	地域型保育事業	-	0	52	84	89	225	225
	認可外保育施設等	-	0	0	190	55	245	245
	合計	766	3,560	377	1,151	1,111	2,639	6,965
令和11(2029)	量の見込み	664	3,448	344	1,133	1,105	2,582	6,694
	教育保育施設	664	3,544	325	877	967	2,169	6,377
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,355	325	877	967	2,169	5,524
	幼稚園・認定こども園(1号)	522	153	-	-	-	-	675
	私学助成を受ける幼稚園	142	36	-	-	-	-	178
	地域型保育事業	-	0	52	84	89	225	225
	認可外保育施設等	-	1	0	172	49	221	222
	合計	664	3,545	377	1,133	1,105	2,615	6,824
令和12(2030)	量の見込み	575	3,420	336	1,113	1,079	2,528	6,523
	教育保育施設	575	3,584	330	892	983	2,205	6,364
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,409	330	892	983	2,205	5,614
	幼稚園・認定こども園(1号)	466	146	-	-	-	-	612
	私学助成を受ける幼稚園	109	29	-	-	-	-	138
	地域型保育事業	-	0	52	84	89	225	225
	認可外保育施設等	-	0	0	137	7	144	144
	合計	575	3,584	382	1,113	1,079	2,574	6,733

(参考)各認定区分のニーズ割合(各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合)(単位:%)

	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0歳)	3号(1歳)	3号(2歳)	3号(合計)※
R8年4月	21.9	75.0	24.6	73.3	72.6	56.9
R9年4月	20.0	77.7	24.4	76.3	75.6	58.7
R10年4月	18.0	81.0	24.2	79.6	78.7	60.6
R11年4月	16.1	83.6	24.1	80.1	80.2	61.2
R12年4月	14.4	85.6	23.9	80.1	80.2	61.0

※3歳未満児の保育利用率

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(11/16)

(4)教育・保育の量の見込みと確保方策

■宮前区

(単位:人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号			小計	合計
令和7 (2025) (実績)	教育保育施設	1,488	3,553	278	881	941	2,100	7,141
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,172	278	881	941	2,100	5,272
	幼稚園・認定こども園(1号)	772	183	-	-	-	-	955
	私学助成を受ける幼稚園	716	198	-	-	-	-	914
	地域型保育事業	-	0	16	68	75	159	159
	認可外保育施設等	-	70	5	33	30	68	138
	合計	1,488	3,623	299	982	1,046	2,327	7,438
令和8 (2026)	量の見込み	1,250	3,674	342	1,097	1,164	2,603	7,527
	教育保育施設	1,250	3,616	354	838	921	2,113	6,979
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,242	354	838	921	2,113	5,355
	幼稚園・認定こども園(1号)	768	218	-	-	-	-	986
	私学助成を受ける幼稚園	482	156	-	-	-	-	638
	地域型保育事業	-	0	29	58	66	153	153
	認可外保育施設等	-	58	0	201	177	378	436
	合計	1,250	3,674	383	1,097	1,164	2,644	7,568
令和9 (2027)	量の見込み	1,065	3,795	331	1,091	1,129	2,551	7,411
	教育保育施設	1,065	3,619	354	838	921	2,113	6,797
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,242	354	838	921	2,113	5,355
	幼稚園・認定こども園(1号)	794	282	-	-	-	-	1,076
	私学助成を受ける幼稚園	271	95	-	-	-	-	366
	地域型保育事業	-	0	29	55	63	147	147
	認可外保育施設等	-	176	0	198	145	343	519
	合計	1,065	3,795	383	1,091	1,129	2,603	7,463

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号			小計	合計
令和10 (2028)	量の見込み	873	3,832	320	1,101	1,122	2,543	7,248
	教育保育施設	873	3,651	354	848	932	2,134	6,658
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,281	354	848	932	2,134	5,415
	幼稚園・認定こども園(1号)	650	276	-	-	-	-	926
	私学助成を受ける幼稚園	223	94	-	-	-	-	317
	地域型保育事業	-	0	29	55	63	147	147
	認可外保育施設等	-	181	0	198	127	325	506
	合計	873	3,832	383	1,101	1,122	2,606	7,311
令和11 (2029)	量の見込み	723	3,896	310	1,110	1,133	2,553	7,172
	教育保育施設	723	3,670	354	854	938	2,146	6,539
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,299	354	854	938	2,146	5,445
	幼稚園・認定こども園(1号)	538	276	-	-	-	-	814
	私学助成を受ける幼稚園	185	95	-	-	-	-	280
	地域型保育事業	-	0	29	55	63	147	147
	認可外保育施設等	-	226	0	201	132	333	559
	合計	723	3,896	383	1,110	1,133	2,626	7,245
令和12 (2030)	量の見込み	572	3,856	302	1,095	1,142	2,539	6,967
	教育保育施設	572	3,660	354	857	939	2,150	6,382
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,305	354	857	939	2,150	5,455
	幼稚園・認定こども園(1号)	425	264	-	-	-	-	689
	私学助成を受ける幼稚園	147	91	-	-	-	-	238
	地域型保育事業	-	0	29	55	63	147	147
	認可外保育施設等	-	196	0	183	140	323	519
	合計	572	3,856	383	1,095	1,142	2,620	7,048

(参考)各認定区分のニーズ割合(各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合)(単位:%)

	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0歳)	3号(1歳)	3号(2歳)	3号(合計)※
R8年4月	24.1	70.7	23.5	68.9	67.6	54.6
R9年4月	20.8	74.2	23.6	72.0	70.6	56.5
R10年4月	17.7	77.8	23.7	75.3	73.8	58.6
R11年4月	15.0	80.8	23.8	78.8	77.2	61.1
R12年4月	12.5	84.4	23.9	80.8	80.8	63.0

※3歳未満児の保育利用率

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(12/16)

(4)教育・保育の量の見込みと確保方策

■多摩区

(単位:人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号			小計	合計
				0歳	1歳	2歳		
令和7 (2025) (実績)	教育保育施設	1,106	3,215	339	861	966	2,166	6,487
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,983	339	861	966	2,166	5,149
	幼稚園・認定こども園(1号)	570	125	-	-	-	-	695
	私学助成を受ける幼稚園	536	107	-	-	-	-	643
	地域型保育事業	-	0	19	51	50	120	120
	認可外保育施設等	-	49	2	59	49	110	159
	合計	1,106	3,264	360	971	1,065	2,396	6,766
令和8 (2026)	量の見込み	960	3,363	429	1,200	1,122	2,751	7,074
	教育保育施設	960	3,456	352	857	957	2,166	6,582
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,216	352	857	957	2,166	5,382
	幼稚園・認定こども園(1号)	494	129	-	-	-	-	623
	私学助成を受ける幼稚園	466	111	-	-	-	-	577
	地域型保育事業	-	0	29	43	46	118	118
	認可外保育施設等	-	0	48	300	119	467	467
	合計	960	3,456	429	1,200	1,122	2,751	7,167
令和9 (2027)	量の見込み	877	3,461	425	1,272	1,165	2,862	7,200
	教育保育施設	877	3,573	357	888	990	2,235	6,685
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,327	357	888	990	2,235	5,562
	幼稚園・認定こども園(1号)	451	132	-	-	-	-	583
	私学助成を受ける幼稚園	426	114	-	-	-	-	540
	地域型保育事業	-	0	29	43	46	118	118
	認可外保育施設等	-	0	39	341	129	509	509
	合計	877	3,573	425	1,272	1,165	2,862	7,312

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号			小計	合計
				0歳	1歳	2歳		
令和10 (2028)	量の見込み	779	3,524	421	1,281	1,236	2,938	7,241
	教育保育施設	779	3,700	367	924	1,024	2,315	6,794
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,447	367	924	1,024	2,315	5,762
	幼稚園・認定こども園(1号)	421	144	-	-	-	-	565
	私学助成を受ける幼稚園	358	109	-	-	-	-	467
	地域型保育事業	-	0	29	43	46	118	118
	認可外保育施設等	-	0	25	314	166	505	505
	合計	779	3,700	421	1,281	1,236	2,938	7,417
令和11 (2029)	量の見込み	694	3,581	418	1,268	1,234	2,920	7,195
	教育保育施設	694	3,775	372	945	1,042	2,359	6,828
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,513	372	945	1,042	2,359	5,872
	幼稚園・認定こども園(1号)	375	149	-	-	-	-	524
	私学助成を受ける幼稚園	319	113	-	-	-	-	432
	地域型保育事業	-	0	29	43	46	118	118
	認可外保育施設等	-	0	17	280	146	443	443
	合計	694	3,775	418	1,268	1,234	2,920	7,389
令和12 (2030)	量の見込み	613	3,638	414	1,255	1,220	2,889	7,140
	教育保育施設	613	3,890	372	958	1,054	2,384	6,887
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,618	372	958	1,054	2,384	6,002
	幼稚園・認定こども園(1号)	370	184	-	-	-	-	554
	私学助成を受ける幼稚園	243	88	-	-	-	-	331
	地域型保育事業	-	0	29	43	46	118	118
	認可外保育施設等	-	0	13	254	120	387	387
	合計	613	3,890	414	1,255	1,220	2,889	7,392

(参考)各認定区分のニーズ割合(各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合)(単位:%)

	1号(3～5歳)	2号(3～5歳)	3号(0歳)	3号(1歳)	3号(2歳)	3号(合計)※
R8年4月	21.7	76.2	26.0	76.4	73.9	58.1
R9年4月	20.1	79.3	26.1	80.5	77.8	60.8
R10年4月	18.1	81.9	26.1	81.9	82.0	62.7
R11年4月	16.2	83.8	26.2	82.0	82.7	63.0
R12年4月	14.4	85.6	26.3	82.0	82.7	63.1

※3歳未満児の保育利用率

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(13/16)

(4)教育・保育の量の見込みと確保方策

■麻生区

(単位:人)

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号	2号	3号			小計	合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳		
令和7 (2025) (実績)	教育保育施設	1,205	2,228	153	485	525	1,163	4,596
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,942	153	485	525	1,163	3,105
	幼稚園・認定こども園(1号)	599	110	-	-	-	-	709
	私学助成を受ける幼稚園	606	176	-	-	-	-	782
	地域型保育事業	-	1	16	54	54	124	125
	認可外保育施設等	-	72	6	49	44	99	171
	合計	1,205	2,301	175	588	623	1,386	4,892
令和8 (2026)	量の見込み	1,022	2,345	191	667	653	1,511	4,878
	教育保育施設	1,022	2,180	171	478	526	1,175	4,377
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,921	171	478	526	1,175	3,096
	幼稚園・認定こども園(1号)	508	99	-	-	-	-	607
	私学助成を受ける幼稚園	514	160	-	-	-	-	674
	地域型保育事業	-	0	32	57	66	155	155
	認可外保育施設等	-	165	0	132	61	193	358
	合計	1,022	2,345	203	667	653	1,523	4,890
令和9 (2027)	量の見込み	931	2,370	186	671	650	1,507	4,808
	教育保育施設	931	2,196	171	478	526	1,175	4,302
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,921	171	478	526	1,175	3,096
	幼稚園・認定こども園(1号)	462	105	-	-	-	-	567
	私学助成を受ける幼稚園	469	170	-	-	-	-	639
	地域型保育事業	-	0	32	57	66	155	155
	認可外保育施設等	-	174	0	136	58	194	368
	合計	931	2,370	203	671	650	1,524	4,825

年度	4月1日の量の見込みと確保方策	1号	2号	3号			小計	合計
		3~5歳	3~5歳	0歳	1歳	2歳		
令和10 (2028)	量の見込み	780	2,297	183	684	653	1,520	4,597
	教育保育施設	780	2,182	171	478	526	1,175	4,137
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,921	171	478	526	1,175	3,096
	幼稚園・認定こども園(1号)	387	99	-	-	-	-	486
	私学助成を受ける幼稚園	393	162	-	-	-	-	555
	地域型保育事業	-	0	32	57	66	155	155
	認可外保育施設等	-	115	0	149	61	210	325
	合計	780	2,297	203	684	653	1,540	4,617
令和11 (2029)	量の見込み	683	2,318	179	709	665	1,553	4,554
	教育保育施設	683	2,235	176	493	542	1,211	4,129
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,975	176	493	542	1,211	3,186
	幼稚園・認定こども園(1号)	520	218	-	-	-	-	738
	私学助成を受ける幼稚園	163	42	-	-	-	-	205
	地域型保育事業	-	0	32	57	66	155	155
	認可外保育施設等	-	83	0	159	57	216	299
	合計	683	2,318	208	709	665	1,582	4,583
令和12 (2030)	量の見込み	583	2,328	177	726	688	1,591	4,502
	教育保育施設	583	2,268	176	503	553	1,232	4,083
	内訳							
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,014	176	503	553	1,232	3,246
	幼稚園・認定こども園(1号)	443	212	-	-	-	-	655
	私学助成を受ける幼稚園	140	42	-	-	-	-	182
	地域型保育事業	-	0	32	57	66	155	155
	認可外保育施設等	-	60	0	166	69	235	295
	合計	583	2,328	208	726	688	1,622	4,533

(参考)各認定区分のニーズ割合(各認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合)(単位:%)

	1号(3~5歳)	2号(3~5歳)	3号(0歳)	3号(1歳)	3号(2歳)	3号(合計)※
R8年4月	29.0	66.4	20.4	66.0	61.4	50.2
R9年4月	27.3	69.4	20.6	69.9	64.8	52.6
R10年4月	24.7	72.7	20.7	74.0	68.5	55.1
R11年4月	22.3	75.7	20.9	78.5	72.5	58.0
R12年4月	20.0	79.9	21.2	82.9	76.8	61.1

※3歳未満児の保育利用率

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(14/16)

(5)幼稚園から認定こども園への目標設置数及び設置時期

認定こども園の目標設置数については、市内の私学助成を受ける幼稚園等を対象とした、移行状況調査の結果や、個別移行相談の実施状況を踏まえ、今後の施設数を見込みます。

<認定こども園設置数>

(単位:施設数(園))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
認定こども園	26	28	30	32	34	24
(うち幼保連携型)	5	5	6	6	7	5

(6)保育所から認定こども園への目標設置数及び設置時期

幼保連携型認定こども園への移行を基本として年5園程度を見込みます。なお、1号認定の利用定員の設定にあたっては、1号認定の減少等を踏まえ、原則として若干名とすることとし、令和11(2029)年度までに150人程度を見込みます。

<認定こども園設置数>

(単位:施設数(園))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
認定こども園	—	—	5	10	15

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(15/16)

(7)認可保育所等の受入枠の確保(川崎市保育所等整備計画)

民間事業者活用や民有地活用などの多様な手法により認可保育所等を整備し、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育の受入枠を確保します。教育・保育提供区域は、行政区ごととしますが、区境等における利用形態や、生活動線等によっては他区の教育・保育需要をカバーするケースもあるため、整備については、これらの点も考慮したうえで進めていくものとします。

＜認可保育所等の新築・増改築による定員枠の確保目標値＞ (単位:人数(人))

区 域	R7年度整備	R8年度整備	R9年度整備	R10年度整備	R11年度整備	5か年度合計	R6年度実績
全 市	210	210	230	290	140	1,080	130
川崎区	0	0	0	0	0	0	0
幸 区	60	60	0	90	0	210	60
中原区	0	0	0	0	0	0	0
高津区	0	0	60	0	0	60	0
宮前区	0	0	60	0	10	70	0
多摩区	150	150	110	110	70	590	70
麻生区	0	0	0	90	60	150	0

5 教育・保育の量の見込みと確保方策(16/16)

(7)認可保育所等の受入枠の確保(川崎市保育所等整備計画)

【令和8(2026)年4月に向けた受入枠の確保(令和7(2025)年度整備)】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築による定員増計	210人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の確保	294人
受入枠確保 合計	504人

【令和11(2029)年4月に向けた受入枠の確保(令和10(2028)年度整備)】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築による定員増計	290人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の確保	150人
受入枠確保 合計	440人

【令和9(2027)年4月に向けた受入枠の確保(令和8(2026)年度整備)】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築による定員増計	210人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の確保	105人
受入枠確保 合計	315人

【令和12(2030)年4月に向けた受入枠の確保(令和11(2029)年度整備)】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築による定員増計	140人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の確保	150人
受入枠確保 合計	290人

【令和10(2028)年4月に向けた受入枠の確保(令和9(2027)年度整備)】

事業名	定員
認可保育所等の新築・増改築による定員増計	230人
既設保育所の定員変更、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業等による受入枠の確保	180人
受入枠確保 合計	410人

6 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

(1)子ども・子育て支援法の給付

乳児等通園支援事業については、令和8(2026)年度から子ども・子育て支援法において「乳児等のための支援給付」として実施されます。この給付の対象となる施設は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等のほか乳児等通園支援事業を適切に行うことができる施設となります。

(2)乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制

満3歳以上の児童を対象としていないことを踏まえ、保育所及び幼稚園等での事業実施の推進のほか、その他の施設においても教育・保育に関する施設の情報提供を実施するなどの体制を目指します。

(3)量の見込み及び確保方策の考え方等

量の見込み の考え方	試行的事業の利用状況等を加味した必要受入時間数から、必要利用定員数を見込みます。
確保方策 の考え方	認定こども園、幼稚園、公立保育所、認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設等(川崎認定保育園、企業主導型保育事業(地域枠)、地域子育て支援センター等)により、提供体制を確保していきます。

6 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

(3)量の見込み及び確保方策の考え方等

量の見込み及び確保方策		(定員数/人日)				
区域	歳児	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
川崎	0歳児	7	7	7	8	9
	1歳児	9	10	10	10	9
	2歳児	8	8	8	7	7
	計	24	25	25	25	25
幸	0歳児	6	6	7	7	8
	1歳児	8	8	8	8	8
	2歳児	7	7	7	6	6
	計	21	21	22	21	22
中原	0歳児	10	11	13	14	15
	1歳児	12	13	13	13	14
	2歳児	10	10	10	10	10
	計	32	34	36	37	39
高津	0歳児	8	7	8	9	9
	1歳児	9	10	10	9	10
	2歳児	8	8	8	7	7
	計	25	25	26	25	26
宮前	0歳児	8	7	8	8	8
	1歳児	12	13	12	12	11
	2歳児	11	11	10	10	9
	計	31	31	30	30	28
多摩	0歳児	7	8	8	9	10
	1歳児	10	12	12	13	14
	2歳児	8	8	8	8	8
	計	25	28	28	30	32
麻生	0歳児	5	5	6	6	6
	1歳児	8	9	9	8	8
	2歳児	8	8	8	8	7
	計	21	22	23	22	21
全市	0歳児	51	51	57	61	65
	1歳児	68	75	74	73	74
	2歳児	60	60	59	56	54
	計	179	186	190	190	193

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(1/20)

本市で実施している地域子ども・子育て支援事業ごとに提供区域を設定し、計画期間中の各年度の「量の見込み」と「確保方策」を設定します。

(1)利用者支援事業等

(1)-1 基本型(1/2)【事業概要は第4章P72参照】

量の見込み の考え方	利用者支援事業・基本型の一形態として地域子育て相談機関が位置づけられたことから、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離に存在する地域子育て支援センター全園で実施するものとして見込みます。
確保方策 の考え方	各地域子育て支援センターにおいて、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして、必要な人員・予算を確保し、実施します。

(単位:実施か所数(か所))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	8	8	8	8	8	—
	確保方策	8	8	8	8	8	8
幸区	量の見込み	6	6	6	6	6	—
	確保方策	6	6	6	6	6	6
中原区	量の見込み	9	9	9	9	9	—
	確保方策	9	9	9	9	9	9
高津区	量の見込み	8	8	8	8	8	—
	確保方策	8	7	7	7	7	8
宮前区	量の見込み	7	7	7	7	7	—
	確保方策	8	7	7	7	7	8
多摩区	量の見込み	7	7	7	7	7	—
	確保方策	7	7	7	7	7	6
麻生区	量の見込み	8	8	8	8	8	—
	確保方策	8	8	8	8	8	8
全市	量の見込み	53	53	53	53	53	—
	確保方策	54	53	53	53	53	53

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(2/20)

(1)利用者支援事業等

(1)-1 基本型(2/2)

地域子育て相談機関【事業概要は第4章P72参照】

量の見込み の考え方	地域子育て相談機関は、利用者にとって敷居が低く、物理的にも近距離であることが求められていることから、身近な地域子育て支援センターで、利用者支援事業・基本型として、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策 の考え方	各地域子育て支援センターにおいて、地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして、必要な人員・予算を確保し、実施します。

(単位:実施か所数(か所))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	8	8	8	8	8	—
	確保方策	8	8	8	8	8	8
幸区	量の見込み	6	6	6	6	6	—
	確保方策	6	6	6	6	6	6
中原区	量の見込み	9	9	9	9	9	—
	確保方策	9	9	9	9	9	9
高津区	量の見込み	8	8	8	8	8	—
	確保方策	8	7	7	7	7	8
宮前区	量の見込み	7	7	7	7	7	—
	確保方策	8	8	8	8	8	8
多摩区	量の見込み	7	7	7	7	7	—
	確保方策	7	7	7	7	7	6
麻生区	量の見込み	8	8	8	8	8	—
	確保方策	8	8	8	8	8	8
全市	量の見込み	53	53	53	53	53	—
	確保方策	54	53	53	53	53	53

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(3/20)

(1)利用者支援事業等

(1)-2 特定型【事業概要は第4章P84参照】

量の見込み の考え方	身近な各区地域みまもり支援センターで、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策 の考え方	各区地域みまもり支援センター7か所に、専門の職員を配置して事業を実施します。

(単位:実施か所数(か所))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	7	7	7	7	7	-
	確保方策	7	7	7	7	7	9

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(4/20)

(1)利用者支援事業等

(1)-3 こども家庭センター型【事業概要は第4章P118参照】

量の見込み の考え方	各区地域みまもり支援センターで、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談支援等を行うものとして見込みます。
確保方策 の考え方	各区地域みまもり支援センター7か所に、母子保健と児童福祉の相談支援を担当する職員を配置して事業を実施します。

(単位:実施か所数(か所))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	3
幸区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
中原区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
高津区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
宮前区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
多摩区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
麻生区	量の見込み	1	1	1	1	1	-
	確保方策	1	1	1	1	1	1
全市	量の見込み	7	7	7	7	7	-
	確保方策	7	7	7	7	7	9

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(5/20)

(1)利用者支援事業等

(1)-4 妊婦等包括相談支援事業型【事業概要は第4章P200参照】

量の見込み の考え方	1組(妊婦及びその配偶者等)あたりに実施する3回の面談の合計数を見込みます。 ●第1回目面談:推計妊娠届出数で回数を見込みます。 ●第2回目面談:令和5(2023)年度の妊娠届出数に対する第2回目面談実施数から実施割合を算出し、推計妊娠届出数に乗じて回数を見込みます。 ●第3回目面談:乳児家庭全戸訪問事業における訪問件数で回数を見込みます。
確保方策 の考え方	各区地域みまもり支援センター7か所において、各面談を確実に実施し、その相談内容に適切に対応できるよう事業を推進します。

(単位:面談回数(回))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	21,533	20,922	20,404	19,974	19,580	—
確保方策	21,533	20,922	20,404	19,974	19,580	23,263

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(6/20)

(2)延長保育事業【事業概要は第4章P84参照】

量の見込み の考え方	過去の利用実績から今後の保育所等の利用者数の増減見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。
確保方策 の考え方	保育所、認定こども園及び地域型保育事業での延長保育事業の実施施設の拡充を推進します。

(単位:月間実利用人数(人))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	770	753	741	731	729	-
	確保方策	770	753	741	731	729	765
幸区	量の見込み	1,036	1,034	1,038	1,034	1,024	-
	確保方策	1,036	1,034	1,038	1,034	1,024	1,030
中原区	量の見込み	1,492	1,451	1,435	1,437	1,426	-
	確保方策	1,492	1,451	1,435	1,437	1,426	1,549
高津区	量の見込み	1,093	1,076	1,077	1,069	1,062	-
	確保方策	1,093	1,076	1,077	1,069	1,062	1,096
宮前区	量の見込み	974	999	1,010	1,015	1,027	-
	確保方策	974	999	1,010	1,015	1,027	980
多摩区	量の見込み	866	895	926	946	952	-
	確保方策	866	895	926	946	952	867
麻生区	量の見込み	609	620	623	613	622	-
	確保方策	609	620	623	613	622	641
全市	量の見込み	6,840	6,828	6,850	6,845	6,842	-
	確保方策	6,840	6,828	6,850	6,845	6,842	6,928

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(7/20)

(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業

(3)-1 教材費・行事費等補助【事業概要は第4章P81参照】

量の見込み の考え方	過去の利用実績を踏まえ、本事業の利用人数は横ばいで推移するものとして見込みます。
確保方策 の考え方	対象者に対して適切に事業を案内し、申請に基づいて助成を実施します。

(単位:年間利用人数(人))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	60	60	60	60	60	—
確保方策	60	60	60	60	60	53

(3)-2 給食費(副食費)補助【事業概要は第4章P81参照】

量の見込み の考え方	就学前児童数の減少や幼稚園(新制度未移行園)の新制度移行による対象園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向を見込みます。
確保方策 の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて補助を実施します。

(単位:年間利用人数(人))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	241	177	161	146	132	—
確保方策	241	177	161	146	132	317

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(8/20)

(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(4)-1 新規参入施設等への巡回支援【事業概要は第4章P81参照】

量の見込み の考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。
確保方策 の考え方	新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設、事業所に対して開設年度に巡回指導を実施します。

(単位:実施か所数(か所))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	5	4	3	2	1	—
確保方策	5	4	3	2	1	0

(4)-2 地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援【事業概要は第4章P81参照】

量の見込み の考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としており、過去の利用実績及び就学前児童数の減少を考慮し、利用者数を見込みます。
確保方策 の考え方	対象者に適切に事業案内を行い、申請に基づいて助成を実施します。

(単位:年間利用人数(人))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	160	158	156	154	152	—
確保方策	160	158	156	154	152	172

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(9/20)

(5)放課後児童健全育成事業【事業概要は第4章P93参照】

量の見込み の考え方	小学校長期推計※の在籍児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。 ※児童、生徒数等の長期推計
確保方策 の考え方	- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に基づく専用区画面積については、学校等と調整し、確保します。 - 必要な人員確保に向けて、放課後児童支援員の資格取得を積極的に支援するとともに、キャリアアップ処遇改善事業等の実施により、職員の質の向上を図ります。

(単位:対象児童の数(人))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年4月実績
川崎区	量の見込み	1,569	1,638	1,682	1,724	1,764	-
	小学校1年生	581	607	625	641	656	516
	小学校2年生	453	473	484	494	505	384
	小学校3年生	340	352	361	370	377	274
	小学校4年生	135	144	145	152	157	113
	小学校5年生	36	37	41	39	40	30
	小学校6年生	24	25	26	28	29	18
	確保方策	1,569	1,638	1,682	1,724	1,764	1,474
幸区	量の見込み	1,742	1,881	2,024	2,165	2,286	-
	小学校1年生	681	736	793	849	893	595
	小学校2年生	520	563	606	650	686	424
	小学校3年生	331	358	383	408	432	267
	小学校4年生	140	149	160	171	180	102
	小学校5年生	50	53	58	62	68	34
	小学校6年生	20	22	24	25	27	13
	確保方策	1,742	1,881	2,024	2,165	2,286	1,482
中原区	量の見込み	2,347	2,473	2,549	2,612	2,689	-
	小学校1年生	897	943	970	995	1,024	848
	小学校2年生	739	777	802	824	849	655
	小学校3年生	471	499	513	526	542	404
	小学校4年生	179	189	198	198	206	143
	小学校5年生	40	43	43	44	43	30
	小学校6年生	21	22	23	25	25	18
	確保方策	2,347	2,473	2,549	2,612	2,689	2,172
区域		7年度R	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年4月実績
高津区	量の見込み	2,074	2,163	2,190	2,249	2,269	-
	小学校1年生	776	812	820	843	852	625
	小学校2年生	622	650	658	679	683	480
	小学校3年生	395	410	416	425	430	296
	小学校4年生	198	208	209	214	214	140
	小学校5年生	54	54	57	57	59	38
	小学校6年生	29	29	30	31	31	19
	確保方策	2,074	2,163	2,190	2,249	2,269	1,738
宮前区	量の見込み	1,845	1,929	1,990	2,041	2,083	-
	小学校1年生	670	699	725	739	755	647
	小学校2年生	537	563	579	598	612	490
	小学校3年生	359	376	386	394	404	311
	小学校4年生	199	210	216	226	228	163
	小学校5年生	57	57	60	61	61	45
	小学校6年生	23	24	24	23	23	21
	確保方策	1,845	1,929	1,990	2,041	2,083	1,741
多摩区	量の見込み	1,515	1,617	1,690	1,787	1,876	-
	小学校1年生	566	606	629	666	700	539
	小学校2年生	449	479	501	530	558	407
	小学校3年生	302	320	339	359	373	260
	小学校4年生	150	158	165	174	183	126
	小学校5年生	35	40	42	44	47	30
	小学校6年生	13	14	14	14	15	10
	確保方策	1,515	1,617	1,690	1,787	1,876	1,392

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(10/20)

(5)放課後児童健全育成事業

(単位:対象児童の数(人))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年4月実績
麻生区	量の見込み	1,123	1,169	1,189	1,228	1,246	-
	小学校1年生	421	437	445	463	467	352
	小学校2年生	358	374	381	392	401	278
	小学校3年生	225	232	238	245	249	173
	小学校4年生	90	94	95	98	99	67
	小学校5年生	23	26	24	24	24	19
	小学校6年生	6	6	6	6	6	5
	確保方策	1,123	1,169	1,189	1,228	1,246	987
全市	量の見込み	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	-
	小学校1年生	4,592	4,840	5,007	5,196	5,347	4,122
	小学校2年生	3,678	3,879	4,011	4,167	4,294	3,118
	小学校3年生	2,423	2,547	2,636	2,727	2,807	1,985
	小学校4年生	1,091	1,152	1,188	1,233	1,267	854
	小学校5年生	295	310	325	331	342	226
	小学校6年生	136	142	147	152	156	104
	確保方策	12,215	12,870	13,314	13,806	14,213	10,986

※令和6(2024)年4月実績欄に記載された対象児童の数の合計は、わくわくプラザごとに、児童の利用頻度に応じて人数換算した数値(例:月～土曜の週6日のうち週3日利用する児童は $3/6=0.5$ 人)で、学年ごとの数値とは一致しません。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)【事業概要は第4章P121参照】

量の見込み の考え方	過去の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策 の考え方	●2か所の乳児院、4か所の児童養護施設において事業を継続実施します。 ●市民がより利用しやすいよう、宿泊を伴うショートステイ、日帰りで利用するデイスティを実施します。

(単位:年間延べ利用人数(人))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	5,117	5,205	5,329	5,503	5,677	-
確保方策	5,117	5,205	5,329	5,503	5,677	5,043

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(11/20)

(7)乳児家庭全戸訪問事業【事業概要は第4章P118参照】

量の見込み の考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。
確保方策 の考え方	●こんにちは赤ちゃん訪問事業の登録訪問員の養成・拡大を図り、地域における日ごろの声掛けや子育て家庭の認知につなげていきます。 ●長期里帰り中やこどもが入院中などで訪問できていない家庭について、母子保健情報管理システムの活用により、世帯状況の把握を効果的に行い、必要な支援につなげていきます。 ●訪問につながりにくい外国人の方に対して、通訳を活用して訪問の趣旨等をお伝えすることにより訪問率の向上を図ります。 ●訪問に従事する職員及び登録訪問員への研修内容の見直しを図りながら、現状の体制を維持し、需要見込みに対応できる体制を確保します。 実施体制：訪問指導員登録数 43人(令和6(2024)年4月1日現在) 登録訪問員登録数 1360人(令和6(2024)年4月1日現在) 実施機関：各区地域みまもり支援センター

(単位：訪問件数(件))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	1,195	1,128	1,090	1,052	1,023	-
	確保方策	1,195	1,128	1,090	1,052	1,023	1,295
幸区	量の見込み	1,296	1,262	1,231	1,203	1,178	-
	確保方策	1,296	1,262	1,231	1,203	1,178	1,342
中原区	量の見込み	1,976	1,956	1,921	1,903	1,889	-
	確保方策	1,976	1,956	1,921	1,903	1,889	2,273
高津区	量の見込み	1,522	1,466	1,430	1,398	1,375	-
	確保方策	1,522	1,466	1,430	1,398	1,375	1,563
宮前区	量の見込み	1,473	1,402	1,353	1,302	1,254	-
	確保方策	1,473	1,402	1,353	1,302	1,254	1,370
多摩区	量の見込み	1,575	1,586	1,569	1,552	1,536	-
	確保方策	1,575	1,586	1,569	1,552	1,536	1,632
麻生区	量の見込み	950	903	869	849	824	-
	確保方策	950	903	869	849	824	1,022
全市	量の見込み	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	-
	確保方策	9,989	9,706	9,465	9,265	9,083	10,497

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(12/20)

(8)家庭支援事業等

(8)-1 養育支援訪問事業(専門的相談支援)【事業概要は第4章P118参照】

量の見込み の考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。
確保方策 の考え方	母子保健情報管理システムの活用や医療機関との連絡会議との開催により、要支援家庭の早期の把握に努めます。家庭訪問時において支援養育状況を把握し、支援が必要な家庭への継続的な助言指導を行います。

(単位:年間延べ利用人数(人))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	-
確保方策	3,008	3,023	3,046	3,079	3,112	2,868

(8)-2 子育て世帯訪問支援事業【事業概要は第4章P121参照】

量の見込み の考え方	児童虐待相談・通告件数や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援を必要とする家庭は増加するものと見込み、保護者の養育を支援することが必要な児童等の数をもとに、年間利用件数を見込みます。
確保方策 の考え方	支援を必要とする家庭等に対してより充実した支援を行う必要があるため、支援が必要な家庭等の早期の把握に努め、的確な支援を行います。

(単位:年間利用件数(人日))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	988	991	1,003	1,014	1,021	-
確保方策	988	991	1,003	1,014	1,021	未実施

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(13/20)

(8)家庭支援事業等

(8)-3 児童育成支援拠点事業【事業概要は第4章P121参照】

量の見込み の考え方	児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえながら、学齢期以降の支援が必要と想定される児童数等を基に、年間利用人数を見込みます。
確保方策 の考え方	令和8(2026)年度からの事業開始を予定しており、1拠点あたりの年間利用人数を概ね100～150人と想定します。実際の需要等を踏まえながら拠点数を検討し、課題を抱える子どもに対して適切に支援できるよう事業を推進します。

(単位:年間利用人数(人))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	388	398	400	403	403
確保方策	-	100	200	300	400

(8)-4 親子関係形成支援事業【事業概要は第4章P121参照】

量の見込み の考え方	児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえながら、保護者の養育を支援することが必要とされ、親子関係の基盤形成において重要な時期とされる主に3歳～小学生の子どもがいる世帯の数をもとに、年間利用人数を見込みます。
確保方策 の考え方	令和9(2027)年度からの事業開始を予定しており、対象となる保護者に対して講義やグループワークなどを内容としたペアレント・トレーニング等を実施します。1講座当たりの定員を10名程度とし、利用状況等を考慮しながら実施回数を増やし、悩みや不安を抱えている保護者に対して適切に支援できるよう事業を推進します。

(単位:年間利用人数(人))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	140	140	140	140	140
確保方策	-	-	40	80	140

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(14/20)

(8)家庭支援事業等

(8)-5 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【事業概要は第4章P121参照】

量の見込み の考え方	要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。
確保方策 の考え方	全市域で、要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を実施するため、関係機関等が具体的な支援内容や役割分担を確認できるよう、個別ケース検討会議を開催するとともに関係機関相互の適切な連携を図ります。

(単位:開催回数(回))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	—
確保方策	1,050	1,080	1,110	1,140	1,170	965

その他の家庭支援事業は、次の項目で掲載しています。

- 子育て短期支援事業(ショートステイ)【第6章P205(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)】
- 一時預かり事業 幼稚園型【第6章P211(10)-1 幼稚園型】
- 一時預かり事業 保育所における一時預かり【第6章P212(10)-2 保育所における一時預かり】

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(15/20)

(9)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター事業)【事業概要は第4章P72参照】

量の見込み の考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数を乗じて年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策 の考え方	●地域子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流促進や相談支援等を実施します。 ●保育・子育て総合支援センターと連携を図り、利用ニーズに的確に対応していきます。

(単位:年間延べ利用人数(人))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	21,769	20,044	18,537	16,419	14,498	-
	確保方策	21,769	20,044	18,537	16,419	14,498	17,471
幸区	量の見込み	14,144	12,785	11,674	10,667	10,026	-
	確保方策	14,144	12,785	11,674	10,667	10,026	18,878
中原区	量の見込み	25,979	23,448	21,219	20,450	20,413	-
	確保方策	25,979	23,448	21,219	20,450	20,413	36,889
高津区	量の見込み	23,480	20,748	18,396	17,005	16,707	-
	確保方策	23,480	20,748	18,396	17,005	16,707	27,026
宮前区	量の見込み	32,394	30,876	29,285	27,622	25,684	-
	確保方策	32,394	30,876	29,285	27,622	25,684	25,132
多摩区	量の見込み	17,013	15,171	14,171	13,733	13,452	-
	確保方策	17,013	15,171	14,171	13,733	13,452	22,147
麻生区	量の見込み	13,568	12,574	11,537	10,173	8,979	-
	確保方策	13,568	12,574	11,537	10,173	8,979	13,252
全市	量の見込み	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	-
	確保方策	148,347	135,646	124,819	116,069	109,759	160,795

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(16/20)

(10)一時預かり事業

(10)-1 幼稚園型【事業概要は第4章P84参照】

量の見込み の考え方	利用者実績及び市内幼稚園を対象に実施している個別相談等の実施状況をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。
確保方策 の考え方	●事業実施希望調査の結果を踏まえ説明会等を開催し、幼稚園型一時預かり実施園の拡充を図ります。 ●就労形態等、保育ニーズの多様化に対応するため、実施園における預かり保育の長時間化・通年化を推進します。

(単位:年間延べ利用人数(人))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	41,203	39,961	37,857	35,261	33,572	-
	確保方策	41,203	39,961	37,857	35,261	33,572	37,721
幸区	量の見込み	41,029	40,120	38,008	35,401	33,706	-
	確保方策	41,029	40,120	38,008	35,401	33,706	37,872
中原区	量の見込み	55,265	51,710	48,989	45,628	43,443	-
	確保方策	55,265	51,710	48,989	45,628	43,443	48,813
高津区	量の見込み	47,539	46,011	43,589	40,599	38,655	-
	確保方策	47,539	46,011	43,589	40,599	38,655	43,433
宮前区	量の見込み	61,891	59,511	56,379	52,512	49,997	-
	確保方策	61,891	59,511	56,379	52,512	49,997	56,177
多摩区	量の見込み	42,158	42,604	40,361	37,593	35,793	-
	確保方策	42,158	42,604	40,361	37,593	35,793	40,217
麻生区	量の見込み	46,295	47,475	44,977	41,891	39,885	-
	確保方策	46,295	47,475	44,977	41,891	39,885	44,815
全市	量の見込み	335,381	327,392	310,160	288,883	275,051	-
	確保方策	335,381	327,392	310,160	288,883	275,051	309,048

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(17/20)

(10)一時預かり事業

(10)-2 保育所における一時預かり【事業概要は第4章P84参照】

量の見込み の考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29(2017)年度実績をピークに減少傾向に転じており、過去の実績をもとに、令和7(2025)年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。
確保方策 の考え方	働き方の多様化や少子化、核家族化の進行などによる、こどもや子育てをめぐる環境の変化に伴う保護者の心理的・肉体的な負担軽減のために、継続的な事業実施が必要であることから、全市において安定的に実施が見込める保育・子育て総合支援センターにおける事業化を進めます。また、民間保育所においては、利用状況の分析に加え、潜在的な需要や、利用を希望しながらも実際の利用につながないケースの状況把握等を踏まえた地域バランスの改善に向け、必要に応じて既存園における事業の見直しや効果的な新設園の整備を進めていきます。

(単位:年間延べ利用人数(人))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	6,234	5,646	5,221	4,677	4,235	-
	確保方策	6,234	5,646	5,221	4,677	4,235	6,911
幸区	量の見込み	11,075	9,785	8,782	8,016	7,569	-
	確保方策	11,075	9,785	8,782	8,016	7,569	12,023
中原区	量の見込み	16,333	15,154	14,256	13,485	13,044	-
	確保方策	16,333	15,154	14,256	13,485	13,044	16,559
高津区	量の見込み	15,202	14,459	13,171	11,849	11,243	-
	確保方策	15,202	14,459	13,171	11,849	11,243	17,423
宮前区	量の見込み	12,386	12,330	11,248	10,186	9,251	-
	確保方策	12,386	12,330	11,248	10,186	9,251	14,474
多摩区	量の見込み	17,108	16,195	14,619	13,613	13,379	-
	確保方策	17,108	16,195	14,619	13,613	13,379	17,927
麻生区	量の見込み	8,879	8,185	7,255	6,512	5,833	-
	確保方策	8,879	8,185	7,255	6,512	5,833	9,676
全市	量の見込み	87,217	81,754	74,552	68,338	64,554	-
	確保方策	87,217	81,754	74,552	68,338	64,554	94,993

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(18/20)

(11)病児・病後児保育事業【事業概要は第4章P81参照】

量の見込み の考え方	過去の実績から、将来人口推計(小学3年生まで)の減少率を踏まえて量を見込みます。
確保方策 の考え方	市内7か所の施設体制により、必要な提供体制を確保します。

(単位:年間延べ利用人数(人))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	725	687	651	621	589	-
	確保方策	725	687	651	621	589	685
幸区	量の見込み	710	687	662	637	617	-
	確保方策	710	687	662	637	617	828
中原区	量の見込み	1,143	1,092	1,040	1,004	970	-
	確保方策	1,143	1,092	1,040	1,004	970	1,074
高津区	量の見込み	484	462	440	422	407	-
	確保方策	484	462	440	422	407	930
宮前区	量の見込み	978	939	903	869	835	-
	確保方策	978	939	903	869	835	964
多摩区	量の見込み	1,308	1,290	1,277	1,258	1,244	-
	確保方策	1,308	1,290	1,277	1,258	1,244	1,265
麻生区	量の見込み	436	417	399	382	364	-
	確保方策	436	417	399	382	364	463
全市	量の見込み	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	-
	確保方策	5,784	5,574	5,372	5,193	5,026	6,209

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(19/20)

(12)ファミリー・サポート・センター事業(ふれあい子育てサポート事業)【事業概要は第4章P72参照】

量の見込み の考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。
確保方策 の考え方	子育てヘルパー会員数の増加を図り、利用希望者と子育てヘルパー会員とのマッチングを高め、利用ニーズに的確に対応していきます。

(単位:年間延べ利用人数(人))

区域		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
川崎区	量の見込み	800	805	814	820	832	-
	確保方策	800	805	814	820	832	795
幸区	量の見込み	1,731	1,740	1,761	1,773	1,799	-
	確保方策	1,731	1,740	1,761	1,773	1,799	1,719
中原区	量の見込み	3,869	3,890	3,937	3,963	4,022	-
	確保方策	3,869	3,890	3,937	3,963	4,022	3,843
高津区	量の見込み	1,480	1,488	1,506	1,516	1,538	-
	確保方策	1,480	1,488	1,506	1,516	1,538	1,470
宮前区	量の見込み	1,084	1,090	1,103	1,111	1,127	-
	確保方策	1,084	1,090	1,103	1,111	1,127	1,077
多摩区	量の見込み	1,301	1,308	1,324	1,332	1,352	-
	確保方策	1,301	1,308	1,324	1,332	1,352	1,291
麻生区	量の見込み	1,710	1,717	1,740	1,750	1,778	-
	確保方策	1,710	1,717	1,740	1,750	1,778	1,699
全市	量の見込み	11,975	12,038	12,185	12,265	12,448	-
	確保方策	11,975	12,038	12,185	12,265	12,448	11,894

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策(20/20)

(13)妊婦健康診査【事業概要は第4章P118参照】

量の見込み の考え方	推計妊娠届出数(推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出)に妊婦健康診査の推計延べ受診回数(妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均)を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。
確保方策 の考え方	●推計妊娠届出数が実績を下回る見込みであり、その全数を支援するため、現行の体制を維持し、年間を通して、対象となる妊婦健康診査の受診費用に対して、費用の一部を公費負担していきます。 ●母子保健情報管理システムの活用により、対象者の状況を的確に把握し、受診勧奨や保健指導を行うとともに、受診結果を把握し妊娠期の保健の向上を図ります。 ●実施体制・機関:医療機関、助産所

(単位:※1年間延べ受診回数(回)、※2 人数(人)、※3 件数(件))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	-
確保方策※1	126,335	122,751	119,712	117,194	114,875	135,911
(参考)推計出生数※2	10,373	10,079	9,829	9,622	9,432	10,873
(参考)推計妊娠届出数※3	10,891	10,582	10,320	10,103	9,903	11,966

(14)産後ケア事業【事業概要は第4章P118参照】

量の見込み の考え方	推計出生数、過去の利用実績及び事業を拡充した令和6(2024)年度の利用状況から、年間延べ利用人数を見込みます。
確保方策 の考え方	妊婦等包括相談支援事業等を活用し、対象者に対して適切に事業を案内し、サービスを提供していきます。

(単位:延べ人数(人))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度実績
量の見込み	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	-
確保方策	6,846	6,652	6,487	6,350	6,225	5,558

第6章 各種計画の量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第2節 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

第3節 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

1 概要

本市では、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業を市内115校で実施しています。

わくわくプラザ事業では、地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域におけるさまざまな施設や団体等の地域資源を生かした多様なプログラムや児童の意見を取り入れた活動を実施しています。

2 取組の考え方

(1)放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の一体的な実施

放課後児童健全育成事業は、就労等により保護者が日中いない家庭の児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

また、放課後子供教室は、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

本市においては、国の「放課後児童対策パッケージ」に基づき、本市のすべての市立小学校において、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施するわくわくプラザ事業により、すべての児童と一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

(2)小学校の施設の活用

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、児童のすこやかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とが、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等、小学校の施設の活用を促進していきます。

なお、本市においては、児童数の増加が予測されている地域があることや、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴う35人学級の実施の影響などにより、教室の確保が課題となる学校があるため、学校施設の活用を検討する際には、教育委員会と十分に連携を図りながら調整を進めます。

(2)-1 余裕教室の活用促進

児童数の動向や設備の状況を踏まえ、現に使われている余裕教室(学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等)についても、わくわくプラザ事業に活用できないか、学校と調整を図ります。

(2)-2 放課後等における学校施設の一時的な活用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等(けが等が発生した場合の保健室を含む)のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的な活用について、学校と調整を図ります。

(3)学校・保護者との具体的な連携

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力を図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有します。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

第6章第2節 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

(4)特別な配慮を要する児童への対応

障害のある児童や特別支援学校及び特別支援級に在籍する児童、その他特別な配慮を要する児童虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童も安心して過ごすことができるよう、職員を追加で配置し安全・安心な居場所を確保します。

(5)放課後児童健全育成事業の開所時間

放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日以外の学校休業日は午前8時から午後6時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後6時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後7時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

(6)こどもの自主性、社会性等のより一層の向上

こども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえ、関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれのこどもの感情や意思を尊重し、社会性、自主性の向上を図ります。

(7)放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者等への周知

支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えとともに、定期的にわかりやすく説明します。

また、定期的にお便りを発行し、小学校や地域に配布するなど広く周知します。

(8)事業の質の向上

職務を遂行する上で必要な知識や技能の習得を目的とした、わくわくプラザ事業に従事する職員の資質向上のための研修を実施します。

3 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策及び放課後子供教室の目標事業量と確保事業量

(1)放課後児童健全育成事業

本章第1節の7(5)「放課後児童健全育成事業」に記載しています。

(2)放課後子供教室(校内交流型)

(単位:実施か所数(か所))

全市域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標事業量	115	115	115	115	115
確保事業量	115	115	115	115	115

第6章 各種計画の量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

第2節 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策

第3節 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

1 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

本計画は、児童福祉法をはじめとする関係法令や「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(令和6(2024)年3月12日子支課第125号こども家庭庁支援局長通知、以下「計画策定要領」という。))を踏まえ、さまざまな事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を進めるため、策定するものです。

児童福祉法では、国及び地方自治体の責務として「児童が家庭において心身ともにすこやかに養育されるよう、児童の保護者を支援」すること、家庭で生活することが困難である児童については「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育」すること、それが適当でない児童については「できる限り良好な家庭的環境において養育」することを定めています。また、代替養育(里親家庭や児童養護施設・乳児院等での養育)を必要とする場合においても、児童の考えや意見を聴き、その状況なども斟酌しながら、生活の場を定めていくことが必要になります。

本市においても児童相談所への児童虐待相談・通告件数の増加等、子育てに不安や悩みなどを抱える家庭が増加していると考えられることから、こどもが家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めるとともに、家庭に代わり社会的に養育する必要がある児童については代替養育につなげ、できる限り家庭的環境で養育できるよう代替養育における環境整備を図ることや、代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保することが必要です。

(1)基本的な考え方

本計画では次の3つを基本的な考え方として施策を展開します。

《基本的な考え方Ⅰ》専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実

児童相談所への相談件数や児童虐待の相談・通告件数は増加傾向にあり、中には経済的な困窮や子育て上の不安や悩みなどを抱えこみ、SOSを出すことができず、必要な支援につながつていない子育て家庭があることも考えられます。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童ができる限り家庭においてすこやかに養育されるよう、児童相談所や区役所、地域の関係機関が連携しながら児童虐待の防止に向けたリスク要因の早期把握や家庭での養育支援に取り組むとともに、一時保護を行った場合の児童の福祉の向上や家庭復帰に向けた支援の充実を図ります。

1 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(1)基本的な考え方

《基本的な考え方Ⅱ》代替養育を必要とする児童への支援の充実

代替養育を必要とする児童については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念から、できる限り家庭に近い環境で養育されるよう支援を行う必要があり、さまざまな状況にある児童に対し適切に対応することができるよう環境整備を図ることが必要です。

児童への支援の基盤となるものは、権利擁護であり、その一環として、意見表明などの機会を担保し、児童の最善の利益を実現していくことが求められます。

里親家庭・施設等においてすべての要保護児童が心身ともにすこやかに養育され自立できるよう、里親家庭への支援体制の充実や施設における専門的支援の充実、児童の自立支援の推進など、代替養育を必要とする児童への支援の充実をめざします。

《基本的な考え方Ⅲ》本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進

代替養育を必要とする児童数については、本市の児童人口や児童虐待・相談通告件数、児童相談所への相談件数等を踏まえると、当面は増加傾向が続くものと見込まれます。そうした状況にあっても代替養育を必要とする児童を確実に養育できる体制を整えるため、家庭養育を担う里親登録数の増加を図るとともに、さまざまな状況にある児童へ専門的支援を行うため、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の定員枠を確保するなど、里親と施設の両輪により、社会的養護の体制整備を進めていきます。

また、代替養育を必要とする児童や家庭の状況を的確に把握し、里親家庭での養育を基本としながら、児童が最適な環境で養育を受けられるよう代替養育の環境を選択し支援を推進します。

(2)「量の見込みと確保方策」について

この計画は計画策定要領に基づき、令和6(2024)年度に策定した令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの要保護児童の量の見込みと確保方策について、より効果的・実効的に行う必要があることから、令和7(2025)年度に計画の見直しを図り、令和8(2026)年度以降の支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組の促進を定めたものとなっています。

令和2(2020)年2月に策定した「川崎市社会的養育推進計画」では、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度を第1期、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度を第2期、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度を第3期としており、第2期は第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン第6章、第3期は本節において社会的養育推進計画の位置づけを行っています。

1 本市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

(3)評価のための指標とPDCAサイクルの運用について

計画の進捗については毎年度、計画策定要領に基づき点検・評価を行い、庁内の会議や子ども・子育て会議へ報告を行うとともに、課題となっている部分等の取り組みについて見直しを行うなど、適切なPDCAサイクルを運用していきます。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組

(1)現行計画の達成見込み・要因分析

児童福祉法の理念に基づき、こどもの権利擁護の観点から、一時保護の措置や代替養育を受けるこどもの状況や意向を踏まえながら代替養育等の環境を選択するとともに、一時保護や代替養育を行う者が、こどもの生育状況や新たな環境で生活することに留意しながら、こどもに寄り添った支援を行っていくことが必要です。

令和4(2022)年の児童福祉法等改正では、社会的養護に係るこどもの権利擁護の強化を図るため、施設入所等の措置や一時保護の決定等を行う場合には、年齢、発達の状況等のこどもの事情に応じて意見聴取等措置をとらなければならないものとされたことや、意見表明等支援事業が創設されたことなど、こどもの権利擁護に係る環境整備が規定され、本市においても取組を進めていく必要があります。

(2)資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

こどもの意見聴取等の実施	・里親等への委託や施設入所時、一時保護開始時にすべてのこどもに対し「子どもの権利ノート」等を配付し、子どもの権利について説明するとともに、人権オンブズパーソンへ相談ができるよう環境を整備しています。 ・児童相談所が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定時等措置開始時等においてこどもの意見聴取等を行っています。 ・意見表明等支援員を一時保護施設等に派遣する意見表明等支援事業を実施しています。 ・こどもから出された意見・意向については、援助方針等こどもの状況を勘案しながら児童相談所内で支援方法や内容を検討・協議し、可能な限り尊重するよう取り組んでいます。
子どもの権利擁護に関する研修の実施	児童相談所職員及び区役所職員に対し、児童相談所新任研修・児童福祉司任用後研修・要保護児童対策地域協議会調整担当者研修において子どもの権利に関する内容を実施しています。

2 当事者であるこどもの権利擁護の取組

(3)資源の整備・取組方針

現在の取組に加え、令和6(2024)年度から開始した意見表明等支援事業については、意見表明等支援員の確保をすることにより、活動日数の増加や施設入所児童への実施等、拡充に向けて取組をさらに推進していきます。

(4)評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
意見表明支援を利用可能な児童数	993人	997人	1,000人	1,002人	1,004人		993人
意見表明支援事業における意見表明等支援員の活動延べ日数	55日	100日	100日	100日	100日		20日
こどもの権利擁護に関する研修の実施回数(年)	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上		1回以上
こどもの権利擁護に関する研修の受講者数	59人	59人	59人	59人	59人		68人

3 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析

(1)-1 区役所における相談支援体制の整備

児童虐待等の未然防止に向けては、支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、必要な相談支援につなげていくことが必要です。

本市では、これまで各区地域みまもり支援センターに子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点を位置づけ、こども家庭相談支援に関わる専門的支援機能を構築し、総合的な相談支援を実施してきたところですが、令和4(2022)年に改正された児童福祉法において、市町村はすべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされ、本市も対応が求められています。

(1)-2 家庭支援事業等の実施による相談支援の充実

令和4(2022)年改正の児童福祉法により、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が創設され、また、これらの3事業に子育て短期支援事業・一時預かり事業・養育支援訪問事業を加えた6事業については、児童福祉法上「家庭支援事業」と位置づけられ、市町村による利用勧奨・措置が可能となりました。本市においても家庭支援事業を実施することにより、ヤングケアラーを含む子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援につなげていくことで、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことが求められています。

また、経済的な事情やDV被害等により地域での生活が困難な母子家庭については、安全な生活の場を確保するとともに、その後の地域での生活への円滑な移行に向けた専門的支援を行う必要があります。本市に設置している母子生活支援施設では、そうした母子家庭に生活の場を提供するとともに、生活や就労に関するサポートを行い、併せて退所した方への相談支援等を行っています。

(1)-3 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

児童家庭支援センターは、相談・支援を担当する専門職や心理療法担当職員がこどもの養育に不安を抱える家庭の相談支援等を行っています。

児童家庭支援センターはこうした専門的な支援を身近な地域で行う機関として、児童相談所や区役所等との連携のあり方や児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューについてなど、地域における相談支援について行政と共に検討していくことが必要です。

3 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

(2)資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

こども家庭センター機能の整備	令和7(2025)年度から各区地域みまもり支援センターにこども家庭センター機能を位置づけ、サポートプラン策定等の取組を試行的に実施しています。
こども家庭相談に関わる区役所等職員への研修実施	要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、区役所職員等への人材育成に取り組んでいます。
家庭支援事業	家庭支援事業のうち、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業(令和7(2025)年10月開始)を実施しています。 事業概要、令和6(2024)年度実績等は各ページ参照 子育て短期支援事業 121・205ページ / 養育支援訪問事業 118・207ページ 一時預かり事業(幼稚園型・保育所における一時預かり) 84・211・212ページ 子育て世帯訪問支援事業 121・207ページ
児童家庭支援センターの設置	市内2か所の乳児院・4か所の児童養護施設に児童家庭支援センターを併設し、相談・支援を担当する専門職や心理療法担当職員が養育に不安を抱える家庭への相談支援を行っています。また、子育て短期支援事業の窓口となり、保護者の病気や出産、育児疲れ等により、家庭で一時的にこどもの育児が困難な場合に、原則7日以内でこどもを預かっています。

(3)資源の整備・取組方針

(3)-1 区役所における相談支援体制の整備

令和8(2026)年度からこども家庭センターでの取組を実施することにより、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目のない支援の更なる充実に取り組みます。

(3)-2 家庭支援事業等の実施による相談支援の充実

こども家庭センターにおいてサポートプランに基づく支援を実施することにより、今後家庭支援事業につながる児童・家庭の増加も見込まれることから、これまで実施している既存事業の充実を図るとともに、新規の3事業うち、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業についても実施に向けて検討を進めます。

また、母子生活支援施設に入所する母子等に対しては、児童、母親それぞれを対象とした支援の充実を図りながら、施設退所後の地域での安定した生活を見据え、とりわけ母親の生活能力や社会性の向上、就労に結びつく各種サポートを踏まえた自立支援にも今後注力していく必要があります。

3 児童家庭支援体制の構築等に向けた本市の取組

(3)資源の整備・取組方針

(3)-3 児童家庭支援センターの機能強化に向けた取組

乳児院や児童養護施設が持つこどもの養育や家族支援等に関する専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援の充実、子育て短期支援事業の実施、児童福祉法に基づき児童家庭支援センターが支援を行うことが効果的であるもの等について指導委託を行うことで、子育て支援及び保護者支援の充実を図ります。

(4)評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
こども家庭センターの設置数	7か所(試行実施)	7か所	7か所	7か所	7か所	0か所
こども家庭相談に関する区役所等職員への研修実施回数	21回	21回	21回	21回	21回	20回
こども家庭相談に関する区役所等研修の延べ受講者数	520人	520人	520人	520人	520人	407人
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施	7区で実施	0区
児童家庭支援センター設置数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
子育て短期支援事業を委託している児童家庭支援センター数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	3件	3件	3件	3件	3件	3件

※家庭支援事業については、子ども・子育て支援事業計画に基づく量の見込み・確保方策を位置づけ(子育て短期支援事業205ページ、養育支援訪問事業207ページ、子育て世帯訪問支援事業207ページ、児童育成支援拠点事業208ページ、親子関係形成支援事業208ページ、一時預かり事業(幼稚園型・保育所における一時預かり)211・212ページ参照)

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析

特定妊婦等の支援対象者に対しては、これまでも区役所などにおいて丁寧な支援を実施していますが、さまざまな事情によりやむを得ず一時的に母子を分離して支援を行うこともありました。相談支援をはじめとして、支援対象者が抱える悩みや課題などについては、早期に把握し、必要な支援を行う機関につなぐことが求められますが、どこに相談したらよいかわからない、家族等にわからないように相談したいが難しい、そもそも行政等の支援を求めたくない等、つながりをもつこと自体にハードルがある場合も多く、着実に支援の手が届くことが求められます。

(2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

妊産婦等生活援助事業の事業所数	特定妊婦への支援については、区役所地域みまもり支援センターや、児童相談所職員が、各ケースごとに個別対応し、必要に応じて一時保護等を実施してきました。なお、本事業の事業所については令和6(2024)年10月に1か所開所しました。
研修の実施回数(年間)	児童相談所の新任研修、児童福祉司任用後研修や、要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等において、特定妊婦等への支援等について研修を実施しています。
助産施設の設置数	経済的な理由で出産費用を負担できない方が、安心して入院出産できるよう補助を行う、児童福祉法に定められた制度で、市内3施設において実施しています。

(3) 資源の整備・取組方針

令和4(2022)年の児童福祉法改正に伴い都道府県等の事業として位置づけられた妊産婦等生活援助事業は、支援対象者が地域で暮らしながら、通所あるいは必要に応じて事業所へ入居することにより、母子を分離せず、生活上の支援や各種相談等の対応を行います。

また、既存の乳児院や母子生活支援施設との連携を図ることで、各施設で培ってきた養育機能やアセスメントの専門性などを、本事業の利用者の支援に活かしていきます。

特定妊婦数が増加傾向の中で、特に今後入居による支援を含め、本事業が実施する各種支援につながる方が増加していくと見込まれます。本市においても令和6(2024)年度中に開設した事業所を中心に、一人でも多くの支援対象者が本事業につながるよう周知等を図るとともに、支援の実績を蓄積し、安心して子育てができるよう、事業拡充を進めます。

4 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(4)評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
妊産婦等生活援助事業の事業所数	1	1	2	2	2		1
研修の実施回数(年間)	1	1	1	1	1		1
助産施設の設置数	3	3	3	3	3		3

5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

代替養育を必要とする児童数(措置児童数)は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合(措置率)を算定し推計します。

本章第1節「4 就学前児童の将来人口推計について」で行った推計時点では、児童人口は令和11(2029)年まで減少傾向であるものの、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■代替養育を必要とする児童数の推計

(単位:人)

	第2期	第3期					実績値
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
児童人口	241,047	237,418	233,198	228,315	223,638		245,047
児童人口に対する措置率	0.144%	0.148%	0.152%	0.156%	0.161%		0.140%
措置率増加率	—	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%		3.3%
縁組成立控除前措置児童数	347	351	354	356	358		343
措置児童数	341	345	348	350	352		342

※ 令和7(2025)年度の措置率については、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの平均(0.144%)を採用しています。

※ 措置率増加率については、児童相談所一時保護施設において、公的保護方向の判断に基づき里親や施設に措置を行う予定の児童が常時相当数いることを踏まえ、第2期計画策定時に用いた数値(2.7%)を採用しています。

※ 措置児童数の算定に際しては、計画策定要領に基づき、毎年度対象児童のうち特別養子縁組が成立すると見込まれる児童数を引いて算定しています。

5 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

■代替養育を必要とする児童数の推計(年齢別)

(単位:人)

	第2期	第3期					実績値
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
就学前児童(3歳未満)	32	32	33	33	33		35
(里親等委託率対象児童数)	32	32	33	33	33		35
就学前児童(3歳以上)	48	49	49	49	50		55
(里親等委託率対象児童数)	42	43	43	43	44		50
就学児童	261	264	266	268	269		252
(里親等委託率対象児童数)	206	203	205	207	202		211
合計	341	345	348	350	352		342
(里親等委託率対象児童数)	280	278	281	283	279		296

※ 里親等委託率対象児童数とは、国の示す里親等委託率の対象となる児童数であり、措置児童数全体から算定対象外となる児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）入所児童数を控除した人数をいいます。

6 一時保護施設の質の向上に向けた取組

(1)現行計画の達成見込み・要因分析

令和4(2022)年の児童福祉法改正により、一時保護となるこどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を促進することや、一時保護の質を担保することを目的して、内閣府令「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が定められ、本市においても令和7(2025)年3月に「川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定しました。今後は、本条例及び国が令和6(2024)年4月に改正した「一時保護ガイドライン」に沿って、一時保護施設の環境改善やこどもの権利擁護に一層取り組んでいく必要があります。

また、令和7(2025)年7月に中部児童相談所一時保護施設の建替及び定員増を実施するとともに、ユニット化移行等に関する基準に沿った対策を進めていますが、こどもの最善の利益を考慮しながら、今後も一時保護施設の質の向上に取り組んでいきます。

6 一時保護施設の質の向上に向けた取組

(2)資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

一時保護施設の環境整備等	・恒常的な定員超過状態の解消や今後さらに一時保護児童数が増加した際にも確実に受け入れができるよう体制を確保するため、令和2(2020)年度から中部児童相談所一時保護施設の改築に着手し、市全体で最大100名の受け入れが可能となるよう整備を進め、令和7(2025)年7月に供用開始しました。 ・一時保護施設の運営等に関する会議を定期的に開催し、一時保護施設での生活やこどもへの対応について検討を行っています。 ・一時保護されたこどもに対し権利擁護や適切なケアが実施できる人材を育成するため、毎月一時保護施設職員に対して研修等を行っています。
--------------	--

(3)資源の整備・取組方針

これまでの一時保護施設におけるこどもへの意見聴取をはじめ、一時保護施設の運営等に関する検討、一時保護施設職員への人材育成等の取組を継続するとともに、一時保護が長期化するこどもに対しどのように環境を整備していくか、引き続き検討していきます。

(4)評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
一時保護施設の定員数	88人	94人	94人	94人	94人		70人
第三者評価を実施している一時保護施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所		2か所
一時保護施設職員に対する研修の実施回数	12回	12回	12回	12回	12回		12回
一時保護施設職員に対する研修の延べ受講者数	195人	195人	195人	195人	195人		195人
一時保護が可能な児童福祉施設の数	18	20	20	20	22		16
一時保護施設平均入所日数	52日	52日	52日	52日	52日		57日
一時保護施設平均入所率	86.9%	81.4%	81.4%	81.4%	81.4%		86.9%

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(1)現行計画の達成見込み・要因分析

(1)-1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

本市では区役所地域みまもり支援センターにおける児童虐待予防の支援により、地域での生活を継続できるよう取り組んでいます。さまざまな事情で家庭での養育が難しく、代替養育を必要とするこどもに対しては、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することが必要です。

(1)-2 親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援は、離れて生活しているこどもと親のみを対象とするだけでなく、権利に根差して、こどものすこやかな育ちのため、パーマネンシー保障をめざす中で、こどもの最善の利益の実現を目的としているため、本市においても、児童相談所や関係機関等がこどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築する必要があります。

※親子関係再構築支援とは、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むことです。

(1)-3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

児童相談所におけるケースマネジメントの考え方については7(1)-1に示したとおり、こどもの意向や状況等を踏まえた家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方に基づき、代替養育が開始された時点から、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰をめざすとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討します。

(2)資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築	区役所地域みまもり支援センターと連携しながら児童虐待の重症化予防に取り組むとともに、こどもの家庭復帰が難しい場合は、できる限り家庭的な養育環境を確保するよう特別養子縁組や里親への措置を検討しています。
親子関係再構築に向けた取組	令和6(2024)年度から各児童相談所において児童福祉司・児童心理司からなる専任チームを設け、親子関係再構築支援事業の試行実施を含む、親子関係再構築のための相談支援を行っています。
特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築	養子縁組里親支援に特化したフォスティング機関と児童相談所が連携し、乳児院に一時保護委託となった乳児等を中心に、迅速かつ丁寧なアセスメントに基づき、特別養子縁組成立をめざすなど、パーマネンシー保障に基づく支援を行っています。

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(3)資源の整備・取組方針

(3)-1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

児童相談所はこどもを心身ともに安全かつ健全に養育ができるよう家庭に対する支援を行い、家庭復帰をめざすとともに、それが困難な場合は親族等養育、特別養子縁組の委託を検討するなどケースマネジメントをさらに推進します。

(3)-2 親子関係再構築に向けた取組

ペアレントトレーニング等個別の保護者支援プログラムの実施をはじめ、家族の抱えるリスクやニーズ等のアセスメントに基づいてこどもと親の状況に応じた適切な支援を展開できるよう、親子関係再構築に向けた総合的な支援に取り組んでいきます。また、こどもや保護者を取り巻く社会環境の変化と多様なニーズに応えられるよう、スーパーバイザーによる助言や研修等により人材育成を図りながら、職員間で実践を共有し、支援の質の向上につなげます。

親子関係再構築支援の実施にあたって、児童相談所との相談関係を構築することが難しい状況にある保護者に対しては、児童相談所以外の機関や支援者が保護者をサポートする体制づくりは重要であり、児童相談所以外の第三者機関が加わることで、多様な立場から保護者とこどもを支援する体制づくりにつながることから、保護者支援プログラムの実施機関等と連携・協働することにより、さらに専門性を活かした支援を行います。

(3)-3 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

本市では、養子縁組里親の支援に特化した形のフォスタリング機関を令和2(2020)年度から1機関設置しており、特別養子縁組に関する制度の理解、普及啓発やリクルート及び養親となる里親の育成、こどもの委託後の支援、特別養子縁組成立後の支援などを、児童相談所の援助期間経過後も継続的に実施するなど、永続的な家族関係の形成とその後の支援を担っています。

7 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

(4)評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
児童相談所における専門チームの配備	3班	3班	3班	3班	3班		3班
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	38件	44件	50件	56件	62件		40件
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	16回	16回	16回	16回	16回		13回
親への相談支援に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数	350人	350人	350人	350人	350人		262人
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	6件	6件	6件	6件	6件		1件
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	59人	59人	59人	59人	59人		68人

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組(1/5)

(1)現行計画の達成見込み・要因分析

(1)-1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

児童福祉法における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念から、本市においても養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討していく方向性です。計画策定要領に定められた里親等委託率の目標値に基づき里親等委託を推進してきましたが、令和6(2024)年度の実績は目標値を下回っており、今後も新規の里親登録者数や里親登録辞退者数の推移に十分留意していく必要があります。

児童を里親等へ委託する際には、児童・里親それぞれの状況に応じたマッチングをするため、委託児童の多様な養育ニーズへの適切な対応ができる里親の登録数を確保することが必要です。里親登録数は本計画を策定した令和2(2020)年度に比べて約40世帯増加しています。毎年、新規の登録数は一定数あるものの、年齢、体調面をはじめ、個々の家庭の事情等により、登録辞退者もあり、令和6(2024)年度末の登録数は、前年度に対し減少しています。今後も、さまざまな機会を通じて、里親制度の普及・啓発活動を行うことで、地域社会全体で社会的養育に対する理解を深めながら、里親の人材確保に向けた取組を進めていく必要があります。

(1)-2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

本市では、児童相談所とともに、2つのフォスティング機関に、里親のリクルート、研修、こどもと里親家庭のマッチング、訪問等による支援を委託しており、里親制度説明会の開催や、登録前・更新研修の実施など、民間の持つノウハウを活かしながら里親等への支援を実施しています。

社会的養護を必要とする児童は増加傾向にあり、人との愛着を形成する乳幼児期においては、里親委託を推進していく必要があります。また、虐待を受けた児童や発達に課題を抱える児童など、一人ひとりの児童の抱える課題も複雑化していることから、今後も、こどもの希望や不安に寄り添った支援に努めるとともに、担い手となる里親への支援の取組を充実していく必要があります。

(2)資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について(1/2)

里親等委託率・登録率・稼働率	委託率:3歳未満48.6% 3歳以上就学前46.0% 就学児28.4% 全体33.8% 登録率:82.5% 稼働率:41.0%
里親登録数 ファミリーホーム数	養育里親:131家庭 専門里親(9家庭:養育里親の内数) 養子縁組里親:80家庭 親族里親:8家庭 家庭 ファミリーホーム:2か所
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	里親登録に係る児童福祉審議会を年間6回開催しました(14家庭登録)。

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組(2/5)

(2)資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について(2/2)

里親支援センターの設置数	令和6(2024)年度は0か所、今般の児童福祉法の改正により都道府県等の事業として位置づけられた里親支援センターについて、求められる機能の整理や、実施する支援の内容など、設置に向けた検討を進めています。
民間フォostリング機関の設置数	平成30(2018)年度に1か所、令和2(2020)年度中に1か所開設を行い、令和6(2024)年度末時点、2か所体制で運営しています。現在は里親制度等普及促進・リクルート事業、里親等研修・トレーニング事業、里親等委託推進事業及び里親訪問等支援事業を実施しています。
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数・受講者数	未委託家庭向けの動機づけの研修や、こどもとのコミュニケーションスキル向上を題材にした研修など、2か所のフォostリング機関により、毎年テーマを決めて実施しています。
里親登録に係る児童福祉審議会開催回数	令和6(2024)年度は6回開催しています(14家庭登録)。

(3)資源の整備・取組方針

(3)-1 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

令和6(2024)年度の計画改定に当たり、里親本人や委託児童、児童福祉施設等の職員や入所児童等を対象に行ったアンケート結果では、里親のリクルートに関し、社会的な認知度の向上のほか、地域住民や、学校、保育所など身近な関係機関が里親制度への理解・認識を深めることで、里親としての活動がしやすくなり、登録者の増加につながるとの回答がありました。

今後は、さまざまな機会を通じて、里親制度の普及・啓発活動を行うことで、地域社会全体で社会的養育に対する理解を深めながら、里親の人材確保に向けた取組を進めます。

また、一定の養育経験を積んだ里親等が家庭に児童を迎え入れ、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立することを目的とした小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の新規設置に向けた検討を進めます。

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組(3/5)

(3)資源の整備・取組方針

(3)-2 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

社会的養護を必要とする児童は増加傾向にあり、人との愛着を形成する乳幼児期においては、里親委託を推進していく必要があります。また、虐待を受けた児童や発達に課題を抱える児童など、一人ひとりの児童の抱える課題も複雑化していることから、今後も、こどもの希望や不安に寄り添った支援に努めるとともに、担い手となる里親への取組を充実していく必要があります。

本市における里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けては、これまで、児童相談所とともに、2つのフォスタリング機関による里親等への支援を実施してきました。令和4(2022)年の児童福祉法改正においては、新たに児童福祉施設として里親支援センターが位置づけられ、本市においてもその設置に向けた検討を進めています。里親支援センターの設置にあたっては、現在の本市における社会的養護が必要な児童を取り巻く環境の変化を踏まえながら、今後の里親等支援業務の方向性を検討するとともに、現行のフォスタリング業務の評価・分析を行い、里親委託後に生じる課題への対応など、設置効果を踏まえた検討を進めます。

■里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組内容

取組内容	第2期	第3期				
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
「(仮称)里親支援センター設置に向けた基本的な考え方」の策定	今後の里親委託のあり方の庁内検討 「(仮称)里親支援センター設置に向けた基本的な考え方」の検討	継続実施	「(仮称)里親支援センター設置に向けた基本的な考え方」の策定			
里親支援センター運営に関する検討			関係機関等からの意見聴取			
公募選定・開設・移行			運営の方向性を踏まえた仕様の検討・作成	・事業者公募・選定 ・開設準備 ・里親ケース等のフォスタリング業務引継ぎ	・センター開設・運営開始	

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組(4/5)

(4)評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■里親登録認定に係る児童福祉審議会の開催回数(里親部会)

年度	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
児童福祉審議会第1部会の開催回数	4	4	4	4	4	6

■代替養育(里親等)の確保方策

(単位:家庭 ※ファミリーホームは定員数)

年度	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
養育里親	157	168	179	190	201	123
専門里親(養育里親の内数)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)	(9)
養子縁組里親	85	90	95	100	105	79
親族里親	10	11	12	13	14	8
里親登録数計	252	269	286	303	320	210
ファミリーホーム(定員数)	23	23	23	23	29	11
合計	275	292	309	326	349	221

※国から示されている「乳幼児委託率75%、就学児童50%」を基に登録者数を算出

■里親等への委託児童数の見込み

(単位:人)

年度	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
養育里親	87	92	101	107	112	67
養子縁組里親	10	10	10	10	10	16
親族里親	10	11	12	13	14	11
ファミリーホーム	20	20	20	20	23	4
計(里親等)	127	133	143	150	159	98

※国から示されている「乳幼児委託率75%、就学児童50%」を基に登録者数を算出

8 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組(5/5)

(4)評価のための指標

■里親等への委託児童数の見込み(年齢別)

(単位:人)

年度	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
就学前児童(3歳未満)	24	24	25	25	25		17
就学前児童(3歳以上)	29	32	32	32	33		21
就学児童	74	77	86	93	101		60
計	127	133	143	150	159		98

■里親等委託率の見込み

(単位:%)

年度	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
就学前児童(3歳未満)	75	75	76	76	76		49
就学前児童(3歳以上)	69	74	74	74	75		46
就学児童	36	38	42	45	50		28
計	45	48	51	53	57		34

※国より、R11年度「乳幼児委託率75%、就学児童50%」を目標とすることを前提とされている。

※里親登録率とは、代替養育を必要とするこどもの数に対する里親等が受託可能なこどもの数のことをいい、次の算式により算定する。

$$(\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}) \div \text{里親等委託率対象児童数}$$

■里親登録率及び稼働率の見込み

(単位:%)

年度	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
里親登録率	110.8%	118.6%	124.2%	130.2%	141.1%		82.5%
里親稼働率	40.9%	40.3%	41.0%	40.7%	40.4%		41.0%

※里親稼働率とは、里親等が受託可能なこどもの数に対する里親等へ委託されているこどもの数のことをいい、次の算式により算定する。

$$\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数} \div (\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数})$$

※平均受託児童数については、令和5年度末における数値(1.14人)を各年度の見込み値算定において使用している。

■フォスタリング機関の設置数ほか

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
里親支援センターの設置数	0	0	0	0	1		0
民間フォスタリング機関の設置数	2	2	2	2	※		2
基礎研修・登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数	15	15	15	15	15		16
研修の受講者数	120	120	120	120	120		127

※今後策定する「(仮称)里親支援センター設置に向けた基本的な考え方」の中で、設置数を検討する。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析

(1)-1 施設で養育が必要なこども数の見込み

就学前の乳幼児については、里親等委託を進めつつ、医療的ケアが必要な乳幼児、時間をかけて家庭での養育をめざす乳幼児、ケアニーズの高い乳幼児等を中心として、施設での養育が必要であると考えています。また、特別養子縁組を前提とした場合などは乳児院での養育を経て、里親委託につなげる過程を経ることで、施設とのつながりや、その後のスムーズかつ継続的な支援に結びつきます。

今後里親委託が増えていく中で、委託児童の持つ発達特性やさまざまな課題に対応していくためには、里親と施設との連携を深めていくことも重要であり、一時的に施設での生活を行い、その間に施設や児童相談所の専門職がアセスメントを行うなど、里親、施設の両輪による児童への支援が求められます。

その他、近年は中・高校生の一時的保護児童数が増加し、家庭への復帰が難しい児童も増えており、こどもの状況により里親委託は難しく、児童養護施設において支援していくニーズが高まっています。生活の拠点の確保と、就労等をしながら社会的な自立をめざす自立援助ホームへの入居を求めるケースも増えてきています。そのため、施設等入所を必要とする児童が今後も一定数いると見込んでいます。

(1)-2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

本市が所管する児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設等の各施設には児童指導員や保育士といった直接処遇を担う職員のほか、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員など多くの専門職が配置できる体制を整備しています。これにより、きめ細やかな支援を行うことができる体制を確保しており、安心・安全な環境のもとで、児童の養育を行っています。

本市では、各施設が児童一人当たりに対する直接処遇の職員を国の定める配置基準より多くの職員が配置できるよう、市単独の加配制度を設けており、より家庭的な環境で養育を行うことができるようにすることで、児童への支援の充実に努めています。一方で、近年、ケアニーズの高い乳児・児童の支援のため、さらに多くの職員の対応が必要で、より経験のある職員によるケアが必要な場面が多々見られます。しかし、保育士をはじめ、各専門職種については人材の確保が難しく、また、採用後数年で離職してしまう職員も毎年一定数いることから、職員の確保とともに、育成、定着まで一貫した人材育成のサイクルを構築していくことが求められます。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(2)資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	本市所管の児童養護施設においては、小規模グループケアを導入しており、小規模化は完了しています。また、地域分散化を進めており、地域小規模児童養護施設を8カ所設置しています。入居児童数は、本園、分園あわせて合計141人です(令和6(2024)年度末)。
養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	家庭支援専門相談員(加算分)、心理療法担当職員、里親支援専門相談員を中心に、それぞれの専門性を活かしながら適宜各施設に配置しています。
養育機能強化のための事業実施施設数	入所する児童やその家族等に対して、治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション等により心理的ケアを実施しています。(令和6(2024)年度家族療法事業実施:5施設)
一時保護専用施設の整備施設数	現在も各施設において、必要に応じ一時保護委託の受け入れが可能です。今後は児童養護施設等の機能転換により、主に高校生等の年長児童を児童相談所一時保護施設の代わりに受け入れ、学習権の保障や自立に向けた生活が行える環境の構築に向け、検討が必要です。
児童家庭支援センターの整備施設数(再掲)	6カ所
フォostリング事業の実施施設数(再掲)	2カ所
妊産婦等生活援助事業の実施施設数(再掲)	1カ所
家庭支援事業を委託されている施設数	子育て短期支援事業:6カ所

(3)資源の整備・取組方針

(3)-1 施設で養育が必要なこども数の見込み

施設等の定員については、意見聴取等措置などの対応により、代替養育が必要な児童等の意思や、保護者の意向を最大限尊重し、施設での生活を希望する場合にできる限り応えることや、発達に課題を抱える児童や心理面でのケアが必要な児童が増加した場合にも確実な対応を図ることのほか、特に乳児の急な一時保護委託の場合等にも確実に対応ができるよう、今後も必要な定員数を安定的に確保していきます。一方、本市においては神奈川県や横浜市の施設についても協議により定員を確保している状況がありますが、現在入所している児童が措置解除になることで、確保していた定員が減少していく方向性であるため、地域小規模児童養護施設の整備を進め、減少した定員分の確保とともに、並行して施設の地域分散化を推進していきます。その他、9(1)-1で示したように、年長児童の生活の拠点として、自立援助ホームの整備を行うなど、社会的養護が必要なこどもたちの状況に応じて緊急的な対応を進めていく必要があります。

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(3)資源の整備・取組方針

(3)-2 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

国の方針に従い、小規模かつ地域分散化を推進し、できる限り良好な家庭的環境を確保していくためには、本体施設である程度経験を積んだ職員が分園である小規模施設に分散配置されることになるため、一時的に本体施設機能への影響も予見されるところです。そのため、各施設における人材育成の方針などをもとに、更なる数年先を見据えた安定的な人材の確保と育成、そして定着も踏まえた円滑なサイクルを作り出していくため、職員の処遇改善に関する制度の充実や、職員配置基準の見直し等を適宜行いながら、施設への必要な支援を継続していきます。

施設の小規模かつ地域分散化については、今後も地域小規模児童養護施設の設置を推進していくとともに、本体施設の多機能化や機能転換も見据えた形で、分園型小規模グループケアの導入も選択肢の1つとして取り組み、児童の良好な生活環境の確保と、施設運営とのバランスを推進します。

施設の多機能化・機能転換については、本市の施設において併設する児童家庭支援センターと連携した地域の児童・家庭への相談支援やショートステイ・デイスティの受け入れを継続して実施していくほか、里親支援、地域の関係団体への活動支援等、地域の児童福祉における重要な拠点としての役割も担っているため、今後の施設入所児童の状況を踏まえながら、多様な役割を円滑に果たせるよう環境整備を図ります。

その他、児童養護施設については、一部施設について小規模グループケアユニットの機能転換を図り、本体施設の一部を一時保護委託やショートステイ機能に転用することも検討するなど、施設機能の強化を推進していきます。

(4)評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

■代替養育(施設等)の確保方策

(単位:人)

年度	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
児童養護施設	160	160	154	154	148	162
地域小規模児童養護施設	48	48	54	54	60	48
乳児院	45	45	45	45	45	45
広域入所(県施設等)	37	32	27	22	17	42
計(児童養護施設・乳児院)	284	285	280	275	270	297
児童心理治療施設	40	40	40	40	40	40
自立援助ホーム	12	24	30	36	36	12
広域入所(県施設等)	10	10	10	10	10	11
計(専門的施設)	62	74	80	86	86	63
合計	348	359	360	361	356	360

9 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

(4)評価のための指標

■施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
小規模施設の数	7	8	9	9	10	8
小規模施設の入所児童数	35	40	45	45	50	32
分園型グループケアの数	2	3	4	4	4	0
分園型グループケアの入所児童数	10	16	22	22	22	0
専門職(※)の加配施設数	7	7	7	7	7	7
専門職(※)の加配職員数	25	25	25	25	25	25
養育機能強化のための事業実施施設数	5	5	5	5	5	5
児童家庭支援センターの設置施設数(再掲)	6	6	6	6	6	6
妊産婦等生活援助事業の実施施設数(再掲)	1	1	2	2	2	1

(※)心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員、里親支援専門相談員、看護師等をいう。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(1)現行計画の達成見込み・要因分析

里親家庭や施設に措置された児童は、児童福祉法の定めにより、原則として18歳まで(措置延長により20歳まで)に措置解除され、地域で生活することが求められますが、令和4(2022)年の児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業の上限年齢が撤廃され、今まで生活してきた施設や里親家庭において措置が解除された後も必要な支援を継続的に受けることができるようになり、支援の選択肢が増えました。

本市では社会的養護自立支援事業を平成30(2018)年度から実施し、進学等希望の児童に対しては進路相談のほか、各種奨学金の取得等に関する支援を実施してきたほか、措置解除後の方に対しては、自立した生活を支えるための生活スキルの向上、金銭面の管理のほか、就労の継続や、やむを得ず退職した際の課題の整理や再就労に向けた支援などを行ってきました。さらに、令和4(2022)年度からは施設等退所者同士が交流できるイベントを事業者が主催で開催するなど、同じ立場の方同士のつながりだけでなく、支援者と本人のつながりを維持し、困ったときに支援ができる関係づくりを進めてきました。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(2)資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童自立生活援助事業の実施箇所数	法改正に伴い、令和6(2024)年度以降は類型ごとに整備を行います。なお、令和6(2024)年度末時点での実績は次のとおりです。 Ⅰ型:2か所(12名入居) Ⅱ型:1か所(2名入居) Ⅲ型:6か所(6名入居)
社会的養護自立支援事業の整備箇所数	社会的養護自立支援事業として、平成30(2018)年度より事業を開始しています(1か所)。

※児童自立生活援助事業の類型について

・児童自立生活援助事業所Ⅰ型:法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居(以下「自立援助ホーム」という。)

・児童自立生活援助事業所Ⅱ型:母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設

・児童自立生活援助事業所Ⅲ型:小規模住居型児童養育事業を行う住居(以下「ファミリーホーム」という。)又は里親(親族里親を除く。)の居宅

(3)資源の整備・取組方針

措置解除後、既に社会で活躍されている方々(ケアリーバー)へのアンケートからは、社会的養護自立支援事業の利用に関し、自身の経験等から、措置解除になる前の中学生や高校生の段階からキャリア教育や自立後の生活に関する実践的な支援を行うことは有用であったという意見や、実際に自立した後も、精神面に関するサポートや、金銭面の管理、アドバイスなどが受けられる支援者の存在を評価する意見もありました。

また、施設等退所者の中には障害を有する方も一定程度存在することや、家庭との関係性が構築できない中で社会的自立を求められる場合も多いことから、児童自立生活援助の実施を通じて1人1人のニーズをしっかりと把握し、実情を常に把握しながら、継続的かつ現実的に即した支援を展開していく必要があります。その他、社会には出たものの、例えば職を失い、生活困窮に陥り、帰住先を失っている場合などに一時避難的かつ短期間の居場所の確保の実現に向け検討を進める等、あらゆる場合における支援が可能となるような事業内容の精査、拡充が求められます。

10 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(4)評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
自立支援を必要とする社会的養護経験者数	20	20	20	20	20	20
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	1	1	1	1	1	1
児童自立生活援助事業の実施箇所数	9	12	14	16	17	9
児童自立生活援助事業の入居人数(Ⅰ型)	12(2か所)	24(4か所)	30(5か所)	36(6か所)	36(6か所)	12(2か所)
児童自立生活援助事業の入居人数(Ⅱ型)	2(1か所)	2(1か所)	2(1か所)	2(1か所)	2(1か所)	2(1か所)
児童自立生活援助事業の入居人数(Ⅲ型)	6(6家庭)	7(7家庭)	8(8家庭)	9(9家庭)	10(10家庭)	6(6家庭)

11 児童相談所の強化等に向けた取組

(1)現行計画の達成見込み・要因分析

(1)-1 児童相談所の体制強化に向けた取組の推進

児童相談所における児童虐待相談・通告件数は令和6(2024)年度は4,270件と増加傾向は続いており、関係機関との連携強化が進み、地域の関心が高まっている状況から、今後も増加が見込まれます。

国は平成28(2016)年に児童福祉司、児童心理司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定し、その後も平成30(2018)年、令和4(2022)年に児童相談所の体制強化のため各プランが策定されたところです。本市においても要保護児童等へのより適切な支援に向けて、国の示す配置基準等を踏まえながら、必要な児童福祉司・児童心理司を計画的に配置してきました。また、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる医師・保健師を継続配置するとともに、法的対応体制の強化のため弁護士や警察との連携を強化するため警察官を配置するなど、こども家庭相談体制の強化を図ってきました。

一方で、児童相談所職員の増加に伴い経験年数が浅い職員が増加しており、本市の児童相談所として求められる人材をどのように育成していくか、フォロー体制をどのように構築していくかが課題となっています。

11 児童相談所の強化等に向けた取組

(2)資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

児童相談所における人材確保・育成	・令和4(2022)年12月に策定された国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童虐待相談対応件数に応じた児童福祉司・児童心理司、児童福祉司スーパーバイザーを計画的に配置しています。また、医師、弁護士、保健師等の職員を配置しそれぞれの専門性を発揮し、多職種による連携のもと支援を行っています。 ・児童相談所職員の人材育成については、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等において毎年研修や経験の浅い職員へのフォロー体制等を検討しています。 ・児童相談所職員の専門性の向上のため、児童福祉司任用後研修をはじめ、専門機能強化研修や外部へ派遣研修を行い、人材育成に取り組んでいます。
------------------	---

(3)資源の整備・取組方針

今後においても、児童福祉司、児童心理司等の適切な配置に加え、令和4(2022)年改正児童福祉法に基づく一時保護開始時の司法審査が令和7(2025)年度までに導入されたことも踏まえ、更なる法的対応体制の強化、各区に位置づけられたこども家庭センターとの連携の強化等、児童虐待を取り巻く状況を踏まえながら、体制整備を継続していきます。

人員配置と併せて、児童相談所職員に求められる業務上の知識や技術の習得や専門性の向上等のため、児童相談所人材育成検討委員会ワーキング等での検討の継続やさまざまな研修を実施しながら人材育成を推進していきます。また、自立に向けた支援を必要とする一時保護中の児童の中で、複合的な支援が必要な児童に対して、より良い自立支援が行えるよう機能強化について検討を進めていきます。

(4)評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期				実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R6年度
児童相談所の管轄人口	1,582,100	→	→	→	→	-
南部児童相談所	691,200	→	→	→	→	-
中部児童相談所	481,300	→	→	→	→	-
北部児童相談所	409,600	→	→	→	→	-
第三者評価を実施している児童相談所数	0か所	0か所	1か所	2か所	3か所	0か所
児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修の受講者数	26人	26人	26人	26人	26人	32人

12 障害児入所施設における支援

(1) 現行計画の達成見込み・要因分析

障害児入所施設においても、虐待を受けた児童が生活しており、個々の児童が有する障害への正確な理解と、障害特性に応じた環境を整備するとともに、できる限り良好な家庭的環境での生活の場を提供していく必要があります。本市では福祉型障害児入所施設において、既に個室を中心とした生活の場を提供しており、性別や年齢ごとに複数のユニットに分かれて生活をしています。

(2) 資源に関する本市の現状

○現在の整備・取組状況について

「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1施設
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50名

(3) 評価のための指標

○整備すべき資源の見込量及び評価のための指標

	第2期	第3期					実績
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R6年度
「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	1	1	1	1	1		1
「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	50	50	50	50	50		50

第7章 計画の推進に向けて

- ・ 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、こども未来局を中心として、庁内の関係局区で構成する「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、有識者、事業者代表、労働者代表、子育て支援従事者や市民委員等で構成する「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置づけた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や目標の達成状況についての評価を実施します。

また、進行管理は毎年度行うものとし、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

(1)第4章について

第4章の進行管理にあたっては、市総合計画第4期実施計画やこどもに関連する他の行政計画、関連する他の行政計画との整合性を図りながら、位置づけた3つの方向性や7つの施策などについて評価を行うとともに、評価結果については、ホームページ等を通じて公表します。

■PDCAサイクルによる進行管理



(2)第5章及び第6章について

第5章については、第4章の事務事業を部局横断的に捉え、それぞれの課題の解決に向けて取組ベースで記載していることから、位置づけた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

第6章については、毎年度設定した「量の見込み」について、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。

あ行		か行		さ行	
1か月児健康診査	P10	子育て短期支援事業(ショートステイ)	P121	児童手当	P73
朝の居場所	P152	子ども・子育てDX	P146	児童扶養手当	P123
預かり保育	P181	子ども・若者応援基金	P172	児童養護施設	P170
意見表明等支援事業	P222	子ども・若者の“声”募集箱	P54	就学前児童数	P176
いじめ	P156	子ども会議	P111	宿舍借り上げ支援	P80
一時預かり事業	P84	こども家庭センター	P158	障害のあるこども	P64
一時保育	P181	こどもの意見	P222	小児医療費助成	P73
一時保護	P157	子どもの権利	P62	小児慢性特定疾病	P126
居場所づくり	P150	こどもの貧困	P154	女性相談	P166
医療的ケア児	P164	子ども発達・相談センター (きつずサポート)	P167	自立援助ホーム	P170
延長保育事業	P84	こども文化センター	P93	人権オンブズパーソン	P75
親子関係形成支援事業	P121	これからのコミュニティ施策の基本的考え方	P8	新生児訪問	P118
か行		さ行		た行	
5歳児健康診査	P10	里親支援センター	P170	待機児童数	P43
外国につながるのある(つながる) こども	P108	サポートプラン	P225	待機児童対策	P12
学習支援	P161	産後ケア事業	P118	男女共同参画	P68
家庭支援事業	P207	産前・産後家庭支援ヘルパー	P10	地域課題対応事業	P148
かわさき子育てアプリ	P138	産婦健康診査	P117	地域型保育事業	P83
川崎認定保育園	P181	自殺対策	P162	地域子育て支援センター	P144
グローバル人財育成事業	P94	児童育成支援拠点事業	P121	地域子育て相談機関	P72
合計特殊出生率	P24	児童家庭支援センター	P164	地域の寺子屋	P111
公立保育所	P144	児童虐待	P155	地域包括ケアシステム	P143
子育て世代の定住・転入促進	P88	児童自立生活援助事業	P171		
子育て世帯訪問支援事業	P121	児童相談所	P155		

用語インデックス(主な掲載ページ)

た行		は行		わ行		
地域みまもり支援センター	P144	ふれあい子育てサポート	P72	わくわくプラザ	P93	
地域療育センター	P167	プレコンセプションケア	P119			
DV	P125	保育・子育て総合支援センター	P144			
共働き世帯	P20	保育所等整備計画	P192			
な行		放課後子供教室	P93			
乳児家庭全戸訪問事業	P118	放課後児童健全育成事業	P93			
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	P71	母子生活支援施設	P166			
乳幼児健診	P117	ま行				
認可保育所	P192	未婚率	P22			
妊産婦等生活援助事業	P227	未熟児養育医療	P117			
認定こども園	P83	魅力ある公園緑地づくり	P85			
妊婦健康診査	P118	民生委員児童委員	P148			
妊婦等包括相談支援事業	P118	や行				
は行		ヤングケアラー	P167			
二十歳を祝うつどい	P95	養育里親	P171			
発達障害	P167	養育費確保支援	P124			
ひきこもり	P167	養子縁組里親	P171			
ひとり親家庭	P123	幼児教育	P79			
病児・病後児保育	P81	幼稚園	P83			
ファミリーホーム	P234	要保護児童対策地域協議会	P162			
フォスタリング	P236	幼保小連携	P159			
父子世帯	P27	ら行				
不登校	P156	量の見込みと確保方策	P175			
ふるさと里親	P122	利用者支援事業	P196			



第3期川崎市こども・若者の未来応援プラン 素案

令和7年11月

編集 川崎市こども未来局総務部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-1134

FAX 044-200-3190

Eメール 45kikaku@city.kawasaki.jp